

CI-NET[®]標準ビジネスプロトコル

(Ver. 1.7)

発行

一般財団法人 建設業振興基金

発刊にあたって

CI-NET 標準ビジネスプロトコルは、建設産業における EDI 標準である CI-NET について最も基本的な規約を定めたものである。規約には情報伝達規約、情報表現規約、業務運用規約、取引基本規約の4つがあり、CI-NET により電子データ交換を行おうとする場合は、これらに準拠する必要がある。

CI-NET 標準ビジネスプロトコルは、平成 3 年 7 月に財団法人建設業振興基金 建設産業情報化推進センター（現：一般財団法人建設業振興基金 経営基盤整備支援センター）から Ver.1.0 が発行された。それ以降、平成 5 年 1 月に Ver.1.1、平成 6 年 11 月に Ver.1.2、平成 10 年 12 月に Ver.1.3、平成 15 年 3 月に Ver.1.4 が発行されている。この間、各種標準メッセージの追加や、取引基本規約および業務運用規約モデルの組み込みなど、整備を順次進めてきた。

Ver.1.5 発行以降も、改善のための努力がなされており、今回は以下の標準メッセージおよびデータ項目の追加などを行い、Ver1.7 を発刊する。

- ・標準メッセージの追加 2 種
- ・データ項目の追加 40 種
- ・標準データコードの追加 2 種

なお、今回はこれらの追加とともに、通信環境の変化を踏まえて VAN に関する記述の削除など、必要な修正も行っている。

また、CI-NET では本書のほかに、実際の業務に則してより詳細な取り決めを策定している実装規約などがある。CI-NET についてより具体的に内容を理解したい場合、ならびにシステムを開発する場合は、そちらも参照されたい。

発行にあたり、ご協力いただいた会員企業、団体の委員各位、ならびにご指導を賜った国土交通省、(一財)日本情報経済社会推進協会の各位に心から感謝の意を表する。

2019 年 9 月

一般財団法人 建設業振興基金

目次

はじめに CI-NETによるEDI.....	1
標準ビジネスプロトコルの構成について.....	10
第1節 名称.....	10
第2節 改訂番号（バージョン・ナンバー）.....	10
第3節 標準ビジネスプロトコルの構成.....	10
第1章 標準ビジネスプロトコル使用規約.....	13
第1節 標準ビジネスプロトコルの適用範囲.....	13
第2節 標準ビジネスプロトコルの改訂.....	13
第3節 CI-NETのコード体系.....	13
第4節 標準企業コード使用規約.....	14
第2章 情報伝達規約.....	18
第1節 通信手順規約.....	18
第3章 情報表現規約.....	20
第1節 シンタックスルール.....	20
第2節 標準メッセージ規約.....	27
第3節 標準メッセージ作成規則.....	109
第4章 業務運用規約および取引基本規約（CI-NET運用諸規則）.....	126
第1節 電子メールを前提としたCI-NET運用諸規則.....	126
第2節 CI-NET運用ルール（電子メール版）.....	129
第3節 CI-NET運用ガイド（電子メール版）.....	133
第4節 CI-NETによる電子データ交換(EDI)に関するデータ交換協定書(参考例)	137
第5節 CI-NETによる電子データ交換(EDI)に関する運用仕様書（参考例）.....	147
参考資料.....	157
参考資料1：建設産業情報化推進センター 情報化評議会（CI-NET）入会のご案内	157
参考資料2：建設業における電子計算機の連携利用に関する指針.....	159
参考資料3：改善要求書.....	162
参考資料4：CI-NET標準ビジネスプロトコルVer.1.5からの主な変更点.....	164

標準ビジネスプロトコルの構成について

参考資料 5 : CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.4 からの主な変更点.....	169
参考資料 6 : CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.3 からの主な変更点.....	175
CII シンタックスルール 1.11 および 1.51	182
CII シンタックスルールについての解説.....	182
『CII シンタックスルール 1.11 及び 1.51』 前文.....	187
I 概 要.....	192
II 詳 細	205
III 附属資料.....	248

はじめに CI-NET による EDI

1. 建設産業における情報化の必要性

建設産業は、わが国基幹産業の1つであり、国民生活の質の向上を図る上で重要な住宅・社会資本整備の担い手としての役割を強く求められている。

しかしながら、このような建設産業も、その企業経営を見ると、依然他の産業と比較して生産性が低い状況にある。

このような状況を改善するには、組織や人材の高度化といった建設生産システムの改善、新技術導入による省力化工法などの推進とともに、情報化の推進、特に企業間にわたる情報のネットワーク化による事務処理の効率化・高度化を進めていくことが重要である。こうした建設産業全体の情報ネットワークとして、当基金の経営基盤整備支援センター（以下「支援センター」という。）は従来より「CI-NET（Construction Industry NETwork）構想」を提唱し、その実現のために必要な標準の策定や、利用促進施策を推進してきた。また CI-NET は、国土交通省（当時 建設省）の「第一次、第二次構造改善推進プログラム」、平成 7 年 4 月に公表された「建設産業政策大綱」、同年 6 月の「構造改善戦略プログラム」、平成 12 年の「建設産業構造改善推進 3 ヶ年計画」、平成 16 年の「構造改善プログラム 2004」および平成 19 年の「建設産業政策 2007」の中でも生産性の向上施策の重要な柱としてその普及促進が位置づけられてきている。また、平成 13 年 10 月には国土交通省で電子入札が開始され、建設産業界では官民を挙げて情報化への機運が高まっている。

情報通信技術の発展と普及にともない、わが国産業界においては、オンライン取引等通信ネットワークを活用した情報化への対応が積極的に行われているが、建設産業界においても、業務の合理化・効率化による生産性の向上は重要な課題であり、情報通信ネットワークを活用した情報化に対する期待は大きい。

2. CI-NET 構想

昭和 63 年の CI-NET 検討当初に策定した建設産業情報ネットワーク (CI-NET) 構想は、建設産業標準のコンピュータネットワークを構築し、これを中核として建設産業における情報化を推進し、高度情報化時代への対応を図ろうとするものであった。こうしたコンピュータネットワークの構築により、これまで情報化が遅れていた建設産業界においても、コンピュータを活用した業務処理の向上や生産性の向上が期待された。

この構想では、ネットワークによる情報交換の対象業務として次の 5 つを想定している。

<p>①建設業者間の情報交換業務 総合工事業者、専門工事業者間における見積、注文、出来高、請求、支払などの商取引に必要な情報交換業務。</p>
<p>②建設資機材業者との情報交換業務 生コン・鉄筋・機材リースなど主要資機材に係わる見積、注文、出荷・入荷、請求、支払などの商取引に必要な情報交換業務。</p>
<p>③処理代行業務 ネットワークを通じて、各種の事務計算、積算事務、技術計算などの業務処理の代行を行う業務。</p>
<p>④地域型情報交換業務 労務情報や残土廃材情報、通達・案内など地域性の高い情報を、電子掲示板やメールボックスを利用して相互交換する業務。</p>
<p>⑤官公庁に対する届出等情報交換業務 道路使用許可や労災関係情報など、監督官庁との情報交換を行う業務。</p>

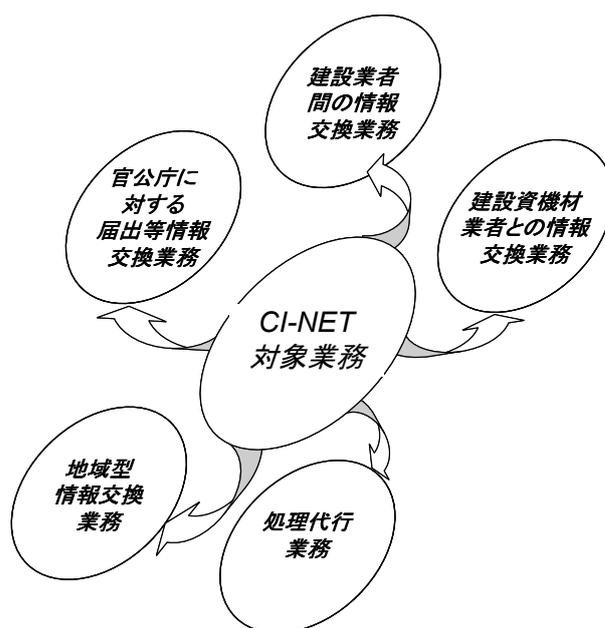


図 1 CI-NET 対象業務

現実には、主として「①建設業者間の情報交換業務」と「②建設資機材業者との情報交換業務」について EDI を適用するための検討を優先して標準の開発を行い、その実用化を推進してきている。

平成 10 年度には、従来の VAN を利用した EDI に代わり、インターネットを利用した CI-NET 実現のための「CI-NET LiteS 実装規約」を策定した。その後、対象メッセージの追加やメンテナンスを行い、今日においては商取引にかかる規約は概ね完成しており、この規約に基づいたサービスがシステムベンダや ASP 事業者*1により提供されている。

平成 20 年度に掲げた「CI-NET の取組み」では、この仕組みを利用して CI-NET 利用者のさらなる拡大を目指している。

*1 ASP 事業者(エーエスピー: Application Service Provider): コンピュータ・ソフトウェアを販売する代わりに、ネットワーク経由でソフトの機能を有償で提供する事業者。ユーザーは、ブラウザとインターネットを利用することでソフトウェアを利用できるため、ソフトウェアの導入、運用などの手間を少なくできるメリットがある。

3. EDI とは

近年、製造業などの産業では、事務処理のコンピュータ化とともに、社内のコンピュータから通信回線を介して、直接相手のコンピュータにデータを伝送して取引を行う電子取引が行われている。これが、「EDI (Electronic Data Interchange) = 電子データ交換」と呼ばれるもので、業務の効率化、生産性の向上に大きく寄与している。

CI-NET は、建設産業における EDI の実現を目指しており、発注者、総合工事業者、専門工事業者、商社や資機材メーカー、関係官庁等の間で、見積書、注文書、出来高報告書、請求書、支払通知書等の帳票データや CAD データ等の技術データをコンピュータ間で直接交換することができる。

しかしながら電子データ交換を個々の企業（組織）間の合意を進めると、取引先毎にコンピュータやソフトウェアを用意する必要があり、多端末現象やソフトウェアの開発費の増大などの問題が発生する。こうした事態を避けるためには、標準的な情報交換の手順・取り決め（プロトコル）を定め、あらゆる企業におけるコンピュータやソフトウェアが互いに情報交換できる環境を整える必要がある。

企業は、自社の社内システムのデータフォーマットから CI-NET の標準メッセージフォーマットに変換してデータを伝送し、または受信した標準メッセージフォーマットを社内用に逆変換することによって、追加投資やシステムの変更を行うことなく、情報交換が可能となるのである。

4. EDI のメリット

一般に EDI のメリットとしては次のようなものがあげられる。

- ①事務作業の効率化 …… 情報が直接社内システムに送られてくるため、帳票から社内システムへの再入力が必要なくなる。
- ②人為ミスの削減 …… データの再利用により転記ミス、誤照合がなくなる。
- ③連絡時間の短縮 …… 遠くの取引先にも帳票がデータで迅速に伝送できる。
- ④企業経営の効率化 …… データの再利用により、余剰在庫の減少や原価管理など企業経営の効率化を図ることができる。

●CI-NET によるコスト・時間削減効果（事務処理業務についての試算例）

CI-NET を導入することにより、例えば注文、出来高業務におけるコスト削減効果、時間短縮効果は、以下のように算出される。

いずれも導入前を 100 として導入後との比較を行っている。

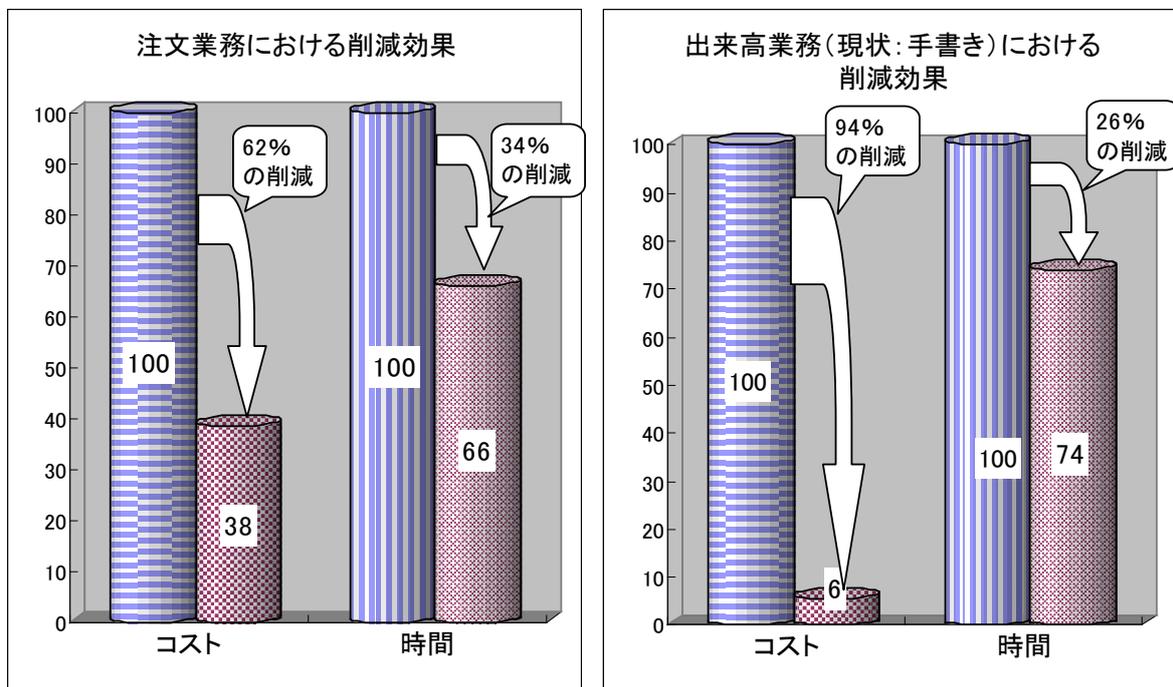


図 2 EDI のメリット

【企業情報】注文業務の企業：総合工事業者（売上高 170 億円、従業員 190 人）
出来高業務の企業：出来高報告を手書き作成していた専門工事業者（売上高 23 億円、従業員 24 人）

【削減内容】コスト：事務処理削減・スピードアップによる人件費、書類郵送費、管理スペース利用料等の削減
時間：事務処理削減・スピードアップによる工数、書類提出の移動時間等の削減

【前提条件】効果試算のいずれのケースも全取引に CI-NET を適用した場合を仮定している。また取引に参加する企業のパソコンやインターネット整備、啓発普及・研修に係るコストは勘案していない。

【出典】建設業の生産高度化に向けた先進的業務モデル 導入マニュアル（平成 16 年国土交通省発行）をもとに、建設業振興基金にて加工

(Ver. 1.7) 20190930

5. CI-NET 標準ビジネスプロトコル

EDI を利用した情報交換を行うためには、標準的な手順・取り決めが必要となる。この取り決めが標準ビジネスプロトコルと呼ばれるものである。

すなわち、EDI は従来の書類による取引とは異なり電子的な取引形態となるため、新たに当事者間でこの形態により取引を行うための各種の取り決めが必要となる。

標準ビジネスプロトコルは、次の4つの規約から構成される。

【標準ビジネスプロトコル】

①情報伝達規約（通信プロトコル）

自社のコンピュータが相手企業（組織）のコンピュータと接続するための、互いに使用する通信回線の種別や、伝送制御手順などの取り決め。

②情報表現規約

伝送するデータを双方のコンピュータが理解できるようにするための、メッセージフォーマット（帳票データの形式）やデータコードに関する取り決め。

③業務運用規約

ネットワークシステムの運用時間、障害対策などのシステム運用に関する取り決め。

④取引基本規約

EDI で行う取引業務を特定したり、責任の分担を明らかにするなどの基本的な取り決め。

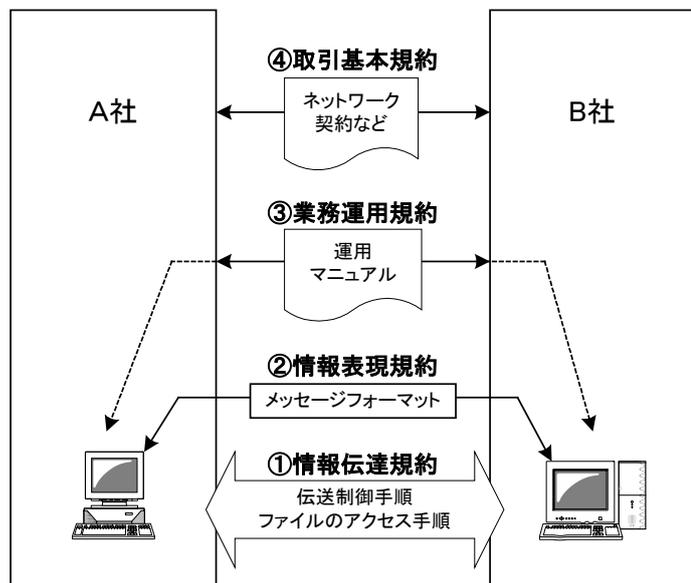


図 3 CI-NET 標準ビジネスプロトコル

支援センターでは、建設産業界において EDI で情報交換を行う際に必要となる標準ビジネスプロトコル（CI-NET 標準ビジネスプロトコル）の策定を行っている。

6. CI-NET による実際のデータ交換

発信者は、自社のコンピュータが作成した帳票データを、トランスレータというソフトウェア（「第3章 第1節 4.4 CII トランスレータの使用」を参照）を使って CI-NET の標準メッセージフォーマットに変換して発信する。伝送された帳票データは、受信先で再びこのトランスレータによって、受信先のコンピュータに合わせた帳票データの形に変換される。

このように標準ビジネスプロトコルを用いれば、各企業が平等に1回のデータ変換を行うだけで、現在利用している各社のコンピュータ、データ、帳票などをそのまま使いながら、お互いに誰とでもデータ交換を行うことが可能となる。

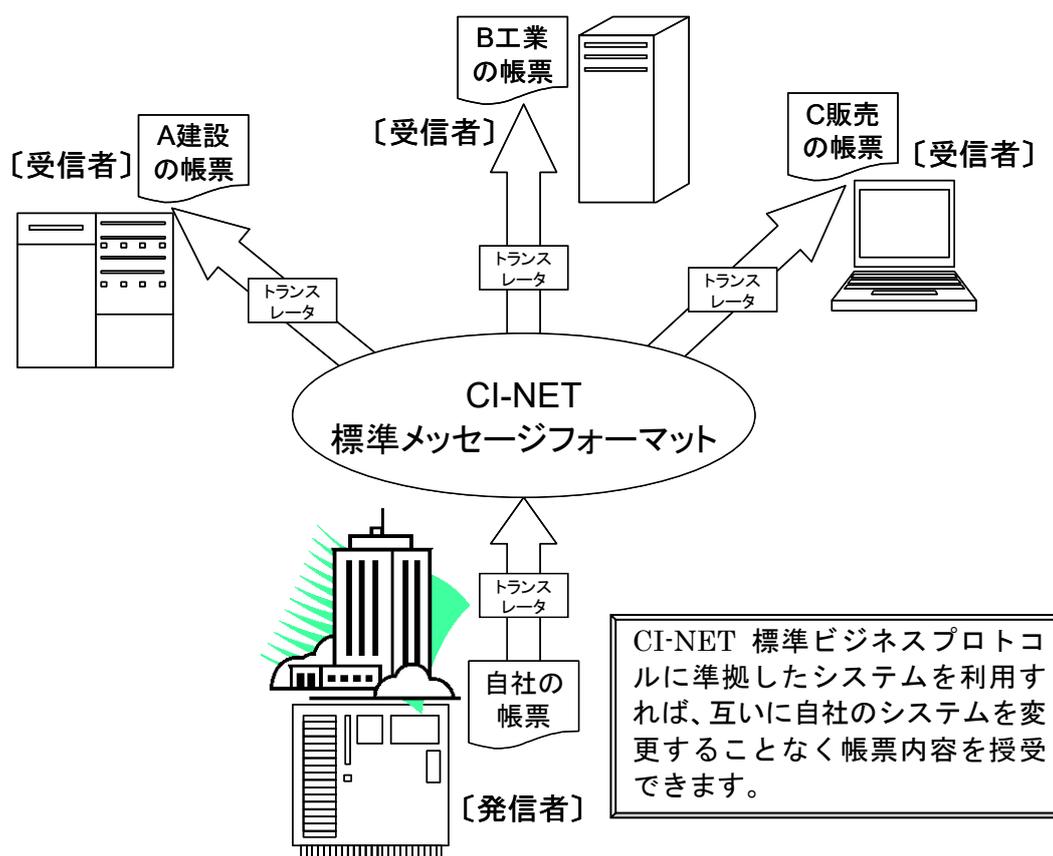


図 4 CI-NET による実際のデータ交換

標準ビジネスプロトコル Ver.1.2 からは CAD データの交換も行えるように改訂されており、CAD データのみの授受や、見積書などの帳票データと共に関係する CAD データの授受を行うことも可能となっている。

また、CI-NET の標準メッセージフォーマットへ変換を行うトランスレータ機能を有するパッケージソフトや ASP サービスを利用することで上記に示すようなデータ交換が実現できる。

7. CI-NET LiteS(CI-NET ライツ)について

支援センターでは、インターネットの普及にあわせてその利用の検討を進めた結果、インターネットを利用して EDI を行うための規約として「CI-NET LiteS 実装規約」を平成 10 年度に策定した。

この実装規約は、CI-NET 標準ビジネスプロトコルに準拠し、通信方式や情報表現規約であるメッセージフォーマットを構成するデータ項目などを、実際の業務に則して扱いやすくするため、いわゆるメッセージサブセットを定義したものである。

CI-NET 標準ビジネスプロトコルと CI-NET LiteS 実装規約の関係は、法律用語に置き換えると「憲法」と「法律」の関係に例えられる。いわば、CI-NET という業界標準の「大枠」を定めているのが標準ビジネスプロトコルであり、それを体系的な実装に係る規定を定めているのが実装規約といえることができる。

CI-NET 標準ビジネスプロトコルと CI-NET LiteS 実装規約の関係を図示すると下図のようになる。CI-NET の導入を検討する場合は、CI-NET LiteS 実装規約に準拠したシステムの利用や対応が有効である。

	CI-NET 標準 ビジネスプロトコル	CI-NET LiteS 実装規約
情報伝達規約	互いに使用する通信回線の種別や伝送制御手順などの取り決め。	通信方式（電子メール） セキュリティ方式（S/MIME） 技術資料の添付方式 などを規定。
情報表現規約	伝送するデータを双方のコンピュータが理解できるようにするための、メッセージフォーマットやデータコードに関する取り決め。	シンタックスルールの採用。 メッセージサブセット（標準ビジネスプロトコルの標準メッセージより選択）の解説。
業務運用規約	ネットワークシステムの運用時間、障害対策などのシステム運用に関する取り決め。	策定せず (標準ビジネスプロトコルを参考に個々に締結する)
取引基本規約	EDI で行う取引業務を特定したり、責任の分担を明らかにするなどの基本的な取り決め。	策定せず (標準ビジネスプロトコルを参考に個々に締結する)

図 5 CI-NET 標準ビジネスプロトコルと CI-NET LiteS 実装規約との関係

標準ビジネスプロトコルの構成について

標準ビジネスプロトコルの構成について

ここでは、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの名称、構成について規定するものである。

第 1 節 名称

本ビジネスプロトコルは「CI-NET 標準ビジネスプロトコル」（略称「標準ビジネスプロトコル」）と称する。

第 2 節 改訂番号(バージョン・ナンバー)

標準ビジネスプロトコルの発行された版を示すため、名称に続けて改訂番号（バージョン・ナンバー）を示す。改訂番号は、「Ver.〇.〇」というように、正数と小数点以下の数字の組合せで示す。シンタックスルールなど内容に大きな変更がなされた場合には正数の桁を、それ以外の改訂については少数の桁数の数字を増やす。現在の改訂番号は「Ver.1.7」である。

第 3 節 標準ビジネスプロトコルの構成

標準ビジネスプロトコルの構成を以下のように定める。

1. 章・節・規約番号

標準ビジネスプロトコルには複数の規約が含まれる。各規約およびその内容を章、節、規約番号によって整理する。規約番号は「. (ポイント)」で区切られた一連の数字で表し最大 3 つのレベルを持つ。

2. 標準ビジネスプロトコルで定める規約

標準ビジネスプロトコルで定める規約は以下のとおりである。各規約においては、その内容に応じてさらに細かい規定を行う。

表 1 標準ビジネスプロトコルで定める規約

第 1 章	標準ビジネスプロトコル使用規約
第 1 節	標準ビジネスプロトコルの適用範囲
第 2 節	標準ビジネスプロトコルの改訂
第 3 節	CI-NET のコード体系
第 4 節	標準企業コード使用規約
第 2 章	情報伝達規約
第 1 節	通信手順規約
第 3 章	情報表現規約
第 1 節	シンタックスルール
第 2 節	標準メッセージ規約
第 3 節	標準メッセージ作成規則
第 4 章	業務運用規約および取引基本規約(CI-NET 運用諸規則)
第 1 節	電子メールを前提とした CI-NET 運用諸規則
第 2 節	CI-NET 運用ルール (電子メール版)
第 3 節	CI-NET 運用ガイド (電子メール版)
第 4 節	電子メールを前提とした CI-NET による電子データ交換 (EDI) に関するデータ交換協定書 (参考例)
第 5 節	電子メールを前提とした CI-NET による電子データ交換 (EDI) に関する運用マニュアル (参考例)

第 1 章 標準ビジネスプロトコル使用規約

第1章 標準ビジネスプロトコル使用規約

本規約は、標準ビジネスプロトコルの使用にあたっての、適用範囲、改訂方法、CI-NETのコード体系、利用する標準企業コードについて規定するものである。

第1節 標準ビジネスプロトコルの適用範囲

標準ビジネスプロトコルは、建設産業に係わる事業者間においてコンピュータを用いた取引業務などに係わるデータ交換について適用する。

ここでいうデータ交換とは、通信回線を介したデータ交換、コンピュータの記憶媒体の交換によるデータ交換をいう。

データ交換を行う企業は、標準ビジネスプロトコルの内容を理解すると共に、定められた規約を尊重し、遵守しなければならない。

第2節 標準ビジネスプロトコルの改訂

標準ビジネスプロトコルで定められた規約の変更は、支援センターが必要に応じて行う。標準ビジネスプロトコルの利用者は、標準ビジネスプロトコルで定められた内容について、改善要求（CHANGE REQUEST）を出すことができる。要求者は規定の様式（参考資料3参照）に従って、改善の要求内容を支援センターに提出する。記入様式には、一般用と建設資機材コード（「第3章 第2節 3.22 建設資機材コード」参照）専用の2種類があり、要求者は用途に応じた様式を使用しなければならない。

支援センターでは提出された改善要求を取りまとめ、内容を検討し、改訂した場合は、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの改訂版に盛り込むほか、ホームページや年次報告書、シンポジウム等で公表する。

第3節 CI-NET のコード体系

標準ビジネスプロトコルで交換するデータをコード化することにより、データ交換をスムーズに行うとともに、交換されるデータの社内コンピュータ処理を自動化して処理効率を上げることができる。

標準ビジネスプロトコルで使用するコードには以下のものがある。

- ① 準拠する国内標準文法（CII シンタックスルール）によりコードを使用することが定められているもの。
 - BPID
 - 標準企業コード
 - データ項目タグ番号
 - 情報区分コード
 - その他、トランスレータが自動的にセットするコード

等

② CI-NET が独自に制定しているもの

- 単位コード
- 消費税コード
- 取引区分コード
- 明細コード
- 建設資機材コード

等

これらの詳細については、「第1章 第4節 標準企業コード使用規約」、「第3章 第1節 シンタックスルール」、「第3章 第2節 3 CI-NET 標準データコード」等を参照されたい。

第4節 標準企業コード使用規約

1. 標準企業コードの使用

標準ビジネスプロトコルでは、企業の識別に標準企業コードを使用する。標準企業コードは企業識別コードと枝番から構成される。1法人につき1つの企業識別コードが与えられる一方、枝番は各企業が自由に採番できる。したがって、標準ビジネスプロトコルを利用する企業は、企業識別コードを取得しなければならない。

建設産業に係わる企業の企業識別コードは支援センターなどが発番し、全産業にわたる管理は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が行う。建設産業以外の業界の企業が、標準ビジネスプロトコルを用いて EDI を行う場合にも、支援センターに登録申請して取得することができる。企業識別コードは今後、他の業界で EDI が CII シンタックスルールに準拠して標準化された場合にもそのまま使用できる。

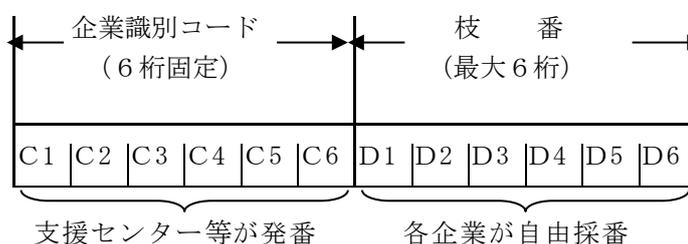


図 6 標準企業コードの構造

2. 企業識別コードの申請

企業識別コードの取得を希望する企業は、支援センター等にコード発番の申請を行う。企業識別コードを取得する企業は、申請にあたって支援センター等に所定の登録料を支払う。ここでいう「企業」とは法人単位とする。したがって、系列企業であっても別法人であれば企業識別コードを別に取得しなければならない。

3. 企業識別コードの有効期間

企業識別コードの有効期間は、発番から3年間とする。引き続き同一の企業識別コードの使用を希望する企業は、支援センターにコード継続更新の申請を行う。企業識別コードを継続更新する企業は、申請にあたって支援センターに所定の更新料を支払う。

4. 企業識別コードの管理・運用形態

企業識別コードの管理は、企業識別コードの登録申請あるいは変更申請などを受け付ける支援センターと、他の産業も含めて全体の企業識別コードを管理する（一財）日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）インターネットトラストセンターの中央コード管理センターとの階層的な管理形態を採っている。現在、支援センターの他に標準企業コードを採用している業界団体として、（一社）電子情報技術産業協会（JEITA）ECセンター、（一社）日本鉄鋼連盟 鉄鋼EDIセンター、（一社）日本物流団体連合会 物流EDIセンター、（公社）日本ロジスティクスシステム協会、（一財）日本情報経済社会推進協会がある。

企業識別コードは、上記のいずれかの業界団体を窓口として申請して採番された番号であれば、共通的に利用できる仕組みとなっている。

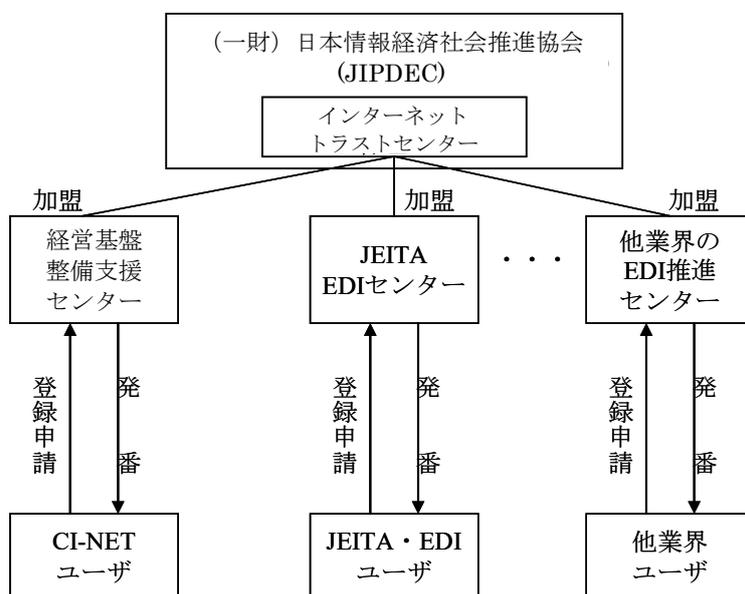


図7 インターネットトラストセンターと経営基盤整備支援センターの関係

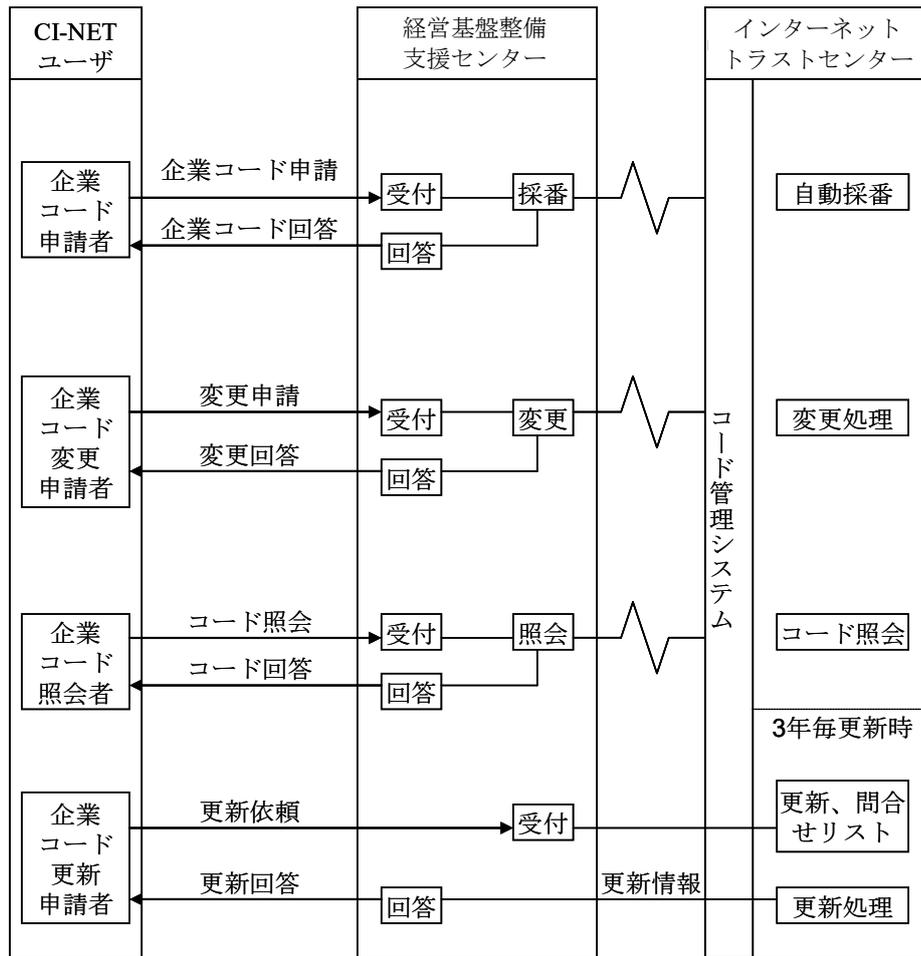


図 8 企業識別コードの管理

第 2 章 情報伝達規約

第2章 情報伝達規約

本規約は、通信制御方式とそれらの使用に関連した必要な事項について規定する。

第1節 通信手順規約

標準ビジネスプロトコルで使用する通信制御手順（通信手順）は、安全性や信頼性を確認したうえで、データ交換の当事者間の合意により選定する。なお、安全性や信頼性の確認については、「第4章 業務運用規約および取引基本規約（CI-NET 運用諸規則）」を参照すること。

1. 当事者間で直接データを交換する場合に確認すべき事項

当事者間で直接データを交換する場合には、その方式の安全性や信頼性を十分吟味し、発生が想定されるリスクの分担について事前に取り決めておくことが必要である。

2. CI-NET の通信手順として全銀手順を使用する際のファイル名

CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.7 の通信手順として全銀手順を使用する際のファイル制御電文中のファイル名は次の通りとする。

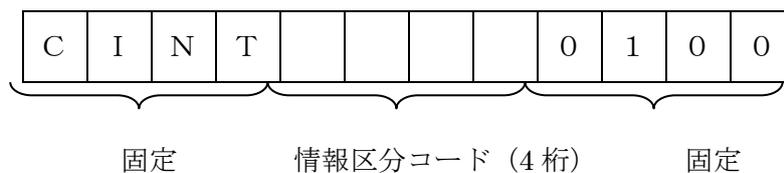


図9 ファイル制御電文中のファイル名

情報区分コード（4桁）については、「第3章 第2節 3.1 情報区分コード」を参照されたい。

第 3 章 情報表現規約

第3章 情報表現規約

本規約は、メッセージの表現形式とその作成方法など情報表現について規定する。

第1節 シンタックスルール

1. CII シンタックスルールの使用

「第3章 第2節 標準メッセージ規約」で規定される各情報を送信するには、(一財)日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC : Japan Institute for Promotion of Digital Economy and Community) の CII (Cross-Industry Information Interchange) シンタックスルールが規定する構文規則に従って編集しなければならない。

2. 標準ビジネスプロトコルで使用する文字コード

標準ビジネスプロトコルに従って作成されるデータの文字コードは、JIS-X0201 および JIS-X0208 を使用する。これ以外の文字 (例えば「m²」のような外字) は原則として使用不可とする。

3. データ項目タグ番号 (Data Element ID Number)

「データ項目タグ番号 (略称: タグNo.)」とは、データエレメント識別のためのコードである。CII シンタックスルールでは、1~61439 までの番号が使用可能で、同じ数のデータ項目の定義が可能となっている。同一のタグ番号を2種類以上の項目に付番したり、逆に同一のデータ項目に2種類のタグ番号を付番すると混乱を招くことから、1つのデータ項目に1つのユニークなタグ番号が採番されている。

支援センターは、(一財)日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) より、CII シンタックスルールを使用するために必要なタグ番号枠の割り当てを受けている。

なお、表 3.1.3-1 の表ではタグ番号の頭桁に 0 を付けて表現しているが、それ以外の各データ項目のタグ番号については、その 0 を省略して表現している。

表 2 CII データタグ番号枠の割り当て

タグ番号	割当	備考
00000	リザーブ（使用禁止）	
00001～00999	（一社）電子情報技術産業協会	
01000	リザーブ（使用禁止）	
01001～01999	（一財）建設業振興基金	
02000	リザーブ（使用禁止）	
02001～02999	（一財）日本情報経済社会推進協会	
03000	リザーブ（使用禁止）	
03001～03999	石油化学工業協会	
04000	リザーブ（使用禁止）	
04001～04999	予備（建設・住宅）	
05000	リザーブ（使用禁止）	
05001～05999	電気四団体共通	
06000	リザーブ（使用禁止）	
06001～06999	予備（電気四団体）	
07000	リザーブ（使用禁止）	
07001～07999	（一社）日本鉄鋼連盟	
08000	リザーブ（使用禁止）	
08001～08999	（一社）日本鉄鋼連盟	
09000	リザーブ（使用禁止）	
09001～09999	（一社）日本鉄鋼連盟	
10000	リザーブ（使用禁止）	
10001～10999	酒類・加工食品企業間情報システム研究会（F研）	
11000	リザーブ（使用禁止）	
11001～11999	（一社）日本アルミニウム協会	
12000	リザーブ（使用禁止）	
12001～12999	石油連盟	
13000	リザーブ（使用禁止）	
13001～13999	（一社）日本鉄鋼連盟	
14000	リザーブ（使用禁止）	
14001～14999	予備	
15000	リザーブ（使用禁止）	

第3章 情報表現規約

タグ番号	割当	備考
15001～15999	(一社) 日本ガス協会	
15001～15999	(一社) 日本ガス協会	
16000	リザーブ (使用禁止)	
16001～16999		
17000	リザーブ (使用禁止)	
17001～17999		
18000	リザーブ (使用禁止)	
18001～18999	(一社) 電子情報技術産業協会	
19000	リザーブ (使用禁止)	
19001～19999		
20000	リザーブ (使用禁止)	
20001～20999	(一社) 電子情報技術産業協会	
21000	リザーブ (使用禁止)	
21001～21999	繊維産業流通構造改革推進協議会	
22000	リザーブ (使用禁止)	
22001～22999	繊維産業流通構造改革推進協議会	
23000	リザーブ (使用禁止)	
23001～23999	繊維産業流通構造改革推進協議会	
24000	リザーブ (使用禁止)	
24001～24999		
25000	リザーブ (使用禁止)	
25001～25999	(一社) 日本 DIY 協会	
26000	リザーブ (使用禁止)	
26001～26999		
27000	リザーブ (使用禁止)	
27001～27999	小型コンピュータ業界 EDI 取引委員会 (後継団体不明)	
28000	リザーブ (使用禁止)	
28001～28999	小型コンピュータ業界 EDI 取引委員会 (後継団体不明)	
29000	リザーブ (使用禁止)	
29001～29999		
30000	リザーブ (使用禁止)	
30001～30999	物流 EDI 推進委員会	JTRN に割り当て

タグ番号	割当	備考
31000	リザーブ（使用禁止）	
31001～31999	物流 EDI 推進委員会	TRPT に割り当て
32000	リザーブ（使用禁止）	
32001～32999	物流 EDI 推進委員会	JTRN に割り当て
33000	リザーブ（使用禁止）	
33001～33999	物流 EDI 推進委員会	JTRN に割り当て
34000	リザーブ（使用禁止）	
34001～34999		
35000	リザーブ（使用禁止）	
35001～35999		
36000	リザーブ（使用禁止）	
36001～36999		
37000	リザーブ（使用禁止）	
37001～37999		
38000	リザーブ（使用禁止）	
38001～38999		
39000	リザーブ（使用禁止）	
39001～39999		
40000	リザーブ（使用禁止）	
40001～40999	（一社）日本新聞協会	
41000	リザーブ（使用禁止）	
41001～41999	（一社）日本広告業協会	
42000	リザーブ（使用禁止）	
42001～42999		
43000	リザーブ（使用禁止）	
43001～43999		
44000	リザーブ（使用禁止）	
44001～44999		
45000	リザーブ（使用禁止）	
45001～45999	通信資材 EDI 推進部会（後継団体不明）	
46000	リザーブ（使用禁止）	
46001～46999		
47000	リザーブ（使用禁止）	

第3章 情報表現規約

タグ番号	割当	備考
47001～47999	(一社) 情報通信エンジニアリング協会	
48000	リザーブ (使用禁止)	
48001～48999		
49000	リザーブ (使用禁止)	
49001～49999		
50000	リザーブ (使用禁止)	
50001～50999	(一社) 日本自動車工業会	
51000	リザーブ (使用禁止)	
51001～51999	(一社) 日本自動車工業会	
52000	リザーブ (使用禁止)	
52001～52999	(一社) 日本自動車工業会	
53000	リザーブ (使用禁止)	
53001～53999	(一社) 日本自動車工業会	
54000	リザーブ (使用禁止)	
54001～54999	(一社) 日本自動車工業会	
55000	リザーブ (使用禁止)	
55000～55999	(一社) 日本自動車工業会	
56000	リザーブ (使用禁止)	
56001～56999	(一社) 日本自動車工業会	
57000	リザーブ (使用禁止)	
57001～57999	(一社) 日本自動車工業会	
58000	リザーブ (使用禁止)	
58001～58999		
59000	リザーブ (使用禁止)	
59001～59999	(一社) 日本航空宇宙工業会	
60000	リザーブ (使用禁止)	
60001～60999		
61000	リザーブ (使用禁止)	
61001～61183	全業界共通項目	
61184～61199	設計画像 EDI 用共通項目	
61200～61439	全業界共通項目	
61440～65535	CII シンタックスルールの使用領域	
65536～	バージョン 3.00 以降	

4. BPID(Business Protocol ID)

BPID は、CII シンタックスルールを利用する各産業別の標準メッセージを管理する機関が、識別のためにメッセージグループ・ヘッダー（巻末の「CII シンタックスルール 1.11 および 1.51 (抜粋)」参照）にセットするコードである。BPID は「機関」「サブ機関」「版」の3つから構成される。

表 3 BPID の構成

BPID		
機関	サブ機関	版
文字 4byte	文字 2byte	文字 2byte

4.1. 機関

「機関」は、標準メッセージを管理する各産業別の EDI 推進機関の識別コードである。CI-NET 標準メッセージ使用の際は、支援センターが登録した「CINT」をセットする。現在までに、表 4 に示す業界について登録がなされている。

表 4 各機関における BPID

標準メッセージ開発機関	識別子
(一社) 電子情報技術産業協会 EC センター	EIAJ
石油化学工業協会	JPCA
(一財) 建設業振興基金 経営基盤整備支援センター (CI-NET)	CINT
(一社) 日本鉄鋼連盟	JISI
(一社) 日本電機工業会	JEMA
電気事業連合会	FEPC
(一社) 日本電線工業会	JCMA
酒類・加工食品企業間情報システム研究会 (F 研)	VMDI
(一社) 日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会	JDIY
(公社) 日本ロジスティクスシステム協会 物流 EDI 推進委員会	TRPT
(一社) 日本ガス協会	JGAS
繊維産業流通構造改革推進協議会	TIRA
(一社) 日本新聞協会 広告委員会	NEWS
国内物流標準 (一社) 日本ロジスティクスシステム協会/ (一社) 日本物流団体連合会 物流 EDI センター	JTRN
(一社) 日本自動車工業会	JAMA
通信資材 EDI 推進部会 (後継団体不明)	CPSD
(一社) 日本広告業協会	WAVE

標準メッセージ開発機関	識別子
小型コンピュータ業界 EDI 取引委員会 (後継団体不明)	HWSW
(一社) 日本アルミニウム協会	JALF
石油連盟	PAJE
(一社) 日本航空宇宙工業会	SJAC
(一社) 情報通信エンジニアリング協会	TFCA

(注)「HIIS」は BPID としては有効だが、メッセージ開発機関としては現在存在していない。

4.2. サブ機関

「サブ機関」は、標準メッセージを管理する機関が定める分類管理コードである。標準ビジネスプロトコル使用の際は、当面「01」をセットする。

4.3. 版

「版」は、標準メッセージを管理する機関が定める標準メッセージの版を示すコードである。Ver.1.7 では「17」をセットする。

4.4. CII トランスレータの使用

CI-NET では、CII シンタックスルールを採用により、CII トランスレータを使用する。CII トランスレータとは、ユーザのファイルと CII シンタックスルールに基づいて記述された CII 標準ファイル (伝送するデータ) 間の変換を実現するソフトウェアである。



図 10 CII トランレータの使用

CII トランスレータは、現在、複数のメーカーおよびソフトウェアベンダにより開発・販売されている。詳しくは、支援センターに問い合わせされたい。

第2節 標準メッセージ規約

1. 情報の定義

1.1. 情報単位の定義

1.1.1. メッセージ

「メッセージ」とは、帳票データ（後述）を表すテキストデータ、および技術データ（後述）の内容を説明するテキストデータの集合体をいう。

標準ビジネスプロトコルでは、CII シンタックスルールにおけるメッセージ・ヘッダーからメッセージ・トレーラーの間の1メッセージで表される。メッセージの特定方法は「第3章 第3節 1.4 メッセージの特定」を参照されたい。

1.1.2. 明細データ

「明細」とは、「メッセージ」の中で、同一の項目でありながら、繰り返し現れる情報グループをいう。郵送・手渡しで使われる帳票・伝票の明細と同じ単位である。「明細データ」とは、明細内での繰り返しの単位をいう。1明細データは帳票・伝票の1明細行と等しい単位である。

1.1.3. 取引

「取引」とは、注文によって発生する企業間における売買の単位をいう。したがって、一般に1注文＝1取引となる。CI-NET 標準ビジネスプロトコルでは、原則として発注者が採番した注文番号により取引を特定する。メッセージと取引が一对一に対応する場合（1メッセージ＝1取引）と、1つのメッセージ内に複数の取引が記述される場合（1メッセージ＝複数取引）などがあり、メッセージと取引は必ずしも一致しない。

1.1.4. 取引内訳

「取引内訳」とは、「取引」が表す総量・総金額に対し、その内容を品目・納入日等の項目に分けた受渡しの単位である。注文書における明細データと同一となる。ただし、1メッセージ＝複数取引の場合には、「取引内訳」＝「明細データ」とはならない。

1メッセージ=1取引

1メッセージ=複数取引

注 文 書				支 払 通 知 書		
〇〇商社様 下記の通り注文いたします。				〇〇建設様 下記の通りお支払します。		
No.	品名	摘要	金額	注文No.	取引件名	支払金額
1010	鉄棒	A社製φ20	¥200,000	A123-45	A棟鉄筋工事	¥320,000
1020	手すり	鉄パイプ製φ19	¥250,000	B456-12	B棟仮設工事	¥180,000
:	:	:	:	:	:	:
:	:	:	:	:	:	:

→明細データ
//
取引内訳

→明細データ
//
取引

} 明細

} 明細

図 11 1メッセージ=1取引と1メッセージ=複数取引の例

1.1.5. 帳票データ

「帳票データ」とは、見積や注文のような取引や、出荷や請求のような金銭・物品の出納の内容を表すテキスト形式のデータをいう。郵送・手渡しで使われる帳票・伝票とほぼ同様の内容である。

1.1.6. 技術データ

「技術データ」とは、各種アプリケーションが生成および読み込み可能なテキストまたはバイナリー形式のファイルの集合体である。技術データの中で、特にCADアプリケーションが生成および読み込み可能なデータを「CADデータ」という。

1.1.7. 封筒情報

「封筒情報」とは、ファイル名やアプリケーションソフト名など、技術データの内容を表すテキスト形式のデータをいう。

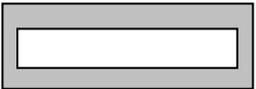
1.1.8. 技術データの受け渡しについて

技術データの受け渡しは、以下に示すように「1.封筒情報による伝送方法」と「2.外部参照による配信方法」の2つの方法が考えられる。

<1.封筒情報による伝送方法>

封筒情報とは、各メッセージ（購買見積依頼／回答メッセージ、確定注文／注文請けメッセージ、出荷／入荷メッセージ、出来高報告／確認メッセージ等）の中で技術データ（現在のところ CAD データのみ）の内容を表す情報である。

メッセージの中の封筒情報の有無と技術データの有無により、次のようなパターンでの伝送が可能である。

以下の図では  の実線枠全体が1つのメッセージとなる。

1.技術データを送らない場合

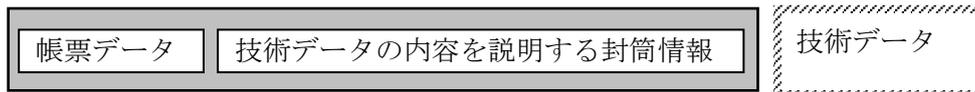
例:CAD データのない通常の「見積依頼情報」など



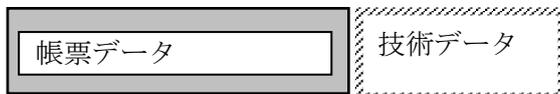
2.技術データを送る場合

①帳票データと技術データを併せて伝送する。

例:「注文情報」とそれに関する CAD データなど



封筒情報は省略することができる。



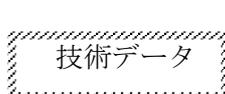
②封筒情報と技術データを伝送する。

例:「技術データ情報」、「CAD データ情報」など



③技術データのみを伝送する。

例:「メッセージなしデータ情報」



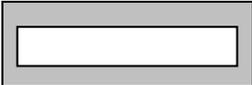
(CII シンタクスルール Ver.1.51 以上に対応しているトランスレータは、属性として送信者、宛先等の必要最小限の情報（メッセージグループヘッダー用の情報）を示すだけで、CAD データ等のファイルを送受信する機能を持っている。)

図 12 封筒情報による伝送方法

<2.外部参照による配信方法>

技術データの受け渡しは、情報伝達規約を電子メール方式とした場合、メッセージに添付して送信することも可能であるが、その容量等の関係から他の方法により取引当事者間で受け渡しすることも想定される。

その方法として、外部のデータセンターや Web サーバのサイトに技術データを置き、メッセージの中にその技術データが置かれている URL を示す情報を記述することにより、相手先に当該 URL にアクセスさせ、技術データをダウンロードさせる方法がある。

以下の図では  の実線枠全体が1つのメッセージである。

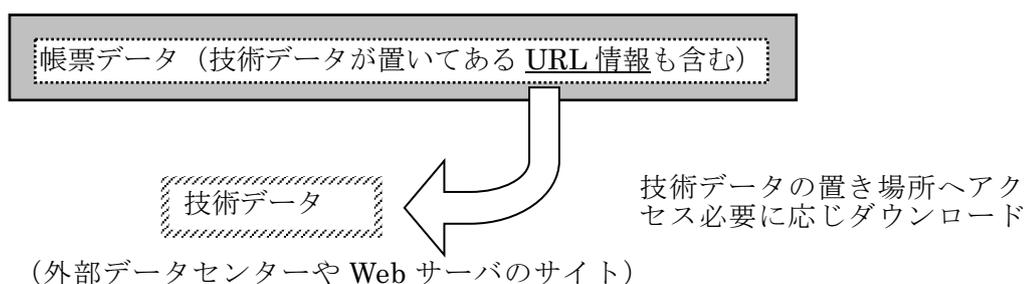


図 13 外部参照による配信方法

1.2. 業務単位と情報種類の定義

CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.7 では、以下に定義される業務単位についての情報を交換することができる。

表 5 情報種類の定義

業務単位	情報種類	定義
1 見積	1.1 建築見積依頼情報	発注者が建築工事に係わる工事内容、物品の仕様などの見積条件を提示し、受注希望者に価格の見積を依頼する情報。
	1.2 建築見積回答情報	建築見積依頼情報に対して、受注希望者が建築工事に係わる見積を回答する情報。見積価格や他の見積条件を含む。
	1.3 設備見積依頼情報	発注者が設備工事に係わる工事内容、物品の仕様などの見積条件を提示し、受注希望者に価格の見積を依頼する情報。
	1.4 設備見積回答情報	設備見積依頼情報に対して、受注希望者が設備工事に係わる見積を回答する情報。見積価格や他の見積条件を含む。

業務単位	情報種類	定義
	1.5 設備機器見積依頼情報	発注者が設備機器を始めとした資機材に係わる仕様や、当該資機材を使用する工事内容などの見積条件を提示し、受注希望者に価格の見積を依頼する情報。
	1.6 設備機器見積回答情報	設備機器見積依頼情報に対して、受注希望者が設備機器に係わる見積を回答する情報。見積価格や他の見積条件を含む。
2 購買見積	2.1 購買見積依頼情報	発注者が建設工事に係る工事内容、物品の仕様などの見積条件を提示し、受注希望者に価格の見積を依頼する情報。
	2.2 購買見積回答情報	購買見積依頼情報に対して、受注希望者が回答する見積情報。見積価格や他の見積条件を含む。
	2.3 見積不採用通知情報	発注者が受注希望者に対して、購買見積回答情報による受注希望者の見積を採用しない旨を通知する情報。
3 注文	3.1 確定注文情報	発注者が受注希望者に対し、発注を行い、契約を申し込む情報。件名や品名、納期、価格、納地などの注文要件が含まれる。受注希望者の承諾により契約が成立する。
	3.2 注文請け情報	確定注文情報による発注申し込みに対し、受注希望者が受諾する旨を通知する情報。発注条件と異なる条件での受諾意思の提示の場合、新たな個別契約の手続きを行う。契約の成立により受注希望者は受注者となる。
	3.3 鑑項目合意変更申込情報 ^{*1}	発注者が受注者に対し、既に成立している個別契約に対して両者協議のうえ合意した内容の変更を申し込む情報。受注者の承諾により変更が成立する。
	3.4 鑑項目合意変更承諾情報 ^{*1}	鑑項目合意変更申込情報による個別契約内容の変更申込に対し、受注者が受諾する旨を通知する情報。
	3.5 合意解除申込情報 ^{*2}	発注者が受注者に対し、既に成立している個別契約に対して両者協議のうえ合意した解除を申し込む情報。受注者の承諾により打切が成立する。
	3.6 合意解除承諾情報	合意解除申込情報による個別契約の解除申込に対し、受注者が受諾する旨を通知する情報。
	3.7 一方的解除通知情報	発注者が受注者に対し、あるいは受注者が発注者に対し、個別契約の解除を告知する情報。
	3.8 合意打切申込情報 ^{*3}	発注者が受注者に対し、既に成立している個別契約に対して両者協議のうえ合意した打切の内容を申し込む情報。受注者の承諾により打切が成立する。
	3.9 合意打切承諾情報	合意打切申込情報による個別契約の打切申込に対し、受注者が受諾する旨を通知する情報。

第3章 情報表現規約

業務単位	情報種類	定義
	3.10 一方的打切通知情報	発注者が受注者に対し、あるいは受注者が発注者に対し、個別契約の打切を告知する情報。
	3.11 合意精算申込情報*4	発注者が受注者に対し、既に成立している個別契約に対して今後出来高が発生しないことを前提として両者協議のうえ合意した精算の内容を申し込む情報。受注者の承諾により精算が成立する。
	3.12 合意精算承諾情報	合意精算申込情報による個別契約の精算申込に対し、受注者が受諾する旨を通知する情報。
4 納入	4.1 出荷情報	受注者が発注者に対し、受注した物品の一部または全部を出荷したことを示す情報。
	4.2 入荷情報	発注者が受注者に対し、納入された物品の一部または全部の受領を確認したことを示す情報。
	4.3 工事物件案内情報	契約外請求情報作成にあたり、発注者が受注者に対し新たな物件に関する必要な情報を伝達する情報。
5 出来高	5.1 出来高要請情報	発注者が受注者に対し、出来高報告作成のために必要な情報を伝達する情報。
	5.2 出来高報告情報	受注者が発注者に対し、1つの取引の特定期間における工事の出来高、物品の納入量を報告する情報。
	5.3 出来高確認情報	発注者が受注者に対し、1つの取引の特定期間における工事の出来高、物品の納入量を査定した結果を通知する情報。
6 立替	6.1 立替金報告情報	発注者が受注者に対し、1つの作業所あるいは1つの取引の特定期間における立替の内容、金額を報告する情報。
	6.2 立替金確認情報	受注者が発注者に対し、1つの作業所あるいは1つの取引の特定期間における立替の内容、金額を査定した結果を通知する情報。
7 支払	7.1 請求情報	受注者が発注者に対し、1つの取引の特定期間における工事の出来高、または売掛金に関する金額を示し、その支払を請求する情報。
	7.2 請求確認情報	請求情報に対し、発注者が査定し支払を認めた金額を受注者に通知する情報。
	7.3 支払通知情報	発注者が受注者に対する買掛金額高のうち当月支払分について支払金額とその方法を通知する情報。
	7.4 総括請求情報	受注者が発注者に対し、複数の取引の売掛金に関する金額を示し、その支払を請求する情報。
	7.5 工事請負契約外請求情報	受注者が発注者に対し、1つの取引の特定期間における請負契約によらない納品物に対する対価、または売掛金に関する金額を示し、その支払を請求する情報。

業務単位	情報種類	定義
	7.6 工事請負契約外請求 確認情報	工事請負契約外請求情報に対し、発注者が査定し支払を認めた金額を受注者に通知する情報。
8 技 術 デ ー タ 交 換	8.1 技術データ情報 ^{*5}	技術データおよび、技術データの内容を説明する封筒情報。
	8.2 CAD データ情報	CAD データの内容を説明する封筒情報、およびそのCAD データ。
	8.3 メッセージなし データ情報 ^{*6}	メッセージを伴わない技術データ (CAD データを含む。)

*1 CI-NET メッセージの全体情報部分 (鑑項目) の軽微な変更に限って使用する。

*2 個別契約の解除とは、解除時点において契約対象が着工されていない場合に、個別契約自体が当初から無かったこととする契約措置をいう。

*3 個別契約の打切とは、打切時点で既に契約対象工事が着工されている場合に、打切時点における出来高を精算し、精算分以外の個別契約を無かったこととする契約措置をいう。

*4 個別契約の精算とは、精算時点で既に契約対象工事が着工されている場合に、精算時点における出来高を精算する契約措置をいう。

*5 技術データ封筒メッセージについては現在未策定であり、標準ビジネスプロトコルでは使用するデータ項目の規定をしていない。

*6 「メッセージなしデータ情報」は標準メッセージが制定されていないテキストまたはバイナリーデータをそのまま CII シンタックスルール 1.51 以上を利用して伝送する際に使用する。CAD データを封筒情報なしに伝送するためにも使用することができる。

なお、業務単位と情報種類の関係を図示すると次のようになる。

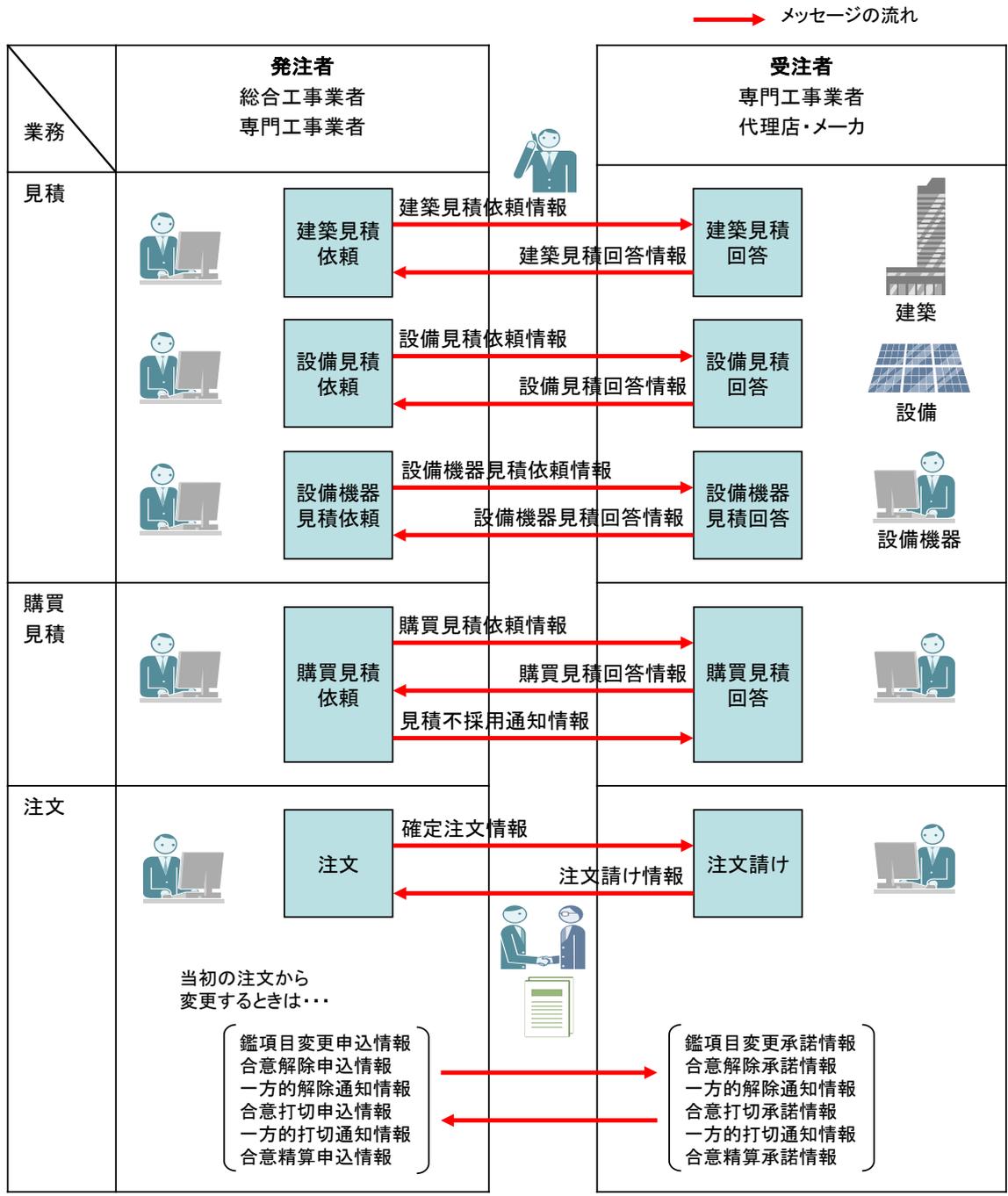


図 14 業務単位と情報種類の関係イメージ (1/2)

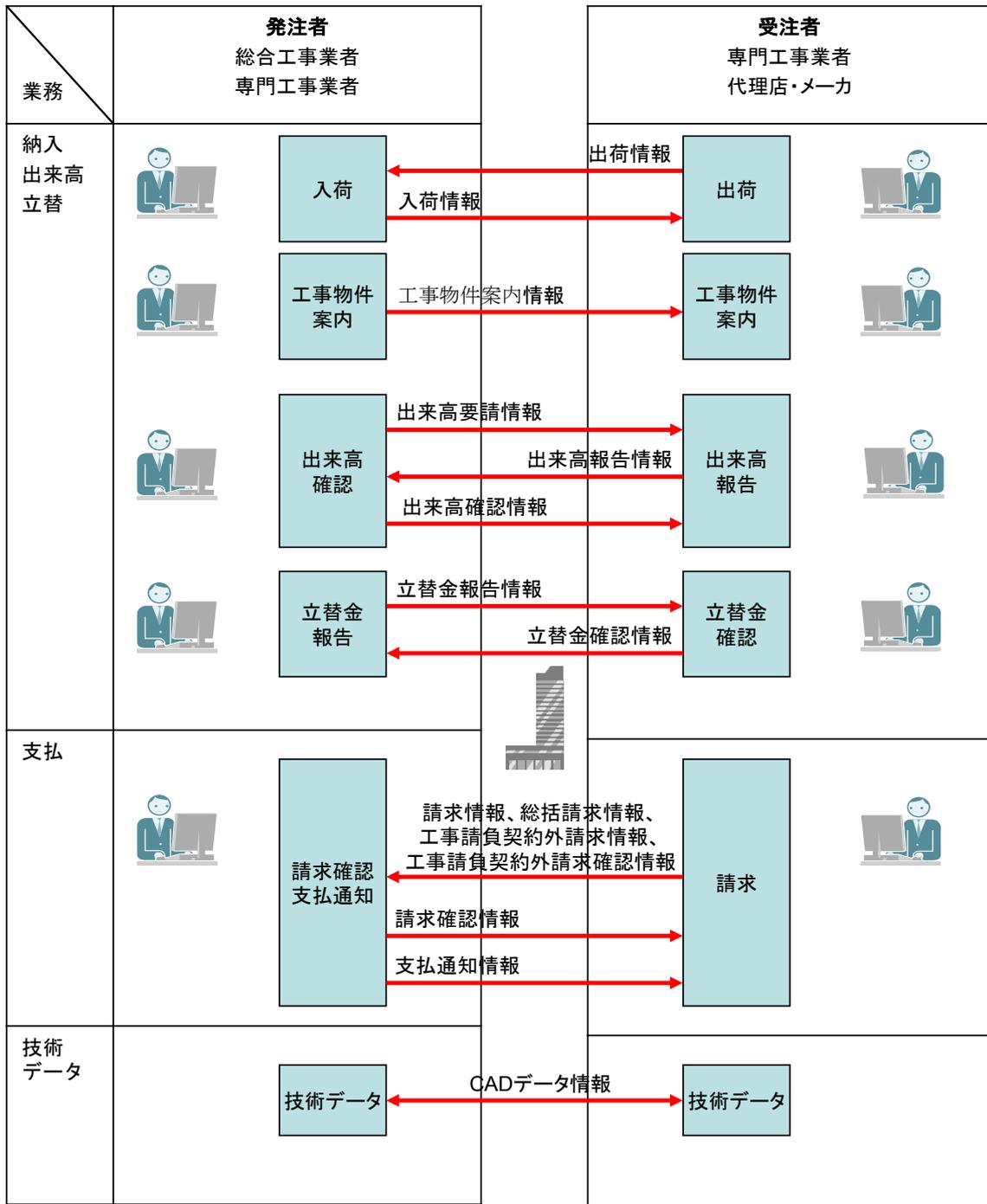


図 15 業務単位と情報種類の関係イメージ (2/2)

1.3. システム運用情報

CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.7 で定義する情報種類以外に、システム運用上、必要な交換情報がある。

表 6 システム運用情報

項目	種類	内容
システム運用	受信確認情報 ^{*1}	情報の受信者が発信者に対し送信された情報を受け取ったこと、および受信した情報についての構文チェックの結果を連絡する情報。
	0 件データ情報 ^{*1}	発信者が受信者に対して、受信すべきデータがない(0 件)ことを伝達するための情報。
	エラー情報 ^{*1}	VAN の振り分け処理でエラーとなった場合、エラーが発生したことを発信者側の VAN 経由で発信者に伝達するための情報。

*1 CI-NET 運用諸規則「第4章 第2節 CI-NET 運用ルール」参照

2. 標準メッセージフォーマット

2.1. メッセージ構造

1つのメッセージは、取引全体についての情報を表す部分（全体情報）と、取引内訳などの個々の情報の集まりである部分（明細情報）の2つの部分で構成される。

見積書 (イメージサンプル)

2009年 3月1日
基本契約書No. 0000001

見積書No. 0000002

株式会社E D I 総合建設
建築本部 営業担当
鈴木 様

住所 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-2-3
会社名 株式会社C I 設備工業
代表 山田 太郎
担当者 見積部 三森 次郎
会社コード 2 1 0 0 0 0
TEL 03-3123-4567
FAX 03-3123-9999

下記の通りお見積もりいたします。

工事内容	C I - N E T 設備工事	見積金額計	¥ 430,000
数量	1 式	消費税額	¥ 21,500
		金額	¥ 451,500

工事名 C I - N E T ビル建設工事
工事場所 東京都港区虎ノ門4-2-12
工事コード 4 1 2 9
連絡先 TEL 03-5473-4573 FAX 03-5473-4580
工事内容 C I - N E T 設備工事
工期 2009年 4月1日～2010年 3月31日
支払条件 支払基準による 精算条件 一式無増減
受渡方法 作業所納入 運送費用負担 弊社支払
受渡条件 納入時検収 見積有効期限 2009年 3月31日

No	品名	摘要	数	単位	単価	金額
1	材料 鉄棒	A社製 φ20	100	m	20	本 10,000 200,000
2	外部工事 手すり	H=1000 鉄パイプ製 φ19 CL6回			1	式 250,000 250,000
見 積 計						450,000
値 引 き						20,000
合 計						430,000

備考
詳細については現場打ち合わせ

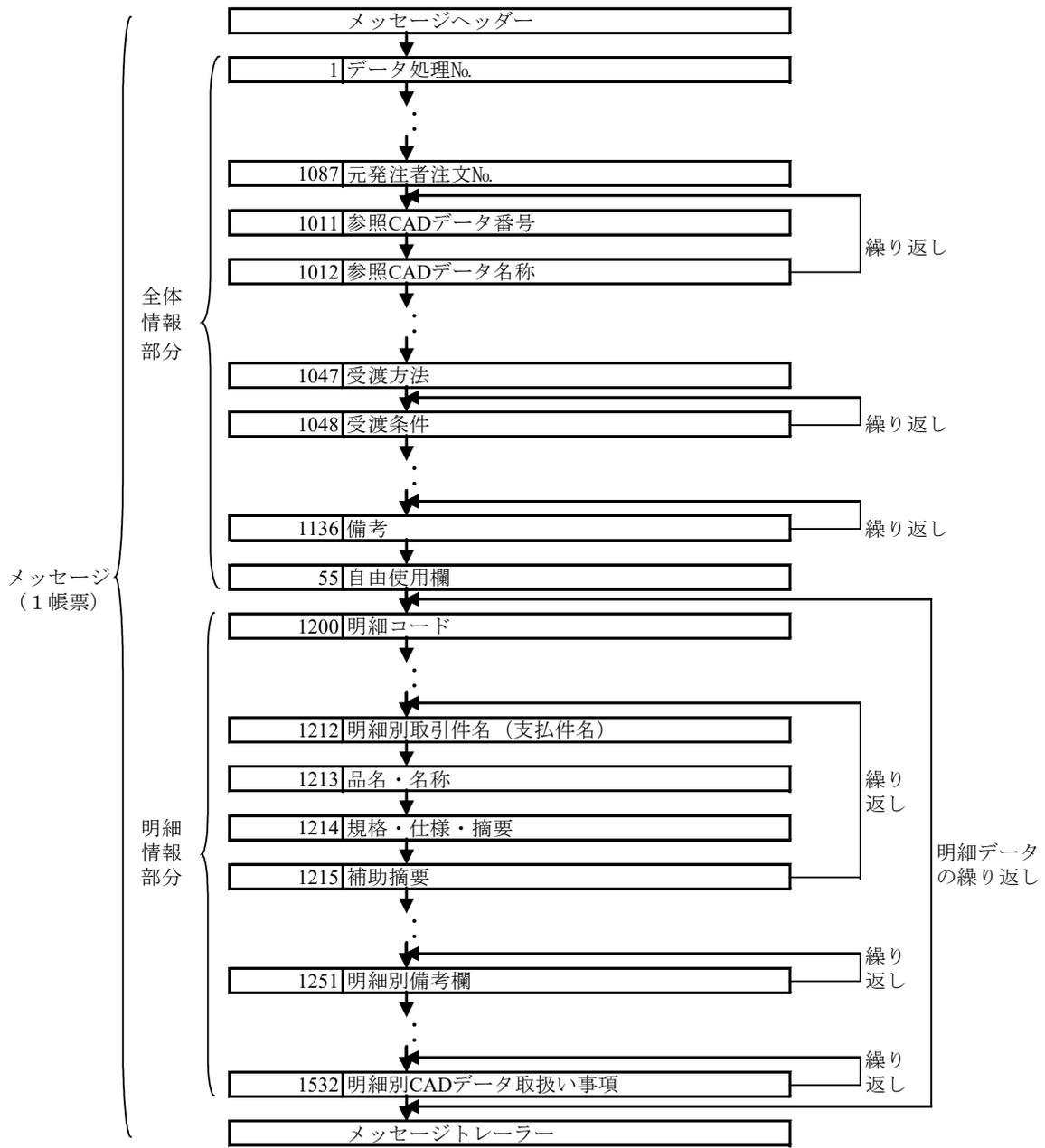
図 16 紙ベースでの帳票における全体情報と明細情報の区分け

全体情報のデータ項目はタグNo.1001～1199、No.300～1399 およびNo.1600～1699 が与えられ、メッセージの前半部分を構成する。全体情報のデータ項目のうち、マルチ明細が定義されている項目については、マルチ明細による繰返しが可能である。(例えば、図 17 における[1011]参照 CAD データ番号、[1012]参照 CAD データ名称、[1048]受渡し条件、[1136] 備考)

明細情報のデータ項目はタグNo.1200～1299、No.1400～が与えられ、メッセージの後

第3章 情報表現規約

半部分を構成する。1明細データは [1200] 明細コードから始まり、[1532] 明細別 CAD データ取扱い付帯事項で終わり、明細行の1行に相当する。さらに、この中でマルチ明細が定義されている項目は、明細データ内でさらに繰り返しが可能なデータ項目である（マルチ明細のネスト）。（例えば、図 17 における [1212] 明細別取引件名（支払件名）～ [1215] 補助摘要、[1251] 明細別備考欄、[1532] 明細別 CAD データ取扱い付帯事項）



【凡例】

XXXX	●●●●
タグ番号	データ項目名

図 17 メッセージ構造

2.2. データ項目定義一覧表について

ここでは、「第3章 第2節 2.4 データ項目定義およびマトリックス」、および「第3章 第2節 2.5 標準メッセージ一覧表」の表の見方を解説する。

表7 データ項目定義およびマトリックス（抜粋：定義例）

CI- NET No.	タグ No.	項目名	属性	文字 数	少数	マルチ	C D	消費 税込	購買 見積 依頼	購買 見積 回答	確定 注文	C A D デ ー タ 封 筒	摘要
10	1	データ処理No.	9	5					●	●	●	●	受信者での受信データの処
20	2	情報区分コード	X	4			*		●	●	●	●	情報の種類を示すコード。
30	3	データ作成日	9	8				◎	◎	◎	◎	▲	メッセージデータを作成し

表8 標準メッセージ一覧表（抜粋：定義例）

CI- NET No.	タグ No.	項目名	属性	文字 数	少数	マルチ	C D	消費 税込	購買 見積 依頼	購買 見積 回答	摘要
10	1	データ処理No.	9	5					●	●	受信者での受信データの処理順序
20	2	情報区分コード	X	4			*		●	●	情報の種類を示すコード。
30	3	データ作成日	9	8					◎	◎	メッセージデータを作成した年月

2.2.1. CI-NET No.

CI-NET No.は、データ項目定義一覧表上において利用者が理解しやすいよう便宜的に設けた番号であり、CII シンタクスルールとは無関係である。

2.2.2. データ項目タグ番号(タグNo.)

CII シンタクスルールでは、データ項目はデータ項目タグ番号（以下「タグNo.」という）により識別する。データ項目タグ番号は本標準ビジネスプロトコル内において [] で囲み表記する。

メッセージは、全体情報と明細情報に分けられる。全体情報に関するデータ項目には、タグNo.1001～1199、No.1300～1399 およびNo.1600～1699 を割り当て、明細情報に関するデータ項目には、タグNo.1200～1299 およびNo.1400～を割り当てる。明細情報のうち、技術情報に関するデータ項目には、タグNo.1500～1599 を割り当てる。以後、タグNo.が不足した時点で 1700 番以降を利用する。ただし、他の産業（JEITA 等）と共通なデータ項目について

ては、そのタグ番号を使用する。

なお、表 3.2.2-5 の表ではタグ番号の頭桁に 0 を付けて表現しているが、それ以外の各データ項目のタグ番号については、その 0 を省略して表現している。

表 9 データ項目のタグ番号の割り当て

タグ番号	割り当て
00000 ~ 01000	他の産業 (JEITA 等) との共通なデータ項目
01001 ~ 01199	全体情報に関するデータ項目
01200 ~ 01299	明細情報に関するデータ項目
01300 ~ 01399	全体情報に関するデータ項目
01400 ~ 01499	明細情報に関するデータ項目
01500 ~ 01599	技術情報に関するデータ項目
01600 ~ 01699	全体情報に関するデータ項目
01700 ~ 01799	リザーブ
01800 ~ 01899	リザーブ
01900 ~ 01999	リザーブ
02000 ~	他の産業との共通なデータ項目

2.2.3. 属性

データ項目内に使用する文字の種類は次の 4 つとする。

- X 属性・・・ JIS-X0201 で定義される 8bit 文字列の文字データ。
- K 属性・・・ JIS-X0208 で定義される 16bit 文字列の文字データ。漢字などが含まれる。文字数の 2 倍のバイト数を必要とする。
- 9 属性・・・ 符号無し固定小数点の数値で、JIS-X0201 で定義される 8bit 文字列の「0」～「9」の数字で示す。負数は含まれない。有効桁より左側にある「0」は省略できる。小数点は暗示的に示され、その桁数はデータ項目定義で示される。
- 9 属性・・・ 符号無し固定小数点の数値で、JIS-X0201 で定義される 8bit 文字列の「0」～「9」の数字で示す。負数は含まれない。有効桁より左側にある「0」は省略できる。小数点は暗示的に示され、その桁数はデータ項目定義で示される。
- N 属性・・・ 浮動小数点の数値で、JIS-X0201 で定義される 8bit 文字列の「0」～「9」の数値文字、「+」、「-」の符号表示用文字、「.」の小数点表示文字で表される。符号は数値の先頭につける。0 は常に正数で「+」符号は省略できる。「-.562」や「62.」という表現も許される。

2.2.4. 文字数

文字データ（X属性、K属性）では最大文字数を示す。数値データ（9属性、N属性）では整数部の最大桁数を示す。この時、小数点以下の桁数は文字数に含まれない。小数点、符号も文字数に含まれない。データ項目定義で小数桁数を指定されている場合、有効桁より左側にある「0」は省略できる。

2.2.5. 小数

数値データ（9属性、N属性）の小数点以下の最大桁数を示す。

2.2.6. M(マルチ)

「M」はマルチ明細項目であることを示す。「M1」「M2」の番号は、マルチ明細を特定する番号を表す。「M7」「M8」「MC」のデータ項目は、それぞれ、「M6」のレベル1のセグメントに含まれるレベル2のセグメントである。「M7」「M8」「MC」以外のデータ項目はCIIシンタックスルールにおけるレベル1のセグメントである。CIIシンタックスルールの拡張モードにおいて、各マルチ明細で使用するマルチ明細ヘッダーコードを表に示す。

表 10 標準ビジネスプロトコルで使用するマルチ明細ヘッダーコード

マルチ明細項目番号		マルチ明細ヘッダーコード
レベル1	レベル2	
M1		FA31
M2		FA32
M3		FA33
M4		FA34
M5		FA35
M6		FA36
	M7	FA37
	M8	FA38
	MC	FA43
M9		FA39
MA		FA41
MB		FA42
MD		FA44
ME		FA45
MF		FA46
MG		FA47
MH		FA48
MI		FA49
MJ		FA4A
MK		FA4B
ML		FA4C
MM		FA4D
MN		FA4E

マルチ明細項目番号		マルチ明細ヘッダーコード
レベル1	レベル2	
MO		F A 4 F
MP		F A 5 0
MQ		F A 5 1
MR		F A 5 2
MS		F A 5 3
MT		F A 5 4
MU		F A 5 5
MV		F A 5 6
MW		F A 5 7
MX		F A 5 8
MY		F A 5 9
MZ		F A 6 0
MA 1		F A 6 1
MA 2		F A 6 2
MA 3		F A 6 3

2.2.7. CD

一覧表のCD欄の「*」は、標準ビジネスプロトコルで定められた「CI-NET 標準データコード」を使用するデータ項目であることを示す。CI-NET 標準データコードについては「第3章 第2節 3 CI-NET 標準データコード」で規定する。

2.2.8. 税込

一覧表の消費税込（税込）欄の「*」は、金額に消費税を含むデータ項目であることを示す。これ以外のデータ項目の金額については、原則として消費税を含めない価格を示す。消費税の取扱いについては「第3章 第3節 5 消費税の取扱い」で規定する。

2.2.9. 必須項目であるか等の分類

メッセージを構成するデータ項目は、その必要性に応じ「必須項目」「必要項目」「選択項目」「CAD 必要項目」「CAD 選択項目」「次期バージョン削除項目」の6種類に分類される。

「必須項目」	メッセージの処理に不可欠なキーとなるデータ項目で、省略のできないデータ項目である。一覧表では「●」で示す。
「必要項目」	メッセージを構成する上で必要なデータ項目であり、省略しないことが望ましい。一覧表では「◎」で示す。
「選択項目」	メッセージの送信者が必要に応じて使用を選択できるデータ項目である。一覧表では「○」で示す。
「CAD 必要項目」	CAD データの伝送時に必要なデータ項目であり、CAD データを伝送する場合は、省略しないことが望ましい。一覧表で

	は「▲」で示す。
「CAD 選択項目」	CAD データを伝送時に必要に応じて使用を選択できるデータ項目である。一覧表では「△」で示す。
「次期バージョン削除項目」	次期バージョンでは削除するため、メッセージを構成する上で使用しないことが望ましいデータ項目である。一覧表では「▽」で示す。

2.2.10. 年月日および時分秒(「建設業許可日」以外の項目)

(1) 年月日を示すデータ項目

年月日を示すデータ項目については、9属性とし、左から、年、月、日をアラビア数字で記入する。年は西暦4桁を記入する。「:」「/」などの区切り文字は使用できない。

<u>YYYY</u>	<u>MM</u>	<u>DD</u>	
西暦	月	日	
例:	2009	01	03 = 2009年1月3日

図 3.2.2-7 年月日のデータの順序

(2) 年月日および時分秒を示すデータ項目

年月日および時分秒を示すデータ項目については、X属性とし、左から、年、月、日、時間、分、秒をアラビア数字で記入する。

年は西暦4桁を記入し、時間は24時間表示で記入する。「:」「/」などの区切り文字は使用できない。

年、月、日については省略できないが、時間、分、秒については省略が許される。省略された部分より右側の内容は、記入することができない。(例えば、時間を省略した場合、分、秒はデータに記入できない。)

<u>YYYY</u>	<u>MM</u>	<u>DD</u>	<u>HH</u>	<u>MM</u>	<u>SS</u>
西暦	月	日	時間	分	秒
例:	2009	01	03	16	24 35
	=2009年1月3日16時24分35秒				

図 18 年月日時分秒のデータの順序

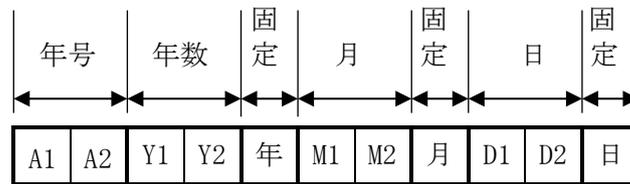
2.2.11. 年月日(「建設業許可日」を示す項目)

建設業許可日を示す次の項目については、ここに定める方法により年月日を記入する。

CI-NETNo. [460]	タグNo. [1168]	受注者建設業許可日
CI-NETNo. [610]	タグNo. [1172]	発注者建設業許可日

建設業許可日は和暦で示すため、他の年月日に関するデータ項目と異なり、属性をKとして文字データとして取り扱う。入力文字は漢字、アラビア数字を使用し、和数字は使用しない。文字数は11文字とする。

第1桁～第2桁目は年号を示す。第3桁～第4桁目は年度、第6桁～第7桁目は月、第9桁～第10桁目は日を示す。第5桁目は「年」、第8桁目は「月」、第11桁目は「日」で固定である。各年月日の数字は右詰めとし、空白が生じても左詰めしない。



【例】 平成 1 4 年 □ 3 月 1 0 日
右詰め 右詰め

図 19 年月日のデータの順序

2.3. メッセージの種類

CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.7 で使用するメッセージは、以下の32種類である。(技術データ封筒メッセージは現在未策定である。便宜的に「CAD データ封筒メッセージ」を使用して、あるいは「メッセージなしデータ情報」の方式で技術データを送受信することができる。)

表 11 メッセージの種類

業務単位	情報種類	メッセージの種類	備考
1 見積	1.1 建築見積依頼情報	建築見積依頼メッセージ	
	1.2 建築見積回答情報	建築見積回答メッセージ	
	1.3 設備見積依頼情報	設備見積依頼メッセージ	
	1.4 設備見積回答情報	設備見積回答メッセージ	
	1.5 設備機器見積依頼情報	設備機器見積依頼メッセージ	
	1.6 設備機器見積回答情報	設備機器見積回答メッセージ	
2 購買見積	2.1 購買見積依頼情報	購買見積依頼メッセージ	
	2.2 購買見積回答情報	購買見積回答メッセージ	
	2.3 見積不採用通知情報	見積不採用通知メッセージ	
3 注文	3.1 確定注文情報	確定注文メッセージ	
	3.2 注文請け情報	注文請けメッセージ	

第3章 情報表現規約

業務単位	情報種類	メッセージの種類	備考
	3.3 鑑項目合意変更申込情報	鑑項目合意変更申込メッセージ	
	3.4 鑑項目合意変更承諾情報	鑑項目合意変更承諾メッセージ	
	3.5 合意解除申込情報	合意解除申込メッセージ	
	3.6 合意解除承諾情報	合意解除承諾メッセージ	
	3.7 一方的解除通知情報	一方的解除通知メッセージ	
	3.8 合意打切申込情報	合意打切申込メッセージ	
	3.9 合意打切承諾情報	合意打切承諾メッセージ	
	3.10 一方的打切通知情報	一方的打切通知メッセージ	
	3.11 合意精算申込情報	合意打切申込メッセージ	本情報のデータ交換には合意打切申込メッセージを流用する。
3.12 合意精算承諾情報	合意打切承諾メッセージ	本情報のデータ交換には合意打切承諾メッセージを流用する。	
4 納入	4.1 出荷情報	出荷メッセージ	
	4.2 入荷情報	入荷メッセージ	
	4.3 工事物件案内情報	工事物件案内メッセージ	
5 出来高	5.1 出来高要請情報	出来高要請メッセージ	
	5.2 出来高報告情報	出来高報告メッセージ	
	5.3 出来高確認情報	出来高確認メッセージ	
6 立替	6.1 立替金報告情報	立替金報告メッセージ	
	6.2 立替金確認情報	立替金確認メッセージ	
7 支払	7.1 請求情報	請求メッセージ	
	7.2 請求確認情報	請求確認メッセージ	
	7.3 支払通知情報	支払通知メッセージ	
	7.4 総括請求情報	総括請求メッセージ	
	7.5 工事請負契約外請求情報	工事請負契約外請求メッセージ	
	7.6 工事請負契約外請求確認情報	工事請負契約外請求確認メッセージ	
8 技術データ交換	8.1 技術データ情報 ^{*1}	技術データ封筒メッセージ	現在未策定
	8.2 CADデータ情報	CADデータ封筒メッセージ	CADデータに関する封筒情報
	8.3 メッセージなしデータ情報 ^{*2}		封筒メッセージを使用しない

*1 技術データ封筒メッセージについては現在未策定であり、標準ビジネスプロトコルでは使用するデータ項目の規定をしていない。

*2 メッセージなしデータ情報には、メッセージが付属しないため、標準ビジネスプロトコルでは、情報区分コード以外の規定はしていない。

2.4. データ項目定義およびマトリックス

- ※属性 X-英数字、カナ、特殊文字など 8bit 系文字列の文字データ : 1字=1 byte
- K-漢字、ひらがななど 16bit 系文字列の文字データ : 1字=2 byte
- 9-「0」～「9」のみで表される符号なし固定小数点の数値データ : 1字=1 byte
- N-浮動小数点の数値データ、符号と小数点は桁数に含めない : 1字=1 byte

※文字数 : 文字データの最大文字数、数値データの整数部の最大桁数 (符号は含めない)。

※小数 : 小数点以下の最大桁数 (小数点は含めない)。

※マルチ : 第何番目のマルチ明細であるかを示す。

※CD : 「CI-NET 標準データコード」を使用するデータ項目であることを示す。

※消費税込 : 原則として消費税を含む金額であることを示す。

●-メッセージの処理に不可欠なデータ項目で、省略のできない必須データ項目

◎-メッセージを構成するのに必要なデータ項目

○-ユーザが必要に応じて使用を選択できるデータ項目

▲-CADデータの伝送時に必要なデータ項目

△-CADデータの伝送時に必要に応じて使用を選択できるデータ項目

▽-次期バージョン削除項目 (メッセージ構成上使用しないことが望ましい項目)

CI-NET コード	タグNo	項目名	属性	バイト数	小数	マルチ	CD	消費税込	摘要
10	1	データ処理No.	X	5					受信者での受信データの処理順序を示す番号。受信者は、受信データをこの番号の昇順に処理すること。
20	2	情報区分コード	X	4			*		情報の種類を示すコード。
30	3	データ作成日	X	8					メッセージデータを作成した年月日。
40	4	発注者コード	X	12			*		注文を行う側の企業及びその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。
41	1308	発注者法人番号・事業所コード	X	22			*		注文を発する側の企業などを示す「法人番号」と事業所コードで構成されるコード。
43	1310	発注者適格請求書発行事業者登録番号	X	23					国税庁の定める適格請求書等保存方式に基づき、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」の登録番号。
50	5	受注者コード	X	12			*		注文を受ける側の企業及びその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。
51	1307	受注者法人番号・事業所コード	X	22			*		注文を受ける側の企業などを示す「法人番号」と事業所コードで構成されるコード。
53	1309	受注者適格請求書発行事業者登録番号	X	23					国税庁の定める適格請求書等保存方式に基づき、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」の登録番号。
60	1197	サブセット・バージョン	X	12					メッセージサブセットの版。
70	1198	契約変更識別コード	X	2			*		契約変更申込メッセージおよび契約変更承諾メッセージにおいて、変更、解除、打切等の別を表す共通コード。
80	9	訂正コード	X	1			*		情報の新規・一括変更・全文取消・二部変更を示すコード。
90	1006	工事コード	X	12					工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコード。
100	1306	変更工事コード	X	12					工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコード。必要データ項目である[1006]工事コードと意味合いは同一であるが、[1006]工事コードだけでは足りない場合に使用する。 【例】[1006]工事コードをメッセージのKEY項目としている場合、施工の途中で管理コードが変更された際も、メッセージ上のこの値を変更することはできない。こうした場合に変更後のコードも交換する必要があるならば、[1306]変更工事コードを使用する。
110	1007	帳票No.	X	14					帳票の番号。
120	1300	注文番号枝番	X	2					注文番号の枝番号。追加工事等の際、元工事との関係を示すために注文番号は元工事と同一とし、注文番号枝番を付与することで元工事と識別するために使用する。
130	1008	帳票年月日	X	8					帳票に記載する年月日。例として、見積依頼メッセージにおいては見積を依頼した年月日を、見積回答メッセージにおいては見積を回答した年月日を表す。
140	1181	帳票名称	K	60					伝送するメッセージデータの名称。【例】〇〇社△棟電気設備工事見積書その2
150	1009	参照帳票No.	X	14					注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票の番号。
160	1010	参照帳票年月日	X	8					注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票に記載された年月日。
170	1303	注文番号	X	14					個別注文契約の管理番号。
180	1301	参照帳票No.2(見積依頼番号)	X	14					取引を特定するために補助的に参照する帳票の番号。
190	1304	参照帳票No.3	X	14					取引を特定するために補助的に参照する帳票の番号。
200	1144	参照CADデータ情報帳票No.	X	25					関連するCADデータ情報の帳票NO
210	1145	参照CADデータ情報帳票年月日	X	8					関連するCADデータ情報の帳票年月日
220	1087	元発注者注文No.	X	25					発注者に対して元発注者が存在する場合、発注者との取引で元発注者が採番した注文番号。

第3章 情報表現規約

コ ー ド	C I N E T	タグNo	項目名	属 性	バ イ ト 数	小 数	マルチ	C D	消 費 税 込	摘 要
230		1011	参照CADデータ番号	X	25		MDレベル1			帳票データのみを送信した場合に、関連するCADデータの番号を示す。
240		1012	参照CADデータ名称	K	60		MDレベル1			帳票データのみを送信した場合に、関連するCADデータの名称を示す。
250		1023	受注者コード2(発注者採番)	X	10					発注者が定めた受注者の識別コード。
260		1046	取引件名(注文件名)コード	X	8					発注工事の種別を示す作業コード・納入物品の種別を示す品目コードなど取引件名の種別を表すコード。
270		1177	管理項目名	K	120		MLレベル1			メッセージデータの原価管理上の項目名。
280		1178	管理項目コード	X	25		MLレベル1			メッセージデータの原価管理上の項目コード。
290		1191	原価要素名	K	16					原価管理上の要素名。
300		1192	原価要素コード	X	5					原価管理上の要素コード。
310		1193	原価科目名	K	40					原価管理上の科目名。
320		1194	原価科目コード	X	5					原価管理上の科目コード。
330		1195	原価細目名	K	24					原価管理上の細目名。
340		1196	原価細目コード	X	5					原価管理上の細目コード。
350		1013	受注者名	K	120					受注者の名称。
359		1388	受注者代表者役職名	K	60					受注者のメッセージデータに対する代表者の役職名。
360		1015	受注者代表者氏名	K	60					受注者の代表者の氏名。
362		1386	受注者決裁者役職名	K	60		MEレベル1			受注者のメッセージデータに対する決裁者の役職名。
363		1165	受注者決裁者氏名	K	60		MEレベル1			受注者のメッセージデータに対する決裁者の氏名。
370		1017	受注者担当部署名	K	120		M9レベル1			受注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。
380		1018	受注者担当者名	K	60		M9レベル1			受注者の担当者の氏名。
390		1019	受注者担当郵便番号	X	10		M9レベル1			受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。
400		1020	受注者担当住所	K	60		M9レベル1			受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。
410		1021	受注者担当電話番号	X	15		M9レベル1			受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。 (市外局番を含む)
420		1022	受注者担当FAX番号	X	15		M9レベル1			受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用のFAX番号。 (市外局番を含む)
440		1166	受注者建設業許可区分・登録コード	K	40			*		建設業法に基づく建設業の許可において、受注者の許可区分および登録番号を示す。
450		1167	受注者建設業許可工事業種	K	24		MFレベル1	*		建設業法に基づく建設業の許可において、受注者の許可工事業種を示す。
460		1168	受注者建設業許可日	K	22					建設業法に基づく建設業の許可において、受注者が許可を受けた年月日を和暦で示す。
470		1024	発注者名	K	120					発注者の名称。
480		1005	発注者JV工事フラグ	X	1			*		当該工事がJV工事か否かを識別するコード。⇒当該工事の発注者がJVか否かを識別するコード。
490		1003	発注者JV構成企業名	K	120		MRレベル1			JV工事の場合、[1024]発注者名以外のJV構成企業名を記載する。
499		1389	発注者代表者役職名	K	60					発注者のメッセージデータに対する代表者の役職名。
500		1026	発注者代表者氏名	K	60					発注者の代表者の氏名。
502		1387	発注者決裁者役職名	K	60		MGLレベル1			発注者のメッセージデータに対する決裁者の役職名。
503		1169	発注者決裁者氏名	K	60		MGLレベル1			発注者のメッセージデータに対する決裁者の氏名。
510		1028	発注者担当部署名	K	120		MALレベル1			発注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。
520		1029	発注者担当者名	K	60		MALレベル1			発注者の担当者の氏名。
530		1030	発注者担当郵便番号	X	10		MALレベル1			発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。
540		1031	発注者担当住所	K	60		MALレベル1			発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。
550		1032	発注者担当電話番号	X	15		MALレベル1			発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。 (市外局番を含む)
560		1033	発注者担当FAX番号	X	15		MALレベル1			発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用FAX番号。 (市外局番を含む)
570		1034	発注者コード2(受注者採番)	X	25					発注者が定めた発注者の識別コード。
590		1170	発注者建設業許可区分・登録コード	K	40			*		建設業法に基づく建設業の許可において、発注者の許可区分および登録番号を示す。
600		1171	発注者建設業許可工事業種	K	24		MHLレベル1	*		建設業法に基づく建設業の許可において、発注者の許可工事業種を示す。
610		1172	発注者建設業許可日	K	22					建設業法に基づく建設業の許可において、発注者が許可を受けた年月日を和暦で示す。
620		1372	工種・科目コード	M	12					帳票データの工種、科目を表すコード。
630		1042	工事場所・受渡し場所名称	K	120					工事場所・受渡し場所(納入場所)の正式名称。
640		1173	工事場所・受渡し場所略称	K	120					工事場所・受渡し場所(納入場所)の略称。
650		1016	工事場所・受渡し場所郵便番号	X	10					工事場所・受渡し場所(納入場所)の郵便番号。
660		1043	工事場所・受渡し場所住所	K	60					工事場所・受渡し場所(納入場所)の住所。
670		1025	工事場所・受渡し場所所長名	K	20					工事場所・受渡し場所(納入場所)の所長名。
680		1027	工事場所・受渡し場所担当者名	K	20					工事場所・受渡し場所(納入場所)の担当者名。
690		1041	工事場所・受渡し場所電話番号	X	15					工事場所・受渡し場所(納入場所)の電話番号。
700		1182	工事場所・受渡し場所FAX番号	X	15					工事場所・受渡し場所(納入場所)のFAX番号。
710		1371	工事場所・受渡し場所所在地コード(JIS)	X	5			*		工事場所・受渡し場所(納入場所)が所在する都道府県および市区町村を表すJISコード(JIS X-0401およびJIS X-0402)。
720		1045	取引件名(注文件名)	K	40					発注工事の名称・納入物品の名称など取引の名称。
730		1047	受渡し方法	M	30					作業所納入・施工・納入施工・保員立ち会いなどの受渡し方法を文面で示す。
740		1048	受渡し条件	K	60		M1レベル1			受渡しに関する取り決め条件を文面で示す。
741		1379	全体工事開始日	X	8					元請負人が注文者から請け負った全体工期の開始日。
742		1380	全体工事終了日	X	8					元請負人が注文者から請け負った全体工期の終了日。
750		1052	工事・納入開始日	X	8					工事・納入の開始年月日・時分秒。(時分秒については省略可)
760		1053	工事・納入終了日・納入期限	X	8					工事・納入の終了年月日・時分秒。または納入期限の年月日・時分秒。(時分秒については省略可)
770		1139	工期・納期指定	K	120					工期・納期に関する条件を文面で示す。(例:「至急納品」)

第3章 情報表現規約

コ ー ド	C I N E T	タグNo	項目名	属 性	バ イ ト 数	小 数	マルチ	C D	消 費 税 込	摘 要
780	1044		別途受渡し場所名称	K	120					工事場所と受渡し場所(納入場所)が異なる場合の受渡し場所の名称。
790	1095		別途受渡し場所住所	K	60					工事場所と受渡し場所(納入場所)が異なる場合の受渡し場所の住所。
800	1137		別途受渡し場所コード	X	25					工事場所と受渡し場所(納入場所)が異なる場合の受渡し場所のコード。
810	1138		取引区分コード	X	5			*		購入・支給品・レンタル・リースなどの取引の区分を示すコード。
820	1049		施工者・納入者コード	X	12		MB1レベル1	*		施工・納入を行う企業及びその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。
830	1050		施工者・納入者コード2	X	25		MB1レベル1			発注者・受注者が定めた施工者・納入者の識別コード。
840	1051		施工者・納入者名	K	40		MB1レベル1			施工者・納入者の名称。
850	1054		保証期間指定	M	60					かし保証期間を文面で示す。
860	1055		精算条件	M	60					実測・実教・一式無増減などの種別を文面で示す。
870	1056		支払条件	M	60		M2レベル1			支払条件を文面で示す場合のフリーエリア。
880	1057		支払条件:前払い金額	N	14					支払条件での前払い金の金額。
890	1058		支払条件:部分払い割合	N	3	1				部分払いでの出来高に対する%割合。
900	1059		支払条件:部分払い現金割合	N	3	3				部分払いでの現金払いの%割合。
910	1060		支払条件:部分払い現金金額	N	14					部分払いでの現金払いの金額。
920	1061		支払条件:部分払い手形割合	N	3	3				部分払いでの手形払いの%割合。
930	1062		支払条件:部分払い手形金額	N	14					部分払いでの手形払いの金額。
940	1063		支払条件:部分払いサイト日数	N	3	3				部分払いにおける手形払いのサイト日数。
950	1064		請求締切日指定	K	40					月の請求締切日を文面で示す。
960	1065		支払日指定	K	40					月の支払日を文面で示す。
970	1066		保険条項	M	60					労災保険の加入者・費用負担などの保険条項を文面で示す。
971	1363		法定福利費	N	14					健康保険料(介護保険料含む)、厚生年金保険料(児童手当拠出金含む)、雇用保険料のうち、現場労働者(技能労働者)の事業主(会社)負担分の法定福利費(社会保険料)。
980	1067		履行遅滞:遅延利息年率	N	3	3				履行遅滞の場合の遅延利息の年率%を示す。
990	1068		過払立替:返還利息年率	N	3	3				過払立替の場合の返還利息の年率%を示す。
1000	1069		受注者側見積・契約条件	M	80		M3レベル1			受注者側の見積条件を文面で表す場合のフリーエリア。注文業務のメッセージで使用される場合は、契約内容の一部を構成する。
1010	1174		発注者側見積・契約条件	M	80		M1レベル1			発注者側の見積条件を文面で表す場合のフリーエリア。注文業務のメッセージで使用される場合は、契約内容の一部を構成する。
1020	1175		特記事項	M	80		MJ1レベル1			契約事項・協定事項など見積条件以外の特記事項を記入するフリーエリア。
1030	1176		特記事項2	M	80		MK1レベル1			契約事項・協定事項など見積条件以外の特記事項を記入するフリーエリアその2。
1040	1070		見積有効期限年月日	X	8					見積書の有効期限の年月日・時分秒。(時分秒については省略可)
1050	1140		見積有効期間	K	40					見積書の有効期間を文面で示す。
1060	1141		見積提出期限年月日	X	8					見積書の提出期限の年月日・時分秒。(時分秒については省略可)
1070	1142		見積提出期限	K	20					見積書提出の期限を文面で示す。
1080	1071		運送費用負担	M	20					運送費用の負担者を文面で示す。
1090	1072		運賃分類	K	60					屯建・昼夜・長尺などの輸送運賃の分類を文面で示す。
1100	1073		運送者名	K	60					運送者の名称。
1110	1074		運送者コード	X	12			*		運送者の企業及びその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。
1120	1075		運送者コード2	X	25					受注者・発注者が定めた運送者の識別コード。
1130	1076		車番	X	20					運送車輦を示す番号。
1140	1077		発送日時	9	14					物品の発送年月日・時分秒。(時分秒については省略可)
1150	1078		到着日時	9	14					物品の到着年月日・時分秒。(時分秒については省略可)
1160	1079		基本契約日	9	8					基本契約を締結した年月日。
1170	1302		基本契約番号	M	24					基本契約の番号。
1180	1312		出来高査定方式識別コード	X	1			*		出来高査定の方法を識別する共通コード。
1190	57		消費税コード	X	1			*		[1088]明細金額計、[1126]今回支払金額計について税抜き・税込を示すコード。
1200	59		課税分類コード	X	1			*		消費税に係る課税・非課税取引を示すコード。
1210	1004		消費税率	N	3	1				消費税の税率。パーセント表記。【例】消費税率5%は5と表記する。
1220	1083		補助数量計	N	9	3				[1216]補助数量の合計。
1230	1084		補助数量計単位	K	6			*		[1083]補助数量計の単位を示す単位コード。
1240	1085		明細数量計	N	9	3				[1218]明細数量の合計。
1250	1086		明細数量計単位	K	6			*		[1085]明細数量計の単位を示す単位コード。
1260	1088		明細金額計	N	12					[1223]明細金額の合計。
1270	1089		明細金額計調整額	N	12					[1088]明細金額計に対する調整額。値引きなどは負号をつけた金額となる。
1280	1090		調整後帳票金額計	N	12					[1088]明細金額計+[1089]明細金額計調整額。
1290	1096		消費税額	N	12			*		[1090]調整後帳票金額計(請求書の場合は[1112]今回請求金額計)に対する消費税の合計。
1300	1097		最終帳票金額	N	12			*		[1090]調整後帳票金額計(請求書の場合は[1112]今回請求金額計)+[1096]消費税額。
1310	1180		見積データ取扱い付帯事項	K	240		MN1レベル1			見積依頼/回答メッセージデータを取り扱う際の付帯事項。
1320	1014		送り状案内	M	76		MQ1レベル1			メッセージを送付する際の送り状。
1330	1183		使用メーカー名	K	40		MQ1レベル1			使用材料の、メーカーの名称。
1340	1184		使用メーカー見積金額合計	N	12		MO1レベル1			[1183]使用メーカー名で示される、メーカー別の使用材料の見積金額の合計。

第3章 情報表現規約

コ ー ド	C I N E T	タグNo	項目名	属 性	バ イ ト 数	小 数	マル チ	C D	消 費 税 込	摘 要
1350	1185		使用メーカー購入品名、数量単位	M	40		MOLレベル1			[1183]使用メーカー名 で示される、メーカーからの購入品の名称、および数量単位。
1360	1186		使用メーカー購入品数量	N	7		MOLレベル1			[1183]使用メーカー名 で示される、メーカーからの購入品の数量。
1370	1187		使用商社名	K	40		MPLレベル1			使用材料の、商社の名称。
1380	1188		使用商社見積金額合計	N	12		MPLレベル1			[1187]使用商社名 で示される、商社分の使用材料の見積金額の合計。
1390	1189		使用商社購入品名、数量単位	M	40		MPLレベル1			[1187]使用商社名 で示される、商社からの購入品の名称、および数量の単位。
1400	1190		使用商社購入品数量	N	7		MPLレベル1			[1187]使用商社名 で示される、商社からの購入品の数量。
1410	1179		帳票データチェック値	X	15		MMLレベル1			「当該メッセージの参照元メッセージを特定するための項目。 【例】帳票No.やデータ処理No.などをセットする。 画面や帳票等へ出力する際の各データ項目のレイアウトのパターンを指定する。
1411	1373		様式コード	X	2					個別契約の解除あるいは打切の理由を文面で記載する。
1420	1199		解除・打切理由	M	76		MTLレベル1			打切精算における増精算/減精算の区分を示すコード。
1421	1317		打切精算区分コード	X	2			*		[1224]契約数量明細の合計。
1430	1091		契約数量計	N	9	3				[1225]契約金額明細の合計。
1440	1092		契約金額計	N	12					打切、出来高、請求メッセージが対象としている契約の中の追加契約分の契約金額の合計を、[1092]契約金額計の内数として表す。
1450	1385		追加契約金額計	N	12					[1092]契約金額計に対する調整額。値引きなどは負号をつけた金額となる。
1460	1093		契約金額計調整額	N	12					[1092]契約金額計+[1093]契約金額調整額。
1470	1094		調整後契約金額計	N	12					[1094]調整後契約金額計に対する消費税の合計。
1480	1098		契約金額消費税額	N	12			*		[1094]調整後契約金額計+[1098]契約金額消費税額。
1490	1099		最終契約金額	N	12			*		出来高調査を行った年月日。
1500	1080		出来高調査日	9	8					受注者が請求を行う年月。
1510	1311		請求予定年月	9	6					今回の出来高調査の回数。
1520	1081		出来高調査回数	9	6					同一契約に対する請求回数。
1530	1082		今回迄の請求回数	9	6					明細情報で示す取引の件数。
1540	1164		取引件数	9	8					請求金額の算定方式を表すコード。
1550	1313		請求算定方式コード	X	2					請求業務の完了状況を表すコード。
1560	1314		請求完了区分コード	X	1			*		出来高報告、請求、立替金報告に対する査定、確認結果を表すコード。
1570	1315		出来高・請求・立替金結果コード	X	2			*		請求メッセージに不備がある場合等にその内容を表すコード。
1580	1316		請求確認コード	X	1			*		検査完了の予定年月日。
1590	1381		検査完了予定日	9	8					引渡しの予定年月日。
1600	1382		引渡予定日	9	8					[1232]前回迄累積出来高数量明細の合計。
1610	1106		前回迄累積出来高数量計	N	9	3				[1233]前回迄累積出来高金額明細の合計。
1620	1107		前回迄累積出来高金額計	N	12					[1107]前回迄累積出来高金額計に対する調整額。値引きなどは負号をつけた金額となる。
1630	1321		前回迄累積出来高金額計調整額	N	12					[1107]前回迄累積出来高金額計+[1321]前回迄累積出来高金額計調整額。
1640	1322		調整後前回迄累積出来高金額計	N	12					[1220]前回迄累積請求数量明細の合計。
1650	1100		前回迄累積請求数量計	N	9	3				[1227]前回迄累積請求金額明細の合計。
1660	1101		前回迄累積請求金額計	N	12					前回迄の請求にもとづいて支払が行われた、あるいは行われることが確定している金額(消費税抜き)。
1670	1323		前回迄累積支払金額計	N	12					[1262]税込前回迄累積出来高金額明細の合計。
1680	1152		税込前回迄累積出来高金額計	N	12			*		[1152]税込前回迄累積出来高金額計に対する調整額。値引きなどは負号をつけた金額となる。
1690	1351		税込前回迄累積出来高金額計調整額	N	12			*		[1152]税込前回迄累積出来高金額計+[1351]税込前回迄累積出来高金額計調整額。
1700	1352		調整後税込前回迄累積出来高金額計	N	12			*		[1269]税込前回迄累積請求金額明細の合計。
1710	1159		税込前回迄累積請求金額計	N	12			*		前回請求した金額。または[1258]前回請求金額明細の合計。
1720	1148		前回請求金額計	N	14					前回請求を保留した金額。または[1259]前回請求保留金額明細の合計。
1730	1149		前回請求保留金額計	N	14					前回請求した税込金額。または[1265]税込前回請求金額明細の合計。
1740	1155		税込前回請求金額計	N	14			*		前回請求を保留した税込金額。または[1266]税込前回請求保留金額明細の合計。
1750	1156		税込前回請求保留金額計	N	14			*		[1085]明細数量計(今回出来高数量計)+[1106]前回迄累積出来高数量計。または[1234]今回迄累積出来高数量明細の合計。
1760	1108		今回迄累積出来高数量計	N	9	3				[1090]調整後帳票金額計(今回出来高数量計)+[1107]前回迄累積出来高金額計。または[1235]今回迄累積出来高金額明細の合計。
1770	1109		今回迄累積出来高金額計	N	12					[1094]調整後契約金額計に対する[1090]調整後帳票金額計(今回出来高数量計)の%割合。
1780	1115		今回出来高百分率	N	9	3				[1094]調整後契約金額計に対する[1109]今回迄累積出来高金額計の%割合。
1790	1116		累積出来高百分率	N	9	3				[1109]今回迄累積出来高金額計に対する調整額。値引きなどは負号をつけた金額となる。
1800	1331		今回迄累積出来高金額計調整額	N	12					[1109]今回迄累積出来高金額計+[1331]今回迄累積出来高金額計調整額。
1810	1332		調整後今回迄累積出来高金額計	N	12					[1100]前回迄累積請求数量計+[1143]今回請求数量計。または[1228]今回迄累積請求数量明細の合計。
1820	1102		今回迄累積請求数量計	N	9	3				[1101]前回迄累積請求金額計+[1112]今回請求金額計。または[1229]今回迄累積請求金額明細の合計。
1830	1103		今回迄累積請求金額計	N	12					

第3章 情報表現規約

コー ド ネ ト	タグNo	項目名	属 性	バ イ ト 数	小 数	マルチ	C D	消 費 税 込	摘 要
1840	1334	今回迄累積請求金額計消費税額	N	12				*	[1103]今回迄累積請求金額計に対する消費税の合計。
1850	1114	今回迄累積請求保留金額計	N	12				*	今回迄の請求保留金額の累積合計。または[1255]今回迄累積請求保留金額明細の合計。
1860	1110	契約数量差引残高計	N	9	3				[1091]契約数量計-[1108]今回迄累積出来高数量計。または[1236]契約数量差引残高明細の合計。
1870	1111	契約金額差引残高計	N	14					[1094]調整後契約金額計-[1109]今回迄累積出来高金額計。または[1237]契約金額差引残高明細の合計。
1880	1104	契約数量支払残高計	N	9	3				[1091]契約数量計-[1102]今回迄累積請求数量計。または[1230]契約数量支払残高明細の合計。
1890	1105	契約金額支払残高計	N	14					[1094]調整後契約金額計-[1103]今回迄累積請求金額計。または[1231]契約金額支払残高明細の合計。
1900	1153	税込今回迄累積出来高金額計	N	12				*	[1090]調整後帳票金額計(今回出来高金額計)×(1+消費税率)+[1152]税込前回迄累積出来高金額計。または[1263]税込今回迄累積出来高金額明細の合計。
1910	1341	税込今回迄累積出来高金額計調整額	N	12				*	[1153]税込今回迄累積出来高金額計に対する調整額。値引きなどは負号をつけた金額となる。
1920	1342	調整後税込今回迄累積出来高金額計	N	12				*	[1153]税込今回迄累積出来高金額計+[1341]税込今回迄累積出来高金額計調整額。
1930	1335	税込今回迄累積請求金額計(調整前)	N	12				*	[1103]今回迄累積請求金額計+[1334]今回迄累積出来高金額計消費税額。
1940	1163	税込今回迄累積請求保留金額計	N	12				*	今回迄の税込の請求保留金額の累積合計。または[1273]税込今回迄累積請求保留金額明細の合計。
1950	1343	税込今回迄累積請求金額計調整額	N	12				*	[1335]税込今回迄累積請求金額計(調整前)に対する調整額。値引きなどは負号をつけた金額となる。
1960	1160	税込今回迄累積請求金額計	N	12				*	[1158]税込今回請求金額合計+[1159]税込前回迄累積請求金額計。または[1270]税込今回迄累積請求金額明細の合計。
1970	1154	税込契約金額差引残高計	N	14				*	[1099]最終契約金額-[1153]税込今回迄累積出来高金額計。または[1264]税込契約金額差引残高明細の合計。
1980	1161	税込契約金額支払残高計	N	14				*	[1099]最終契約金額-[1160]税込今回迄累積請求金額計。または[1271]税込契約金額支払残高明細請求金額明細の合計。
1990	1143	今回請求数量計	N	9	3				[1085]明細数量計(今回出来高数量計)のうち今回請求する数量。または[1252]今回請求数量明細の合計。
2000	1361	今回請求金額計(調整前)	N	12					今回請求する金額の合計。
2010	1362	今回請求金額計調整額	N	12					[1361]今回請求金額計(調整前)に対する調整額。値引きなどは負号をつけた金額となる。
2020	1112	今回請求金額計	N	12					[1090]調整後帳票金額計(今回出来高金額計)のうち今回請求する金額。または[1253]今回請求金額明細の合計。
2030	1113	今回請求保留金額計	N	14					[1090]調整後帳票金額計(今回出来高金額計)-[1112]今回請求金額計。または[1254]今回請求保留金額明細の合計。
2040	1150	今回繰越請求金額計	N	14					前回請求を保留した中で今回繰越請求を行う金額。または[1260]今回繰越請求金額明細の合計。
2050	1151	今回請求金額合計	N	14					[1112]今回請求金額計+[1150]今回繰越請求金額計。または[1261]今回請求金額合計明細の合計。
2060	1157	税込今回繰越請求金額計	N	14				*	前回請求を保留した中で今回繰越請求を行う税込金額。または[1267]税込今回繰越請求金額明細の合計。
2070	1158	税込今回請求金額合計	N	14				*	[1097]最終帳票金額(税込今回請求金額計)-[1157]税込今回繰越請求金額計。または[1268]税込今回迄請求金額残高明細の合計。
2080	1162	税込今回請求保留金額計	N	14				*	[1090]調整後帳票金額計(今回出来高金額計)×(1+消費税率)-[1097]最終帳票金額(税込今回請求金額計)。または[1272]税込今回請求保留金額明細の合計。
2090	1035	受注者指定金融機関名	K	20		MSLレベル1			受注者が振込を指定する口座の金融機関名。
2100	1036	受注者指定金融機関支店名	K	20		MSLレベル1			受注者が振込を指定する口座の金融機関支店名。
2110	1037	受注者指定金融機関預金種目	K	4		MSLレベル1			受注者が振込を指定する口座の種別。(普通・当座)
2120	1038	受注者指定金融機関口座番号	9	14		MSLレベル1			受注者が振込を指定する口座番号。(金融機関番号・支店番号を含む)
2130	1039	受注者指定金融機関口座名義	K	40		MSLレベル1			受注者が振込を指定する口座名義。
2140	1040	受注者指定金融機関口座名義フリガナ	X	40		MSLレベル1			受注者が振込を指定する口座名義の読み仮名。
2150	1117	手形受渡し場所	K	60					手形の受渡し場所。
2160	1118	金融機関振込日	9	8					金融機関への振込による支払年月日。
2170	1119	手形支払日	9	8					手形による支払年月日。
2180	1120	期日一括払い支払日	9	8					期日一括払いによる支払年月日。
2190	1121	支払区分開始日	9	8					支払通知の対象となる期間の開始年月日。
2200	1122	支払区分終了日	9	8					支払通知の対象となる期間の終了年月日。
2210	1123	前回支払保留金額計	N	14				*	前回支払を保留した金額の合計。または[1238]前回支払保留金額明細の合計。
2220	1124	今回支払計上金額計	N	14				*	今回支払の対象となる金額の合計。または[1239]今回支払計上金額明細の合計。
2230	1125	今回支払保留金額計	N	14				*	今回支払を保留する金額の合計。または[1240]今回支払保留金額明細の合計。
2240	1126	今回支払金額計	N	14				*	[1123]前回支払保留金額計+[1124]今回支払計上金額計-[1125]今回支払保留金額計。または[1241]今回支払金額明細の合計。
2250	1127	控除・相殺金額明細計	N	14				*	[1242]控除・相殺金額明細の合計。
2260	1128	一括控除・相殺項目	K	40		M4レベル1		*	明細以外の手数料・立替分など一括して控除・相殺する項目内容の一覧。
2270	1129	一括控除・相殺金額	N	14		M4レベル1		*	明細以外の手数料・立替分など一括して控除・相殺する項目別の金額一覧。

第3章 情報表現規約

コー ド 下 位	タグNo	項目名	属 性	バ イ ト 数	小 数	マル チ	C D	消 費 税 込	摘 要
2280	1130	一括控除・相殺金額計	N	14				*	[1129]一括控除・相殺金額の合計。
2290	1131	控除・相殺金額合計	N	14				*	[1127]控除・相殺金額明細計+[1130]一括控除・相殺金額計。
2300	1132	調整後今回支払金額計	N	14				*	[1126]今回支払金額計-[1131]控除・相殺金額合計。または[1243]調整後今回支払金額明細の合計。
2310	1133	今回支払金額内現金金額計	N	14				*	[1132]調整後今回支払金額計の中で現金による支払金額の合計。
2320	1134	今回支払金額内手形金額計	N	14				*	[1132]調整後今回支払金額計の中で手形による支払金額の合計。
2330	1135	今回支払金額内期日一括払い金額計	N	14				*	[1132]調整後今回支払金額計の中で期日一括払いによる支払金額の合計。
2340	1136	備考	M	240		M5レベル1			帳票についての特記事項・参考情報を文面で示すフリーエリア。
2350	55	自由使用欄	X	120					各社独自のデータ項目に使用するフリーエリア。
2360	1383	受注者側専用使用欄	M	120		MULレベル1			受注者独自のデータ項目に使用するフリーエリア。
2370	1384	発注者側専用使用欄	M	120		MVLレベル1			発注者独自のデータ項目に使用するフリーエリア。
2380	1001	送信側電子メールアドレス	X	120					データ送信側のインターネットの電子メールアドレス。
2390	1002	受信側電子メールアドレス	X	120					データ受信側のインターネットの電子メールアドレス。
2400	1146	CADデータ枚数	9	5					本メッセージで対象とするCADデータの数。
2410	1147	CADデータ取扱い付帯事項	K	120					本メッセージで対象とするCADデータを取り扱う際の付帯事項。
2420	1391	技術データ用URL	X	256		MWLレベル1			技術データのダウンロードあるいは参照用のURL。
2430	1392	技術データ摘要	K	100		MWLレベル1			技術データに係る詳細な内容や取り扱い等について記載するフリーエリア。
2500	1600	今回控除・相殺金額残高	N	14				*	立替・控除金額が請求金額を上回った際に発生する差額について、次回以降の処理に繰り越す場合の金額。
2510	1601	前回控除・相殺金額残高	N	14				*	前回に残した控除・相殺金を示す。
2520	1602	今回支払金額内ファクタリング金額計	N	14				*	[1132]調整後今回支払金額計の中でファクタリングによる支払金額の合計。
2530	1603	今回支払金額内現金金額内訳	N	14		MXLレベル1		*	[1133]今回支払金額内現金金額計に係る内訳。支払手段(現金か小切手か)や支払時期の違いを内訳として記載する。
2540	1604	今回支払金額内現金金額金融機関振込日内訳	9	8	3	MXLレベル1		*	金融機関への振込による支払年月日の内訳。支払手段(現金か小切手か)や支払時期の違いを内訳として記載する。
2550	1605	今回支払金額内現金金額摘要	K	20		MXLレベル1		*	[1603]今回支払金額内現金金額内訳に係る摘要。
2560	1606	今回支払金額内手形金額内訳	N	14		MYLレベル1		*	[1134]今回支払金額内手形金額計に係る内訳。支払時期の違いを内訳として記載する。
2570	1607	今回支払金額内手形支払日内訳	9	8		MYLレベル1		*	手形による支払年月日の内訳。支払時期の違いを内訳として記載する。
2580	1608	今回支払金額内手形決済日内訳	9	8		MYLレベル1		*	手形による決済日の内訳。支払時期の違いを内訳として記載する。
2590	1609	今回支払金額内手形金額摘要	K	20		MYLレベル1		*	[1606]今回支払金額内手形金額内訳に係る摘要。
2600	1610	今回支払金額内期日一括払い金額内訳	N	14		MZLレベル1		*	[1135]今回支払金額内現金金額計に係る内訳。支払手段(現金か小切手か)や支払時期の違いを内訳として記載する。
2610	1611	今回支払金額内期日一括払い支払日内訳	9	8		MZLレベル1		*	期日一括払いによる支払年月日の内訳。支払時期の違いを内訳として記載する。
2620	1612	今回支払金額内期日一括払い金額摘要	K	20		MZLレベル1		*	[1610]今回支払金額内期日一括払い金額内訳に係る摘要。
2630	1613	今回支払金額内ファクタリング金額内訳	N	14		MA1レベル1		*	[1602]今回支払金額内ファクタリング金額計に係る内訳。支払時期の違いを内訳として記載する。
2640	1614	今回支払金額内ファクタリング支払日内訳	9	8		MA1レベル1		*	ファクタリングによる支払年月日の内訳。支払時期の違いを内訳として記載する。
2650	1615	今回支払金額内ファクタリング決済日内訳	9	8		MA1レベル1		*	ファクタリングによる決済日の内訳。支払時期の違いを内訳として記載する。
2660	1616	今回支払金額内ファクタリング金額摘要	K	20		MA1レベル1		*	[1613]今回支払金額内ファクタリング金額内訳に係る摘要。
2670	1620	手形送付先担当部署名	K	60					手形送付先の事業所・担当部署・作業所などの名称。
2680	1621	手形送付先担当郵便番号	X	10					手形送付先の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。
2690	1622	手形送付先担当住所	K	60					手形送付先の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。
2700	1623	手形送付先担当電話番号	X	25					手形送付先の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。(市外局番を含む)
2710	1624	手形送付先担当FAX番号	X	25					手形送付先の事業所・担当部署・作業所などの連絡用のFAX番号。(市外局番を含む)
2720	1630	支払通知内容問い合わせ先	K	76		MA2レベル1			支払通知内容に係る問い合わせ先。現場・作業所ではなく財務部門・経理部門などの連絡先を記載する。
2730	1631	支払通知記載事項摘要	K	76		MA3レベル1			支払通知に記載されている内容、項目についての解説、説明。
2740	1640	建設資機材コードバージョン	X	4					建設資機材コードのバージョン
2801	1701	補助金申請有無表示順コード	X	4			*		補助金申請物件であるかの表示順を表すコード。
2802	1702	補助金申請有無区分	K	30					補助金申請物件であるかの区分。
2803	1704	工区表示順	X	4					工物件の工区の表示順。
2804	1705	工区分	K	30					工物件の工区の区分。(例、A工区、B工区) ※別表あり。
2805	1707	ゾーン表示順	X	4					工物件のゾーンの表示順。
2806	1708	ゾーン区分	K	30					工物件のゾーンの区分。(例、Aゾーン、Bゾーン) ※別表あり。
2807	1711	棟表示順	X	4					建築物の棟の表示順。
2808	1712	棟区分	K	30					建築物の棟を表す。(例、A棟、B棟) ※別表あり。
2809	1716	内部/外部区分コード	X	4			*		対象となる部位に係る内部/外部の区分。
2810	1717	タイプ表示順	X	4					対象となる部位の用途の表示順を表すコード。
2811	1718	タイプ区分	K	30					対象となる部位の用途を表す。(例: マンションの部屋タイプ(Aタイプ、Fタイプ等))

第3章 情報表現規約

コー ド 名	タグNo	項目名	属 性	バ イ ト 数	小 数	マ ル チ	C D	消 費 税 込	摘 要
2812	1720	タイプ倍数	N	3					用途区分の倍数を表す。 (例:用途区分ごとに何部屋あるかの数。用途区分は建築基準法施行規則別紙に定められた「建築物用途区分コード番号表」を参照のこと。)
2813	1721	階表示順	X	6					対象となる部位が存在する階の表示順。
2814	1722	階区分	X	30					対象となる部位が存在する階を表す。 ※別表あり。
2815	1723	階区分コード	X	30			*		対象となる部位が存在する階を表すコード。 ※別表あり。
2816	1726	躯体仕上コード	X	1			*		対象となる部位に係る躯体/仕上の区分を表すコード。
2817	1727	部位表示順	X	12					集計区分毎の表示順を表すコード。
2818	1729	集計部位コード	X	4			*		集計単位別の部位を表すコード。(例:上げ床、仕切り壁等) ※別表あり。
2819	1732	合成名称	K	32					集計部位毎の名称。
2820	1733	合成名称コード	X	12			*		集計部位内の一連の記号を表す。集計部位内では重複がないように付番する。
2821	1735	合成名称単位	K	6					部位の中での詳細な種類に係る単位。(例:㎡や㎡等)
2822	1739	躯体品目名称コード	X	12			*		躯体に関わる品目の名称を表すコード。 ※別表あり。
2823	1741	部屋表示順	X	12					対象となる部屋の表示順。
2824	1742	部屋名(部屋略称)	K	32					対象となる部屋の名称。 ※別表あり。
2825	1743	部屋記号	X	12					対象となる部屋のコード。 ※別表あり。
2826	1745	部屋倍数	N	3					金額計算の際の倍数。(例:同一仕様の部屋の数等)
2827	1751	積算数量	N	7	3				金額計算の基本となる積算数量。(例:部屋あたりの仕上げの面積等)
2828	1760	合成名称内順位コード	X	2			*		各合成名称における仕上/下地の順位を示すコード。(繰り返しは10までとする)
2829	1762	表現名称(拾い仕上名称)	K	32					仕上に係る数量拾い用の名称。拾い仕上げ名称は略称、品名・名称は正式名称を表す。
2830	1763	拾い仕上記号	X	12					仕上に係る数量拾い用のコード。 ※コードは共通化されていない。
2831	1764	詳細部位表示順	X	12					詳細部位毎の表示順を表すコード。
2832	1765	詳細部位	K	20					見積書に表現する部位名称。
2833	1769	部分別コード	X	12			*		編集部位に対応したコード(例:床、壁、屋根等)。
2834	1771	明細数量掛率	N	7	4				積算数量から明細数量を算出するための掛率。
2835	1772	材料単価	N	12	1				品目・名称ごとの単価(定価×単価掛率)。
2836	1773	材料単価掛率	N	7	4				品目・名称ごとの明細数量単価算出のための掛率。
3000	1200	明細コード	X	50		M6レベル1	*		明細データを特定しデータ階層上の位置を示すコード。
3010	1294	階層レベル	9	2		M6レベル1	*		明細データの階層の深さを表す。([1200]明細コードの文字長/4)に一致する。
3020	1295	階層内通し番号	9	4		M6レベル1	*		明細データの同一階層内の通し番号を表す。[1200]明細コードの最終4桁を整数化した値に一致する。
3030	1288	明細データ属性コード	X	1		M6レベル1	*		[1200]明細コードと組み合わせで使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を表すコード。
3040	1289	補助明細コード	X	2		M6レベル1	*		[1200]明細コードおよび[1288]明細データ属性コードと組み合わせで使用し、明細データの補助的な属性を表すコード。
3050	1201	明細番号	X	25		M6レベル1			各社が定めた明細データの通し番号・分類記号。
3060	1278	明細番号2	X	25		M6レベル1			各社が定めた明細データの通し番号・分類記号その2。
3070	1202	明細別発注者担当部署コード	X	25		M6レベル1			発注者が定めた明細データごとの発注者の担当部署の識別コード。(例:支払い担当部署など)
3080	1203	明細別取引区分コード	X	5		M6レベル1	*		明細別の購入・支給品・レンタル・リースなどの取引の区分を示すコード。
3090	1287	明細別材工共コード	X	2		M6レベル1	*		[1223]明細金額について材料のみ/工賃のみ/材料・工賃共を示すコード。
3100	1204	明細別参照帳票No.	X	25		M6レベル1			★明細データに対応する取引の帳票番号を示す。 (例:受注者の納品番号、請求番号、立替金報告番号等)
3101	1377	明細別参照帳票No.2	X	25		M6レベル1			明細データに対応する取引の帳票番号を示す。 [1204]明細別参照帳票No.で管理する項目とは異なるものに対し適用する。 具体例として、請負契約に係る取引においては、出来高・請求の明細別参照帳票No.は注文番号とすることが一般的だが、工事請負契約外取引の場合には、注文書の発生しないケースも多く、納品番号等の注文番号以外の管理番号を参照することが想定される。
3110	1205	明細年月日(明細別参照帳票年月日)	X	14		M6レベル1			明細データ・明細別参照帳票No.に関する年月日を示す。 (例:納入日など)
3111	1378	明細別参照年月日2	X	14		M6レベル1			明細データ・明細別参照帳票No.に関する年月日を示す。 [1205]明細年月日(明細別参照帳票年月日)で管理する項目とは異なるものに対し適用する。 具体例として、請負契約に係る取引においては、出来高・請求の明細別参照帳票年月日は注文日とすることが一般的だが、工事請負契約外取引の場合には、注文書の発生しないケースも多く、納品日等の注文日以外の管理年月日を参照することが想定される。
3120	1256	明細別参照CADデータ番号	X	25		M6レベル1			帳票データのみを送信した場合に、[1213]品名・名称に関連するCADデータの番号を示す。
3130	1257	明細別参照CADデータ名称	K	60		M6レベル1			帳票データのみを送信した場合に、[1213]品名・名称に関連するCADデータの名称を示す。
3140	1401	設計記号・機器記号	M	12		M6レベル1			明細データと設計図書的设计記号あるいは機器記号との対応を表す。

第3章 情報表現規約

コード	タグNo	項目名	属性	バイト数	小数	マルチ	C D	消費税込	摘要
3150	1402	明細別工種・科目コード	M	12		M6レベル1			明細データの工種、科目を表す。
3160	1403	部位区分	M	12		M6レベル1			明細データの部位を表す。
3170	1279	建設資機材コード	X	40		M6レベル1	*		建設資機材に対して採番された中間コード。
3180	1280	コード送信側変換結果コード	X	2		M6レベル1	*		建設資機材コード送信側におけるコード変換の変換結果を示すコード。コード変換時にコード変換プログラムが自動生成する。
3190	1281	建設資機材標準名称	K	240		M6レベル1			建設資機材の標準名称。
3200	1282	コード受信側変換結果コード	X	2		M6レベル1	*		建設資機材コード受信側におけるコード変換の変換結果を示すコード。コード変換時にコード変換プログラムが自動生成する。
3210	1405	C-CADEC機器分類コード	X	40		M6レベル1	*		C-CADECにより整備された「機器分類コード」に準拠する。
3220	1210	名称コード	X	25		M6レベル1			将来の統一品名・名称コードのための空きエリア。
3230	1211	摘要コード	X	54		M6レベル1			将来の統一規格・仕様・摘要コードのための空きエリア。
3240	1213	品名・名称	M	54		M7レベル2			品名・費目・工事科目名など名称。
3250	1214	規格・仕様・摘要	M	66		M7レベル2			規格・寸法・仕様などの摘要。
3251	1428	本文	M	80		M6レベル1			契約書の条項等を文面で記載する。
3260	1215	補助摘要	K	60		M7レベル2			特に別表示が必要な規格・仕様・摘要項目。(例:単重寸法など)
3270	1283	配管用途コード	X	2		M6レベル1	*		配管類の用途を示すコード。
3280	1284	建設資機材メーカー／型番コード	X	25		M6レベル1	*		発注者が定めたメーカーコードではなく、建設資機材のメーカーと型番を標準的に示すコード。
3290	1285	施工区分コード	X	6		M6レベル1	*		管工事などにおいて、施工箇所(屋内、屋外など)、施工方法(露出、隠ぺいなど)などを示すコード。
3300	1212	明細別取引件名(支払件名)	K	60		M7レベル2			請求・支払の対象となる工事名・物品の名称など明細行別の取引件名。
3310	1206	使用期間開始日	X	8		M6レベル1			レンタル・リース取引の場合の使用開始年月日。
3320	1207	使用期間締切日	X	8		M6レベル1			レンタル・リース取引の場合の使用終了年月日。
3330	1208	使用期間	N	5	2	M6レベル1			レンタル・リース取引の場合の使用期間。
3340	1209	使用期間単位	M	6		M6レベル1	*		レンタル・リース取引の場合の使用期間単位。
3350	1216	補助数量	N	7	3	M6レベル1			特に別表示が必要な数量。(例:本数・重量など)
3360	1217	補助数量単位	M	6		M6レベル1	*		[1216]補助数量の単位を示す単位コード。
3370	1218	明細数量	N	7	3	M6レベル1			金額計算の基本となる数量。
3380	1219	明細数量単位	M	6		M6レベル1	*		[1218]明細数量の単位を示す単位コード。
3390	1220	明細別消費税コード	X	1		M6レベル1	*		[1223]明細金額について税抜き・税込を示すコード。 一内税、外税
3391	1376	明細別消費税率	N	3	1	M6レベル1			明細データごとの消費税の税率。パーセント表記。
3392	1318	消費税計算区分コード	X	2		M6レベル1	*		消費税の計算方法を示すコード。
3400	1286	明細別運賃コード	X	2		M6レベル1	*		[1223]明細金額について運賃の込／別を示すコード。
3410	1221	明細別課税分類コード	X	1		M6レベル1	*		消費税に係る課税・非課税取引を示すコード。 一課税、非課税、免税、経過措置、対象外
3420	1222	単価	N	12	1	M6レベル1			[1219]明細数量1単位あたりの価格。
3421	1375	単価(小数3桁)	N	12	3	M6レベル1			[1219]明細数量1単位あたりの価格。 小数点以下3桁までを有効数字として利用する場合に使用する。
3430	1223	明細金額	N	12		M6レベル1			[1218]明細数量×[1222]単価。 一計算値
3440	1292	定価	N	12	3	M6レベル1			建設資機材の定価。
3450	1293	単価掛率	N	3	1	M6レベル1			[1292]定価に対する[1222]単価の%比率。見積依頼者からの単価端数の丸め等の指示がある場合、[1291]定価×0.01×[1293]単価掛率と[1222]単価とが一致しないこともあり得る。
3460	1247	明細別使用メーカーコード	X	25		M6レベル1			明細データごとの、メーカーの識別コード。
3470	1248	明細別使用メーカー名	K	40		M6レベル1			明細データごとの、メーカーの名称。
3480	1249	明細別使用商社コード	X	25		M6レベル1			明細データごとの、商社の識別コード。
3490	1250	明細別使用商社名	K	40		M6レベル1			明細データごとの、商社の名称。
3500	1251	明細別備考欄	M	16		M8レベル2			明細データごとの特記事項・参考情報を文面で示すフリーエリア。
3510	1404	仕分け区分	M	24		M6レベル1			明細データの仕分け等に使用するためのフリーエリア。取引当業者間の合意により記載内容を取り決める。
3520	1413	明細別変更コード	X	1		M6レベル1	*		受発注者間のメッセージのやり取りの間で明細行の追加、明細行の内容の変更が発生し、追加・変更データであることを表すコード。
3530	1400	明細別注文番号枝番	X	2		M6レベル1			明細データに対する個別注文契約の枝番を示す。
3540	1298	契約使用期間	N	5	2	M6レベル1			契約における使用期間。
3550	1299	契約補助数量	N	7	3	M6レベル1			契約における補助数量。
3560	1224	契約数量明細	N	7	3	M6レベル1			契約数量の明細。
3570	1225	契約金額明細	N	14		M6レベル1			契約金額の明細。
3580	1232	前回迄累積出来高数量明細	N	7	3	M6レベル1			前回迄の出来高数量の明細。
3590	1296	前回迄累積出来高明細別単価出来高率	N	3	1	M6レベル1			[1232]前回迄累積出来高数量明細に対する進捗の%割合。 【使用例】材工共発注で、資材を搬入したが未施工の際に出来高を計上する必要がある場合、搬入数量を[1232]前回迄累積出来高数量明細に記載し、[1296]前回迄累積出来高明細別単価出来高率に一定比率を記載し、出来高金額を計上する。
3600	1233	前回迄累積出来高金額明細	N	12		M6レベル1			前回迄の出来高金額の明細。
3610	1226	前回迄累積請求数量明細	N	9	3	M6レベル1			前回迄の請求数量の明細。
3620	1227	前回迄累積請求金額明細	N	14		M6レベル1			前回迄の請求金額の明細。
3630	1262	税込前回迄累積出来高金額明細	N	14		M6レベル1	*		前回迄の税込出来高金額の明細。
3640	1269	税込前回迄累積請求金額明細	N	14		M6レベル1	*		前回迄の税込請求金額の明細。
3650	1258	前回請求金額明細	N	14		M6レベル1			前回請求した金額の明細。
3660	1259	前回請求保留金額明細	N	14		M6レベル1			前回請求を保留した金額の明細。
3670	1265	税込前回請求金額明細	N	14		M6レベル1	*		前回請求した税込金額の明細。
3680	1266	税込前回請求保留金額明細	N	14		M6レベル1	*		前回請求を保留した税込金額の明細。

第3章 情報表現規約

CI-NET	タグNo	項目名	属性	バイト数	小数	マルチ	CD	消費税込	摘要
3690	1234	今回迄累積出来高数量明細	N	7	3	M6レベル1			[1218]明細数量(今回出来高数量明細)+[1232]前回迄累積出来高数量明細。
3700	1297	今回迄累積出来高明細別単価出来高率	N	3	1	M6レベル1			[1234]今回迄累積出来高数量明細に対する進捗の%割合。 【使用例】材工共発注で、資材を納入したが未施工の際に出来高を計上する必要がある場合、搬入数量を[1234]今回迄累積出来高数量明細に記載し、[1297]今回迄累積出来高明細別単価出来高率に一定比率を記載し、出来高金額を計上する。
3710	1235	今回迄累積出来高金額明細	N	12		M6レベル1			当月査定方式の場合:[1223]明細金額(今回出来高金額明細)+[1233]前回迄累積出来高金額明細。 累積査定方式の場合:[1234]今回迄累積出来高数量明細×0.01×[1235]今回迄累積出来高明細別単価出来高率×[1222]単価。
3720	1228	今回迄累積請求数量明細	N	9	3	M6レベル1			[1252]今回請求数量明細+[1226]前回迄累積請求数量明細。
3730	1229	今回迄累積請求金額明細	N	14		M6レベル1			[1253]今回請求金額明細+[1227]前回迄累積請求金額明細。
3740	1255	今回迄累積請求保留金額明細	N	14		M6レベル1			今回迄の請求保留金額の明細。
3750	1236	契約数量差引残高明細	N	9	3	M6レベル1			[1224]契約数量明細-[1234]今回迄累積出来高数量明細。
3760	1237	契約金額差引残高明細	N	14		M6レベル1			[1225]契約金額明細-[1235]今回迄累積出来高金額明細。
3770	1230	契約数量支払残高明細	N	9	3	M6レベル1			[1224]契約数量明細-[1228]今回迄累積請求数量明細。
3780	1231	契約金額支払残高明細	N	14		M6レベル1			[1225]契約金額明細-[1229]今回迄累積請求金額明細。
3790	1263	税込今回迄累積出来高金額明細	N	14		M6レベル1		*	今回迄の税込出来高金額の明細。
3800	1270	税込今回迄累積請求金額明細	N	14		M6レベル1		*	[1268]税込今回請求金額合計明細+[1269]税込前回迄累積請求金額明細。
3810	1273	税込今回迄累積請求保留金額明細	N	14		M6レベル1		*	今回迄の税込請求保留金額の明細。
3820	1264	税込契約金額差引残高明細	N	14		M6レベル1		*	[1225]契約金額明細(税抜きの場合)×(1+消費税率)-[1263]税込今回迄累積出来高金額明細。
3830	1271	税込契約金額支払残高明細	N	14		M6レベル1		*	税込の契約金額支払残高の明細。
3840	1252	今回請求数量明細	N	9	3	M6レベル1			[1218]明細数量(今回出来高数量明細)に対する請求数量。
3850	1253	今回請求金額明細	N	14		M6レベル1			[1223]明細金額(今回出来高数量明細)に対する請求金額。
3860	1254	今回請求保留金額明細	N	14		M6レベル1			[1223]明細金額(今回出来高金額明細)-[1253]今回請求金額明細。
3870	1260	今回繰越請求金額明細	N	14		M6レベル1			前回請求を保留した中で今回繰越請求を行う金額の明細。
3880	1261	今回請求金額合計明細	N	14		M6レベル1			[1253]今回請求金額明細+[1260]今回繰越請求金額明細。
3890	1290	消費税明細	N	14		M6レベル1		*	消費税の明細。
3900	1291	最終金額明細	N	14		M6レベル1		*	最終帳票金額の明細。
3910	1267	税込今回繰越請求金額明細	N	14		M6レベル1		*	前回請求を保留した中で今回繰越請求を行う税込金額の明細。
3920	1268	税込今回請求金額合計明細	N	14		M6レベル1		*	[1291]最終金額明細(税込今回請求金額明細)+[1267]税込今回繰越請求金額明細。
3930	1272	税込今回請求保留金額明細	N	14		M6レベル1		*	税込の今回請求保留金額の明細。
3940	1274	支払い手続き完了日	9	8		M6レベル1			明細別の社内支払い手続きを完了した年月日。
3950	1275	明細別金融機関振込日	9	8		M6レベル1			明細別の金融機関の振込(現金支払)による支払年月日。
3960	1276	明細別手形支払日	9	8		M6レベル1			明細別の手形による支払年月日。
3970	1277	明細別期日一括払い支払日	9	8		M6レベル1			明細別の期日一括払いによる支払年月日。
3980	1238	前回支払保留金額明細	N	14		M6レベル1		*	前回支払を保留した金額の明細。
3990	1239	今回支払計上金額明細	N	14		M6レベル1		*	今回支払の対象となる金額の明細。
4000	1240	今回支払保留金額明細	N	14		M6レベル1		*	今回支払を保留する金額の明細。
4010	1241	今回支払金額明細	N	14		M6レベル1		*	[1238]前回支払保留金額明細+[1239]今回支払計上金額明細-[1240]今回支払保留金額明細。
4020	1242	控除・相殺金額明細	N	14		M6レベル1		*	手数料・立替分などの控除・相殺金額の明細。
4030	1243	調整後今回支払金額明細	N	14		M6レベル1		*	[1241]今回支払金額明細-[1242]控除・相殺金額明細。
4040	1244	今回支払金額内現金金額明細	N	14		M6レベル1		*	[1243]調整後今回支払金額明細の中で現金による支払金額の明細。
4050	1245	今回支払金額内手形金額明細	N	14		M6レベル1		*	[1243]調整後今回支払金額明細の中で手形による支払金額の明細。
4060	1246	今回支払金額内期日一括払い金額明細	N	14		M6レベル1		*	[1243]調整後今回支払金額明細の中で期日一括払いによる支払金額の明細。
4070	1420	明細別工事コード	X	25		M6レベル1			明細別の工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコード。
4080	1421	明細別取引件名コード	X	25		M6レベル1			明細別の発注工事の種類を示す作業コード・納入物品の種類を示す品目コードなど、取引件名の種類を表すコード。
4090	1422	明細別発注者管理番号	X	25		M6レベル1			明細データに対応する取引の特定のために補助的に使用する帳票の番号。
4100	1423	明細別工事場所・受渡し場所名称	K	76		M6レベル1			明細データごとの、工事場所・受渡し場所(納入場所)の正式名称。
4110	1424	明細別工事場所・受渡し場所電話番号	X	25		M6レベル1			明細別の工事場所・受渡し場所(納入場所)の電話番号。
4120	1425	明細別支払区分	X	10		M6レベル1			明細別の支払区分を文面で示す場合のフリーエリア。
4130	1426	明細別CI-NET区分コード	X	1		M6レベル1		*	明細の情報がCI-NETのEDIデータでやり取りされたものかを判別するためのコード。
4140	1427	請求出来高立替控除区分コード	X	1		M6レベル1		*	明細行が請求・出来高、または立替・控除のいずれに関わるデータかを判別するためのコード。
4150	1430	明細別原価要素名	K	20		M6レベル1			明細データごとの、原価管理上の要素名。 一発注者側の原価要素名
4160	1431	明細別原価要素コード	X	5		M6レベル1			明細データごとの、原価管理上の要素コード。 一発注者側の原価要素コード
4170	1432	明細別原価科目名	K	20		M6レベル1			明細データごとの、原価管理上の科目名。 一発注者側の原価科目名
4180	1433	明細別原価科目コード	X	5		M6レベル1			明細データごとの、原価管理上の科目コード。 一発注者側の原価科目コード

3. CI-NET 標準データコード(CD)

「CI-NET 標準データコード」とは、メッセージを処理するにあたって必要な情報をコード化し、標準化したものである。標準ビジネスプロトコルを利用する全ての企業は、CI-NET 標準データコードを使用しなければならない。

表 12 CI-NET 標準データコード一覧表【CI-NETNo.順】

CI-NET No.	タグ No.	項目名	属性	バイト数 (注)	コードの本節での参照箇所
20	2	情報区分コード	X	4	3.1 情報区分コード
40	4	発注者コード	X	12	3.2 標準企業コード
50	5	受注者コード	X	12	
80	9	訂正コード	X	1	3.3 訂正コード
440	1166	受注者建設業許可区分・登録コード	K	20	3.4 建設業許可区分・登録コード
450	1167	受注者建設業許可工事業種	K	12	3.5 建設業許可工事業種
480	1005	J V工事フラグ	X	1	3.6 J V工事フラグ
590	1170	発注者建設業許可区分・登録コード	K	20	3.4 建設業許可区分・登録コード
600	1171	発注者建設業許可工事業種	K	12	3.5 建設業許可工事業種
710	1371	工事場所・受渡し場所所在地コード (JIS)	X	5	3.7 工事場所・受渡し場所所在地コード (JIS)
810	1138	取引区分コード	X	5	3.8 取引区分コード
820	1049	施工者・納入者コード	X	12	3.2 標準企業コード
1110	1074	運送者コード	X	12	
1180	1312	出来高査定方式識別コード	X	1	3.9 出来高査定方式識別コード
1190	57	消費税コード	X	1	3.10 消費税コード
1200	59	課税分類コード	X	1	3.11 課税分類コード
1230	1084	補助数量計単位	K	6	3.12 単位コード
1250	1086	明細数量計単位	K	6	
1411	1373	様式コード	X	2	3.38 様式コード
1421	1317	打切精算区分コード	X	1	3.36 打切精算区分コード
1560	1314	請求完了区分コード	X	1	3.13 請求完了区分コード
1570	1315	出来高・請求・立替査定結果コード	X	2	3.14 出来高・請求・立替査定結果コード
1580	1316	請求確認コード	X	1	3.15 請求確認コード

第3章 情報表現規約

CI-NET No.	タグ No.	項目名	属性	バイト数 (注)	コードの本節での参照箇所
3000	1200	明細コード	X	50	3.16 明細コード
3010	1294	階層レベル	9	2	3.17 階層レベル
3020	1295	階層内通し番号	9	4	3.18 階層内通し番号
3030	1288	明細データ属性コード	X	1	3.19 明細データ属性コード
3040	1289	補助明細コード	X	2	3.20 補助明細コード
3080	1203	明細別取引区分コード	X	5	3.8 取引区分コード
3090	1287	明細別材工共コード	X	2	3.21 明細別材工共コード
3170	1279	建設資機材コード	X	40	3.22 建設資機材コード
3180	1280	コード送信側変換結果コード	X	2	3.23 コード送信側変換結果コード
3200	1282	コード受信側変換結果コード	X	2	3.24 コード受信側変換結果コード
3210	1405	C-CADEC 機器分類コード	X	40	3.25 C-CADEC 機器分類コード
3270	1283	配管用途コード	X	2	3.26 配管用途コード
3280	1284	建設資機材メーカー／型番コード	X	25	3.27 建設資機材メーカー／型番コード
3290	1285	施工区分コード	X	6	3.28 施工区分コード
3340	1209	使用期間単位	K	6	3.12 単位コード
3360	1217	補助数量単位	K	6	
3380	1219	明細数量単位	K	6	
3390	1220	明細別消費税コード	X	1	3.10 消費税コード
3392	1318	消費税計算区分コード	X	1	3.37 消費税計算区分コード
3400	1286	明細別運賃コード	X	2	3.29 明細別運賃コード
3410	1221	明細別課税分類コード	X	1	3.11 課税分類コード
3520	1413	明細別変更コード	X	1	3.30 明細別変更コード
4130	1426	明細別 CI-NET コード	X	1	3.31 明細別 CI-NET 区分コード
4140	1427	請求出来高立替控除区分コード	X	1	3.32 請求出来高立替控除区分コード
5080	1509	CAD データ／属性データ区分	X	1	3.33 CAD データ／属性データ区分コード
5090	1510	CAD データ形式コード	X	1	3.34 CAD データ形式コード
5220	1523	データ圧縮識別コード	X	1	3.35 データ圧縮識別コード

(注) X 属性の場合、1 文字=1 バイト。K 属性の場合、1 文字=2 バイト

下表では、CI-NET 標準データコードに関して各コードに対応するデータ項目名について整理、提示している。

表 13 CI-NET 標準データコード一覧表【コード順】

コード	属性	データ数	CI-NET No.	タグ No.	データ項目名
3.1 情報区分コード	X	4	20	2	情報区分コード
3.2 標準企業コード	X	12	40	4	発注者コード
			50	5	受注者コード
			820	1049	施工者・納入者コード
			1110	1074	運送者コード
3.3 訂正コード	X	1	80	9	訂正コード
3.4 建設業許可区分・登録コード	K	20	440	1166	受注者建設業許可区分・登録コード
			590	1170	発注者建設業許可区分・登録コード
3.5 建設業許可工事業種	K	12	450	1167	受注者建設業許可工事業種
			600	1171	発注者建設業許可工事業種
3.6 J V工事フラグ	X	1	480	1005	J V工事フラグ
3.7 工事場所・受渡し場所所在地コード (JIS)	X	5	710	1371	工事場所・受渡し場所所在地コード (JIS)
3.8 取引区分コード	X	5	810	1138	取引区分コード
			3080	1203	明細別取引区分コード
3.9 出来高査定方式識別コード	X	1	1180	1312	出来高査定方式識別コード
3.10 消費税コード	X	1	1190	57	消費税コード
			3390	1220	明細別消費税コード
3.11 課税分類コード	X	1	1200	59	課税分類コード
			3410	1221	明細別課税分類コード
3.12 単位コード	K	6	1230	1084	補助数量計単位
			1250	1086	明細数量計単位
			3340	1209	使用期間単位
			3360	1217	補助数量単位
			3380	1219	明細数量単位
3.13 請求完了区分コード	X	1	1560	1314	請求完了区分コード
3.14 出来高・請求・立替査定結果コード	X	2	1570	1315	出来高・請求・立替査定結果コード
3.15 請求確認コード	X	1	1580	1316	請求確認コード
3.16 明細コード	X	50	3000	1200	明細コード
3.17 階層レベル	9	2	3010	1294	階層レベル

第3章 情報表現規約

コード	属性	バイト数	CI-NET No.	タグ No.	データ項目名
3.18 階層内通し番号	9	4	3020	1295	階層内通し番号
3.19 明細データ属性コード	X	1	3030	1288	明細データ属性コード
3.20 補助明細コード	X	2	3040	1289	補助明細コード
3.21 明細別材工共コード	X	2	3090	1287	明細別材工共コード
3.22 建設資機材コード	X	40	3170	1279	建設資機材コード
3.23 コード送信側変換結果コード	X	2	3180	1280	コード送信側変換結果コード
3.24 コード受信側変換結果コード	X	2	3200	1282	コード受信側変換結果コード
3.25 C-CADEC 機器分類コード	X	40	3210	1405	C-CADEC 機器分類コード
3.26 配管用途コード	X	2	3270	1283	配管用途コード
3.27 建設資機材メーカー／型番コード	X	25	3280	1284	建設資機材メーカー／型番コード
3.28 施工区分コード	X	6	3290	1285	施工区分コード
3.29 明細別運賃コード	X	2	3400	1286	明細別運賃コード
3.30 明細別変更コード	X	1	3520	1413	明細別変更コード
3.31 明細別 CI-NET 区分コード	X	1	4130	1426	明細別 CI-NET コード
3.32 請求出来高立替控除区分コード	X	1	4140	1427	請求出来高立替控除区分コード
3.33 CAD データ／属性データ区分コード	X	1	5080	1509	CAD データ／属性データ区分
3.34 CAD データ形式コード	X	1	5090	1510	CAD データ形式コード
3.35 データ圧縮識別コード	X	1	5220	1523	データ圧縮識別コード
3.36 打切精算区分コード	X	1	1421	1317	打切精算区分コード
3.37 消費税計算区分コード	X	1	3392	1318	消費税計算区分コード
3.38 様式コード	X	2	1411	1373	様式コード

(注) X 属性の場合、1 文字=1 バイト。K 属性の場合、1 文字=2 バイト

3.1. 情報区分コード

情報区分コードは伝送する情報の種類を表す。

3.1.1. 情報区分コードの属性・文字数

情報区分コードの属性はX、文字数は4桁とする。コードはアラビア数字を使用する。

3.1.2. 情報区分コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [20] タグNo. [2] : 「情報区分コード」

3.1.3. 情報区分コードリスト

表 14 情報区分コードリスト

業務単位	情報種類	メッセージ	情報区分コード
1. 見積	1.1 建築見積依頼情報	建築見積依頼メッセージ	0305
	1.2 建築見積回答情報	建築見積回答メッセージ	0306
	1.3 設備見積依頼情報	設備見積依頼メッセージ	0303
	1.4 設備見積回答情報	設備見積回答メッセージ	0304
	1.5 設備機器見積依頼情報	設備機器見積依頼メッセージ	0307
	1.6 設備機器見積回答情報	設備機器見積回答メッセージ	0308
2. 購買見積	2.1 購買見積依頼情報	購買見積依頼メッセージ	0301
	2.2 購買見積回答情報	購買見積回答メッセージ	0302
	2.3 見積不採用通知情報	見積不採用通知メッセージ	0309
3. 契約	3.1 確定注文情報	確定注文メッセージ	0502
	3.2 注文請け情報	注文請けメッセージ	0506
	3.3 鑑項目合意変更申込情報	鑑項目合意変更申込メッセージ	0503
	3.4 鑑項目合意変更承諾情報	鑑項目合意変更承諾メッセージ	0507
	3.5 合意解除申込情報	合意解除申込メッセージ	0504
	3.6 合意解除承諾情報	合意解除承諾メッセージ	0508
	3.7 一方的解除通知情報	一方的解除通知メッセージ	0514
	3.8 合意打切申込情報	合意打切申込メッセージ	0505
	3.9 合意打切承諾情報	合意打切承諾メッセージ	0509
	3.10 一方的打切通知情報	一方的打切通知メッセージ	0515
	3.11 合意精算申込情報	合意打切申込メッセージ	0516
	3.12 合意精算承諾情報	合意打切承諾メッセージ	0517
	3.13 基本契約申込情報	基本契約申込メッセージ	0521

第3章 情報表現規約

業務単位	情報種類	メッセージ	情報区分コード
	3.14 基本契約承諾情報	基本契約承諾メッセージ	0522
4. 納 入	4.1 出荷情報	出荷メッセージ	0704
	4.2 入荷情報	入荷メッセージ	0705
	4.3 工事物件案内情報		0706
5. 出来高	5.1 出来高要請情報	出来高要請メッセージ	0904
	5.2 出来高報告情報	出来高報告メッセージ	0902
	5.3 出来高確認情報	出来高確認メッセージ	0903
6. 立 替	6.1 立替金報告情報	立替金報告メッセージ	1204
	6.2 立替金確認情報	立替金確認メッセージ	1208
7. 支 払	7.1 請求情報	請求メッセージ	1104
	7.2 請求確認情報	請求確認メッセージ	1108
	7.3 支払通知情報	支払通知メッセージ	1106
	7.4 総括請求情報	総括請求メッセージ	1109
	7.5 工事請負契約外請求情報	工事請負契約外請求メッセージ	1101
	7.6 工事請負契約外請求確認情報	工事請負契約外請求確認メッセージ	1102
8. 技 術 データ 交 換	8.1 技術データ情報	(技術データ封筒メッセージ) ※1	5001
	8.2 CADデータ情報	CADデータ封筒メッセージ	5101
	8.3 メッセージなし データ情報※2		9301
9. システム 運用情報	受信確認情報※3		9001
	0件データ情報※3		9101
	エラー情報※3		9201

※1 技術データ封筒メッセージについては現在未策定であり、標準ビジネスプロトコルでは使用するデータ項目の規定をしていない。

※2 「メッセージなしデータ情報」の情報区分コード「9301」は標準メッセージが制定されていないテキストまたはバイナリーデータをCIIシンタックスルール1.51以上を利用して伝送する際に使用する。封筒情報なしに技術データやCADデータを伝送するために使用することができる。

※3 CI-NET運用諸規則「第4章 第2節 CI-NET運用ルール」を参照されたい。

3.2. 標準企業コード

企業を特定するキーコードとして、標準企業コードを使用する。

3.2.1. 標準企業コードの属性・文字数

標準企業コードの属性はX、文字数は最大12桁とする。

上6桁（6桁固定）は支援センター等が発行する企業識別コード、下6桁（最大6桁）はユーザーが自由に採番できる枝番とする。

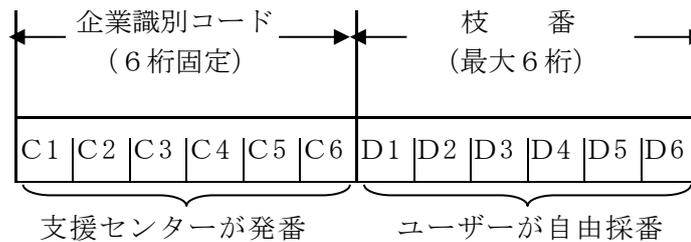


図 20 標準企業コードの構造

企業識別コード・・・6桁固定で企業を識別し、いかなる部分も省略は許されない。

企業識別コードは、支援センター等が発番し、(一財)日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が管理する。

枝番・・・各企業のコンピュータセンター・支店・営業所・現場・部門などの識別に用いられ、最大6桁の範囲内で各企業が自由に採番・管理する。

3.2.2. 標準企業コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [40]	タグNo. [4]	:「発注者コード」
CI-NETNo. [50]	タグNo. [5]	:「受注者コード」
CI-NETNo. [820]	タグNo. [1049]	:「施工者・納入者コード」
CI-NETNo. [1110]	タグNo. [1074]	:「運送者コード」

3.2.3. 標準企業コードリスト

企業識別コードは、支援センターに問い合わせるか、同センターの下記 Web サイトにより知ることができる。

http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/cinet/riyou_joukyo.html

企業識別コードは、現在（2009年3月時点）6つの組織により発番・管理されており、発番組織ごとにコードの先頭番号が異なる。1つは支援センターであり、その他の5つは、（一社）電子情報技術産業協会 ECセンター、（一社）日本鉄鋼連盟 鉄鋼 EDIセンター、（一社）日本物流団体連合会 物流 EDIセンター、（公社）日本ロジスティクスシステム協会、および（一財）日本情報経済社会推進協会である。

6つの組織別の企業識別コードの体系は、次のとおりである。

表 15 企業識別コードの体系

コードセンター	コード体系
（一社）電子情報技術産業協会 ECセンター	1 0-----
	1 1-----
	1 2-----
（一社）日本鉄鋼連盟 鉄鋼 EDIセンター	1 5-----
（一財）建設業振興基金 経営基盤整備支援センター	2 1-----
	2 2-----
（一財）日本情報経済社会推進協会	2 5-----
	3 1-----
	5 0-----
（一社）日本物流団体連合会 物流 EDIセンター	5 5-----
（公社）日本ロジスティクスシステム協会	6 0-----

3.3. 訂正コード

訂正コードは、メッセージが「新規」であるのか「取消」「一括変更」「一部変更」であるのかを示す。「取消」「一括変更」「一部変更」時のデータ作成は、メッセージ作成規則に従う。（「第3章 第3節 4 変更・取消データの作成方法」参照）

3.3.1. 訂正コードの属性・文字数

訂正コードの属性はX、文字数は1桁とする。コードはアラビア数字を使用する。

3.3.2. 訂正コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [80] タグNo. [9] : 「訂正コード」

3.3.3. 訂正コードリスト

- 「1」・・・新規メッセージであることを示す。
- 「2」・・・前回伝送したメッセージを一括して変更するメッセージであることを示す。
- 「3」・・・前回伝送した当該メッセージの取消であることを示す。
- 「4」・・・当該メッセージの一部変更であることを示す。

3.4. 建設業許可区分・登録コード

建設業許可区分・登録コードは、建設業法に基づく建設業の許可の許可区分・および登録番号を示す。

3.4.1. 建設業許可区分・登録コードの属性・文字数

建設業許可区分・登録コードの属性はK、文字数は20文字とする。コードは漢字、アラビア数字を使用する。

建設業許可区分・登録コードの第1桁～第6桁目は許可行政庁の名称を示す。第7桁～第8桁目は許可区分の名称を示す。第9桁目～第20桁目は許可番号を示す。

許可行政庁は、建設業法に基づく建設業の許可において、許可を与えた行政庁の長を示す。属性はK、文字数は6文字とする。文字は漢字を使用し、決められた桁の範囲で右詰めで使用する。

許可区分の名称は、建設業法に基づく建設業の許可において、許可区分を示す。属性はK、文字数は2文字とし、漢字を使用する。

許可番号の属性はK、文字数は12文字とする。コードは漢字およびアラビア数字を使用し、第5桁目は「第」、第12桁目は「号」で固定する。第1桁目～第4桁目までは許可年次によって異なる番号を、第6桁目～第11桁目は会社によって特定されている番号を記入する。各番号は、決められた領域において右詰めで使用する。

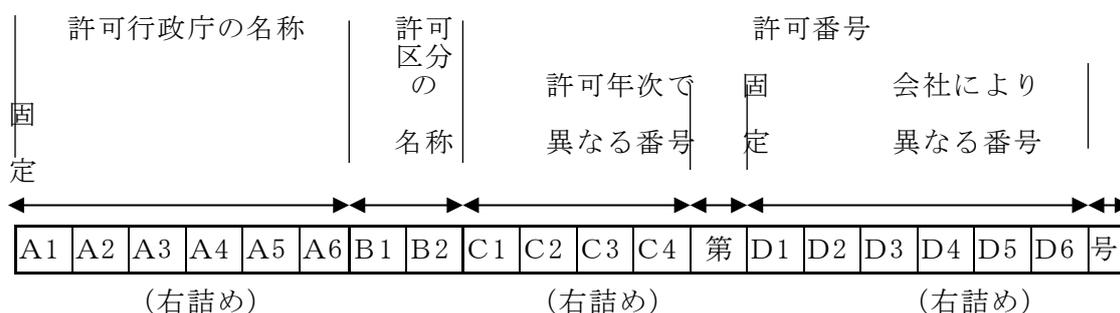


図 3.2.3-6 建設業許可区分・登録番号の構成

3.4.2. 建設業許可区分・登録コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [440] タグNo. [1166] : 「受注者建設業許可区分・登録コード」

CI-NETNo. [590] タグNo. [1170] : 「発注者建設業許可区分・登録コード」

3.4.3. 建設業許可区分・登録コードリスト

(1) 許可行政庁の名称

表 3.2.3-7 データ項目に使用する建設業許可行政庁の名称

国土交通大臣 (建設大臣)	富山県知事	島根県知事
北海道知事	石川県知事	岡山県知事
青森県知事	福井県知事	広島県知事
岩手県知事	山梨県知事	山口県知事
宮城県知事	長野県知事	徳島県知事
秋田県知事	岐阜県知事	香川県知事
山形県知事	静岡県知事	愛媛県知事
福島県知事	愛知県知事	高知県知事
茨城県知事	三重県知事	福岡県知事
栃木県知事	滋賀県知事	佐賀県知事
群馬県知事	京都府知事	長崎県知事
埼玉県知事	大阪府知事	熊本県知事
千葉県知事	兵庫県知事	大分県知事
東京都知事	奈良県知事	宮崎県知事
神奈川県知事	和歌山県知事	鹿児島県知事
新潟県知事	鳥取県知事	沖縄県知事

(2) 許可区分の名称

表 3.2.3-8 データ項目に使用する建設業許可区分の名称

データ項目に使用する名称	対象業者
特定	特定建設業者の許可を受けた建設業者
一般	一般建設業者の許可を受けた建設業者

3.5. 建設業許可工事業種

建設業許可工事業種は、建設業法に基づく建設業の許可の許可工事業種を示す。

3.5.1. 建設業許可工事業種の属性・文字数

建設業許可工事業種の属性は K、文字数は12文字とする。ひらがな、カタカナ、漢字を使用する。

3.5.2. 建設業許可工事業種を使用するデータ項目

CI-NETNo. [450] タグNo. [1167] : 「受注者建設業許可工事業種」

CI-NETNo. [600] タグNo. [1171] : 「発注者建設業許可工事業種」

3.5.3. 建設業許可工事業種リスト

表 16 データ項目に使用する建設業許可工事業種の名称

データ項目に使用する名称	許可業種
土木	土木工事業
建築	建築工事業
大工	大工工事業
左官	左官工事業
とび・土工	とび・土工工事業
石工	石工工事業
屋根	屋根工事業
電気	電気工事業
管	管工事業
タイル・れんが・ブロック	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物	鋼構造物工事業
鉄筋	鉄筋工事業
ほ装	ほ装工事業
しゅんせつ	しゅんせつ工事業
板金	板金工事業
ガラス	ガラス工事業
塗装	塗装工事業
防水	防水工事業
内装仕上	内装仕上工事業
機械器具	機械器具設置工事業
熱絶縁	熱絶縁工事業
電気通信	電気通信工事業
造園	造園工事業
さく井	さく井工事業
建具	建具工事業
水道施設	水道施設工事業
消防施設	消防施設工事業
清掃施設	清掃施設工事業
解体	解体工事業

3.6. JV工事フラグ

J V工事フラグは当該工事が J V工事か否かを表す。

3.6.1. JV工事フラグの属性・文字数

J V工事フラグの属性は X、文字数は 1 文字とする。コードはアラビア数字を使用する。

3.6.2. JV工事フラグを使用するデータ項目

CI-NETNo. [480] タグNo. [1005] : 「 J V工事フラグ」

3.6.3. JV工事フラグリスト

「0」・・・一般

「1」・・・ J V工事

3.7. 工事場所・受渡し場所所在地コード(JIS)

工事場所・受渡し場所（納入場所）が所在する都道府県および市区町村を表す JIS コード（JIS-X0401 および JIS-X0402）を表す。

3.7.1. 工事場所・受渡し場所所在地コード(JIS)の属性・文字数

工事場所・受渡し場所所在地コードの属性は X、文字数は最大 5 文字とする。コードはアラビア数字を使用する。

3.7.2. 工事場所・受渡し場所所在地コード(JIS)を使用するデータ項目

CI-NETNo. [710] タグNo. [1371] : 「工事場所・受渡し場所所在地コード」

3.7.3. 工事場所・受渡し場所所在地コードリスト(JIS)

本コードは、都道府県が JIS-X0401（2桁）で、地区町村が JIS-X0402（3桁）でいずれも規定するものに準拠して設定する。

3.8. 取引区分コード

取引区分コードは、メッセージ、明細データにおける取引の形態を示す。販売者・購入者間、元請業者・協力業者とも同一のコードを使用する。

3.8.1. 取引区分コードの属性・文字数

取引区分コードの属性はX、文字数は5文字とする。コードはアラビア数字を使用し、当面、2桁のみ使用する。

取引区分コードの第1桁目は大分類を、第2桁目は大分類の内訳としての中分類を示す。以上2階層の分類によって取引を区分する。第3桁～第5桁目は将来の拡張用として当面の間使用しない。



図 21 取引区分コードの構成

3.8.2. 取引区分コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [810] タグNo. [1138] : 「取引区分コード」
CI-NETNo. [3080] タグNo. [1203] : 「明細別取引区分コード」

3.8.3. 取引区分コードリスト

- 「1」・・・・・・・・ 購入品・販売品を示す。
- 「11」・・・・・・ 一式契約による取引を示す。
- 「12」・・・・・・ 単価契約による取引を示す。
- 「2」・・・・・・・・ 依託加工品・支給品を示す。
- 「3」・・・・・・・・ レンタル・リース取引を示す。
- 「31」・・・・・・ レンタル・リース取引で返却日を計上する。
- 「32」・・・・・・ レンタル・リース取引で返却日を計上しない。
- 「33」・・・・・・ レンタル・リース取引で損失として計上する。

- 「4」・・・・・・・・ 売戻・買戻条件付取引を示す。
 - 「41」・・・・・・・・ 売戻・買戻条件付取引で返却日を計上する。
 - 「42」・・・・・・・・ 売戻・買戻条件付取引で返却日を計上しない。
 - 「43」・・・・・・・・ 売戻・買戻条件付取引で損失として計上する。

- 「5」・・・・・・・・ 工事・作業であることを示す。
 - 「51」・・・・・・・・ 工事委託・請負作業などの外注取引を示す。
 - 「52」・・・・・・・・ 工事・作業の歩合による労務提供型の取引を示す。
- 「8」・・・・・・・・ 帳票の金額に含まれない別途計上の取引を示す。
 - 「81」・・・・・・・・ 別途工事を示す。
 - 「82」・・・・・・・・ 貸与品を示す。
 - 「83」・・・・・・・・ 支給品を示す。
 - 「84」・・・・・・・・ 移設品を示す。
 - 「85」・・・・・・・・ 撤去品を示す。
 - 「86」・・・・・・・・ 既設品を示す。
- 「9」・・・・・・・・ 運送費、事務経費など、上記に該当しない取引を示す。
 - 「99」・・・・・・・・ 上記の取引が明細データに混在していることを示す。

3.9. 出来高査定方式識別コード

出来高査定方式識別コードは出来高査定の方法を表す。

3.9.1. 出来高査定方式識別コードの属性・文字数

出来高査定方式識別コードの属性はX、文字数は1文字とする。コードはアラビア数字を使用する。

3.9.2. 出来高査定方式識別コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [1180] タグNo. [1312] : 「出来高査定方式識別コード」

3.9.3. 出来高査定方式識別コードリスト

- 「1」・・・累積査定方式
- 「2」・・・当月査定方式

3.10. 消費税コード

消費税コードは、メッセージに記載されている金額が消費税込み（内税）の金額であるのか、消費税抜き（外税）の金額であるのかを示す。

3.10.1. 消費税コードの属性・文字数

消費税コードの属性はX、文字数は1文字とする。コードはアラビア数字を使用する。

3.10.2. 消費税コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [1190] タグNo. [57] : 「消費税コード」
CI-NETNo. [3390] タグNo. [1220] : 「明細別消費税コード」

3.10.3. 消費税コードリスト

- 「1」・・・ タグNo.[1088]明細金額計（タグNo.[1223]明細金額）が消費税込み（内税）の金額であることを示す。タグNo.[1088]明細金額計にタグNo.[1096]消費税額を加えてはならない。
- 「2」・・・ タグNo.[1088]明細金額計（タグNo.[1223]明細金額）が消費税抜き（外税）の金額であることを示す。タグNo.[1088]明細金額計にタグNo.[1096]消費税額を加えた額を[1097]最終帳票金額としなければならない。
- 「3」・・・ （タグNo.[1220]明細別消費税コードのみ）明細データの金額に内税・外税の金額が混在していることを示す。

3.11. 課税分類コード

課税分類コードは、メッセージ、明細データの金額における消費税に係る課税処理の分類を示す。

3.11.1. 課税分類コードの属性・文字数

課税分類コードの属性はX、文字数は1文字とする。コードはアラビア数字を使用する。

3.11.2. 課税分類コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [1200] タグNo. [59] : 「課税分類コード」

CI-NETNo. [3410] タグNo. [1221] : 「明細別課税分類コード」

3.11.3. 課税分類コードリスト

- 「1」・・・ 当該取引が課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。
- 「2」・・・ 当該取引が非課税対象の取引であることを示し、非課税手続きの処理を行う。
- 「3」・・・ 当該取引が免税対象の取引であることを示し、免税手続きの処理を行う。
- 「4」・・・ 当該取引が経過措置(注1)の対象であることを示し、経過措置の処理を行う。
- 「5」・・・ 当該取引が軽減税率(注1)の対象であることを示し、軽減税率の処理を行う。
- 「9」・・・ 当該取引が消費税対象外の取引であることを示し、消費税の処理を行わない。

(注1) 「経過措置」とは、消費税法等の改正に伴い消費税率に変更が生じる際に、一定の条件下で消費税率が一定期間据え置かれる措置を指す。

(注2) 「軽減税率」とは、消費税法において、一定の条件下で軽減が認められる消費税率を指す。

3.12. 単位コード

数量を示すデータ項目に対して、その単位の種類を示すコードとして規定しているものが単位コードである。単位コードは原則として、単位コードリストに定められたものを使用する。

3.12.1. 単位コードの属性・文字数

単位コードの属性はK、文字数は6文字とする。コードはアラビア数字およびアル

ファベット、カタカナ、漢字を使用する。アルファベットの大文字・小文字は区別する。

3.12.2. 単位コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [1230]	タグNo. [1084]	: 「補助数量計単位」
CI-NETNo. [1250]	タグNo. [1086]	: 「明細数量計単位」
CI-NETNo. [3340]	タグNo. [1209]	: 「使用期間単位」
CI-NETNo. [3360]	タグNo. [1217]	: 「補助数量単位」
CI-NETNo. [3380]	タグNo. [1219]	: 「明細数量単位」

3.12.3. 単位コードリスト(第一水準)

必須と思われる単位について、単位コード第一水準を定める。その他の単位については単位コード第二水準として定める。

表 17 単位コード第一水準

No.	内容	凡例	単位コード	備考
1	ミリメートル	mm、MM、ミリ	mm	
2	センチメートル	cm、CM	cm	
3	メートル	m、M	m	
4	キロメートル	km	km	
5	平方ミリメートル	m ² 、MM ²	mm ²	
6	平方センチメートル	cm ² 、CM ²	cm ²	
7	平方メートル	m ² 、M ²	m ²	
8	平方キロメートル	km ² 、KM ²	km ²	
9	帖(じょう)	帖	帖	床貼りなどの面積を示す。
10	坪(つぼ)	坪、3.3M ² 、3.3 m ²	坪	
11	立方センチメートル	cc、CM ³ 、cm ³ 、ml	cc	
12	リットル	ℓ、l、L、 リットル	L	
13	キロリットル	kℓ、kl、KL	kL	
14	立方メートル	m ³ 、M ³	m ³	キロリットルと同値である 使い分けを行う。
15	グラム	g	g	
16	キログラム	kg、KG	kg	
17	トン	t、ton、トン T、屯	t	
18	個(こ)	ヶ、コ、個	個	
19	本(ほん)	本、ホン	本	
20	枚(まい)	枚、マイ	枚	
21	人(にん)	人	人	
22	袋(ふくろ)	袋	袋	
23	箱(はこ)	箱、ケース	箱	
24	基(き)	基、キ	基	
25	台(だい)	台、車、ダイ	台	
26	巻(まき)	巻	巻	
27	束(たば)	束	束	
28	缶(かん)	缶	缶	
29	畳(じょう)	畳	畳	畳の枚数を示す。
30	脚(きゃく)	脚	脚	
31	口(くち)	口	口	
32	足(そく)	足	足	
33	丁(ちょう)	丁	丁	
34	円(えん)	円	円	
35	株(かぶ)	株、ポット	株	
36	鉢(はち)	鉢	鉢	
37	式(しき)	式	式	
38	組(くみ)	組	組	
39	セット	セツト、Set、Sets	セット	
40	室(しつ)	室	室	

第3章 情報表現規約

No.	内容	凡例	単位コード	備考
41	戸(こ)	戸	戸	
42	棟(とう)	棟、トウ	棟	
43	段(だん)	段	段	
44	供試体(きょうした い)	供試体	供試体	
45	試料(しりょう)	試料	試料	
46	回(かい)	回	回	
47	件(けん)	件	件	
48	通(つう)	通、部、冊	通	
49	字(じ)	字、文字	字	
50	かしよ	カ所、箇所、 個所、か所、 ヶ所、所	カ所	
51	階(かい)	階、フロア	階	
52	点(てん)	点	点	
53	孔(こう)	孔、穴	孔	
54	断面(だんめん)	断面	断面	
55	面(めん)	面	面	
56	床(ゆか、しょう)	床	床	
57	秒(びょう)	秒、sec	秒	
58	分(ぶん)	分、min	分	
59	時間(じかん)	時間、時、H、h hr	時間	
60	日(にち)	日、ニチ	日	
61	月(つき)	月、ヶ月、か月	月	
62	年(ねん)	年	年	
63	月賦日割	月賦日割	月D	Dは payment by the Day の略 単価・数量は月ベースだが日 割り計算を行う事を示す
64	パーセント	%	%	
65	キロワット	kw	kW	
66	キロワット時	kwh	kWh	「kW時間」の組合せ単位 は例外として使用しない

3.12.4 単位コードリスト（第二水準）

表 18 単位コード第二水準

No.	内 容	単位コード	備 考
1	架m（かメートル）	架m	足場
2	延m（のべメートル）	延m	石工事、はつり工事
3	枠m（わくメートル）	枠m	
4	インチ	i n	
5	フィート	f t	
6	寸（すん）	寸	
7	間（けん）	間	
8	ヘクタール	h a	
9	架m ² （か平方メートル）	架m ²	足場
10	延m ² （のべ平方メートル）	延m ²	仮設工事
11	掛m ² （かけ平方メートル）	掛m ²	枠組足場
12	空m ² （くう平方メートル）	空m ²	枠組
13	建m ² （たて平方メートル）	建m ²	水盛り
14	床m ² （ゆか平方メートル）	床m ²	床組
15	壁m ² （かべ平方メートル）	壁m ²	
16	法面m ² （のりめん平方メートル）	法面m ²	
17	水平m ² （すいへい平方メートル）	水平m ²	仮設工事、足場
18	天井m ² （てんじょう平方メートル）	天井m ²	野縁組
19	空m ³ （くう立方メートル）	空m ³	枠組
20	アンペア（あんぺあ）	アンペア	
21	池（いけ）	池	
22	回線（かいせん）	回線	電話など
23	回路（かいろう）	回路	
24	型（かた）	型	
25	カット	カット	写真の枚数など
26	機（き）	機	
27	キット	キット	
28	橋（きょう）	橋	
29	極（きょく）	極	
30	串（くし）	串	
31	系統（けいとう）	系統	
32	軒（けん）	軒	家屋調査など
33	現場（げんば）	現場	
34	号（ごう）	号	
35	時間率容量	A h	
36	条（じょう）	条	
37	食（しょく）	食	食事など
38	心（しん）	心	
39	隻（せき）	隻	台船など
40	席（せき）	席	
41	石（せき）	石	

No.	内 容	単位コード	備 考
42	世帯 (せたい)	世帯	
43	接点 (せってん)	接点	
44	双 (そう)	双	手袋など
45	槽 (そう)	槽	
46	層 (そう)	層	
47	測線 (そくせん)	測線	測量、観測
48	素子 (そし)	素子	
49	玉 (たま)	玉	わら縄など
50	着 (ちやく)	着	作業衣
51	柱 (ちゅう)	柱	
52	張 (ちょう)	張	
53	対 (つい)	対	建具金物など
54	デシベル (でしべる)	d B	
55	度 (ど)	度	
56	灯 (とう)	灯	
57	分配 (ぶんぱい)	分配	
58	方出 (ほうで)	方出	
59	窓 (まど)	窓	サッシ
60	門 (もん)	門	門、水門
61	ユニット	ユニット	組合せ物
62	呼び (よび)	呼び	
63	連 (れん)	連	
64	枠 (わく)	枠	型枠
65	ロット	ロット	コンクリート試験
66	キロアンペア	k A	
67	キロカロリー	k c a l	
68	キロバール	k v a r	
69	キロボルト	k V	
70	キロボルトアンペア	k V A	
71	ボルト	V	
72	ボルトアンペア	V A	
73	マイクロファラデー	M I C R O F	
74	ワット	W	
75	ドラム	ドラム	
76	カートン	カートン	

3.12.4. 単位コードの組合せ

数量の単位コードは、時間の単位コードと組み合わせて、数量と時間との積（人日、台日など）、または時間あたりの数量（個／日など）を示す単位コードとすることができる。この時、時間の単位コードは数量の単位コードの後ろに置く。

(1) 数量×時間

【数量の単位コード】		【時間の単位コード】		【数量と時間の積による単位コード】
m	×	秒	→	m秒
m 2	×	分	→	m 2 分
m 3	×	時間	→	m 3 時間
k g	×	日	→	k g 日
個	×	月	→	個月
t	×	月D	→	t 月D
カ所	×	年	→	カ所年

※ 「kW」(キロワット)のみ例外として、一般的な表現方法である「kWh」と表記とする。

(2) 数量÷時間

【数量の単位コード】		【時間の単位コード】		【時間当たりの数量を表す単位コード】
個	÷	日	→	個/日
t	÷	月	→	t/月
m 2	÷	年	→	m 2/年

図 3.2.3-13 数量単位と時間単位の組合せ例

3.13. 請求完了区分コード

請求完了区分コードは当該契約に係わる請求業務の完了状況を表す。

3.13.1. 請求完了区分コードの属性・文字数

請求完了区分コードの属性は X、文字数は 1 文字とする。コードはアラビア数字を使用する。

3.13.2. 請求完了区分コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [1560] タグNo. [1314] : 「請求完了区分コード」

3.13.3. 請求完了区分コードリスト

「1」・・・未精算（請求継続） 最終回以外を示す。

「7」・・・以後使用停止

「9」・・・精算（最終回）

※「7」については、出来高要請メッセージのみ利用可能とし、さらに受注者は発注者から送信された出来高要請メッセージにおいて [1314] が [7] であった時点で、その後の出来高報告、出来高確認、請求の各メッセージは作成できないこととする。

3.14. 出来高・請求・立替査定結果コード

出来高・請求・立替査定結果コードは出来高報告、請求、立替金報告に対する査定、確認結果を表す。

3.14.1. 出来高・請求・立替査定結果コードの属性・文字数

出来高・請求・立替査定結果コードの属性は X、文字数は 2 文字とする。コードはアラビア数字を使用する。

3.14.2. 出来高・請求・立替査定結果コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [1570] タグNo. [1315] : 「出来高・請求・立替査定結果コード」

3.14.3. 出来高・請求・立替査定結果コードリスト

「10」・・・承認

「20」・・・査定・不承認

「21」・・・査定・不承認（鑑、内訳とも査定・不承認）

「22」・・・査定・不承認（鑑査定・不承認、内訳承認）

「23」・・・査定・不承認（鑑承認、内訳査定・不承認）

「30」・・・受理

※「30」については、発注者が請求書を承認する前の行為であり、請求書を受理した旨を受注者に明示的に伝え、次回（月次）処理が可能である合図を目的とするものである。

3.15. 請求確認コード

請求確認コードは請求メッセージに不備がある場合等にその内容を表す。

3.15.1. 請求確認コードの属性・文字数

請求確認コードの属性はX、文字数は1文字とする。コードはアラビア数字を使用する。

3.15.2. 請求確認コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [1580] タグNo. [1316] : 「請求確認コード」

3.15.3. 請求確認コードリスト

表 19 請求確認コードの内容

コード	発注者の表意内容	想定される状況と対応の例
1	出来高査定を受けた上で再度請求するよう、受注者に求める	<ul style="list-style-type: none"> 発注者の誤りによって出来高確認（承認）を受けられないまま請求締日が到来し、請求した場合。 → 受注者は出来高報告を行って発注者の査定を受け、出来高確認（承認）を受けた後に請求する。タイミングにより、今回請求に間に合う場合と、次回になる場合があり得る。
2	請求メッセージに誤り等があるので、修正して再送信するよう、受注者に求める。	<ul style="list-style-type: none"> 出来高実績、請求額は出来高査定業務において合意されているが、それら以外の請求メッセージの記載に軽微な誤りがあった場合。 → 受注者は誤りを修正して請求する。
3	既に発注者が請求を受理しており重複するため、重複分を発注者が破棄することに同意するよう、受注者に求める。	<ul style="list-style-type: none"> 発注者が既に請求を受理しているにもかかわらず、受注者の誤り等によって重複して請求を行った場合。 → 重複分の請求を受注者が撤回したことにするに、双方同意する。発注者が最初に受理した請求は、撤回されず正とする。
4	請求は承認/受理したが、支払を遅らせる。	<ul style="list-style-type: none"> 出来高実績、請求額は合意されているが、何らかの事情により支払が遅れる場合。

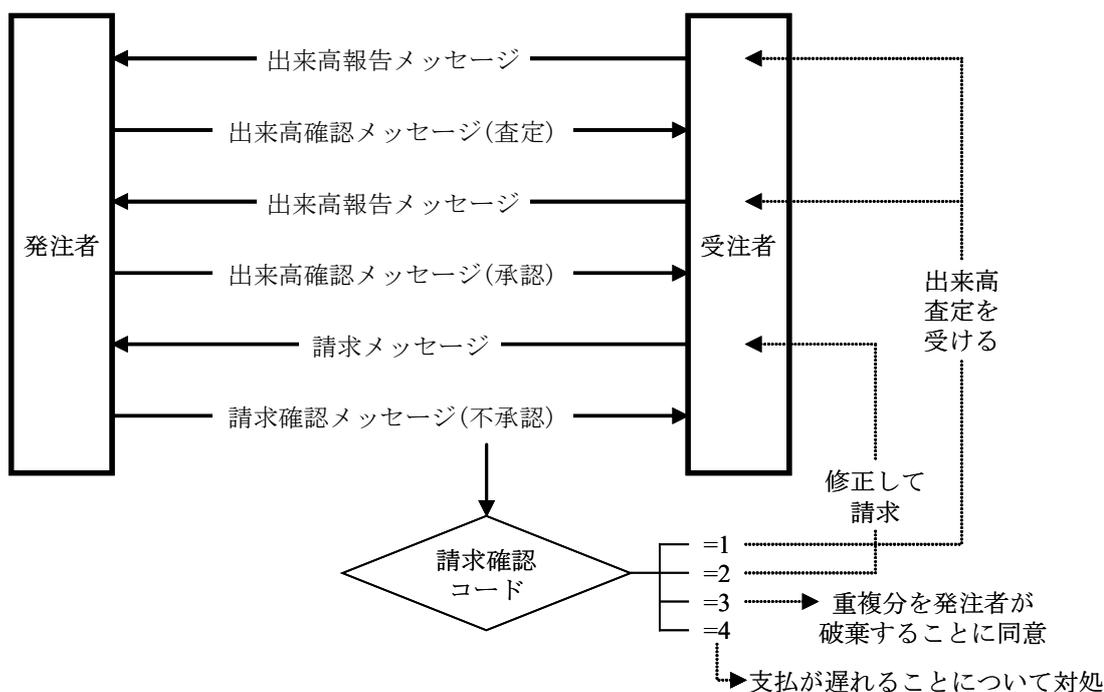


図 22 請求不承認の場合の受注者の対処

3.16. 明細コード

明細データに対するキー項目としてタグNo. [1200] 明細コードを規定する。明細コードは、タグNo. [1289] 補助明細コードと組み合わせて同一メッセージ内において全ての明細をユニークに識別する。明細コードは原則として、以下の採番方法に従って採番するものとする。

3.16.1. 明細コードの属性・文字数

明細コードの属性はX、文字数は50文字とする。コードはアラビア数字およびアルファベットを使用する。

3.16.2. 明細コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [3000] タグNo. [1200] : 「明細コード」

3.16.3. 明細コードの採番方法

建設産業での明細情報部分における取引内訳データには、図のように階層的な上下関係を持つものが多い。そこで、明細コードにより、取引内訳データの階層上の位置を示す。

コードの構造はデータの先頭（左側）から4桁毎に区切り、桁数により第何階層かの表示を行い、番号により同一階層内における区別を示す。したがって、最大12階層まで、同一階層位置内で最大9999個の明細データを区別することができる。原則として、採番は昇順とする。

明細コードは階層位置に対する固定コードではない。送信データ作成の都度、データ作成者が任意に採番する。

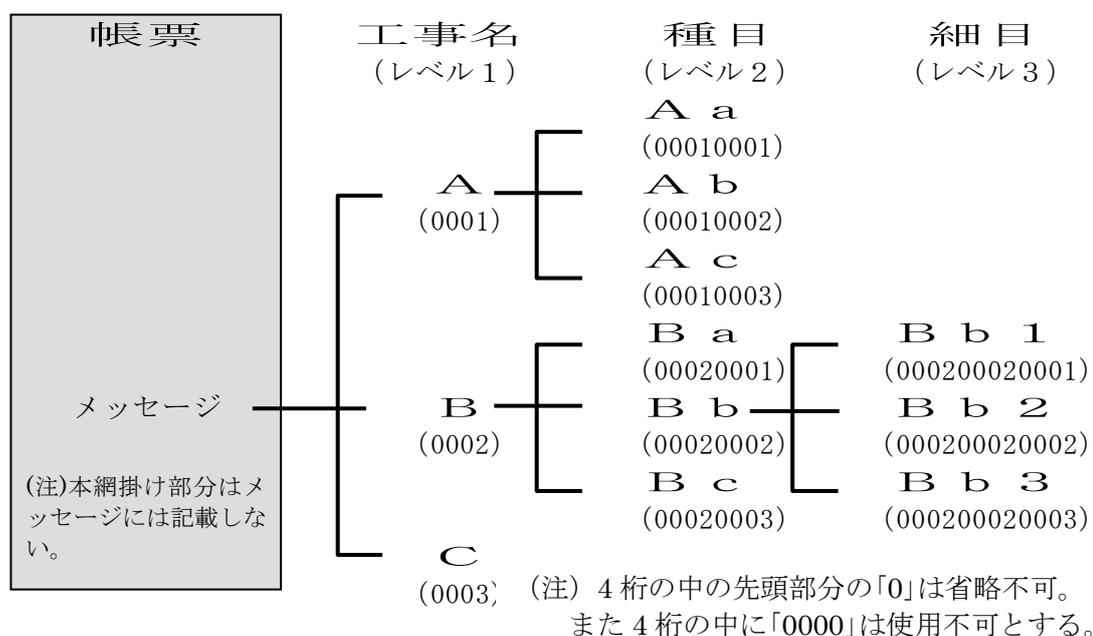


図 23 取引内訳データに対する明細コードの採番例

3.17. 階層レベル

階層レベルは明細データの階層の深さを表す。

3.17.1. 階層レベルの属性・文字数

階層レベルの属性は9、文字数は最大2文字とする。コードはアラビア数字を使用する。

3.17.2. 階層レベルを使用するデータ項目

CI-NETNo. [3010] タグNo. [1294] : 「階層レベル」

3.17.3. 階層レベルの採番方法

(タグNo. [1200] 明細コードの文字長) / 4 に一致する。

3.18. 階層内通し番号

階層内通し番号は明細データの同一階層内の通し番号を表す。

3.18.1. 階層内通し番号の属性・文字数

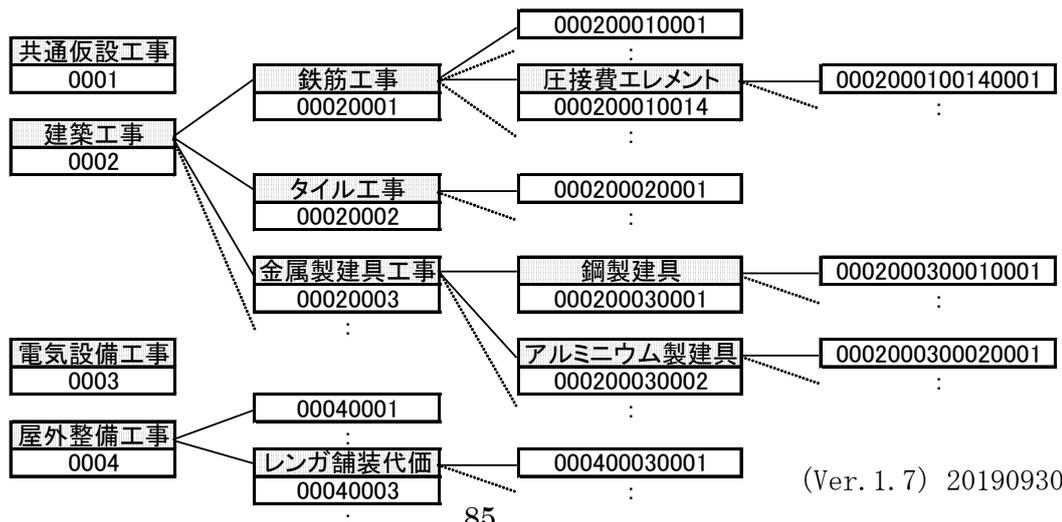
階層内通し番号の属性は9、文字数は最大4文字とする。コードはアラビア数字を使用する。

3.18.2. 階層内通し番号を使用するデータ項目

CI-NETNo. [3020] タグNo. [1295] : 「階層内通し番号」

3.18.3. 階層内通し番号の採番方法

[1200] 明細コードの最終4桁を整数化した値に一致する。



(Ver. 1.7) 20190930

図 24 階層表現の例

3.19. 明細データ属性コード

明細データ属性コードは、タグNo.[1200]明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を表すコードである。

3.19.1. 明細データ属性コードの属性・バイト数

明細データ属性コードの属性はX、バイト数は1バイト（1文字）とする。コードはアラビア数字およびアルファベットを使用する。

3.19.2. 明細データ属性コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [3030] タグNo. [1288] : 「明細データ属性コード」

3.19.3. 明細データ属性コードリスト

- 「0」・・・総括明細データ
- 「1」・・・見積条件等（見積条件）
- 「2」・・・見積条件等（メーカーリスト）
- 「3」・・・見積条件等（自由採番 注）
- 「4」・・・見積条件等（自由採番 注）
- 「5」・・・内訳明細データ
- 「9」・・・本文
- 「E」・・・エレメント親行
- 「B」・・・別紙親行
- 「Q」・・・代価親行

注) 自由採番・・・見積条件等の内容で、特に指定したい属性があれば、取引の当事者が、合意の上で自由に採番して使用することができる番号。

3.20. 補助明細コード

補助明細コードは、タグNo.[1200]明細コードおよびタグNo.[1288]明細データ属性コードと組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を表すコードである。

タグNo.[1200]明細コードとの組み合わせによって全ての明細をユニークに識別することができる。

3.20.1. 補助明細コードの属性・文字数

補助明細コードの属性はX、文字数は2文字とする。コードはアラビア数字を使用する。

3.20.2. 補助明細コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [3040] タグNo. [1289] : 「補助明細コード」

3.20.3. 補助明細コードリスト

表 20 補助明細コードリスト

コード番号	摘要
00	金額集計の対象となる行（総括明細、内訳明細を問わず）。 → 「本体行」と称する。
01～49	本体行に係わる規格・仕様・摘要のみを表す行（総括明細、内訳明細を問わず）。 金額集計の対象とならない。 → 「仕様行」と称する。
90	金額の小計を表す行（総括明細、内訳明細を問わず）。金額集計の対象とならない。 同一階層内の直前の計行から当該行までに存在する本体行の金額の計を記載する。同一階層内で前に小計行がない場合は、同一階層内の先頭から当該行までの本体行の金額の計を記載する。 → 「計行」と称する。
80	上記のいずれにも該当しないコメントを記載する行。金額集計の対象とならない。 → 「コメント行」と称する。

表 21 補助明細コードと明細データ属性コードの組み合わせ

	明細データの属性	[1288] 明細データ 属性コード	[1289] 補助明細 コード
総括明細	総括明細本体行	0	00
	総括明細仕様行	0	01～49
	総括明細コメント行	0	80
見積条件	見積条件等（見積条件）	1	80
	見積条件等（メーカーリスト）	2	80
	見積条件等（自由使用）	3	80
	見積条件等（自由使用）	4	80
内訳明細	内訳明細本体行	5	00
	内訳明細仕様行	5	01～49
	内訳明細計行	5	90
	内訳明細コメント行	5	80
エレメント	エレメント親行（本体行）	E	00
別紙	別紙親行（本体行）	B	00
代価	代価親行（本体行）	Q	00

3.21. 明細別材工共コード

明細別材工共コードは、タグNo. [1223] 明細金額について材料のみ／工賃のみ／材料・工賃共を示すコードである。

3.21.1. 明細別材工共コードの属性・文字数

明細別材工共コードの属性はX、文字数は2文字とする。コードはアラビア数字を使用する。

3.21.2. 明細別材工共コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [3090] タグNo. [1287] : 「明細別材工共コード」

3.21.3. 明細別材工共コードリスト

「02」・・・材料のみ

「04」・・・工賃のみ

「06」・・・材料・工賃共

3.22. 建設資機材コード

建設資機材コードは、建設資機材に対して採番された中間コードである。

3.22.1. 建設資機材コードの属性・文字数

建設資機材コードの属性はX、文字数は40文字とする。コードはアラビア数字、アルファベット、カタカナほかX属性の半角文字すべてを使用できる。

このコードの構造は、下図のように「分野」「大分類」「中分類」「小分類」「細分類」という5つの分類項目により階層的に表現している。その後のセパレータ"&"は固定である。

続くスペックとは、コード化の表現方法を定めた「書式」を指す。実際に EDI デー

タとして表現するためには、この書式に従って展開（スペックの書式に数字・文字を入れ込むこと）する必要がある。

分類名	分野	大分類	中分類	小分類	細分類	セパレータ	スペック
byte数	2	2	3	4	3	1 "&"	可変長 最大 25byte

固定長部分 (14byte)

図 25 建設資機材コードの構成

<p>【例】「600V ビニル絶縁電線 (IV) 導体径 1.0mm」という資材は、建設資機材コードでは次のように表現される。</p>							
<p>[建設資機材コード]</p>							
分野	大分類	中分類	小分類	細分類	セパレータ	スペック	
40	05	010	0100	000	"&"	[導体径]MM	スペックの書式
<p>[スペックの書式を展開することにより送受信データのためのコードとなる]</p>							
分野	大分類	中分類	小分類	細分類	セパレータ	スペック	
40	05	010	0100	000	"&"	1.0MM	

なお、スペックの展開にあたっては次の点に注意が必要である。

- (1) 細分類 1 コードにつき複数のスペック書式が定められている場合もある。

【例】600V ビニル絶縁電線 (IV) の場合

下記 1) 2) のどちらを使用しても良い。

- 1) 40050100100000&[導体径]MM
- 2) " " &[公称断面積]MM2

- (2) スペックが小数点を含む場合、小数点以下に余計な「0」を付けない。

【例】× 1.0500

○ 1.05

※ただし、「呼び」寸法（呼び径、呼び圧力、公称断面積など）の場合は、規格どおりの寸法とし、余計な「0」もそのまま付加する。

【例】600V ビニル絶縁電線 (IV) 公称断面積 2.0mm² の場合

- × 40050100100000&2MM2
- × 40050100100000&2.MM2
- 40050100100000&2.0MM2

- (3) スペックが複数ある場合には、スペックとスペックの区切りに "_"

(アンダーバー) を用いる。

- (4) スペックの付加は任意である。

スペックを付加しない場合はセパレータ"&"を付けない。

【例】600V ビニル絶縁電線 (IV) でスペックを明示しない場合

× 40050100100000&

○ 40050100100000

3.22.2. 建設資機材コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [3170] タグNo. [1279] : 「建設資機材コード」

3.22.3. 建設資機材コードリスト

大分類までのコード表を次表に例示する。本コードは標準化委員会が主体となり、メンテナンス（コードの追加など）が行われる。

表 22 建設資機材コード 大分類コード表（2002年5月現在の例示）

分野 (右端の数字はコード番号)	大分類 (右端の数字はコード番号)
共通資材 10	塗料 1010
	仮設 1020
	基礎・地業 1030
	コンクリート 1040
	骨材 1050
	型枠 1060
	鉄筋 1070
	鉄骨 1080
	共用その他 1090
	土木資材 20
道路・舗装 2010	
橋梁・トンネル 2020	
上・下水道 2030	
造園・緑化 2040	
港湾・海岸 2050	
土地改良 2060	
防水 2070	
土木資材その他 2090	

第3章 情報表現規約

分野 (右端の数字はコード番号)	大分類 (右端の数字はコード番号)	
建築資材 30	組積 石材 タイル 屋根材 建築金物 左官材 木製・樹脂製建具 金属製建具 建具金物 ガラス 床仕上材 仕上ユニット 外構材 建築資材その他	3005 3010 3015 3020 3025 3030 3040 3045 3050 3055 3060 3065 3070 3090
電気設備 40	配線 管路材・ダクト（電気） 配電機器 照明器具 通信機器 防災機器 外線・接地 電気設備その他 電気設備工事	4005 4010 4020 4030 4040 4050 4060 4070 4080
機械設備 50	機器設備 ダクト設備 配管設備 衛生器具設備 保温工事 塗装工事 専門工事 付帯工事 機械設備その他	5005 5010 5020 5030 5070 5080 5090 5093 5098
建設機械・工具 60	建設機械 機械工具 測定機器 公害防止 建設機械・工具その他	6010 6020 6030 6040 6090
公害防止、環境保全、用度資材 63	公害防止、環境保全資材 用度資材 公害防止、環境保全、 用度資材その他	6310 6320 6390

分野 (右端の数字はコード番号)	大分類 (右端の数字はコード番号)
工事費 90	共通工事費 9005
	土木工事費 9010
	建築工事費 9020
	電気設備工事 9040
	機械設備工事 9050
	共通経費 9090
その他 98	計 9810

コード表の内容は変更されている場合がある。詳細については支援センターまで照会されたい。また建設資機材コードを、以下の URL でも公開している。

(建設業振興基金：<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/cinet/sikizai.html> 建設資機材コードより)

3.23. コード送信側変換結果コード

コード送信側変換結果コードは、建設資機材コード送信側におけるコード変換の変換結果を示すコードである。コード変換時にコード変換プログラムが自動生成する。

3.23.1. コード送信側変換結果コードの属性・文字数

コード送信側変換結果コードの属性はX、文字数は2文字とする。コードはアラビア数字を使用する。なお、第2桁は将来の拡張用とし、当面使用しない。



図 26 コード送信側変換結果コードの構成

3.23.2. コード送信側変換結果コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [3180] タグNo. [1280] : 「コード送信側変換結果コード」

3.23.3. コード送信側変換結果コードリスト

「0」・・・正常変換

第3章 情報表現規約

- 「1」・・・該当する建設資機材コードがコード変換テーブルになし
- 「2」・・・該当する自社コードがコード変換テーブルになし
- 「3」・・・自社コードがセットされていない

3.24. コード受信側変換結果コード

コード受信側変換結果コードは、建設資機材コード受信側におけるコード変換の変換結果を示すコードである。

3.24.1. コード受信側変換結果コードの属性・文字数

コード受信側変換結果コードの属性はX、文字数は2文字とする。コードはアラビア数字を使用する。なお、第2桁は将来の拡張用とし、当面使用しない。



図 3.2.3-23 コード受信側変換結果コードの構成

3.24.2. コード受信側変換結果コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [3200] タグNo. [1282] : 「コード受信側変換結果コード」

3.24.3. コード受信側変換結果コードリスト

- 「0」・・・正常変換
- 「1」・・・該当する自社コードがコード変換テーブルになし
- 「2」・・・該当する建設資機材コードがコード変換テーブルになし
- 「3」・・・建設資機材コードがセットされていない
- 「4」・・・建設資機材コードの分野から細分類までで変換を行った
- 「5」・・・建設資機材コードの分野から小分類までで変換を行った
- 「6」・・・建設資機材コードの分野から中分類までで変換を行った
- 「7」・・・建設資機材コードの分野から大分類までで変換を行った
- 「8」・・・建設資機材コードの分野までで変換を行った

3.25. C-CADEC 機器分類コード

C-CADEC*1機器分類コードは C-CADEC により整備された機器分類コードを表す。

*1 C-CADEC（設計製造情報化評議会）では、建設産業における設計生産情報を中心とした EC（電子商取引）の推進を目指して活動しており、それらを通して建設産業のみならず、関連す

る製造業界の EC 化の推進と生産性の向上に寄与することを目的としている。

3.25.1. C-CADEC 機器分類コードの属性・文字数

C-CADEC 機器分類コードの属性は X、文字数は 40 文字とする。コードはアラビア数字を使用する。

3.25.2. C-CADEC 機器分類コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [3210] タグNo. [1405] : 「C-CADEC 機器分類コード」

3.25.3. C-CADEC 機器分類コードリスト

C-CADEC 機器分類コードは、CI-NET&C-CADEC コードデータベースの「C-CAD EC Stem 機器コード」に整理されており、そちらを参照されたい。

(URL : <http://cinet.yoi-kensetsu.com/top.html>)

3.26. 配管用途コード

配管用途コードは、配管類の用途を示すコードである。

3.26.1. 配管用途コードの属性・文字数

配管用途コードの属性は X、文字数は 2 文字とする。コードはアラビア数字を使用する。

3.26.2. 配管用途コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [3270] タグNo. [1283] : 「配管用途コード」

3.26.3. 配管用途コードリスト

「02」・・・給水

「04」・・・雑給水（中水）

- 「06」・・・補給水
- 「08」・・・井戸水
- 「10」・・・給湯
- 「12」・・・排水
- 「14」・・・汚水
- 「16」・・・雑排水
- 「18」・・・雨水
- 「20」・・・特殊排水
- 「22」・・・通気
- 「24」・・・ドレーン
- 「26」・・・冷却水
- 「28」・・・熱源水
- 「30」・・・冷水
- 「32」・・・温水
- 「34」・・・冷温水
- 「36」・・・高温水
- 「38」・・・膨張管
- 「40」・・・低圧蒸気
- 「42」・・・中圧蒸気
- 「44」・・・高圧蒸気
- 「46」・・・蒸気還水
- 「48」・・・冷媒
- 「50」・・・油
- 「52」・・・屋内消火
- 「54」・・・屋外消火
- 「56」・・・連結送水
- 「58」・・・連結散水
- 「60」・・・スプリンクラー
- 「62」・・・ドレンチャー
- 「64」・・・水噴霧消火
- 「66」・・・泡消火
- 「68」・・・二酸化炭素消火
- 「70」・・・ハロン消火
- 「72」・・・粉末消火
- 「74」・・・都市ガス
- 「76」・・・プロパンガス
- 「78」・・・特殊配管
- 「80」・・・医療配管
- 「82」・・・温泉
- 「84」・・・濾過
- 「86」・・・薬液

「88」・・・空気

「90」・・・真空

3.27. 建設資機材メーカー／型番コード

発注者が定めたメーカーコードではなく、建設資機材のメーカーと型番を標準的に示すコードである。

3.27.1. 建設資機材メーカー／型番コードの属性・文字数

建設資機材メーカー／型番コードの属性はX、文字数は25文字とする。コードはアラビア数字、アルファベット、カタカナなどX属性の半角文字をすべて使用できる。

コードの構造はデータの先頭（左側）から6桁目までが"メーカーコード"、7桁目はセパレータ"&"固定、8桁目以降は"型番"を記入する。（次図参照）

"メーカーコード"は建設資機材メーカーを表すコードであり、「3.27.3 メーカーコードリスト」に規定するコードを使用する。

"型番"は、相対で取り決めた型番を1バイト系文字で記述する可変長のフリーエリアである。型番の付加は任意であり、型番を付加する場合にはメーカーコードの直後に"&"を付加し、その後に型番を続ける。メーカーコードのみ伝送する場合には、"&"を付加しない。

表 23 建設資機材メーカー／型番コードの構成

分類名	メーカーコード	セパレータ "&"	型番	
byte数	6	1	最大18byte (可変長)	計 最大25byte

3.27.2. 建設資機材メーカー／型番コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [3280] タグNo. [1284] : 「建設資機材メーカー／型番コード」

3.27.3. メーカーコードリスト

本リストについては、支援センターまで照会されたい。

(Ver. 1.7) 20190930

3.28. 施工区分コード

施工区分コードは、管工事などにおいて、施工箇所（屋内、屋外など）、施工方法（露出、隠ぺいなど）などを示すコードである。

3.28.1. 施工区分コードの属性・文字数

施工区分コードの属性はX、文字数は6文字とする。コードはアラビア数字を使用する。

コードの構造は、データの先頭（左側）から第1桁目、第2桁目は大分類、第3桁、第4桁目は中分類、第5桁目、第6桁目は小分類を表す。



図 27 施工区分コードの構成

3.28.2. 施工区分コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [3290] タグNo. [1285] : 「施工区分コード」

3.28.3. 施工区分コードリスト

- 「40」・・・・・・・・電気設備
 - 「4005」・・・・・・・・施工場所区分
 - 「400502」・・・屋内
 - 「400504」・・・屋外
 - 「400506」・・・隠ぺい
 - 「400508」・・・露出
 - 「400510」・・・露出（塗装あり）
 - 「400512」・・・露出（塗装なし）
 - 「400514」・・・埋込
 - 「400516」・・・吊下げ
 - 「4010」・・・・・・・・電線
 - 「401001」・・・管路内導入本数 1 本
 - 「401002」・・・管路内導入本数 2 本

- 「401003」・・・管路内導入本数 3 本
- 「401004」・・・管路内導入本数 4 本
- 「401005」・・・管路内導入本数 5 本
- 「401006」・・・管路内導入本数 6 本
- 「401007」・・・管路内導入本数 7 本
- 「401008」・・・管路内導入本数 8 本
- 「401009」・・・管路内導入本数 9 本
- 「401010」・・・管路内導入本数 1 0 本
- 「401011」・・・管路内導入本数 1 1 本
- 「401012」・・・管路内導入本数 1 2 本
- 「401013」・・・管路内導入本数 1 3 本
- 「401014」・・・管路内導入本数 1 4 本
- 「401015」・・・管路内導入本数 1 5 本
- 「401016」・・・管路内導入本数 1 6 本
- 「401017」・・・管路内導入本数 1 7 本
- 「401018」・・・管路内導入本数 1 8 本
- 「401019」・・・管路内導入本数 1 9 本
- 「401020」・・・管路内導入本数 2 0 本
- 「401021」・・・管路内導入本数 2 1 本
- 「401022」・・・管路内導入本数 2 2 本
- 「401023」・・・管路内導入本数 2 3 本
- 「401024」・・・管路内導入本数 2 4 本
- 「401025」・・・管路内導入本数 2 5 本
- 「401026」・・・管路内導入本数 2 6 本
- 「401027」・・・管路内導入本数 2 7 本
- 「401028」・・・管路内導入本数 2 8 本
- 「401029」・・・管路内導入本数 2 9 本
- 「401030」・・・管路内導入本数 3 0 本
- 「401031」・・・管路内導入本数 3 1 本
- 「401032」・・・管路内導入本数 3 2 本
- 「401033」・・・管路内導入本数 3 3 本
- 「401034」・・・管路内導入本数 3 4 本
- 「401035」・・・管路内導入本数 3 5 本
- 「401036」・・・管路内導入本数 3 6 本
- 「401037」・・・管路内導入本数 3 7 本
- 「401038」・・・管路内導入本数 3 8 本
- 「401039」・・・管路内導入本数 3 9 本
- 「401040」・・・管路内導入本数 4 0 本
- 「401099」・・・管路内導入本数 4 1 本以上
- 「4020」・・・ケーブル
 - 「402001」・・・管内
 - 「402002」・・・P F 管内
 - 「402003」・・・ケーブルラック

- 「402004」・・・ピット内
- 「402005」・・・コンクリート部分サドル止め
- 「402006」・・・木造部分サドル止め
- 「402007」・・・コロガシ
- 「402008」・・・架空
- 「4030」・・・フロアダクト
 - 「403001」・・・1ダクト方式
 - 「403002」・・・2ダクト方式
 - 「403003」・・・3ダクト方式
- 「4040」・・・ケーブルラック
 - 「404001」・・・1段積
 - 「404099」・・・多段積
- 「4050」・・・支持材
 - 「405001」・・・1段
 - 「405002」・・・2段
 - 「405003」・・・3段
 - 「405004」・・・4段
- 「50」・・・機械設備
 - 「5010」・・・施工場所区分
 - 「501001」・・・屋内一般
 - 「501002」・・・機械室、便所
 - 「501003」・・・屋外（架空、暗渠内、共同溝内）
 - 「501004」・・・地中
 - 「5020」・・・配管保温区分
 - 「502001」・・・屋内露出（一般居室、廊下）
 - 「502002」・・・機械室、書庫、倉庫、共同溝
 - 「502003」・・・天井内、パイプシャフト内および空隙壁中
 - 「502004」・・・床下、暗渠内（ピット内含む）
 - 「502005」・・・屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む）および浴室、厨房などの多湿箇所（厨房の天井内は含まない）
 - 「502006」・・・屋内隠ぺい
 - 「502007」・・・耐火被覆
 - 「502008」・・・遮音
 - 「502009」・・・防蝕（地中）
 - 「502010」・・・防蝕（コンクリート内）
 - 「5030」・・・ダクト・機器保温区分
 - 「503001」・・・屋内露出（一般居室、廊下）
 - 「503002」・・・屋内露出（機械室、書庫、倉庫）
 - 「503003」・・・屋内隠ぺい、ダクトシャフト内
 - 「503004」・・・屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む）および浴室、厨房などの多湿箇所（厨房の天井内は含まない）
 - 「503005」・・・耐火被覆
 - 「503006」・・・遮音

- 「503007」・・・消音内貼
- 「5040」・・・塗装区分
 - 「504001」・・・裸管 露出
 - 「504002」・・・裸管 隠ぺい
 - 「504003」・・・保温外装上 露出
 - 「504004」・・・保温外装上 隠ぺい
 - 「504005」・・・ラッキング上 露出
 - 「504006」・・・ラッキング上 隠ぺい
 - 「504007」・・・保温される隠ぺい管
 - 「504008」・・・亜鉛鉄板 露出
 - 「504009」・・・亜鉛鉄板 内面
 - 「504010」・・・普通鋼板 露出
 - 「504011」・・・普通鋼板 内面
 - 「504012」・・・支持金物 露出
 - 「504013」・・・支持金物 隠ぺい

3.29. 明細別運賃コード

明細別運賃コードは、タグNo. [1223] 明細金額について運賃の込／別を示すコードである。

3.29.1. 明細別運賃コードの属性・文字数

明細別運賃コードの属性はX、文字数は2文字とする。コードはアラビア数字を使用する。

3.29.2. 明細別運賃コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [3400] タグNo. [1286] : 「明細別運賃コード」

3.29.3. 明細別運賃コードリスト

- 「1」・・・運賃共
 - 「10」・・・運賃共
 - 「11」・・・運賃共（付属品運賃共）
 - 「12」・・・運賃共（付属品運賃別）
- 「2」・・・賃別
 - 「20」・・・運賃別

「21」・・・運賃別（付属品運賃共）

「22」・・・運賃別（付属品運賃別）

（注）「10」「20」：付属品の運賃の共／別を識別する必要がない場合に使用する。

3.30. 明細別変更コード

明細別変更コードは、メッセージのやり取りの間で項目の追加・項目内容の変更が発生し、追加・変更データであることを明示する必要がある場合、アルファベット1文字により表す。

3.30.1. 明細別変更コードの属性・文字数

明細別変更コードの属性は X、文字数は1文字とする。コードはアルファベットを使用する。

3.30.2. 明細別変更コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [3520] タグNo. [1413]：「明細別変更コード」

3.30.3. 明細別変更コードリスト

「A」・・・（追加）当該明細データが新たに追加されたことを示す。

「R」・・・（変更）当該明細データの内容が変更されたことを示す。

「S」・・・（単価のみ変更）単価のみ変更されたことを示す。

例：＜注文時＞

明細コードNo.	件名	摘要
0001 0001	レディミクストコンクリートA	強度A
0001 0002	レディミクストコンクリートB	強度B
0001 0003	レディミクストコンクリートC	強度C
0002 0001	鉄筋A	

＜査定時＞

明細コードNo.	明細別変更コード	件名	摘要
0001 0001		レディミクストコンクリートA	強度A
0001 0002	R	レディミクストコンクリートB	強度C：変更

0001 0003		レディミクストコンクリートC	強度C
<u>0001 0004</u>	<u>A</u>	<u>レディミクストコンクリートD</u>	<u>強度D</u> : 追加
0002 0001		鉄筋A	
0003	<u>A</u>	<u>保管料</u>	: 追加

図 3.2.3-26 明細別変更コード追加・変更の例

※各企業が採番された明細コード・明細データを記録してこれを固定コードとし、追加項目の明細コード番号を注文時のコード番号に続いて順次採番すれば、追加・変更前の項目の内容と追加・変更後の項目の内容を比較特定することができる。

3.31. 明細別 CI-NET 区分コード

明細別 CI-NET 区分コードは、支払通知等で交換される明細の情報が CI-NET の EDI データでやり取りされたものかを判別するコードである。

3.31.1. 明細別 CI-NET 区分コードの属性・文字数

明細別 CI-NET 区分コードの属性は X、文字数は 1 文字とする。コードはアラビア数字を使用する。

3.31.2. 明細別 CI-NET 区分コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [4130] タグNo. [1426] : 「明細別 CI-NET コード」

3.31.3. 明細別 CI-NET 区分コードリスト

「1」・・・CI-NET の EDI データ

「2」・・・非 EDI データ

3.32. 請求出来高立替控除区分コード

請求出来高立替控除区分コードは、支払通知等の明細行が請求・出来高、または立替・控除のいずれに関わるデータかを判別するコードである。

3.32.1. 請求出来高立替控除区分コードの属性・文字数

請求出来高立替控除区分コードの属性はX、文字数は1文字とする。コードはアラビア数字を使用する。

3.32.2. 請求出来高立替控除区分コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [4140] タグNo. [1427] : 「請求出来高立替控除区分コード」

3.32.3. 請求出来高立替控除区分コードリスト

「1」・・・請求または出来高データ

「2」・・・立替または控除データ

3.33. CAD データ／属性データ区分コード

CAD データ／属性データ区分コードは、メッセージに付属している技術データが、CAD データなのか、それ以外の属性データなのかを示す。

3.33.1. CAD データ／属性データ区分コードの属性・文字数

CAD データ／属性データ区分コードの属性はX、文字数は1文字とする。コードはアラビア数字を使用する。

3.33.2. CAD データ／属性データ区分コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [5080] タグNo. [1509] : 「CAD データ／属性データ区分」

3.33.3. CAD データ／属性データ区分コードリスト

「1」・・・CAD データ

「2」・・・その他の属性データ

3.34. CAD データ形式コード

伝送された CAD データの形式を特定するためのコードとして CAD データ形式コー

ドを使用する。

3.34.1. CAD データ形式コードの属性・文字数

CAD データ形式コードの属性はX、文字数は1文字とする。コードはアラビア数字を使用する。

3.34.2. CAD データ形式コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [5090] タグNo. [1510] : 「CAD データ形式コード」

3.34.3. CAD データ形式コードリスト

- 「1」・・・CAD データが DXF 形式によるデータ交換フォーマット
- 「2」・・・CAD データが IGES 形式によるデータ交換フォーマット
- 「3」・・・CAD データが DXF 形式、IGES 形式以外のデータ交換フォーマット

3.35. データ圧縮識別コード

データ圧縮識別コードは、伝送された技術データが圧縮されているかどうかを示す。

3.35.1. データ圧縮識別コードの属性・文字数

データ圧縮識別コードの属性はX、文字数は1文字とする。コードはアラビア数字を使用する。

3.35.2. データ圧縮識別コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [5220] タグNo. [1523] : 「データ圧縮識別コード」

3.35.3. データ圧縮識別コードリスト

- 「1」・・・圧縮処理されている
- 「2」・・・圧縮処理されていない

3.36. 打切精算区分コード

打切精算区分コードは、合意打切申込・承諾情報および合意精算申込・承諾情報において使用される合意打切申込・承諾メッセージにおいて、打切、増精算、減精算のいずれであるかを示すためのコードである。

3.36.1. 打切精算区分コードの属性・バイト数

打切精算区分コードの属性はX、バイト数は1バイト（1文字）とする。コードはアラビア数字およびアルファベットを使用する。

3.36.2. 打切精算区分コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [1421] タグNo. [1317] : 「打切精算区分コード」

3.36.3. 打切精算区分コードリスト

- 「1」・・・打切
- 「2」・・・増精算
- 「3」・・・減精算

3.37. 消費税計算区分コード

消費税計算区分コードは、タグNo.[1376] 明細別消費税率と組み合わせて使用する、消費税の計算方法の種類を表すコードである。

3.37.1. 消費税計算区分コードの属性・バイト数

消費税計算区分コードの属性はX、バイト数は1バイト（1文字）とする。コードはアラビア数字およびアルファベットを使用する。

3.37.2. 消費税計算区分コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [3392] タグNo. [1318] : 「消費税計算区分コード」



3.37.3. 消費税計算区分コードリスト

- 「1」・・・請求毎
- 「2」・・・注文毎 ([1204] 明細別参照帳票No. 毎)
- 「3」・・・納品毎 ([1377] 明細別参照帳票 No.2 毎)
- 「4」・・・明細毎
- 「9」・・・その他 (消費税額を自動計算しない)

3.38. 様式コード

様式コードは、基本契約書等を印刷出力する際の様式の種類を表すコードである。

3.38.1. 様式コードの属性・文字バイト数

様式コードの属性はX、文字数は2バイト（2文字）とする。コードはアラビア数字およびアルファベットを使用する。

3.38.2. 様式コードを使用するデータ項目

CI-NETNo. [1411] タグNo. [1373] : 「様式コード」

3.38.3. 様式コードリスト

- 「11」・・・鑑あり
- 「12」・・・鑑なし

第3節 標準メッセージ作成規則

1. メッセージ作成の原則

1.1. 内容の一致

取引の内容と交換されるメッセージの内容は一致しなければならない。

1.2. メッセージの交換順序

メッセージの交換順序は、見積・発注・出荷・検収・請求・支払といった、一般的な商取引の流れに従う。

1.3. メッセージの処理

同一情報区分内のメッセージの処理前後関係は、送信者によって付与された [1] データ処理No.の内容によって判定する。

1.4. メッセージの特定

メッセージを特定するキー項目は、発信した側の標準企業コード項目（[4] 発注者コードまたは [5] 受注者コード）と [1007] 帳票No.とする。

1.5. 明細データの特定

明細データを特定するキー項目は、発信した会社が採番した [1200] 明細コードとする。

1.6. 明細コードの独立

[1200] 明細コードは、[1289] 補助明細コードと組み合わせて同一メッセージ内において全ての明細をユニークに識別する。

1.7. メッセージの取扱い

送信したメッセージは正規のデータとして処理する。したがって、一旦発信したメッセージの内容にデータ不足・誤りがあった場合は、ただちに変更メッセージ・取消メッセージを作成し送信する。

2. メッセージと取引内容の一致

2.1. 1メッセージ(帳票) = 1取引

第3章 情報表現規約

1つのメッセージ（帳票）に1つの取引データのみが含まれる場合、メッセージの全体情報が取引の全体情報と、明細データが取引の内訳情報と一致する。1つの注文によって1つの取引が発生するため、注文書は1メッセージ（帳票）=1取引となる。

例：購買見積依頼
／回答情報
確定注文／
注文請け情報

注 文 書			
〇〇商社様 下記の通り注文いたします。			
No.	品名	摘要	金額
1010	鉄棒	A社製φ20	¥200,000
1020	手すり	鉄パイプ製φ19	¥250,000
⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮

} = 1 取引 = 1 メッセージ

図 28 1メッセージ=1取引の例

2.2. 1メッセージ(帳票)=複数取引

1つのメッセージ（帳票）に複数の取引データが含まれる場合、各取引の情報は明細データとして表され、メッセージの全体情報は取引の合計を示す。

例：総括請求情報
支払通知情報

支 払 通 知 書		
〇〇建設様 下記の通りお支払します。		
注文No.	取引件名	支払金額
A123-45	A棟鉄筋工事	¥320,000
B456-12	B棟仮設工事	¥180,000
⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮

⋯取引1
 ⋯取引2
 ⋮
 } = 1 メッセージ

図 29 1メッセージ=複数取引の例

2.3. 複数メッセージ(帳票) = 1取引

1つの取引が複数のメッセージ(帳票)にまたがる場合、メッセージは取引の内訳情報と一致する。このとき、同一取引であるかどうかは、[1303] 注文番号によって確認する。

例：納品書／受領書

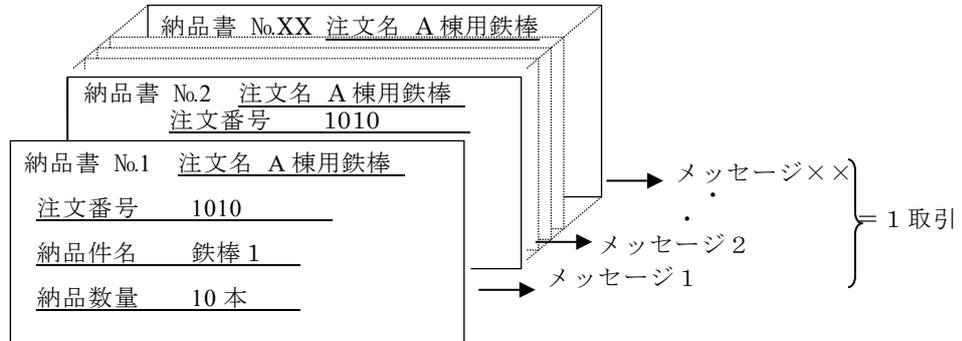


図 30 複数メッセージ = 1取引の例

3. 取引を特定するキー項目

取引を特定するキー項目について以下のように定める。

3.1. 取引を特定するキー項目

取引を特定するメッセージ上のキー項目は、原則として発信した側の標準企業コードと発注会社の採番した注文番号（確定注文情報の帳票No.）とする。注文番号の位置は情報区分によって、[1007] 帳票No.・[1009] 参照帳票No.・[1204] 明細別参照帳票No.のいずれかに記載される。メッセージ（帳票）の特定は、発信者の標準企業コードと、[1007] 帳票No.・[1009] 参照帳票No.に格納された帳票番号で行う。

3.2. 注文番号・明細コードのユニーク性

注文番号・明細コードのユニーク性を確保するため、その採番にあたっては重複しないよう注意しなければならない。

3.3. 1メッセージ＝複数取引におけるキー項目

支払通知など、同一メッセージ内で複数の取引情報が含まれており、注文書（請求書）などとの関連づけを行う必要がある場合には、[1204] 明細別参照帳票No.において、注文番号（請求番号）を記入した明細データを作成することにより、個々の取引を特定することができる。ただし、明細データの変更・削除におけるキー項目は [1200] 明細コードを使用する。

4. 変更・取消データの作成方法

一旦発信したメッセージの内容に不足・誤りがあった場合は、ただちに変更メッセージ・取消メッセージを作成し送信する。

この時の変更・取消データの作成は下表に従う。全体情報については、データ項目単位で変更・取消を行う。明細情報については明細データ（セグメント）単位で変更・取消を行う。

変更方法には、全てのデータを再送信する一括変更と、変更したデータのみ送信する一部変更の2つがある。メッセージの変更を一括変更で行うか、一部変更で行うかは、データ送受信を行う企業間において調整を行う。

表 24 変更・取消データの編集方法

タグ No.	項目名	メッセージ 新規作成	メッセージ 一括変更	メッセージ 全文取消	メッセージ 一部変更
1	データ処理 No.	新規時の内容	変更時の内容	変更時の内容	変更時の内容
2	情報区分 コード※1	新規時の内容	変更前と同一	変更前と同一	変更前と同一
3	データ作成 年月日	新規時の内容	変更時の内容	変更時の内容	変更時の内容
4	発注者コード ※1	新規時の内容	変更前と同一	変更前と一	変更前と同一
5	受注者コード ※1	新規時の内容	変更前と同一	変更前と同一	変更前と一
9	訂正コード ※1	1	2	3	4
1007	帳票 No.※1	新規時の内容	変更前と同一	変更前と同一	変更前と同一
1001 ～ 1006 1008 ～ 1199 1300 ～ 1399 1600 ～ 1699	(上記以外の) 全体情報	新規時の内容	【変更しない項目】 変更前の内容 【変更する項目】 変更後の内容※2 【削除する項目】 送信してはならない	変更前の内容	【変更しない項目】 送信してはならない 【変更する項目】 変更後の内容 ※2 【削除する項目】 データ・タグのみ送信 ※3

第3章 情報表現規約

タグ No.	項目名	メッセージ 新規作成	メッセージ 一括変更	メッセージ 全文取消	メッセージ 一部変更
1201 ～ 1299	明細情報	新規時の内容	【変更しない項目】 変更前の内容	変更前の内容	【変更しない項目】 送信しては ならない
1400 ～ 1499			【変更する項目】 変更後の明細データ		【変更する項目】 変更後の明細データ
1500 ～ 1599			【削除する項目】 送信してはならない		【削除する項目】 明細コードのみ送信

※1 変更・取消の処理を行うためのキー項目

※2 全体情報におけるマルチ項目（タグ No. が 1200 未満で、かつ「第3章 第2節 2.4 データ項目定義およびマトリックス」の列“マルチ”に何らかの記述がある項目）は、変更したセグメント（反復単位）だけでなく全てのセグメントを送信する。

※3 データ長は0バイトとする。

表 27 請求情報／請求確認情報における帳票金額の関係（例）

明細情報	全体情報	金額例	計算式
1) [1225] 契約金額明細	1) [1092] 契約金額計 2) [1093] 契約金額計調整額 3) [1094] 調整後契約金額計 4) [1098] 契約金額消費税額 5) [1099] 最終契約金額	¥ 1,100,000 - ¥ 100,000 ¥ 1,000,000 ¥ 100,000 ¥ 1,100,000	1) + 2) 3) × 税率 ^{※1} 3) + 4)
6) [1223] 明細金額	6) [1088] 明細金額計 7) [1089] 明細金額計調整額 8) [1090] 調整後帳票金額計	¥ 110,000 - ¥ 10,000 ¥ 100,000	6) + 7)
9) [1253] 今回請求金額明細 10) [1290] 消費税明細 11) [1291] 最終金額明細	9) [1112] 今回請求金額計 10) [1096] 消費税額 11) [1097] 最終帳票金額	¥ 90,000 ¥ 9,000 ¥ 99,000	8) × 支払割合 ^{※2} 9) × 税率 ^{※1} 9) + 10)

■ …… 消費税額又は消費税を含んだ金額

※1：消費税率。例示では10%。

※2：部分払いにおける支払割合。例示では90%。

6. 金額の符号

金額の符号を次のように規定する。

6.1. 支払(請求)金額の符号

発注者・受注者間のメッセージ交換において、発注者が受注者に対し支払う金額（受注者が発注者に対し請求する金額）を正（プラス）の符号とする。

したがって、受注者が発注者に対し支払う金額（返却する金額）は負（マイナス）の符号となる。

6.2. 値引き金額の符号

発注者・受注者間のメッセージ交換において、受注者の値引きを示す金額は帳票金額調整額（契約金額調整額）において負（マイナス）の符号とする。

6.3. 控除・相殺金額の符号

発注者・受注者間のメッセージ交換において、発注者が受注者に対し、控除・相殺による支払金額の減額を示す金額は一括控除・相殺金額などにおいて負（マイナス）の符号とする。

7. 工事コード

発注者の社内システムにおいて、原価管理処理上の仕分けをするためのキー項目として、[1006] 工事コードを用いる。ただし、注文番号（[1007] 帳票No、または [1009] 参照帳票No）をキーコードとして利用している企業は、工事コードによらず、注文番号で原価管理処理を行う。

8. 中間業者を介した商取引におけるコードの設定

商社など中間業者を介した商取引においては、使用材料のメーカー指定や運送業者・商社の指定をすることができる。

これらの発注者・受注者以外の企業コードなどの設定については下記の表に示した規則に従う。

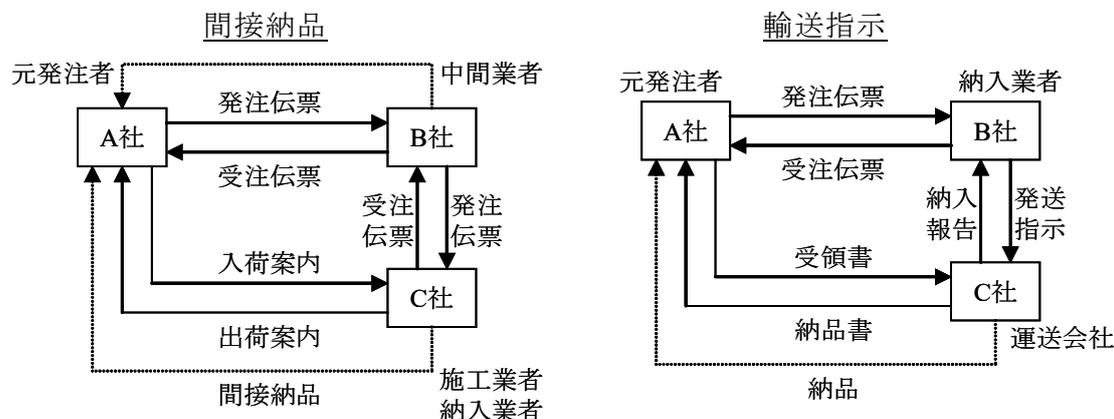


図 31 中間業者を介した商取引の例

表 31 中間業者を介した商取引におけるコードの設定方法

タグNo.	項目名	①A社→B社	②B社→A社	③B社→C社	④C社→B社
1007	帳票No. (注文番号)	Aが採番した 注文番号	Aが採番した 注文番号	Bが採番した 注文番号	Bが採番した 注文番号
1087	元発注者注文No.	——	——	Aが採番した 注文番号	Aが採番した 注文番号
1023	受注者コード2 (発注者採番)	Aが採番した Bのコード	Aが採番した Bのコード	Bが採番した Cのコード	Bが採番した Cのコード
1034	発注者コード2 (受注者採番)	Bが採番した Aのコード	Bが採番した Aのコード	Cが採番した Bのコード	Cが採番した Bのコード
1137	別途受渡し場所コード	Aが採番した 場所コード	Aが採番した 場所コード	Aが採番した 場所コード	Aが採番した 場所コード
1050	施工者・納入者コード2	Aが採番した Cのコード	Aが採番した Cのコード	Aが採番した Cのコード	Aが採番した Cのコード
1075	運送者コード2	Aが採番した Cのコード (C=運送者)	Aが採番した Cのコード (C=運送者)	Aが採番した Cのコード (C=運送者)	Aが採番した Cのコード (C=運送者)
1247	明細別使用メーカーコード	Aが採番した Cのコード	Aが採番した Cのコード	Aが採番した Cのコード	Aが採番した Cのコード

1249	明細別使用商社コード	Aが採番した Cのコード	Aが採番した Cのコード	Aが採番した Cのコード	Aが採番した Cのコード
------	------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

9. CADデータの伝送

9.1. CADデータの伝送パターン

CADデータを含むメッセージの送信に際しては、メッセージの中のCADデータの処理に必要な封筒情報の有無により、以下のパターンでの伝送が可能であり、いずれのパターンで伝送してもよい。

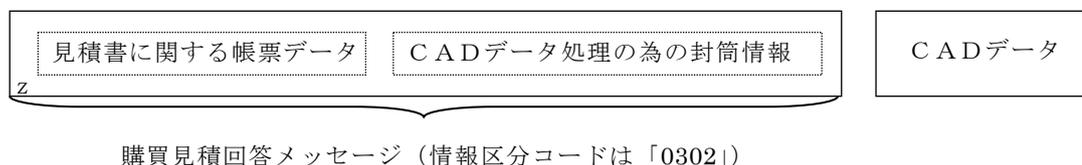
パターン1 メッセージとCADデータを一緒に伝送するケース

メッセージ内には帳票データに関するデータ項目とCADデータの処理に必要な封筒情報のデータ項目があり、必要に応じ、次のように使い分ける。

(1) 帳票データとそれに関連するCADデータを同時に伝送する場合。

この場合、情報区分コードは、各帳票情報の情報区分コードを使用する。(例えば、購買見積回答情報では「0302」)

①CADデータ処理の為の封筒情報も伝送する場合。



②CADデータ処理の為の封筒情報に関するデータ項目は省略してもよい。

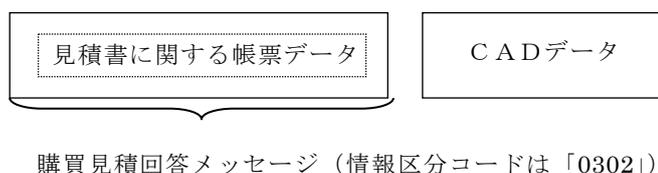


図 32 帳票データとCADデータを一緒に伝送するケース

(2) 帳票データを伴わず、封筒情報だけを付けてCADデータを伝送する場合。

この場合、情報区分コードは「CADデータ情報」の「5101」を使用する

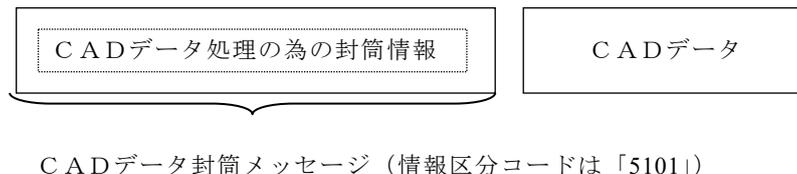


図 33 封筒情報とCADデータを伝送するケース

パターン2 CADデータのみを送送するケース

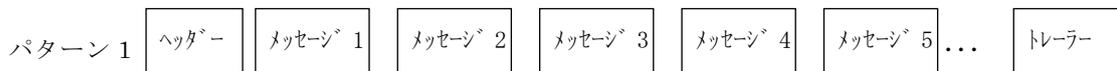
データ項目(メッセージ)を含まないCADデータのみメッセージグループを作成し、伝送を行う。この場合メッセージグループ・ヘッダーの情報区分コードには「メッセージなしデータ情報」の「9301」をセットする。単純にCADデータだけを伝送したい場合は、この方法で簡単に送ることができる。



図34 CADデータのみを送送するケース

CII シンタックスルール 1.51 以上では、「設計画像データ」(CI-NET の CAD データと同義)が定義されている。設計画像データはメッセージと同等の位置づけを持っており、メッセージグループはメッセージと設計データで構成される。メッセージと設計データを任意にメッセージグループに含めることができ、メッセージグループは以下の3種が存在可能となった。

①メッセージだけのメッセージグループ(設計画像データを送らない従来のメッセージグループ)



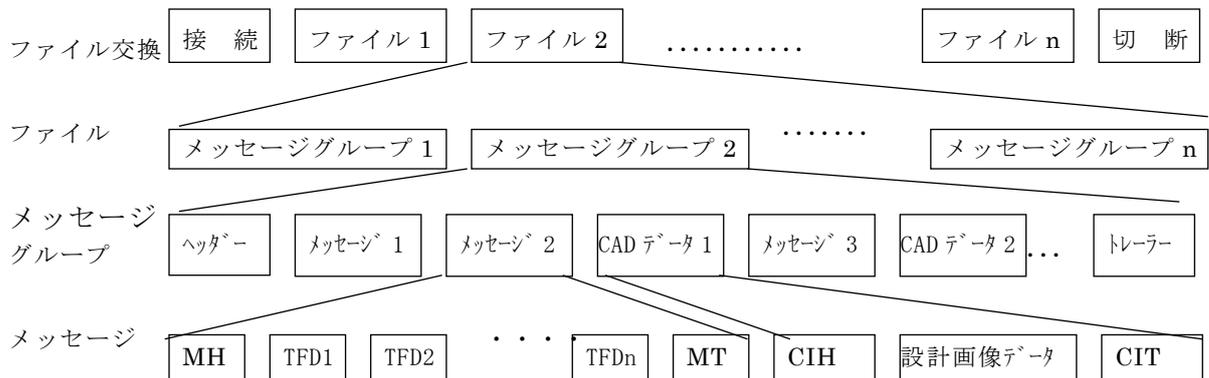
②メッセージと設計画像データの混在したメッセージグループ



③設計画像データだけのメッセージグループ



※CADデータのみを送送する場合には、「メッセージなしデータ情報」として、情報区分「9301」をメッセージ・ヘッダーにセットする。



- MH : メッセージ・ヘッダー (メッセージの始まりを示す)
- TFD : Transfer Form Data (TFD 1つにデータ項目1つが対応する)
- MT : メッセージ・トレーラー (メッセージの終わりを示す)
- CIH : 設計画像データ・ヘッダー (設計画像データの始まりを示す)
- CIT : 設計画像データ・トレーラー (設計画像データの終わりを示す)

(CII シンタックスルールより抜粋修正)

図35 CII シンタックスルール Ver.2.1 の交換の階層

9.2. 帳票データのメッセージと CAD データのマッチング

CAD データが付随していない見積依頼情報等の帳票データのメッセージと、CAD データ情報（封筒情報付きの CAD データ）が別々に伝送された場合、帳票データのメッセージの側からは [1144] 参照 CAD データ情報帳票No.に記載された CAD データ情報の帳票番号により、CAD データ情報の側からは [1009] 参照帳票No.に記載された帳票データのメッセージの帳票番号により、帳票データのメッセージと CAD データを対応させる（マッチングさせる）ことができる。

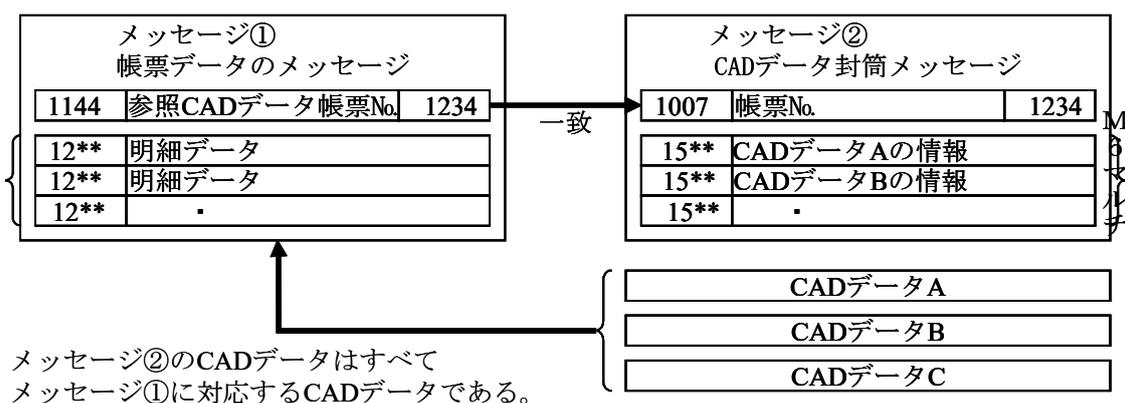


図 36 帳票データのメッセージ側からのマッチング

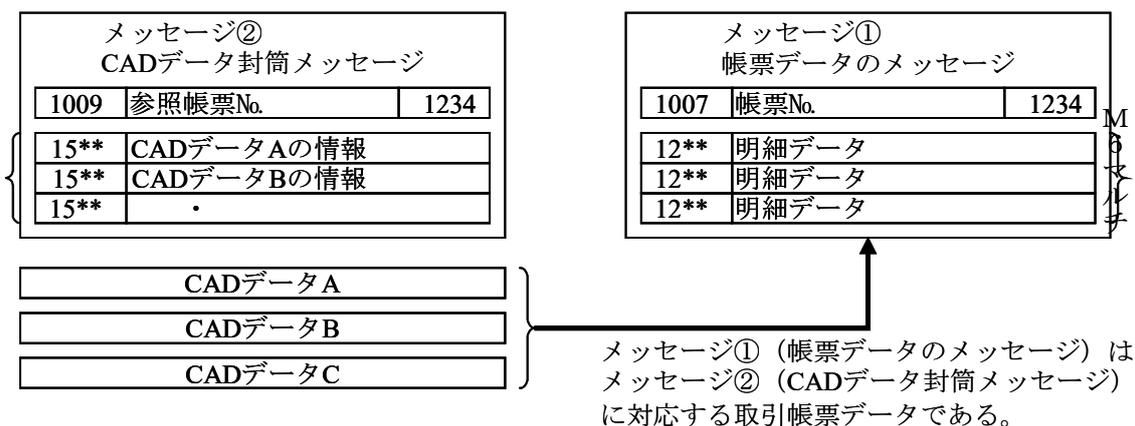


図 37 CAD データ情報側からのマッチング

第 4 章 業務運用規約および取引基本規約 (CI-NET 運用諸規則)

第4章 業務運用規約および取引基本規約(CI-NET 運用諸規則)

CI-NET 運用諸規則は、CI-NET を利用して電子データ交換（以下「EDI」という。）を行う際に、データ交換に関わる当事者（利用企業および仲介者である ASP 事業者）が守らなければならないルールなどを記述したものである。

ここでは、「インターネットの電子メール」を用いた電子商取引の運用諸規則としてまとめ、以下のように構成している。

第1節 電子メールを前提とした CI-NET 運用諸規則

1. CI-NET 運用諸規則(電子メール版)の構成

CI-NET 運用諸規則(電子メール版)は、CI-NET を利用した電子データ交換(以下「EDI」という。)をインターネットの電子メールを通信媒体として行う際に、ユーザーが守らなければならないルールなどを記述したものである。

CI-NET 運用諸規則(電子メール版)の構成は以下の通りである。

「4.2 CI-NET 運用ルール(電子メール版)」

CI-NET を利用する際に守らなければならないルール。

「4.3 CI-NET 運用ガイド(電子メール版)」

CI-NET を利用する際に考慮しなければならない事項に関する支援センターとしての標準的な考え方。

「4.4 電子メールを前提とした CI-NET による電子データ交換(EDI)に関するデータ交換協定書(参考例)」

CI-NET を用いて EDI を行うユーザーは、EDI を行うユーザー間において何らかの EDI に関する協定書を取り交わす必要がある。その協定書に盛り込む項目、内容については、ユーザー間で十分協議する必要があるが、本協定書はその際の参考となるものである。

「4.5 電子メールを前提とした CI-NET による電子データ交換(EDI)に関する運用マニュアル(参考例)」

1. CI-NET 運用諸規則(電子メール版)の前提条件

本運用諸規則は、インターネットの電子メールの利用を前提として記載している。

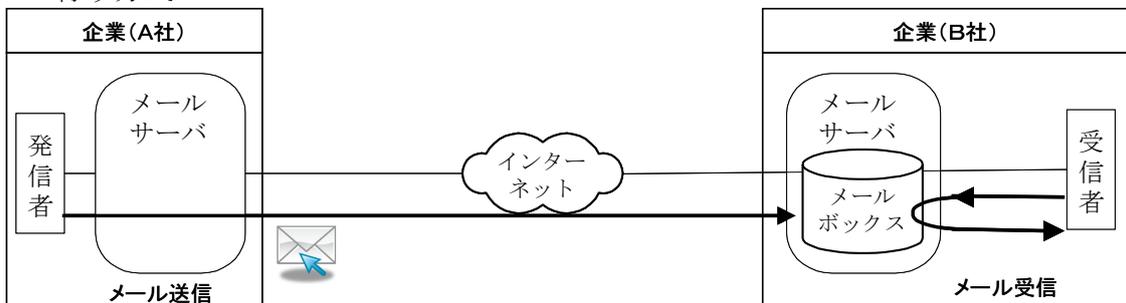
1.1. 電子メールを利用する場合の標準的な接続パターン

インターネットの電子メールを利用する場合の標準的な接続パターンとしては、下図のような形態を想定している。

- ①企業対企業接続方式
- ②企業対 ASP 利用企業接続方式
- ③ASP 利用企業対 ASP 利用企業接続方式

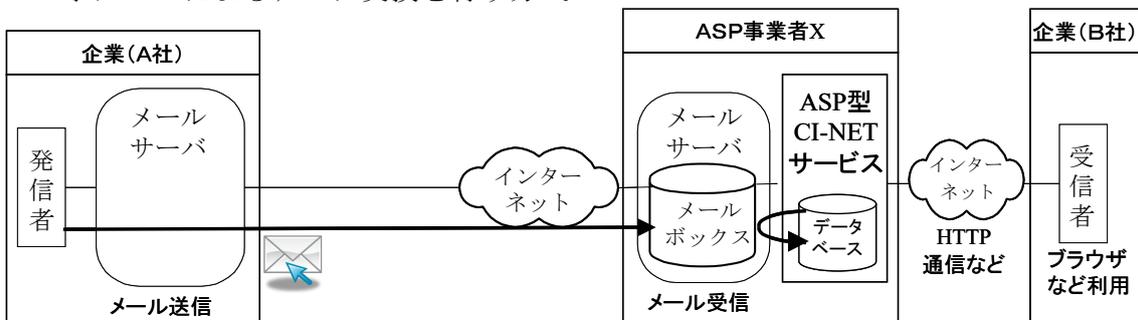
①企業対企業接続方式

発信者・受信者の双方がそれぞれ自社内に電子取引ができる環境を整備し、各々の会社で使用している電子メールアドレスを用い電子メールによるデータ交換を行う方式



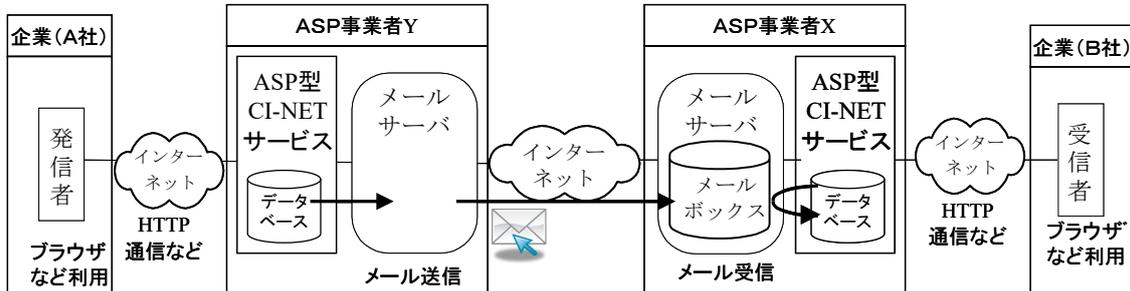
②企業対 ASP 利用企業接続方式

発信者・受信者のいずれか一方が自社内に電子取引ができる環境を準備し（下図の A 社）、他方は ASP 事業者の提供する電子取引サービスをインターネット経由で利用することにより、電子取引ができる環境がある企業と ASP 事業者間で、電子メールによるデータ交換を行う方式



③ASP利用企業対ASP利用企業接続方式

発信者・受信者の双方がASP事業者の提供する電子取引サービスをインターネット経由で利用し、各々の会社で利用するASP事業者間で、電子メールによるデータ交換を行う方式



第2節 CI-NET 運用ルール(電子メール版)

本運用ルールは、標準ビジネスプロトコルを利用してインターネットの電子メールによる EDI を行うユーザーが、CI-NET の運用に際して守らなければならないルールである。

1. 標準企業コード

標準ビジネスプロトコルのユーザーは、企業の識別に標準企業コードを使用する。標準企業コードは企業識別コードと枝番から構成される。1 法人につき 1 つの企業識別コードが与えられる一方、枝番は各企業が自由に採番できる。

2. CII シンタックスルール

ユーザーは、標準ビジネスプロトコルのみならず、CII シンタックスルール 1.51 を厳守しなければならない。標準ビジネスプロトコルならびに CII シンタックスルールを誤って使用したことにより発生する損害（取引先にデータが届かない、データの他企業への漏れなど）に対する責任は、その誤った使用をしたユーザーが負うものとする。

特にデータの未達や漏れを防ぐためには、メッセージグループ・ヘッダーにおける以下のコードの作成に注意する必要がある。

- 発信センターコード
- 発信者コード
- 受信センターコード
- 受信者コード
- BPID (ビジネスプロトコル ID)
- 情報区分コード

通常これらのコードをトランスレータに設定することにより、メッセージグループ・ヘッダーが作成される。

分割区分	レコード区分	運用モード	発信センターコード		発信者コード	受信センターコード		受信者コード	BPID	リザーブ	情報区分コード
			所属VANコード	発信センターコード		所属VANコード	受信センターコード				
1	1	1	12	12	12	12	12	12	8	12	4

↑ byte 数

所属 VAN コード	..	発信者・受信者が接続する VAN の標準企業コード (CII シンタックスルールで定義されている項目。電子メール版では使用しない。)
発信・受信センターコード	..	発信者・受信者の標準企業コード。ASP サービスを利用する場合には発信者・受信者が利用する ASP センターの標準企業コード
発信者・受信者コード	..	発信者・受信者の標準企業コード
BPID	..	使用するビジネスプロトコルを識別するコード (本ビジネスプロトコルを使用する場合は CINT0115 とセットする)
情報区分コード	..	伝送を行う情報の種類を表すコード

図 38

メッセージグループ・ヘッダーの構造 (参考図)

3. システム運用メッセージによる伝送授受の確認方法

標準ビジネスプロトコルのユーザーは、標準ビジネスプロトコルおよび CII シンタックスルールで規定されている以下のシステム運用メッセージを利用し、伝送授受の確認を行うことができる。ユーザーのニーズに応じ、ユーザー間でその利用の合意ができた確認方法を選択する。ただし、その利用の際には、CII シンタックスルールの規定どおりの方法で行わなければならない。なお、利用するメールサーバもしくはメールサービスによっては伝送可能な電子メールの容量に上限を設けていることもあるので留意する。受信確認メッセージの交換は、そうした留意に対する有効な対策の一つである。

3.1. 受信確認メッセージ

データ交換を行うユーザー間において、データ受信の確認を行うことに合意した場合には、CII シンタックスルールに従い、受信確認メッセージを既定のフォーマットにより作成し、伝送しなければならない。（この機能は、通常トランスレータに用意されている。）

3.2. 0 件メッセージ

データ交換を行うユーザー間において、データ交換日における交換すべきデータが存在しない状態（0 件データ）の確認を行うことに合意した場合には、送信者側は以下の方法により 0 件データを作成伝送しなければならない。（この機能は、通常トランスレータに用意されている。）

- (1) 0 件メッセージの連絡は、メッセージグループ・ヘッダーとメッセージグループ・トレーラーを作成し伝送する。データレコードは作成しない。
- (2) メッセージグループ・ヘッダー、メッセージグループ・トレーラーの各データ項目の内容は次の通りとする。

表 32 0 件メッセージ作成方法

	情報種別毎に 0 件メッセージを作成する場合	情報種別に関係なく 0 件メッセージを作成する場合
情報区分コード	0 件でない時に設定しているものと同じ内容	9101
トータル項目数量金額No.欄		ブランク
フォーマット ID		11
最終シーケンスNo.	00000	00000

4. 責任分界

CI-NET では、インターネットの電子メールを利用してデータ交換を行った場合の責任分界を、以下のようにアクセスポイントと定める。インターネット上は責任を負う事業者が存在しないので、伝送授受を確実にするために、ユーザーはこの点に留意して対策を講じておくことが必要である。受信確認メッセージの交換は、こうした事項に対する有用な対策の一つである。

なお、通信事業者や ASP 事業者などとの責任分界に関しては、これら事業者の契約約款に従うものとしてここでは省略する。

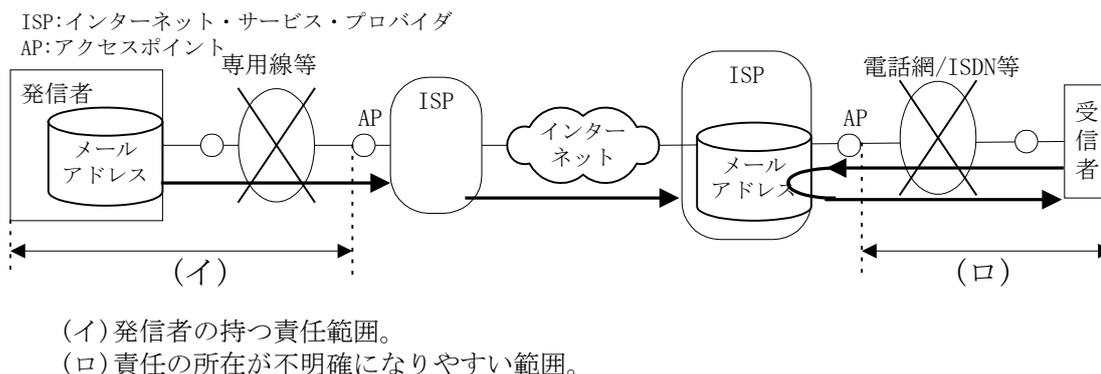


図 39 インターネットを利用する際の責任分界点

5. 障害が発生した場合の対処

ユーザーは、両者間で連絡窓口（担当者）をあらかじめ決めておかなければならない。また、障害発生時のデータ交換の代替方法を講じておく必要がある。あらかじめ想定していなかった事態が発生した場合については、その発生時に両者間で対策を協議する必要がある。

6. セキュリティ

6.1. 盗聴、改ざん等への対策

インターネットを使用する場合、伝送経路上での盗聴、改ざん、なりすまし、あるいは送信否認、受信否認といった機密上の危険が伴うと言われている。これらに対処するためにユーザーは、交換するデータに対して暗号化、電子署名等の対策を施すことが必要である。

6.2. コンピュータ・ウィルス対策

電子メールによって相手方にコンピュータ・ウィルスを感染させないために、ユーザーは、コンピュータ・ウィルスの診断および対応に努めなければならない。

第3節 CI-NET 運用ガイド(電子メール版)

本運用ガイドは、標準ビジネスプロトコルを利用してインターネットの電子メールによる EDI を行うユーザー間であらかじめ取り決めが必要な事項に関する標準的なガイドである。ユーザーは、CI-NET を開始するにあたって、本ガイドの内容をもとに取り決めを行う必要がある。

1. 運用スケジュール

データ交換を行うユーザー間で、データ交換日ならびにデータ交換時間をあらかじめ設定しておくことが望ましい。

2. データ保存期間

ユーザーにおけるデータ保存期間のガイドを次のように定める。ユーザーは関連法令を参考としてデータ保存期間を設定しておく必要がある。

運用ガイドで定めるデータ保存期間は、あくまでも EDI としての利用範囲内での取り決めである。関連法令では、ここで記載されている日数以上の保存が定められているので注意されたい。以下にデータ保存に係わると考えられる法令を掲載する。

※関連法令

○下請代金遅延等防止法（下請法）第5条の書類の作成及び保存に関する規則

法第5条の書類（第1条第3項の規定による記録が行われた磁気記録媒体等を含む。）の保存期間は、第1条第1項各号に掲げる事項の掲載を終った日から**2年間**とする。

○法人税法施行規則第59条（青色申告法人の帳票書類の整理保存）

青色申告法人（次項に規定するものを除く。）は、次の各号に掲げる帳簿書類を整理し、**7年間**、これを納税地に保存しなければならない。

○消費税法施行令第50条（課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の保存期間等）

当該請求書等についてはその受領した日の属する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から**7年間**、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。

○電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）

保存義務者は、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、大蔵省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係帳簿に関わる電磁的記録の備付け及び保存をもって当該承認を受けた国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

○電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第10条（電子取引の取引情報に係わる電磁的記録の保存）

所得税（源泉徴収に係わる所得税を除く。）及び法人税に係わる保存義務者は、電子取引を行った場合には、大蔵省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係わる電磁的記録を保存しなければならない。

○商法第36条（商業帳簿等の保存義務）

商人は10年間その商業帳簿及びその営業に関する重要書類を保存することを要す。

○建設業法 第四十条の三（帳簿の備付け等）

建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その営業所ごとに、その営業に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

建設業法施行規則

第二十六条（帳簿の記載事項等）

法第四十条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

1 <省略>

2 法第四十条の三に規定する帳簿には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第十九条第一項及び第二項の規定による書面又はその写し

<以下省略>

第二十八条（帳簿の保存期間）

法第四十条の三に規定する帳簿（第二十六条第五項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）及び第二十六条第二項の規定により添付された書類の保存期間は、請け負った建設工事ごとに、当該建設工事の目的物の引渡しをしたとき（当該建設工事について注文者と締結した請負契約に基づく債権債務が消滅した場合にあっては、当該債権債務の消滅したとき）から5年間とする。

<以下省略>

なお、建設工事の請負契約に係り、いわゆる電子契約を行う場合には以下のよう
なガイドラインが示されていることに留意する。

○建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する「技術的基準」に係わるガイドライン

2.見読性の確保について（規則第13条の2第2項第1号関係）

情報通信の技術を利用した方法により締結された建設工事の請負契約に係る建設業法第19条第1項に掲げる事項又は請負契約の内容で同項に掲げる事項に該当するものの変更の内容（以下「契約事項等」という。）の電磁的記録そのものは見読不可能であるので、当該記録をディスプレイ、書面等に速やかかつ整然と表示できるようにシステムを整備しておくことが必要である。

また、電磁的記録の特長を活かし、関連する記録を迅速に取り出せるよう、適切な検索機能を備えておくことが望ましい。

3. (3) 電磁的記録の保存

建設業を営む者が適切な経営を行っていくためには、自ら締結した請負契約の内容を適切に整理・保存して、建設工事の進行管理を行っていくことが重要であり、情報通信の技術を利用した方法により締結された契約であってもその契約事項等の電磁的記録等を適切に保存しておく必要がある。

その際、保管されている電磁的記録が改ざんされていないことを自ら証明できるシステムを整備しておく必要がある。また、必要に応じて、信頼される第三者機関において当該記録に関する記録を保管し、原本性の証明を受けられるような措置を講じておくことも有効であると考えられる。

3. 費用負担

費用負担については、両者応分を標準的な考え方とする。

3.1. 初期導入コスト

初期導入コストとしては、下記の項目があげられる。これら初期費用は、原則として自己負担（自社の設備投資など）であり、ユーザー各自が負担すべきものである。

- ①コンピュータ
- ②基本ソフトウェア（OS）
- ③CI-NET 対応アプリケーションソフトウェア
もしくは、ASP サービス利用時の初期登録費
- ④インターネット通信回線開設費
- ⑤企業識別コード登録料
- ⑥認証局により発行された電子証明書（公開鍵付き）初期登録費

3.2. ランニングコスト

ランニングコストは、次のようなものが考えられる。各ランニングコストは各自が負担する。

- ①インターネット通信回線利用料
- ②コンピュータ運用経費（用紙、電気代など）
- ③メールサービス等利用料
- ④CI-NET 対応ソフトウェア・ASP サービス等利用料
- ⑤企業識別コード、電子証明書更新料

4. セキュリティ

セキュリティ対策として、次の3つの対策が考えられる。

- ・安全対策 : システム構成機器を自然災害などから守る。
- ・高信頼性対策 : システム構成機器の故障に対し信頼性を高める。
- ・機密保護対策 : 利用者のデータについて他人流出を防ぐ。

4.1. 安全対策

火災対策（自動消火設備など）、地震対策（耐震構造化など）、漏水対策（防水工事、自動検知など）、防犯対策（無窓化、非常装置など）、各種運用諸規則などがある。

4.2. 高信頼性対策

処理装置の2重化（CPU、ディスクなど）、電源対策（非常用発電機、CVCFなど）ネットワーク装置の2重化（基幹回線、ノード/APなど）などがある。

これらについては総務省および（一財）日本情報経済社会推進協会により基準が出されており、これらの基準をできるだけ満たしていることが望ましい。

総務省：情報通信ネットワーク安全・信頼性基準

（一財）日本情報経済社会推進協会：情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度に基づく評価基準

4.3. 機密保護対策

インターネットを使用する場合、処理装置に対する不正アクセスといった機密上の危険がともなうと言われている。不正アクセスに対しては、関係省庁より基準が出されており、この基準をできるだけ満たしていることが望ましい。

第4節 CI-NETによる電子データ交換(EDI)に関するデータ交換協定書(参考例)

CI-NETが規定するEDIを利用して、電子取引(見積、契約(注文)、出来高、立替および支払業務等)を実施しようとする場合、EDIを利用する甲乙間において、事前に、EDIの利用を合意するための協定書(データ交換協定書)を取り交わしておく必要がある(建築業法第19条第3項、同施行令第5条の5第1項²)。

甲乙が取り交わす協定書に盛り込む項目、内容については、甲乙間で十分協議の上決定する必要があるが、本「CI-NETによる電子データ交換(EDI)によるデータ交換協定書(参考例)」はその参考となるものである。本データ交換協定書(参考例)は、CI-NETが規定するEDIを使用することを前提とし、CI-NET標準ビジネスプロトコル等に従うことを想定し、かつその範囲のものとして表記されている点に留意されたい。

なお、注文書および請書を利用し請負契約を締結する場合においては、次の(1)または(2)の区分に従うこととされている(建設省経建発第132号、133号注文書及び請書による契約の締結について平成12年6月29日)ところ、参考例は(1)または(2)いずれの場合にも対応する参考例としている。

- (1) 当事者間で基本契約書を締結した上で、具体の取引については注文書および請書の交換による場合
- (2) (基本契約をしないうで)注文書および請書のそれぞれに、同内容の契約約款を添付した上で注文書および請書の交換による場合

本データ交換協定書(参考例)の読み方について

本データ交換協定書(参考例)では、本データ交換協定書(参考例)の発行時における最終更新の関係法令を記載している。したがって、本データ交換協定書(参考例)の発行以降に関係法令が改正された場合、条や項等の番号が変更された場合には、変更後の関係法令にしたがうものとされたい。

² 建築業法第19条第3項

建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

同施行令第5条の5第1項

建設工事の請負契約の当事者は、法第十九条第三項の規定により同項に規定する国土交通省令で定める措置(以下この条において「電磁的措置」という。)を講じようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該契約の相手方に対し、その講じる電磁的措置の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの(次項において「電磁的方法」という。)による承諾を得なければならない。

■CI-NETによる電子データ交換(EDI)に関するデータ交換協定書(参考例) 本文

(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)
は、甲を発注者、乙を受注者とする甲乙間における電子取引(第3条(4)に規定する契約ならびに契約の締結行為のほか、見積依頼・回答、出来高報告・確認、請求・請求確認および支払通知等の業務)を、第3条(1)に規定するCI-NET標準ビジネスプロトコル等に従い、第3条(2)に規定する電子データの交換(以下「CI-NETによるEDI」という。)を利用するにつき、以下の通り合意し、協定(以下「本協定」という。)を締結した。

【留意点】

- ・すでに書面により基本契約を締結済みの場合も、その後の注文書および請書の発行交付のみをCI-NETによるEDIを利用して行うことで、個別契約を締結することができる。
- ・これからCI-NETによるEDIを利用して、個別契約を締結する場合のほか、基本契約の改訂、締結、およびそれに基づく発注、受注等の行為を行うこともできる。
- ・それらを実現するためにCI-NETによるEDIを行うことの合意が必要であり(建設業法19条第3項、同施行令第5条の5第1項)、その方法として、本協定を締結するものである。
- ・本協定は第2条(適用範囲)に規定の「CI-NETによるEDIを(通して)行う」ことを前提に記載し、書面でのやり取りは対象外としている。なお、EDIの外部の書面を無効とするものではない。
- ・EDIを通して契約を締結(基本契約及び個別契約の締結)する場合は、甲または乙の申込行為、それに対する承諾行為において、それぞれの行為に表意者の電子署名を付して送信し、契約の締結を進めるものである。

第1条(目的)

本協定は、甲および乙がCI-NETによるEDIを行うにあたり、電磁的措置の種類および内容(建設業法施行令第5条の5第1項)を示し、甲および乙が本協定所定の電磁的措置に基づいて電子的取引を行うことに同意するものであり、甲および乙は本協定に基づき、甲乙間の取引を円滑かつ合理的に推進することを目的とする。

第2条(適用範囲)

本協定は、CI-NETによるEDIを行う、契約に係る申込・承諾等、申込・承諾等の内容の変更、申込・承諾等の解除または打切、ならびにその他見積依頼・回答、出来高報告・確認、請求・請求確認および支払通知等の業務について適用する。

- 2 CI-NETによるEDIを行う対象業務の内容は、甲乙間で協議を行い、甲乙合意の上で変更する。

【留意点】

- ・「CI-NETによるEDIを行う申込・承諾等」には、前文に記載しているように(1)の方法の場合、基本契約も含まれる場合がある。

第3条(用語の定義)

本協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) CI-NET標準ビジネスプロトコル等

本協定および運用仕様書の基礎となる基本ルール、技術標準などを定めた合意基準をいう。この合意基準は、取引関係情報を相手方に提供する場合に使われるビジ

- ネスプロトコルとして、(財)建設業振興基金 建設産業情報化推進センター(現：(一財)建設業振興基金)発行の「CI-NET 標準ビジネスプロトコル」で規定するものをいう。同時に、当該ビジネスプロトコルを具体化したものが CI-NET LiteS 実装規約として定められている。本協定および運用仕様書に合意することは、当該ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に従うことに合意したことを意味する。
- (2) CI-NET による EDI
- EDI とは、甲乙間で、取引のための電子データ(メッセージ)を、通信回線を介して合意された規約等を用いてコンピュータ同士で交換することをいう。
- 本協定により、甲および乙が相手方に提供する取引関係情報を CI-NET 標準ビジネスプロトコル等に従うことに合意し、この合意に従い送信し、相手方が当該取引関係情報を受信し、利用するシステムをいう。
- (3) 取引関係情報
- 甲乙間の取引において、契約に係る申込・承諾等、申込・承諾等の内容の変更、申込・承諾等の解除または打切の申込・承諾、ならびにその他見積依頼・回答、出来高報告・確認、請求・請求確認および支払通知等相手方に対する意思表示または通知など、CI-NET による EDI の実施に伴い甲乙間で相互に提供される諸情報を総称する。
- (4) 契約
- 基本契約 甲から乙に対する基本契約の申し込みの意思表示に対する乙の承諾の意思表示がなされた場合に成立する取引契約をいう。
- 個別契約 甲から乙に対する注文の申し込みの意思表示に対する乙の承諾の意思表示がなされた場合に成立する取引契約をいう。
- 契約約款 発注者(注文者)が、発注にかかる諸条件を、一律に定めて、提示され、多数の受注者に統一的に適用される合理的規範(定型約款)であり、受注者はこの規範を承諾して取引を行うこととなる。
- (5) アドレス
- CI-NET による EDI を行うに際し、甲および乙が相手方に提供する取引関係情報等を送信する際、利用する通信手段が電子メールの場合には電子メールアドレスをいい、ebMS の場合には FQDN(ホスト名+ドメイン名)もしくは IP アドレスをいう。
- 以下、甲が乙に対して提供する取引関係情報等を送信するアドレスを「乙のアドレス」といい、乙が甲に対して提供する取引情報等を送信するアドレスを「甲のアドレス」という。なお、甲または乙は、それぞれ甲のアドレスまたは乙のアドレスとして、インターネット・サービス・プロバイダ等の第三者が提供するものを利用することができる。
- 甲および乙は、必ずこのアドレスが正確であることを確認した上で、取引関係情報の送受信行為を行わなければならない。
- アドレスは、EDI 取引の成立のための重要な情報であることから、運用仕様書に明記し、過誤の生じないようにするとともに、アドレスが変更となった場合には、事前に相手方に通知するとともに、甲乙間で確認しておかななければならない。
- (6) 取引用設備
- 甲および乙が、CI-NET による EDI を行うために、自らが準備、使用する電子計算機、端末機器および周辺機器など(以下「ハードウェア」という。)、並びに当該ハードウェアに使用されるソフトウェアを総称していう(以下「装置」という。)
- (7) 取引用電気通信回線
- 甲および乙が、CI-NET による EDI を行うために準備する甲の装置と乙の装置が利用する電気通信回線(以下「通信回線」という。)をいう。
- (8) 正当な権限を有する者(職務権限者)

第4章 業務運用規約および取引基本規約

甲乙間の取引の意思表示を行う甲または乙の代表者あるいは甲または乙本人から、正当な権限委譲を受けた者であり、その旨を甲または乙の事務処理規程、内部運用規則等に定めた者をいい、CI-NETによるEDIを行うに際し、意思表示を行う甲または乙の代表者あるいは甲または乙本人の指示に従い、代表者あるいは甲または乙本人の名義で、代表者あるいは甲または乙本人の意思表示行為として行うものをいう。

【留意点】

- ・(1)受信確認メッセージは取引関係情報に含まれない。
- ・(3)CI-NETを導入する企業は、取引関係情報の内、CI-NETを適用する範囲の標準メッセージを運用仕様書に定める。
- ・(8)正当な権限を付与するためには、事前に内部規則を確立し、その手順、指揮命令系統、意思表示内容の点検確認などを定め、適格に代行する必要がある。職務権限者は、代表者または本人の意思表示を行うものであって、代理人として行動するものではなく、いかなる意味においても代理行為とはならない。

第4条(運用仕様書)

本協定にもとづくCI-NETによるEDIについて、その実施に必要なシステムの内容、運用手順、安全対策、費用負担、責任範囲、運用条件その他の細目は、「CI-NETによる電子データ交換(EDI)に関する運用仕様書(以下「運用仕様書」という。)」に定める。

第5条(CI-NET標準ビジネスプロトコル等の遵守)

甲および乙は、CI-NETによるEDIを行うにあたりCI-NET標準ビジネスプロトコル等を遵守しなければならない。

第6条(運用手順)

甲および乙は、以下の各号に定める事項および運用仕様書に定める事項にしたがい、申込・承諾等を行い、相互に取引関係情報を提供、利用する。

- (1) 甲および乙は、CI-NETによるEDIを行うにあたり、あらかじめ自らのアドレスを定め、相手方に通知する。
- (2) 甲または乙が相手方に取引関係情報を提供しようとするときは、甲または乙は当該取引関係情報を作成し、CI-NET標準ビジネスプロトコル等に従い、運用仕様書に定める運用手順を遵守し、相手方のアドレスに送信する。
- (3) 前号の相手方である甲または乙は、前号により送信された取引関係情報を自らの装置内に受信し、利用する。甲または乙は、受信後遅滞なく、受信した取引関係情報に対する受信の事実を明示した確認メッセージを作成し、CI-NET標準ビジネスプロトコル等に従い、運用仕様書に定める運用手順を遵守し、相手方のアドレスに送信する。

【留意点】

運用手順におけるセキュリティ方式、通信プロトコル、取引関係情報等の受信確認メッセージ等は運用仕様書「5.運用手順」に定める。

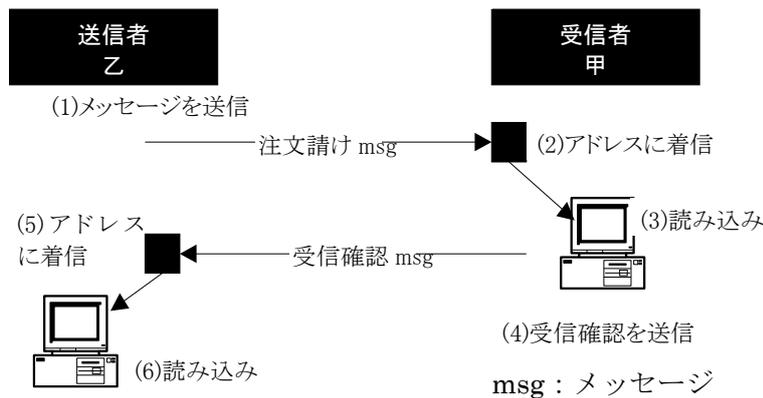
第7条(意思表示等の時期)

CI-NETによるEDIの実施に伴う甲乙間の意思表示または通知は、甲および乙が提供すべき取引関係情報を相手方のアドレスに取引関係情報を送信し、相手方が当該送信関係情報を受信した時点で相手方に到達したものとする。

【留意点】

- CI-NET による EDI を行うにあたり、下図の例の場合、(2)の時点で注文の承諾の意思表示が到達したものとす。さらに受信した事実を明確にするために、(4)の受信確認メッセージのみを送信し、(5)送信者に対して、受信した旨を送信することになっている。
- データが相手方に到達することにより、その意思表示は効力を発生する(民法 97 条第 1 項：隔地者に対する意思表示はその通知の相手方に到達した時よりその効力を生じる)との原則を最優先し、その原則どおりの運用を行う。
- 承諾通知にかかる発信主義(民法 556 条、557 条)、および一定条件下での承諾の擬制制度(商法 509 条)は採用しない。EDI における到着の確実性を、受信確認メッセージの発信によって担保しており、到達主義で実施することによる確実性を担保することを優先した。

確定請けメッセージの場合の例



00第8条(取引関係情報の効力)

- 甲および乙は、CI-NET による EDI の実施のために、電子証明書およびその利用に係る ID、パスワード等を、それぞれの正当な権限を有する者が適切な手段、手続きに則って管理し、これを適切に行使させなければならない。
- 2 取引関係情報が、CI-NET による EDI の実施に伴い提供される場合の他、書面によっても提供される場合には、送信者は当該情報の甲乙間に相違・矛盾を生じさせないようにする。なお、相違、矛盾が生じた場合は、原則として CI-NET による EDI の実施に伴い提供される取引関係情報が優先する。ただし、甲または乙が別段の通知をしたときはこの限りではない。

第9条(取引関係情報の変更)

- 甲および乙は、CI-NET による EDI により取引関係情報の内容を変更する必要がある場合には、取引関係情報の内容の変更を希望する甲または乙は、希望する変更内容を明示した新たな取引関係情報を CI-NET による EDI により相手方に通知する。
- 2 前項に関わらず、甲および乙は、CI-NET による EDI により成立した個別契約情報の内容を変更する必要がある場合には、個別契約情報の内容の変更を希望する甲または乙は、以下の各号の方法にて相手方に通知する。
- (1) 個別契約情報の内容を変更する必要がある場合には、変更を希望する甲または乙は、鑑項目合意変更申込メッセージによって当該個別契約情報の内容の変更を相手方に申し込み、相手方は、その変更依頼を承諾する場合には遅滞なく鑑項

- 目合意変更承諾メッセージを発信し、当該変更申込に対する承諾を行う。
- (2) 個別契約情報を解除する必要がある場合には、解除を希望する甲または乙は、合意解除申込メッセージによって当該申込・承諾等の解除を相手方に申し込み、相手方は、その解除申込を承諾する場合には、遅滞なく合意解除承諾メッセージを発信し、当該解約申込に対する承諾を行う。
 - (3) 個別契約情報を打ち切る必要がある場合には、打ち切りを希望する甲または乙は、申込・承諾等の打切申込メッセージによって当該申込・承諾等の打ち切りを相手方に申し込み、相手方はこれを承諾する場合には遅滞なく、申込・承諾等の打切承諾メッセージを発信し、当該打切申込に対する承諾を行う。
 - (4) 相手方の倒産等やむを得ない状況により一方的に申込・承諾等を解除あるいは打ち切る必要がある場合には、解除あるいは打ち切りを希望する甲または乙は、一方的解除あるいは一方的打切メッセージによって当該申込・承諾等の解除あるいは打ち切りを相手方に一方的に発信できる。

【留意点】

- ・取引関係情報(見積、注文、出来高、立替および支払業務等のデータ)を変更する必要がある場合には、すでに送信したデータと同一種類のメッセージを変更データとして送信する(第1項)。
- ・確定注文および注文請けメッセージの取り交わしによってすでに成立している個別契約を変更、解除、打切の場合は、確定注文または注文請けメッセージの再送ではなく、合意解除申込・承諾、合意打切申込・承諾あるいは相手方の倒産等やむを得ない状況による一方的解除申込または一方的打切申込のメッセージによって行い(第2項)、変更内容を記録し、保存する。

第10条(各種行為の有効性)

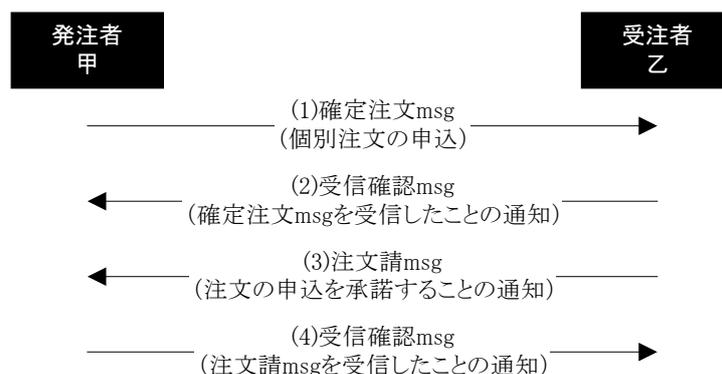
本協定に係る各種意思表示は、第7条のとおりとする。

第9条による取引関係情報の変更についても、それぞれの申込が相手方に到達した時点で、承諾も相手方に到達した時点で、効力を生ずるものとする。

【留意点】

注文業務を例に説明する。

- ・次図の(1)が乙のアドレスに着信した時に個別注文の申込の意思表示が成立する。
- ・受信者が(2)の受信確認メッセージを送信することは、確定注文メッセージが着信したことを通知するものであり、注文の承諾を通知するものではない。注文の申込を吟味のうえ(3)の注文請メッセージを送信し発注者に着信した時点で、注文の申込を承諾する意思表示が成立する。



msg : メッセージ

第11条(CI-NETによるEDI障害時の措置)

- 装置、通信回線の故障またはその他の理由により、CI-NETによるEDIに障害が発生したことを察知した当事者は、相手方に直ちにその旨通知し、速やかに対応を図る。
- 前項の障害が発生したときのデータ授受方法は、原則として障害回復後のデータ伝送により行う。ただし障害が復旧するまでの間、甲および乙は、協議のうえ必要に応じ、別途の方法により対応する。
 - 障害が復旧するまでの間に書面の交付あるいはそれに代わる方法によってなされた意思表示あるいは通知の効力については、甲乙協議のうえ決定する。
 - 第1項のCI-NETによるEDIに障害が発生した場合、甲または乙は、当該障害が、甲または乙の何れか一方のネットワークに係わる責任範囲で発生したかを明確にした上で、自らの責任範囲にある当事者は、迅速に回復のための対応をしなければならない。
 - 天災その他不可抗力によって発生した障害については、この限りではない。

【留意点1】

出来高・請求業務のように、期限・締切が重要な要素を占める業務のデータ交換については、何らかの障害が起きた場合への対応が特に求められることとなる。

2.にある「別途の方法」について、CI-NETによるEDIを行うに際し予め責任分界点を運用仕様書等に記載して明確化し、自社の責任範囲において障害が発生した場合どのような運用とするか、取り決めておくことが望ましい。

障害発生時の具体的な運用上の対応としては、

- 従来形式の紙での提出を許可する
- 締めの日日を変更して提出することを許可する
- 別のアドレスにデータを送信する

などが考えられる。

また障害発生に備え、以下のような対策を講じておくことも有効である。

- 定期的なバックアップを実施し、障害発生時に復旧が容易となるように備える
- 非常時の対応についてマニュアル化しておく

(例えば、本社で協議の上対処方法を決定し、現場・支店・取引先等の取引当事者間にて連絡をとり必要な処置を実施する、など)

【留意点2】

4.にあるネットワークに係わる責任の範囲については、運用仕様書「8.責任範囲」の定めによる。

【留意点3】 損害賠償等請求

CI-NETによるEDIにおいて、システム障害等の範囲を超えて、契約上の紛争に発展した場合には、その紛争の原因となる契約における紛争解決方法(建設業法19条第1項第14号)の定めに従い解決する。

第12条(取引関係情報の未着、読み出し不能時の措置)

- 甲および乙は、相手方が発信した取引関係情報が着信しない場合、または伝達された取引関係情報の読み出しができない場合(この事情を知った後、直ちにその旨を相手方に通知する。この通知がある場合、発信者は当該の取引関係情報を再送信する。
- 前項により発信者が再送を行った結果、二重の送信がなされた場合、甲および乙

- は、前の取引関係情報を発信者が撤回し、再送にかかる送信のみが有効であることに合意するものとする。
- 3 第1項のCI-NETによるEDIに障害が発生したとき、甲または乙は、当該障害が、甲または乙の何れか一方の契約者のネットワークに係わる責任範囲で発生した場合は、責任範囲を管理する契約者が回復の責任を負う。
 - 4 天災その他不可抗力によって発生した障害については、この限りではない。

【留意点1】

2にある未着信だった確定注文メッセージが後日着信した場合等を想定し、この場合にも二重注文とならないよう、未着信のデータは撤回されたものとする。

【留意点2】

3にあるネットワークに係わる責任の範囲については、運用仕様書「8.責任範囲」の定めによる。

【留意点3】 損害賠償等請求

CI-NETによるEDIにおいて、システム障害等の範囲を超えて、契約上の紛争に発展した場合には、その紛争の原因となる契約における紛争解決方法(建設業法19条1項第14号)の定めに従い解決する。

第13条(費用負担)

CI-NETによるEDIに係わる費用の負担は、以下の各号の定めによる。

- (1)甲が乙のアドレスに取引関係情報等を送信する費用は甲の負担とし、乙が甲のアドレスに取引関係情報等を送信する費用は乙の負担とする。
- (2)乙が甲に送信した取引関係情報等を受信するために甲が甲のアドレスを利用する費用は甲の負担とし、甲が乙に送信した取引関係情報等を受信するために乙が乙のアドレスを利用する費用は乙の負担とする。

第14条(装置および通信回線の整備)

甲および乙は、CI-NETによるEDIを行うために必要な装置および通信回線の整備、保守および管理を、善良なる管理者の注意をもって行う。

第15条(取引関係情報の保存)

- 甲および乙は、CI-NETによるEDIにより相手方から提供された取引関係情報の内容を電子ファイル、書面等の記録媒体に格納し、必要とされる期間保存するものとする。
- 2 前項に関わらず、甲および乙は、CI-NETにより相手方から提供された契約情報の内容を電子ファイル、書面等の記録媒体に格納し、当該ファイルの作成者が明確になるための電子署名を付し、必要とされる期間保存するものとする。
 - 3 甲および乙は、相手方の請求がある場合はこれを相手方に交付しなければならないが、印刷、複製、送信、提示その他によりこの交付に費用が発生する場合には、その費用は請求者の負担とする。

【留意点】

・電子署名文書の長期保存の対象期間について、商取引に関連する法規(民法、商法、法人税法等)では各書類、文書に対し、5~10年程度の保存が義務付けられている。CI-NETにおいては電子署名文書を必要とされる期間保存することを想定しており、建設業法令遵守ガイドライン(第5版)平成29年3月「11.帳簿の備え付け・保存及び営業に関する図書の保存(建設業法第40条の3)」では、10年間としている(建設業法施行規則第28条第1項)。

第16条(秘密保持)

甲および乙は、本協定期間中はもとより、本協定有効期間完了後においても CI-NET による EDI の実施により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。

- (1) 相手方から開示を受けた際、すでに自ら所有していたもの。
- (2) 相手方から開示を受けた際、すでに公知公用であったもの。
- (3) 相手方から開示を受けた後に、甲および乙それぞれの責によらないで公知または公用となったもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず入手したもの。

第17条(予告による本協定の打切)

甲および乙は、互いに3カ月の文書による予告期間をもって、本協定を打切ることができる。

第18条(その他の事由による本協定の打切)

甲および乙は、相手方に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告なくして直ちに一方的に本協定の打切を行なうことができる。

- (1) 本協定、基本契約または個別契約に違反したとき。
 - (2) 正当な理由なく期間内に契約を履行する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 重大な損害または危害をおよぼしたとき。
 - (4) 監督官庁より営業の取消し、停止などの処分を受けたとき。
 - (5) 仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売などの申し立て、または破産、民事再生手続、会社更生、会社整理の申し立てがあったとき、もしくは清算に入ったとき、あるいは支払停止、支払不能の事由が生じたとき。
 - (6) 解散、分割、あるいは他の会社と合併したとき。
 - (7) 財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
 - (8) 災害その他やむを得ない事由により、契約の履行が困難と認められるとき。
- 2 前項の本協定の打切によって、甲または乙が蒙った損害について相手方に損害賠償請求をすることを妨げない。ただし、前項第8号の場合はこの限りではない。

第19条(協議事項)

甲および乙は、本協定に定めのない事項、または疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ解決する。

第20条(管轄裁判所)

甲および乙は、本協定に関する紛糾の管轄裁判所を〇〇〇〇裁判所とする。

第21条(有効期間)

本協定の有効期間は、締結日より1年間とする。ただし、期間満了の1カ月前までに、甲または乙から書面による打切の申し出のないときは、本協定と同一条件で更に1カ年間更新するものとし、以降も同様とする。

- 2 本協定は、本協定に基づき実施された第2条に規定された業務が有効である期間、また、本協定に基づき成立した契約の履行が終了していない期間は引き続き有効とする。

第 4 章 業務運用規約および取引基本規約

附則

本協定は、2017年4月1日以降に発行される電子証明書を利用する場合に適用する。

本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲：名 称
所 在 地
代表者氏名 印

乙：名 称
所 在 地
代表者氏名 印

第5節 CI-NETによる電子データ交換(EDI)に関する運用仕様書(参考例)

CI-NETによるEDIを利用することの合意として取引当事者は、取引当事者間においてEDIに関する協定(データ交換協定書)を取り交わしておくこととされている。(建築業法第19条第3項、同施行令第5条の5第1項)。その協定に盛り込む項目、内容のうち運用するシステムの内容等運用仕様書として取り決めることが望ましい。また、システム運用に関わる者および連絡先等の事項については、運用仕様書を確認の上運用条件確認書として取り交わすことが望ましい。本運用仕様書はその際の参考となるものである。

なお、本参考例は一般財団法人建設業振興基金が策定した「CI-NET LiteS 実装規約*」によるEDIの運用を前提に記述している。

* CI-NET LiteS 実装規約は、建設産業における電子商取引の標準である

「CI-NET 標準ビジネスプロトコル」に準拠したもので、通信方式、メッセージで使用されるデータ項目など、CI-NET 標準ビジネスプロトコルでは取引当事者間で取り決める余地のある部分を、実業務に則して要点を絞り込み分かり易く整備したものである。これにより、システムを開発する方の負担が軽減されることを意図している。

■CI-NETによる電子データ交換(EDI)に関する運用仕様書(参考例)

1. 目的

本運用仕様書は、「CI-NETによるEDIに関するデータ交換協定書(参考例)」第4条にもとづき、取引関係情報等の交換に係わる運用上の取扱いについて定め、CI-NETによるEDIを利用した業務の運営を円滑かつ合理的に推進することを目的とする。

2. 用語の定義

1) EDI(ElectronicData Interchange)

電子データ交換。企業間における取引関係情報を、標準的な方法によりネットワークを利用して交換すること。

2) AP(access point)

ネットワークへの通信を仲介する施設や機器のこと。

3) ASP サービス

インターネットなどを通じてソフトウェアを利用させるサービス。ASP(Application Service Provider)は、そのようなサービスの提供者。

4) ISP(Internet Services Provider)

インターネット接続業者。

5) アドレス

CI-NETによるEDIの利用に際し、取引当事者である甲および乙が相手方に提供する取引関係情報等を送信する際、利用する通信手段が電子メールの場合には電子メールアドレスをいい、ebMSの場合にはFQDN(ホスト名+ドメイン名)もしくはIPアドレスをいう。

以下、甲が乙に対して提供する取引関係情報等を送信するアドレスを「乙のアドレス」といい、乙が甲に対して提供する取引情報等を送信

第4章 業務運用規約および取引基本規約

するアドレスを「甲のアドレス」という。なお、甲または乙は、それぞれ甲のアドレスまたは乙のアドレスとして、インターネット・サービス・プロバイダ等の第三者が提供するものを利用することができる。

3. 運用条件確認書

甲および乙の連絡先、使用するソフトウェア、通信環境、運用日時等の諸情報は「CI-NETによる電子データ交換に関する運用条件確認書(以下「運用条件確認書」という。)」において定め、CI-NETによるEDI利用のため、取引を行う相手方すべてに対して開示しなければならない。

システムの変更その他の事由により運用条件確認書を変更する必要がある場合には、必要に応じ、修正を行い、取引のある相手方すべてに対して開示しなければならない。

4. システムの内容

(1) システムの概念図およびシステム構成

CI-NETによるEDIを行うにあたり、甲はインターネットを介して取引関係情報等を乙との間で交換する。また乙はインターネットを介して取引関係情報等を甲との間で交換する。

甲、乙はともに自らの責任で、通信環境を整え取引関係情報の交換を可能としなければならない。

【補足】

システム構成には、さらに接続環境、機器設定などの実施者および手順等の仕様を明確にしておく必要がある。

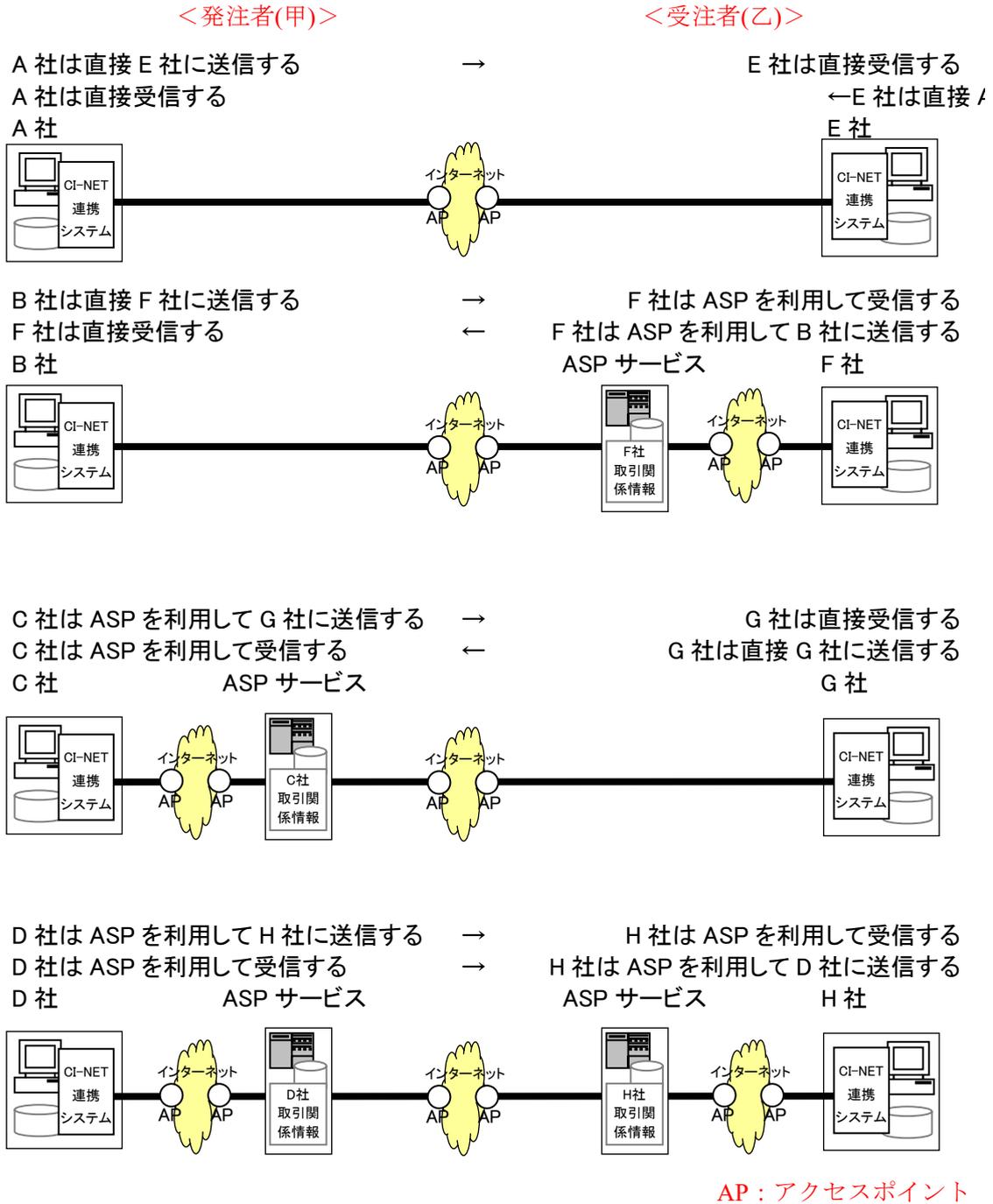


図 4.5-1 システム構成の例

【補足】
 例図では、左側に甲のシステム構成例、右側に乙のシステム構成例を示している。
 自社でCI-NETによる電子データ交換システムを構築し直接相手方と送受信するシステム構成とCI-NETによる電子データ交換サービスを提供するASPサービス等を介して相手方と送受信するシステム構成がある。
 ・自社でCI-NETによる電子データ交換システムを構築する場合：A、BおよびG

社

- ・ASP サービス等を利用する場合：C、D、E、F および H 社

実際には、甲および乙のシステム構成に合致する図を運用仕様書に記載することになる。

7.費用負担および8.責任範囲の図も同様である。

(2) システムの適用範囲

本システムは、CI-NET による EDI を行う甲乙間の各業務について、甲乙合意のもと CI-NET LiteS 実装規約に規定するメッセージに適用する。

(3) アドレス

甲および乙は、CI-NET による EDI 専用のアドレスを用意する。

【補足】

複数の取引先との間で CI-NET による EDI を実施する場合も、取引先ごとに個別のアドレスを用意する必要は無い。

5. 運用手順

(1) 取引関係情報等の内容

CI-NET による EDI で交換する取引関係情報および受信確認メッセージの内容に関する取扱いや解釈は、CI-NET LiteS 実装規約に従う。

(2) セキュリティ方式

取引関係情報および受信確認メッセージを送信する際のセキュリティ処理は、CI-NET LiteS 実装規約にしたがう。

(3) 通信プロトコル

通信プロトコル等は、CI-NET LiteS 実装規約にしたがう。

(4) 取引関係情報等の受信確認メッセージ

受信確認メッセージは受信した取引当事者が、受信した事実、すなわちシステムの障害や機器の障害などがなく、送信内容が受信された事実を連絡するものであって、到着した事実を確認する機能を持つ。ただし、この受信確認メッセージ自体は意思表示ではなく、また取引関係情報の提供でもないので注意しなければならない。

6. 安全対策

(1) 安全確保のための手順

甲および乙は、自身の「秘密鍵」を安全に保持する。そのための社内規則、権限行使にかかる規則等を定め、万全な安全管理を確保しなければならない。

(2) 伝達するデータの容量

1 回の送信で伝達するデータのサイズは、___KB までとする。

(3) バックアップのためのデータ保存

甲および乙は、データの未達、相手方における読み出し不能等に備えるため、自身が送信した取引関係情報、相手方から受信した取引関係情報を必要な期間保存する。

(4) 障害発生時の対応

甲および乙は、CI-NET による EDI に障害が生じた場合、あるいは障害が発生

することが判明した時は、「運用条件確認書」に定める相手方の責任者に直ちにその旨通知し、速やかに対応を図る。

(5) コンピュータ・ウイルスへの対応

甲および乙は、相手方へのコンピュータ・ウイルスの感染を未然に防ぐため、自身の装置、ネットワーク環境へのコンピュータ・ウイルス感染の防止対策を実施し、さらに診断と対応に努め、問題を発見した場合は直ちにこれに対処する。

7. 費用負担

CI-NETによるEDIの利用に要する費用の負担は、導入する当事者が自らの費用部分を負担する。

(1) 初期導入費用； 初期導入費用としては以下の項目があげられる。

コンピュータ、基本ソフトウェア(OS)、CI-NET対応アプリケーションソフトウェアもしくはASPサービス利用時の初期登録費、インターネット通信回線開設費、企業識別コード登録料、認証局により発行された電子証明書(公開鍵付き)初期登録費

(2) 運用費用； 運用費用は、以下の項目があげられる。

インターネット通信回線利用料、コンピュータ運用経費(用紙、電気代など)、メールサービス等利用料、CI-NET対応ソフト・ASPサービス等利用料、企業識別コード、電子証明書更新料、等

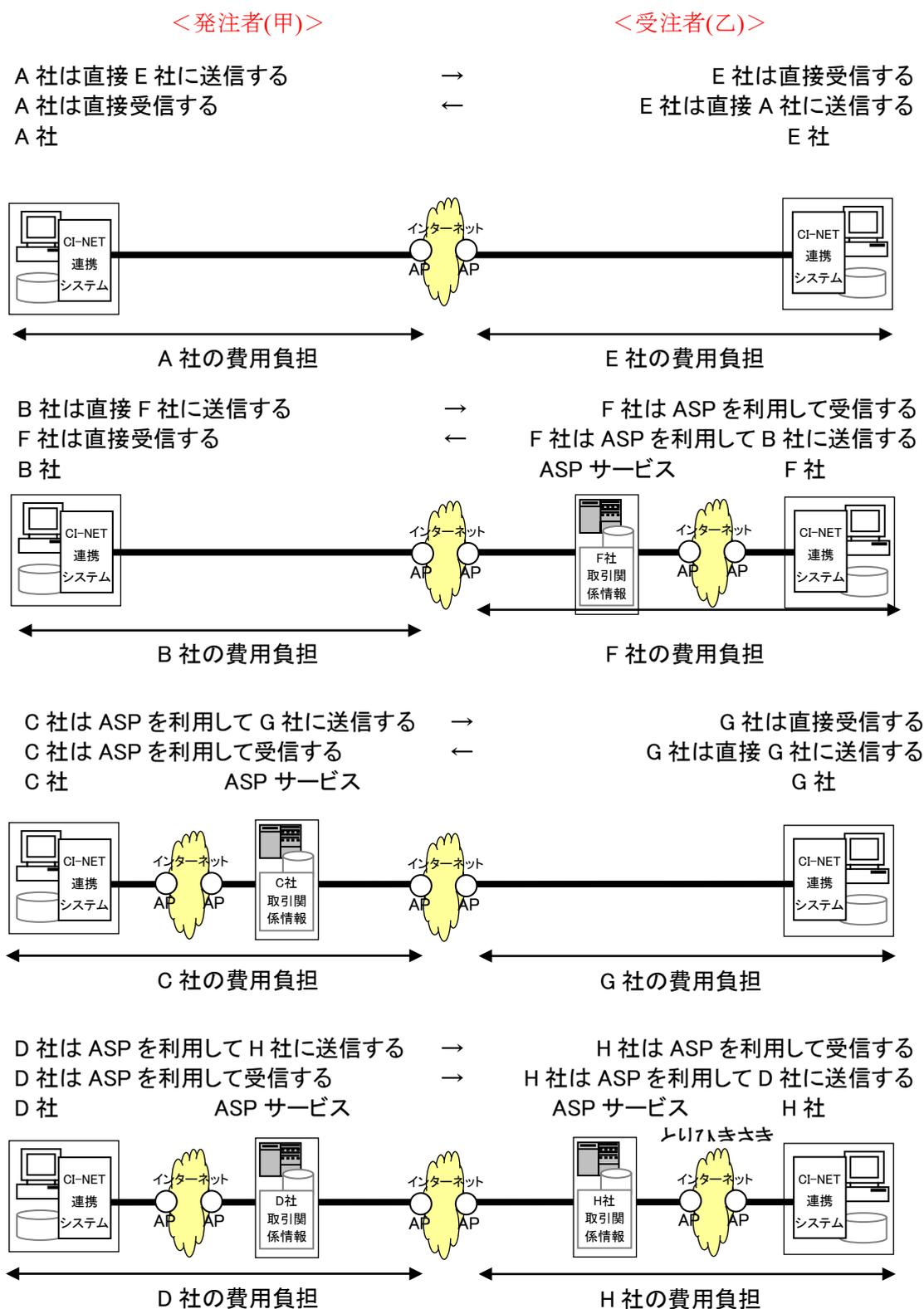


図 4.5-2 費用負担例

8. 責任範囲

甲および乙のネットワークに係る責任範囲は、下図に示す通りとする。

第4章 業務運用規約および取引基本規約

9. 運用体制、連絡方法

運用体制および連絡方法は、運用条件確認書において定める。

10. 変更の方法

甲および乙は、本運用仕様書の記載内容に変更が生じた場合、その旨の内容変更を遅滞なく相手方に申し入れる。

甲乙いずれかが本運用仕様書の内容変更を相手方に申し入れた場合は、相手方は誠意をもって協議に応じるものとし、「CI-NETによるEDIに関するデータ交換協定書」の有効期間中であっても甲乙協議して本運用仕様書を変更することができるものとする。

「CI-NETによるEDIに関するデータ交換協定書」改訂時には、あわせて本運用仕様書も検討し、必要に応じて改訂する。

11. 参照書類

- ・ CI-NET 標準ビジネスプロトコル
- ・ CI-NET LiteS 実装規約

■ CI-NET による電子データ交換(EDI)に関する運用条件確認書³(参考例)

(1)連絡先 _____年____月____日

		甲	乙
企業名			
法人番号 ⁴		□□□□□□□□□□□□	□□□□□□□□□□□□
本・支店名			
所在地		〒	〒
システム 運用責任 者	部署		
	氏名		印
	住所	〒	〒
	TEL		
	FAX		
	連絡用 E-mail		
システム 技術責任 者	部署		
	氏名		印
	住所	〒	〒
	TEL		
	FAX		
	連絡用 E-mail		

(2)通信環境

	甲	乙
標準企業コード ⁵	□□□□□□-□□□□□□	□□□□□□-□□□□□□
EDI用アドレス ⁶		
利用するASPサービス名、ソフトウェア名あるいはプロバイダ名(サポート電話番号)	()	()

(3)運用日時

甲および乙の営業日の **時より **時の間とする。

³ 運用仕様書を確認の上、運用条件確認書を取り交わす

⁴ 法人番号: 国税庁より指定・通知された法人番号 13 桁。個人事業主等で通知されていない場合は記載しない

⁵ 標準企業コード: 12 桁。企業識別コード(6 桁)+枝番(6 桁)

⁶ EDI 用アドレス: 利用する通信手段が電子メールの場合には電子メールアドレスを、ebMS の場合には FQDN(ホスト名+ドメイン名)もしくは IP アドレスを記載する

参考資料

参考資料

参考資料

参考資料1: 経営基盤整備支援センター 情報化評議会 (CI-NET) 入会のご案内

当支援センターは、国土交通大臣の告示に基づき、恒常的な推進機関として建設業振興基金内に設置したものです。現在、CI-NETの実用化を進めている重要な時期に当たり、これまで以上に各方面からのご協力、ご支援を必要としております。

当支援センターの事業についてご理解をいただき、会員としてご入会のうえ、ご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

■ 会 員

当支援センターの事業にご賛同・ご協力をいただき、事業年度ごとに会費を納めていただく企業または団体。

会費は、30万円（令和元年度額）です。但し、団体及び団体推薦企業は、一律6万円（平成20年度額）とさせていただきます。

■ 会員の特典

(1) 専門委員会への参画

各種委員会の委員として当支援センターの活動にご参画いただけます。

(2) 企業識別コードの登録・更新料の割引

平成21年3月現在の企業識別コードの登録、更新（3年毎）、変更などに係わる費用は次のとおりです。（消費税込み）

表 参考 1-1

	資本金額	登録・更新料	変更料	照会料
建設産業情報化推進センター会員	1億円を超える企業	33,600円	1,000円	100円
	1億円以下の企業	16,800円		
建設産業情報化推進センター非会員	1億円を超える企業	42,000円	1,000円	100円
	1億円以下の企業	21,000円		

(3) 各種セミナーへのご優待

■ ご入会の方法

所定の入会申込書（次頁参照）に必要事項をご記入のうえ、貴社（団体）の概要（パンフレット）を添えてお申込下さい。詳細は、当推進センターにお問い合わせ下さい。

■ お問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目2番12号 虎ノ門4丁目MTビル2号館
財団法人 建設業振興基金 経営基盤整備支援センター 情報化推進室
TEL : 03-5473-4573 FAX : 03-5473-4580
E-mail : ci-net@kensetsu-kikin.or.jp

平成 年 月 日

経営基盤整備支援センター 情報化評議会(CI-NET)
入会申込書

財団法人 建設業振興基金 経営基盤整備支援センター 御中

当社(団体)は、建設産業情報ネットワーク化の趣旨に賛同し「情報化評議会」の事業に協力することを目的として、同評議会に入会いたします。

会社(団体)名	
住所	〒

【情報化評議員名】企業の意向を代表できる方(注1)

連絡先住所	〒		
所属・役職			
フリガナ氏名	印		
TEL		FAX	E-mail

(注1) 情報化評議会のメンバーです。改めてセンターから委嘱させていただきます。

【連絡担当者名】(注2)

連絡先住所	〒		
所属・役職			
フリガナ氏名	印		
TEL		FAX	E-mail

(注2) 【情報化評議員名】と同じ場合は「同上」とご記入下さい。

【会費請求先】(注3)

連絡先住所	〒		
所属・役職			
フリガナ氏名	印		
TEL		FAX	E-mail

(注3) 【連絡担当者名】と同じ場合は「同上」とご記入下さい。

参考資料2:建設業における電子計算機の連携利用に関する指針

■建設省告示第2101号

情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第3条の2第1項の規定に基づき、建設業における電子計算機の連携利用に関する指針を定めたので、次のとおり告示する。

平成3年12月21日

建設大臣 山崎 拓

建設業における電子計算機の連携利用に関する指針

我が国建設業は、これまでそれぞれの事業者において、電子計算機の利用による情報処理を進め、業務の効率化を図ってきた。その結果、大規模な事業者においては、経理、財務管理等の業務について電子計算機の利用が進んでおり、さらに、建設工事の受発注、施工管理等の業務についても電子計算機の利用が進んでいるところである。また、中小規模の事業者においても、近年の情報機器の低コスト化、ソフトウェアの流通量の飛躍的増大、取引先関連企業の情報化の進展等に伴い、情報処理に関する電子計算機の利用が積極的に進められている。

一方、個々の企業ごとに独自の企業間オンラインシステムの構築が進められると、各システムの互換性の欠如により、取引相手側における複数の端末機の設置による重複投資、事務処理の複雑化等の問題が生じるおそれがある。建設業における生産システムは、総合工事業者、専門工事業者等の分業関係により形成されているものであることから、今後は個々の企業内にとどまらず、業界全体を網羅する情報処理システムの構築を進めていくことが重要である。

こうした観点から、(財)建設経済研究所に設置された建設産業情報ネットワーク(CI-NET)研究会において、情報ネットワークの構築、利用及び普及について検討を行い、その結果、企業間の情報交換のオンライン化の前提となるビジネスプロトコル及び伝送手順の標準化等様々な課題が明らかになったところであり、これを受けて(財)建設業振興基金を事務局とする建設産業情報ネットワーク(CI-NET)推進協議会において検討が行われているところである。

今後、これらの課題を克服しつつ、事業者間で連携した電子計算機の効率的かつ高度な利用を実現することは、建設業全体の一層の高度化のための基盤を提供するものであるとともに、建設関連産業全体の健全な発展に資するものである。

この指針は、以上の認識に基づき、建設業における電子計算機の効率的利用を図るため、電子計算機利用高度化計画を勘案し、事業者が連携して行う電子計算機の利用の態様、その実施の方法及びその実施に当たって配慮すべき事項を示すものである。

一 事業者が連携して行う電子計算機の利用の態様

メッセージフォーマット、当該フォーマットに記載される項目コード等のビジネスプロトコル及び伝送手順を標準化し、これを用いた「磁気媒体(磁気テープ等)交換方式」又は「企業間オンライン方式(個別企業間交換方式又は蓄積交換方式)」による総合工事業者、専門工事業者等の間の取引データ交換システム

二 実施の方法

参考資料

(一) ビジネスプロトコルの標準化とその積極的採用

次に掲げるビジネスプロトコルについて標準化を検討し、その有効性につき業界内での合意形成を図り、現行処理との整合性に配慮しつつ、発注から決済に至るオンラインデータ交換の実現に努めること。

特に、各事業者においては、外部接続インターフェイスに、業界標準ビジネスプロトコルを積極的に採用するよう努めること。

- ① 取引データの交換に使われるすべてのデータ項目に関して、名称、内容、けた数、属性等を定めた定義集（データエレメントディレクトリー）及びデータコード表
- ② 取引データの交換に使われるデータ項目のうち、見積り、注文、請求、支払等の業務単位ごとに交換されるデータ項目のリスト（標準メッセージ）
- ③ 標準メッセージから必要な項目だけを抜き出して、実際に交換するメッセージを組み立てるための構文規則（シンタックスルール）

(二) 業界推奨伝送手順の設定

各種の情報をオンライン交換するために、OSI（開放型システム間相互接続）導入の動きを十分踏まえつつ、建設業に最適な伝送手順を業界標準として設定し、その普及に努めること。

(三) オンライン取引に対応した標準的業務運用規約の確立

オンライン取引開始に伴う帳票、オンライン併用のデータ交換による運用の複雑化、各社別固有ルールによる運用の複雑化及び各種トラブル等を防止し、省力化を図るため、標準的業務運用規約を確立するよう努めること。

(四) 実施体制の整備

以上の各項目を実施するため、（財）建設業振興基金を中心に建設業界としての実施体制を整備し、電子計算機の連携利用の効率的促進に努めること。

三 実施に当たって配慮すべき事項

(一) 中小企業への配慮

建設業は、大規模な事業者から小規模の事業者まで様々な規模の事業者から構成されており、各事業者が有する電子計算機システム、資金的能力、人的能力等にはかなりの差異がある。したがって、ビジネスプロトコルの標準化、企業間システムのオンライン化等に際して、中小規模の事業者の負担が過大にならないよう十分配慮すること。

(二) セキュリティの確保

企業間システムのオンライン化等により、システムダウン、不正介入等の危険にさらされる可能性やその影響の及ぶ範囲が増大する可能性がある。これらに対処するため、安全性、信頼性の高い電子計算機システムの設置や運用面での配慮等セキュリティの確保を図ること。

(三) 他業界への配慮

建設業は、取引を通じて関係する業界が多岐にわたっている。したがって、建設業における電子計算機の連携利用は、単に建設業界内にとどまらず、取引関係にある他の業界にまでも波及する可能性が大きいことを十分に考慮しつつ、その基盤となる業界標準化を進めること。

(四) 業界標準ビジネスプロトコルの公開

関連規約を含む建設業の業界標準ビジネスプロトコルは、建設業界内にとどまらず、産業界全体の資産となることが望ましい。したがって、その内容は、積極的に公開されるべ

(Ver. 1.7) 20190930

きである。このため、業界として必要に応じて説明会等を実施し、広く普及に努めること。

参考資料3:改善要求書

(No.)

CI-NET 標準ビジネスプロトコル改善要求書 (CHANGE REQUEST)

発信者記入欄							事務局記入欄				
発 信 日		年	月	日			受 信 日		年	月	日
会 社 名							事務局処理記入欄				
企業識別コード											
部 署 名											
担当者名											
TEL :											
連絡先 FAX :											
E-mail :											
件名											
改善要求内容 (問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)											

(No.)

CI-NET 建設資機材コード専用 改善要求書 (CHANGE REQUEST)

※ E-mail 等で送付の場合、項目を全て網羅していれば本様式を使用していなくとも可

発信者記入欄		事務局記入欄	
発 信 日	年 月 日	受 信 日	年 月 日
会 社 名		事務局処理記入欄	
企業識別コード			
部 署 名			
担当者名			
TEL : 連 絡 先 FAX : E-mail :			
件名			
改善要求内容【既存資料 (JIS 規格書など) のコピーを添付することにより代用可】			
(1) 区分 (該当するものにチェック) <input type="checkbox"/> コード追加 <input type="checkbox"/> コード変更 <input type="checkbox"/> コード削除			
(2) 資機材の分類 (CI-NET コードの大分類・中分類で該当する分類)			
(3) 資機材の概要と用途			
(4) 資機材のスペック書式と単位 (必要であれば)【例:長さ (m)、本数 (本)】			
(5) 要求理由			
(6) その他特記事項			

参考資料4: CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5 から の主な変更点

項目	Ver.1.5	Ver.1.7
第3章 情報表現 規約	第3章 情報表現規約 3.5.3. 建設業許可工事業種リスト	3.5.3 建設業許可工事業種リスト ■建設業許可工事業種 (B-2016-001) 「解体工事業」を追加する。
第4章 業務運用 規約および取引 基本規約	第4章 業務運用規約および取引 基本規約 第4節 CI-NET による 電子データ交換(EDI)に関する データ交換協定書(参考例)	第4節 CI-NET による電子データ交換(EDI) に関するデータ交換協定書(参考例) ■データ交換協定書 (B-2016-002) 「基本契約」を追加する。
		第5節 CI-NET による電子データ交換(EDI) に関する運用仕様書 (参考例) ■データ交換運用マニュアル (B-2016-003) 「基本契約」を追加する。
		第5節 CI-NET による電子データ交換(EDI) に関する運用仕様書 (参考例) ■データ交換運用マニュアル (B-2016-004) 「メール」による例示を「ASP」による例示に 置き換える。
第4章 業務運用 規約および取引 基本規約	第4章 業務運用規約および取引 基本規約 第4節 CI-NET による 電子データ交換(EDI)に関する データ交換協定書(参考例)	第4節 CI-NET による電子データ交換(EDI) に関するデータ交換協定書(参考例) ■データ交換協定書 (B-2016-005) 暗号方式の変更に伴い、以下の2点を追記する。 ・事業者の存在証明手続き ・事業者が特定した契約権限者による契約を事 業者が拒否できないこと
第4章 業務運用 規約および取引 基本規約	第4章 業務運用規約および取引 基本規約 第4節 CI-NET による 電子データ交換(EDI)に関する データ交換協定書(参考例)	第4節 CI-NET による電子データ交換(EDI) に関するデータ交換協定書(参考例) ■データ交換協定書 (B-2016-008) ebMS 利用に対応した変更
第3章 情報表現 規約	第3章 情報表現規約 2.4. デ ータ項目定義およびマトリックス	2.4 データ項目定義及びマトリックス ■建築見積業務に係るデータ項目の新設 (B-2017-001) 以下のデータ項目を建築見積業務で利用する

項目	Ver.1.5	Ver.1.7
		<p>ため新設する。</p> <p>1701 補助金申請有無表示順コード</p> <p>1702 補助金申請有無区分</p> <p>1704 工区表示順</p> <p>1705 工区分</p> <p>1707 ゾーン表示順</p> <p>1708 ゾーン区分</p> <p>1711 棟表示順</p> <p>1712 棟区分</p> <p>1716 内部／外部区分コード</p> <p>1717 タイプ表示順</p> <p>1718 タイプ区分</p> <p>1720 タイプ倍数</p> <p>1721 階表示順</p> <p>1722 階区分</p> <p>1723 階区分コード</p> <p>1726 躯体仕上コード</p> <p>1727 部位表示順</p> <p>1729 集計部位コード</p> <p>1732 合成名称</p> <p>1733 合成名称コード</p> <p>1735 合成名称単位</p> <p>1739 躯体品目名称コード</p> <p>1741 部屋表示順</p> <p>1742 部屋名（部屋略称）</p> <p>1743 部屋記号</p> <p>1745 部屋倍数</p> <p>1751 積算数量</p> <p>1760 合成名称内順位コード</p> <p>1762 表現名称（拾い仕上名称）</p> <p>1763 拾い仕上記号</p> <p>1764 詳細部位表示順</p> <p>1765 詳細部位</p> <p>1769 部分別コード</p> <p>1771 明細数量掛率</p> <p>1772 材料単価</p> <p>1773 材料単価掛率</p>
第3章 情報表現	第3章 情報表現規約 2.4. デ	2.4 データ項目定義及びマトリックス

項目	Ver.1.5	Ver.1.7
規約	データ項目定義およびマトリックス ※B-2017-001 に包括	<p>■発注者および受注者の特定に係るデータ項目の新設 (B-2017-002)</p> <p>発注者および受注者を特定する以下のデータ項目を新設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [1307]発注者法人番号・事業所コード ・ [1308]受注者法人番号・事業所コード ・ [1386]受注者代表者役職名 ・ [1387]発注者代表者役職名 ・ [1388]受注者決裁者役職名 ・ [1389]発注者決裁者役職名
第3章 情報表現規約	第3章 情報表現規約 2.4. データ項目定義およびマトリックス ※B-2017-001 に包括	<p>2.4 データ項目定義及びマトリックス</p> <p>■契約条件に係るデータ項目の新設 (B-2017-003)</p> <p>契約条件に係る以下のデータ項目を新設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [1363]法定福利費 (新設) <p>また、その他に追加要望のあった瑕疵担保期間や労災保険については、いずれも[1056]支払い条件に記載することとしたため、[1056]支払い条件のマルチ回数を4回から6回に変更する。</p>
第3章 情報表現規約	第3章 情報表現規約 2.4. データ項目定義およびマトリックス ※B-2017-001 に包括	<p>2.4 データ項目定義及びマトリックス</p> <p>■データ項目「本文」の新設 (B-2017-004)</p> <p>基本契約業務を行うため、明細行に以下のデータ項目を新設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1428 本文
第3章 情報表現規約	第3章 情報表現規約 3.CI-NET 標準データコード (CD) 第3章 情報表現規約 3.19.1.明細データ属性コードの属性・バイト数 第3章 情報表現規約 3.19.3.明細データ属性コードリスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3. CI-NET 標準データコード (CD) ・ 3.19.1. 明細データ属性コードの属性・バイト数 ・ 3.19.3. 明細データ属性コードリスト <p>■打切精算区分のコード追加 (B-2017-006)</p> <p>合意打切申込、合意打切承諾、一方的打切通知の各メッセージの新設に伴い、増精算と減精算のいずれによる打切であることを示すためのコードを追加する。</p>

項目	Ver.1.5	Ver.1.7
第3章 情報表現規約	第3章 情報表現規約 3.CI-NET 標準データコード (CD) 第3章 情報表現規約 3.19.1.明細データ属性コードの属性・バイト数 第3章 情報表現規約 3.19.3.明細データ属性コードリスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3. CI-NET 標準データコード (CD) ・ 3.19.1. 明細データ属性コードの属性・バイト数 ・ 3.19.3. 明細データ属性コードリスト <p>■消費税計算区分のコード追加 (B-2017-007) [1376] 明細別消費税率 の追加に伴い、消費税の計算方法を表す区分を新設する。</p>
第3章 情報表現規約	第3章 情報表現規約 3.CI-NET 標準データコード (CD) 第3章 情報表現規約 3.19.1.明細データ属性コードの属性・バイト数 第3章 情報表現規約 3.19.3.明細データ属性コードリスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3. CI-NET 標準データコード (CD) ・ 3.19.1. 明細データ属性コードの属性・バイト数 ・ 3.19.3. 明細データ属性コードリスト <p>■明細データ属性コードの追加 (B-2017-008) 明細に [新規 1428] 本文 を新設する (B-2017-004) に伴い、[1288]明細データ属性コードに以下を新設する。</p> <p>9：本文 (L-2018-008、[1289]補助明細コード本文行にて検討、承認)</p> <p>また、帳票印刷時のレイアウト定義も作成する。</p>
第3章 情報表現規約	第3章 情報表現規約 2.4. データ項目定義およびマトリックス	2.4 データ項目定義及びマトリックス ■バイト数の拡張 (B-2017-010) バイト数が不足しているとの要望のあった以下のデータ項目について、バイト数を拡張する。 <ul style="list-style-type: none"> 1013 受注者名 1015 受注者代表者氏名 1017 受注者担当部署名 1024 発注者名 1003 発注者 JV 構成企業名 1026 発注者代表者氏名 1028 発注者担当部署名 1029 発注者担当者名 1042 工事場所・受渡し場所名称 1044 別途受渡し場所名称 1069 受注者側見積・契約条件 1174 発注者側見積・契約条件 1175 特記事項

項目	Ver.1.5	Ver.1.7
第3章 情報表現規約	第3章 情報表現規約 3.1.3. 情報区分コードリスト	<p>1176 特記事項2</p> <p>3.1.3. 情報区分コードリスト</p> <p>■基本契約メッセージの新設 (B-2018-001) 基本契約申込/承諾メッセージを新設する。</p> <p>[1428]本文 は B-2017 -004 にて承認</p>
第3章 情報表現規約	第3章 情報表現規約 3.CI-NET 標準データコード (CD) 第3章 情報表現規約 3.38. 様式コード (CD)	<p>3. CI-NET 標準データコード (CD)</p> <p>■基本契約書の印刷出力様式を指定するためのコードの新設 (B-2018-002)</p> <p>基本契約書の印刷出力様式を指定するためのコードを新設する。</p> <p>・1373 様式コード</p>
第3章 情報表現規約	第3章 情報表現規約 3.11.3.課税分類コードリスト	<p>3.11.3 課税分類コードリスト</p> <p>■軽減税率を指定するためのコードの追加 (B-2018-003)</p> <p>[59]課税分類コードにおいて、軽減税率を指定するためのコードを追加する。</p>
第3章 情報表現規約	第3章 情報表現規約 2.4. データ項目定義およびマトリックス	<p>2.4 データ項目定義及びマトリックス</p> <p>■【新規】適格請求書発行事業者登録番号の新設 (インボイス制度における適格請求書発行事業者の登録番号の新設) (B-2018-009)</p> <p>平成 35 年 10 月 1 日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式 (インボイス制度) が導入される。適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となる。</p> <p>この適格請求書には、適格請求書発行事業者の名称や「登録番号」などを記載する必要がある。この登録番号を「T+法人番号」(適格請求書発行事業者が法人番号を有する場合)、または、個人事業主に新たに付番予定の番号とすることが定められたことを受けて、新設する必要が生じた。</p>

参考資料5:CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.4 からの主な変更点

項目	旧 (Ver.1.4)	新 (Ver.1.5)	変更理由・意図
全般		項番の振り方の変更	全体的なわかりやすさの追求
1		建設産業における情報化の必要性について説明の追加・変更	Ver.1.4 発行後に動きのあった取り組み等を追加
2		CI-NET 構想について説明の追加	Ver.1.4 発行後に動きのあった取り組み等を追加
4		EDI のメリットについて説明 (特に図表) を変更。	内容の陳腐化及びわかりやすさの追求
6		CI-NET による実際のデータ交換	図の変更及び説明の変更
7		CI-NET LiteS について	説明の追加、変更。
	標準ビジネスプロトコル構成規約	「標準ビジネスプロトコルの構成について」への変更	全体構成説明であることから本文とは切り離すこととしたため
第1章			
第2節		標準ビジネスプロトコルの改訂について改善要求の様式減及び説明の変更	改善要求書 (メーカーコード) の掲載中止に伴う変更
第4節 4		企業識別コードの管理・運用形態についての説明追加及び以下の団体について名称の変更、追加、削除 変更: (社) 電子情報技術産業協会 EC センター 追加: (社) 日本ロジスティクスシステム協会 削除: (財) 住宅産業情報サービス	企業識別コードが JIPDEC 管理下の団体で採番したものはどこでも有効の説明追加
第2章			
第1節		VAN の説明を削除	VAN が現状では実質的に利用されていないため
第3章			
第1節 3	タグ No.2001~2999 の管理団体: (財) 住宅産業情報サービス	タグ No.2001~2999 の管理団体: (財) 日本情報処理開発協会に変更	(財) 住宅産業情報サービスの解散に伴う管理団体変更
第1節 3	タグ No.20001~20999 の管理団体: なし	タグ No.20001~20999 の管理団体: (社) 電子情報技術産業協会に変更	(社) 電子情報技術産業協会の使用項目数追加による

参考資料

			変更
第1節 3	タグ No.33001～33999 の管理 団体：なし	タグ No.20001～20999 の管理団体：物流 EDI 推進委員会に変更	物流 EDI 推進委員 会の使用項目数追 加による変更
第1節 4.1	(社) 電子情報技術産業協会 EDI センター／(財) 住宅産業 情報サービス	・(社) 電子情報技術産業協会 EC センタ ーに名称変更 ・(財) 住宅産業情報サービスに説明を追 加	当該団体の組織変 更、解散等に伴う 変更
第2節 1.1.8		技術データの受け渡しについて、外部参 照による配信方法を追加	新たな技術データ の配信方法追加に 伴う説明追加
第2節 1.2		設備機器見積依頼情報／設備機器見積回 答情報の追加	情報種類の新規追 加に伴う変更
第2節 2.1		見積書 (イメージサンプル) の変更	発行時期に合わせ た内容に変更
第2節 2.1		メッセージ構造の図への凡例の追加	わかりやすさの追 求
第2節 2.2.2	全体情報のデータ項目はタグ No.1001～1199 および 1301～ 1399	全体情報のデータ項目はタグ No.1001～ 1199、1301～1399 および 1600～1699	使用項目数追加に よる変更
第2節 2.2.6		マルチ明細項目 MW～MA3 を追加	マルチ項目数追加 による変更
第2節 2.3		設備機器見積依頼メッセージ／設備機器 見積回答メッセージの追加	メッセージ種類の 新規追加に伴う変 更
第2節 2.4		設備機器見積依頼メッセージ／設備機器 見積回答メッセージの追加	メッセージ種類の 新規追加に伴う変 更
第2節 2.4		データ項目の新規追加。 [1391] 技術データ用 URL [1392] 技術データ摘要 [1600] 今回控除・相殺金残高 [1601] 前回控除・相殺金残高 [1602] 今回支払金額内ファクタリング 金額計 [1603] 今回支払金額内現金金額内訳 [1604] 今回支払金額内現金金額金融機 関振込日内訳 [1605] 今回支払金額内現金金額摘要 [1606] 今回支払金額内手形金額内訳 [1607] 今回支払金額内手形支払日内訳 [1608] 今回支払金額内手形決済日内訳 [1609] 今回支払金額内手形金額摘要 [1610] 今回支払金額内期日一括払い金 額内訳 [1611] 今回支払金額内期日一括払い支 払日内訳 [1612] 今回支払金額内期日一括払い金 額摘要 [1613] 今回支払金額内ファクタリング	チェンジリクエス トに伴う変更

		<p>金額内訳</p> <p>[1614] 今回支払金額内ファクタリング 支払日内訳</p> <p>[1615] 今回支払金額内ファクタリング 決済日内訳</p> <p>[1616] 今回支払金額内ファクタリング 金額摘要</p> <p>[1620] 手形送付先担当部署名</p> <p>[1621] 手形送付先担当郵便番号</p> <p>[1622] 手形送付先担当住所</p> <p>[1623] 手形送付先担当電話番号</p> <p>[1624] 手形送付先担当 FAX 番号</p> <p>[1630] 支払通知内容問い合わせ先</p> <p>[1631] 支払通知記載事項摘要</p> <p>[1420] 明細別工事コード</p> <p>[1421] 明細別取引件名コード</p> <p>[1422] 明細別発注者管理番号</p> <p>[1423] 明細別工事場所・受渡し場所名 称</p> <p>[1424] 明細別工事場所・受渡し場所電 話番号</p> <p>[1425] 明細別支払区分</p> <p>[1426] 明細別 CI-NET 区分コード</p> <p>[1427] 請求出来高立替控除区分コード</p> <p>[1430] 明細別原価要素名</p> <p>[1431] 明細別原価要素コード</p> <p>[1432] 明細別原価科目名</p> <p>[1433] 明細別原価科目コード</p> <p>[1434] 明細別原価細目名</p> <p>[1435] 明細別原価細目コード</p>	
第2節 2.4		<p>以下のデータ項目の当該メッセージにお ける不使用への変更</p> <p>[1198] 契約変更識別コード： 鑑項目合意変更申込／鑑項目合 意変更申込／合意解除申込／合 意解除承諾／一方的解除通知</p> <p>[1181] 帳票名称：設備見積回答</p> <p>[1069] 受注者側見積・契約条件</p>	Ver.1.4 策定時の取 り決めによる
第2節 2.4		<p>以下のデータ項目の使用文字数の変更。</p> <p>[1015] 受注者代表者氏名</p> <p>[1026] 発注者代表者氏名</p>	チェンジリクエスト に伴う変更
第2節 2.4		<p>以下のデータ項目の当該メッセージにお ける使用項目への変更</p> <p>[1010] 参照帳票年月日：設備機器見積 回答</p> <p>[1139] 工期・納期指定：設備機器見積 依頼／設備機器見積回答</p> <p>[1141] 見積提出期限年月日：設備機器 見積依頼</p> <p>[1004] 消費税率：設備機器見積回答</p>	チェンジリクエスト に伴う変更

参考資料

		[1384] 発注者側専用使用欄：設備機器見積依頼／設備機器見積回答	
第2節 2.4		以下のデータ項目の当該メッセージにおける使用項目属性の変更 [1197] サブセット・バージョン： 設備機器見積依頼／設備機器見積回答	チェンジリクエストに伴う変更
第2節 3	標準データコード一覧表	CI-NET 標準データコード一覧表【CI-NET コード順】と CI-NET 標準データコード一覧表【コード順】の2種類に変更	わかりやすさの追求により、説明を簡潔にするとともに、インデックスの役割を明確化
第2節 3.1.3	情報区分コードリスト	設備機器見積依頼情報・メッセージ／設備機器見積回答情報・メッセージの追加	情報・メッセージ種類の新規追加に伴う変更
第2節 3.2.3	標準企業コードリスト	企業識別コードの管理・運用形態についての説明追加及び以下の団体について名称の変更、追加、削除 追加：(社) 日本ロジスティクスシステム協会 変更：(社) 電子情報技術産業協会 EC センター 削除：(財) 住宅産業情報サービス	当該団体の登録窓口としての追加、組織変更、解散等に伴う変更
第2節 3.4	建設業許可区分・登録コード	コードリストにおける許可行政庁に「(建設大臣)」の追加	省庁名変更前のデータ対応のため
第2節 3.11	課税分類コード	説明分における「消費税に係る」の文言追加	チェンジリクエストに伴う変更
第2節 3.13	請求完了区分コード	コードリストにおける「7:以後仕様停止」の追加	チェンジリクエストに伴う変更
第2節 3.14	出来高・請求・立替査定結果コード	コードリストにおける「30:受理」の追加	チェンジリクエストに伴う変更
第2節 3.16	明細コード	明細コードの採番方法における図の変更	わかりやすさ、見やすさの追求
第2節 3.27	メーカーコード	メーカーコードリストにおける説明の簡素化	実態に合わせて変更
第2節 3.31		明細別 CI-NET 区分コードの新規追加	新規データ項目追加に伴う説明追加
第2節 3.32		請求出来高立替控除区分コードの新規追加	新規データ項目追加に伴う説明追加
第3節 1.3	メッセージの処理	説明文の変更	わかりやすさの追求
第3節 1.6	明細コードの独立	タイトル、説明文の一部削除	わかりやすさの追求
第3節 2.1	1メッセージ(帳票) = 1取引	図の変更及び例示の変更	わかりやすさの追求
第3節 2.2	1メッセージ(帳票) = 複数取引	図の変更及び例示の変更	わかりやすさの追求
第3節 2.2	複数メッセージ(帳票) = 1取引	図の変更及び例示の変更	わかりやすさの追求

第3節 2.2	1 メッセージ=複数取引におけるキー項目	説明文の変更	わかりやすさの追求
	表 3.3.3-1 [1007] 帳票 No.、 [1009] 参照帳票 No.等の記載方法	表の削除	CI-NET LiteS 実装規約での規定に委ねることとする
第3節 4	変更・取消データの作成方法	表「変更・取消データの編集方法」の変更。	チェンジリクエストに伴う変更
第4章			
	4.1VAN を前提とした CI-NET 運用諸規則	内容全体を削除	VAN 利用がない実態に合わせ変更
	4.2CI-NET 運用ルール (VAN 版)	内容全体を削除	VAN 利用がない実態に合わせ変更
	4.3 CI-NET 運用ガイド (VAN 版)	内容全体を削除	VAN 利用がない実態に合わせ変更
	4.4VAN を前提とした CI-NET による電子データ交換 (EDI) に関するデータ交換協定書 (参考例)	内容全体を削除	VAN 利用がない実態に合わせ変更
第1節	4.5 電子メールを前提とした CI-NET 運用諸規則	CI-NET 運用諸規則 (VAN 版) 削除に伴う項番等の変更	VAN 利用がない実態に合わせ変更
第1節 2.1		電子メールを利用する場合の標準的な接続パターンについて、ASP を利用しての方法について説明追加	ASP 利用のケースに対応して変更
第2節	4.6CI-NET 運用ルール (電子メール版)	CI-NET 運用ルール (VAN 版) 削除に伴う項番等の変更	VAN 利用がない実態に合わせ変更
第2節 2.2		CII シンタックスルールについて、ASP に係る記述を追加、修正	ASP 利用のケースに対応して変更
第2節 4		責任分界について、ASP に係る記述を追加、修正	ASP 利用のケースに対応して変更
第3節	4.7 CI-NET 運用ガイド (電子メール版)	CI-NET 運用ガイド (VAN 版) 削除に伴う項番等の変更	VAN 利用がない実態に合わせ変更
第3節 2		データ保存期間について、一部関連法令を追加	実態に合わせ変更
第3節 3		費用負担について、説明を簡素化	わかりやすさの追求
第4節	4.8 電子メールを前提とした CI-NET による電子データ交換 (EDI) に関するデータ交換協定書 (参考例)	VAN を前提とした CI-NET による電子データ交換 (EDI) に関するデータ交換協定書 (参考例) 削除に伴う項番等の変更	VAN 利用がない実態に合わせ変更
		以下の各条について説明、留意点を追加。 第12条、第16条	チェンジリクエストに伴う変更
第5節	4.9 電子メールを前提とした CI-NET による電子データ交換 (EDI) に関する運用マニュアル (参考例)	CI-NET 運用諸規則等削除に伴う項番等の変更	編集上の対応
第5節	4.9 電子メールを前提とした CI-NET による電子データ交換 (EDI) に関する運用マニュアル (参考例)	電子メールを前提とした CI-NET による電子データ交換 (EDI) に関する運用マニュアル (参考例) において、以下の各項に設備機器見積依頼/設備機器見積回	メッセージ種類の新規追加に伴う変更

参考資料

		<p>答を追加</p> <p>(2) システムの適用範囲</p> <p>(3) 取引関係情報</p>	
参考資料			
参考資料 1	経営基盤整備支援センター 情報化評議会 (CI-NET) 入会 のご案内	頒布図書の割引を削除。	他の広報手段にて 対応
	参考資料 3 企業識別コード 登録申請書	企業識別コード登録申請書の削除	他の広報手段にて 対応
	参考資料 4 企業識別コード 発番数	企業識別コード発番数の削除	他の広報手段にて 対応
	参考資料 5 CI-NET メーカー コード専用 改善要求書	CI-NET メーカーコード専用 改善要求書 の削除	利用場面を想定で きないため削除
	参考資料 6 CI-NET ホームペ ージのご案内	参考資料 6 CI-NET ホームページのご案内 内の削除	他の広報手段にて 対応
	参考資料 7 平成 12 年度策 定・建設資機材コードリスト	参考資料 7 平成 12 年度策定・建設資機 材コードリストの削除	利用場面を想定で きないため削除
参考資料 6		参考資料 6 Ver.1.3 から Ver.1.4 への主な 変更点の追加	改訂履歴遡及のため

参考資料6:CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.3 からの主な変更点

項目	旧 (Ver.1.3)	新 (Ver.1.4)
1.4.4		標準企業コードを採用している業界団体として、(社)日本物流団体連合会 物流 EDI センターを追加
表 3.1.3-1		次のタグ番号の割り当てを追加 12001~12999 石油連盟 13001~13999 (社) 日本鉄鋼連盟 18001~18999 (社) 電子情報技術産業協会 28001~28999 小型コンピュータ業界 EDI 取引委員会 32001~32999 物流 EDI 推進委員会 47001~47009 (社) 電信電話工事協会 59001~59999 (社) 日本航空宇宙工業会
3.1.4		CI-NET LiteS での BPID 設定方法に関わる注意事項を追加
3.1.4.1		次の BPID を追加 (社) 日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会 (JDIY) 石油連盟 (PAJE) (社) 日本航空宇宙工業会 (SJAC) (社) 電信電話工事協会 (TFCA) 次の BPID を削除 ホームセンターシステム協会 (HOME)
3.1.4.3	Ver.1.3 では「13」をセットする	Ver.1.4 では「14」をセットする
3.2.1.2 3.2.2.3 表 3.2.3-2		以下の情報種類を追加 建築見積依頼情報 建築見積回答情報 設備見積依頼情報 設備見積回答情報 見積不採用通知情報 鑑項目合意変更申込情報 鑑項目合意変更承諾情報 合意解除申込情報 合意解除承諾情報 一方的解除通知情報 合意打切申込情報 合意打切承諾情報 一方的打切通知情報 出来高要請情報 立替金報告情報 立替金確認情報 以下の情報種類の名称を変更。 見積依頼情報 ⇒ 購買見積依頼情報 見積回答情報 ⇒ 購買見積回答情報
3.2.2.1	全体情報のデータ項目はタグ No.1001~1199	全体情報のデータ項目はタグ No.1001~1199 および 1301~1399
3.2.2.1	明細情報のデータ項目はタグ	明細情報のデータ項目はタグ No.1200~1299 および

参考資料

項目	旧 (Ver.1.3)	新 (Ver.1.4)
	No.1200～、No.1500～	1400～
3.2.2.2.2	全体情報のデータ項目はタグ No.1001～1199	全体情報のデータ項目はタグ No.1001～1199 および 1301～1399
3.2.2.2.2	明細情報のデータ項目はタグ No.1200～、No.1500～	明細情報のデータ項目はタグ No.1200～1299 および 1400～
3.2.2.2.4		「データ項目定義で小数桁数を指定されている場合、有効桁より左側にある『0』は省略できる」旨の注釈を追加
表 3.2.2-6		マルチ明細項目 MR～MV を追加。
3.2.2.9		新たな分類区分として「次期バージョン削除項目」を追加
3.2.2.4		CI-NET No.を振り直し
3.2.2.4		データ項目の新規追加 [1197] サブセット・バージョン [1198] 契約変更識別コード [1306] 変更工事コード [1300] 注文番号枝番 [1303] 注文番号 [1301] 参照帳票 No.2 [1304] 参照帳票 No.3 [1005] JV 工事フラグ [1003] その他の JV 構成企業名 [1372] 工種・科目コード [1371] 工事場所・受渡し場所所在地コード (JIS) [1302] 基本契約番号 [1312] 出来高査定方式識別コード [1004] 消費税率 [1199] 解除・打切理由 [1385] 追加契約金額計 [1311] 請求予定年月 [1313] 請求算定方式コード [1314] 請求完了区分コード [1315] 出来高・請求・立替確認コード [1316] 請求確認コード [1381] 検査完了予定日 [1382] 引渡予定日 [1321] 前回迄累積出来高金額計調整額 [1322] 調整後前回迄累積出来高金額計 [1323] 前回迄累積支払金額計 [1351] 税込前回迄累積出来高金額計調整額 [1352] 調整後税込前回迄累積出来高金額計 [1331] 今回迄累積出来高金額計調整額 [1332] 調整後今回迄累積出来高金額計 [1334] 今回迄累積請求金額計消費税額 [1341] 税込今回迄累積出来高金額計調整額 [1342] 調整後税込今回迄累積出来高金額計 [1335] 税込今回迄累積請求金額計 (調整前) [1343] 税込今回迄累積請求金額計調整額

項目	旧 (Ver.1.3)	新 (Ver.1.4)
		[1361] 今回請求金額計 (調整前) [1362] 今回請求金額計調整額 [1383] 受注者側専用使用欄 [1384] 発注者側専用使用欄 [1294] 階層レベル [1295] 階層内通し番号 [1401] 設計記号・機器記号 [1402] 明細別工種・科目コード [1403] 部位区分 [1405] C-CADEC 機器分類コード [1292] 定価 [1293] 単価掛率 [1404] 仕分け区分 [1413] 明細別変更コード [1400] 明細別注文番号枝番 [1298] 契約使用期間 [1299] 契約補助数量 [1296] 前回迄累積出来高明細別単価出来高率 [1297] 今回迄累積出来高明細別単価出来高率
3.2.2.4		以下のデータ項目を次期バージョン削除項目に指定。 [1198] 契約変更識別コード [1181] 帳票名称 [1069] 受注者側見積条件 [55] 自由使用欄
表 3.2.3-1		新規の標準データコード [1005] JV 工事フラグ [1371] 工事場所・受渡し場所所在地コード (JIS) [1312] 出来高査定方式識別コード [1314] 請求完了区分コード [1315] 出来高・請求・立替査定結果コード [1316] 請求確認コード [1294] 階層レベル [1295] 階層内通し番号 [1405] C-CADEC 機器分類コード [1413] 明細別変更コード
3.2.3.6		全文追加 (JV 工事フラグ)
3.2.3.7		全文追加 (工事場所・受渡し場所所在地コード (JIS))
3.2.3.9		全文追加 (出来高査定方式識別コード)
3.2.3.13		全文追加 (請求完了区分コード)
3.2.3.14		全文追加 (出来高・請求立替査定結果コード)
3.2.3.15		全文追加 (請求確認コード)
3.2.3.16	3.2.3.9.4 明細データ項目の追加	削除。 同様の機能は [1413] 明細別変更コードで表現する。
3.2.3.17		全文追加 (階層レベル)
3.2.3.18		全文追加 (階層内通し番号)
3.2.3.19		・E (エレメント) , B (別紙) , Q (代価) を拡張。
3.2.3.20		・仕様行を 01~49 に変更。 ・計行とコメント行を分離。

参考資料

項目	旧 (Ver.1.3)	新 (Ver.1.4)
3.2.3.25		全文追加 (C-CADEC 機器分類コード)
3.2.3.20		全文追加 (明細別変更コード)
表 3.3.3-1		全面改訂
4.0	VAN の利用を前提として記載し、インターネットの電子メールを利用する場合の注意事項を部分的に記載	VAN の利用を前提とした運用諸規則を 4.1～4.4 にとりまとめ、電子メールの利用を前提とした運用諸規則を 4.5～4.9 にとりまとめた
4.9		全文追加 (運用マニュアル参考例)

本資料を利用する場合あるいはソフト等を開発し販売を行う場合（製品の販売を目的とした開発）は、事前にご相談ください。

CI-NET標準ビジネスプロトコル Ver.1.7

2016年3月31日 発行

【禁無断転載】

発行 一般財団法人 建設業振興基金

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-2-12
虎ノ門 4 丁目MTビル2号館

tel. : 03-5473-4573

fax. : 03-5473-4580

e-mail : ci-net@fcip.jp

URL : <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/>

(Ver. 1.7) 20190930

CII シンタックスルール 1.11 および 1.51 (抜粋)

CII シンタックスルール 1.11 および 1.51

CII シンタックスルールについての解説

一般財団法人 建設業振興基金
経営基盤整備支援センター

CII シンタックスルールの現在の最新版は Ver.3.00 であるが、CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5 は、前バージョン (Ver.1.4) から引き続き CII シンタックスルール Ver.1.51 に準拠する。それは、既存の CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.4 および CII シンタックスルール Ver.1.51 ユーザーを考慮したためである。同ルール Ver.1.51 と、Ver.2.10・Ver.3.00 には、次表に示すような機能上の相違点がある。

表 33 CII シンタックスルール Ver.1.51 と Ver.2.10・Ver.3.00 の機能変更点

◎：基本仕様 ○：オプション △：不完全な仕様 無印：無

機 能	CII シンタックスルール		
	Ver.1.51	Ver.2.10	Ver.3.00
1byte データタグ	◎	◎	
3byte データタグ		◎	◎
BIT 属性データ		◎	◎
漢字 (JIS-X0212)		○	○
漢字 (JIS-X0221)		○	
シフト JIS 漢字		○	○
名無しマルチ明細	◎	◎	
拡張名付きマルチ明細		◎	◎
メッセージグループ・ヘッダー (2000 年対策)			◎
メッセージグループ・ヘッダー (メッセージグループ 特定機能)		◎	◎
メッセージグループ・ヘッダー (宛て先国コード 3 種)			◎
メッセージグループ・ヘッダー (発信元国コード 3 種)			◎
メッセージグループ・ヘッダー (拡張変換テーブルアクセス機能)			○
メッセージグループ・ヘッダー (チェック・サム機能)	◎		
短縮メッセージ・グループ構造		△	○
非構造化モード			◎
非透過モード	○		
TYPE E (EDIFACT モード)	○		
セキュリティ機能		△	○

CI-NET 標準ビジネスプロトコルに基づいた EDI 取引の当事者の中で、CII シンタックスルール Ver.1.51 対応のトランスレータのユーザーと、同シンタックスルール Ver.2.10 または Ver.3.00 対応のトランスレータのユーザーが混在する場合、次の点に留意が必要である。

(1) Ver.2.10 および Ver.3.00 ユーザーは、Ver.1.51 に準拠した EDI 取引を行うため、トランスレータの環境設定において、CII シンタックスルールのバージョン番号を「1.51」にセットしなければならない。(設定方法については各トランスレータのマニュアルを参照されたい。)

(2) トランスレータが Ver.2.10 または Ver.3.00 しかサポートしない等の理由により上記 (1) の設定ができない場合、EDI 取引の当事者は、表 1 の機能を利用しないことをあらかじめ合意しておく必要がある。

また、Ver.2.10 および Ver.3.00 ユーザーは、Ver.1.51 の電子データを受け取ってもワーニングとして処理を続行するようトランスレータを設定しなければならない。(設定方法については各トランスレータのマニュアルを参照されたい。)

CII シンタックスルール 1.11 および 1.51 (抜粋)

CII シンタックスルール 1.11 及び 1.51(抜粋)

本参考資料は、(財)日本情報処理開発協会 産業情報化推進センター(現在は同協会 電子商取引推進センター)の作成したものを産業情報化推進センターの了解を得て、(財)建設業振興基金 建設産業情報化推進センターが抜粋し、注釈を加筆し掲載したものである。当推進センターが加筆した注釈は、文中の [] 内である。

平成5年3月

(財)日本情報処理開発協会
産業情報化推進センター 作成

平成10年12月

(財)建設業振興基金
建設産業情報化推進センター 抜粋・加筆

CII シンタックスルール 1.11 および 1.51 (抜粋)

『CII シンタックスルール 1.11 及び 1.51』前文

1993.3.31

(産業情報化推進センター)

CII シンタックスルールは、我が国の EDI の標準化を促進するために、新たに開発された構文規則である。このシンタックスルールは、(社) 日本電子機械工業会で開発された EIAJ シンタックスルール (電子機器産業界の EIAJ 標準) を、他の業界にも適用できるように拡張したシンタックスルールで、EIAJ シンタックスルールに対して上方互換の機能設定になっている。また、今後予想される国際標準 UN/EDIFACT における ISO9735 の普及に対して、EDI ネットワーク上での共存が図れる機能も設定されている。

本仕様は実用仕様として公開した「CII シンタックスルール 1.10 (1992.8.28)」の改訂版で、『CII シンタックスルール 1.11』と『CII シンタックスルール 1.51』の 2 種類で構成されている。『CII シンタックスルール 1.11』は、同 1.10 に Y 属性を追加した規格であり、それ以外は同一である。『CII シンタックスルール 1.51』は同 1.11 にさらに設計画像データ伝送機能を追加した規格で、バージョン 1.51 がバージョン 1.11 を包括する形になっている。

バージョン 1.11 とバージョン 1.10 は、ほとんどの場合互換性をとることができ、通常は一緒に使うことができる。バージョン 1.51 についても、設計画像データ伝送機能を使う時には、専用のトランスレータが必要になるが、そうでなければ、バージョン 1.10 や 1.11 と一緒に使うことができる。

本仕様の管理は、今後とも当センターである (財) 日本情報処理開発協会 産業情報化推進センターで行う。また、著作権を含む工業所有権は当センターに帰属する。しかしながら、我が国の EDI の普及と標準化推進のため、当センターは本仕様の仕様を広く公開するとともに、無償での使用を認める。同時に、本仕様の一部を変更したような紛らわしいシンタックスルールの仕様は、標準化の乱れにつながる類似規格の発生を防止するため、排除の対象になることに注意されたい。

さらに、本仕様によってベンダーで開発されたトランスレータについては、CII シンタックスルール準拠表示を、製品に行うことを認める。但し、粗悪品等の発生があった場合、CII シンタックスルール準拠表示の中止を求めることがある。当センターでは、このような事態を防止するため、当センターの示す特別な手続きを実施したトランスレータに対して、『産業情報化推進センター推奨』表示を許可することとしている。

本仕様に関する問い合わせ先を、下記に示す。

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館内
一般財団法人日本情報経済社会推進協会 産業情報化推進センター
TEL 03-3432-9386 FAX 03-3432-9389

[前文および以降使われている「設計画像データ」は、CI-NET の「技術データ」と同様である。]

[CI-NET への適用に係わる問い合わせ先は、(一財) 建設業振興基金 経営基盤整備支援センターである。]

(Ver. 1.7) 20190930

目次

【CII シンタックスルールについての解説】	182
『CII シンタックスルール 1.11 及び 1.51』前文	187
I 概要	192
1.特徴	192
2.基本構造	193
2-1 TYPE12 (通常モード)	194
2-2 TYPE12 (分割モード)	195
2-3 TYPE-E	196
3.縮小モードと拡張モード	197
4.非透過モードオプション	198
5.文字コード	198
6.トランスレータ	199
6-1 トランスレータのアウトライン	199
6-2 モデル・トランスレータ	199
7.CII シンタックスルールによるシステムの構築	201
8.TYPE-E の応用	202
II 詳細	205
1.キャラクターセットと文字コード	205
1-1 キャラクターセット	205
1-2 文字コード	205
1-3 メッセージグループ・ヘッダーとメッセージグループ・ トレーラーのキャラクターセットと文字コード	206
2.CII シンタックスルールの詳細 (TYPE12)	207
2-1 定義	207
2-2 メッセージグループ・ヘッダー	214
2-3 メッセージ (可変長) の構造 (TYPE12)	218
2-4 メッセージの格納構造 (TYPE12 分割モード)	228
2-5 メッセージグループ・トレーラー	229
2-6 非透過モード時の文字コードの変換およびバイナリー データの補正【省略】	232

3.CII シンタックスルールの詳細 (TYPE-E) 【省略】	233
4.システム運用電文フォーマット.....	234
4-1 受信確認メッセージの確認 (TYPE12)	234
4-2 受信確認メッセージの構造 (TYPE-E) 【省略】	237
4-3 ゼロ件メッセージの構造	237
5.設計画像 EDI 用拡張仕様	238
5-1 メッセージ/設計画像データと交換の階層	239
5-2 設計画像データの基本構造	240
5-3 設計画像データの詳細構造	240
5-4 設計画像データの格納構造	244
5-5 設計画像 EDI 専用データタグ番号 【省略】	245
5-6 補足 (トランスレータにおける設計画像データ指示子の位置づけ)	245
III 附属資料 【省略】	248

CII シンタックスルール 1.11 および 1.51 (抜粋)

I 概 要

『CII シンタックスルールの概要』

I 概 要

1. 特徴

CII シンタックスルールは、我が国の EDI に適合するよう使用可能文字と使用通信システムを特に考慮した体系である。以下に主な特徴を述べる。

- ① 製造業界など、項目数の多いメッセージのコーディングに適した、可変長フォーマットの採用
- ② 英数字、カタカナ、ひらがな、漢字など、我が国の EDI で必要とする文字をサポート
- ③ 複雑な業務処理に対応できる多機能なメッセージ構造（繰返明細の 9 重のネスティングが可能）
- ④ 最小のメッセージ長を実現する効率的なメッセージ・コントロール構造（データタグ／制御タグ方式）
- ⑤ 我が国の EDI の標準化に十分な、最大 61439 種のデータ項目を使用できる。
- ⑥ 通常の EDI には十分な、最大 32767 文字（漢字の場合は、16383 文字）のデータ項目が取り扱える。
- ⑦ オプション機能の活用により、OSI 新手順（F 手順および M 手順）をはじめ、全銀手順、JCA 手順など、あらゆる通信システムに対応できる（図 0-1 参照）。
- ⑧ 将来普及が予想される ISO9735 との並行使用のためのオプションを最初から持っている。このオプションでは、ISO9735（UN/EDIFACT）に合致する伝送形態になり、一つのネットワーク上で両方のメッセージを取り扱うことが可能。
- ⑨ 現在の EIAJ シンタックスルールと互換性がある。シンタックスレベルで、上方互換になっている。
- ⑩ 以上の特徴を十分に発揮させるトランスレータのサポート（CII トランスレータは、様々なコンピュータに対して供給される）。

尚、ベンダーから実際に開発提供されるトランスレータでは、取り扱い可能な最大データ項目長などは、上記の値よりも小さい場合があるので、ユーザーが導入する際には、注意が必要である。詳細は、『トランスレータ導入ガイドライン（経営基盤整備支援センター編）』を参照されたい。

[建設産業界には、一般のトランスレータが予定している以上に長大なメッセージ（見積回答情報など）が存在するなど建設産業特有の事情がある。このため、トランスレータの導入に際しては、支援センターの機能確認試験結果を確認されたい。]

2. 基本構造

CII シンタックスルールは、ファイル伝送で実現する EDI のために設計されており、その基本形態は、TYPE12 と呼ばれる一つのメッセージグループ・ヘッダー、複数のメッセージ及び一つのメッセージグループ・トレーラーで構成されるファイルである (図 0-2 の上段を参照)。メッセージグループ・ヘッダー、メッセージ及びメッセージグループ・トレーラーは、それぞれ一つのレコードに収容される (一つのメッセージを一つのレコードに収容)。この構造を基本形式として、2つのバリエーションがある。一つは TYPE12 の分割モードと称する一つのメッセージを複数の固定長レコードに収容した形式 (図 0-2 の中段を参照) であり、もう一つは、TYPE-E と称する ISO9735 構造を応用した形である (図 0-2 の下段を参照)。以下、順に概要を述べる。

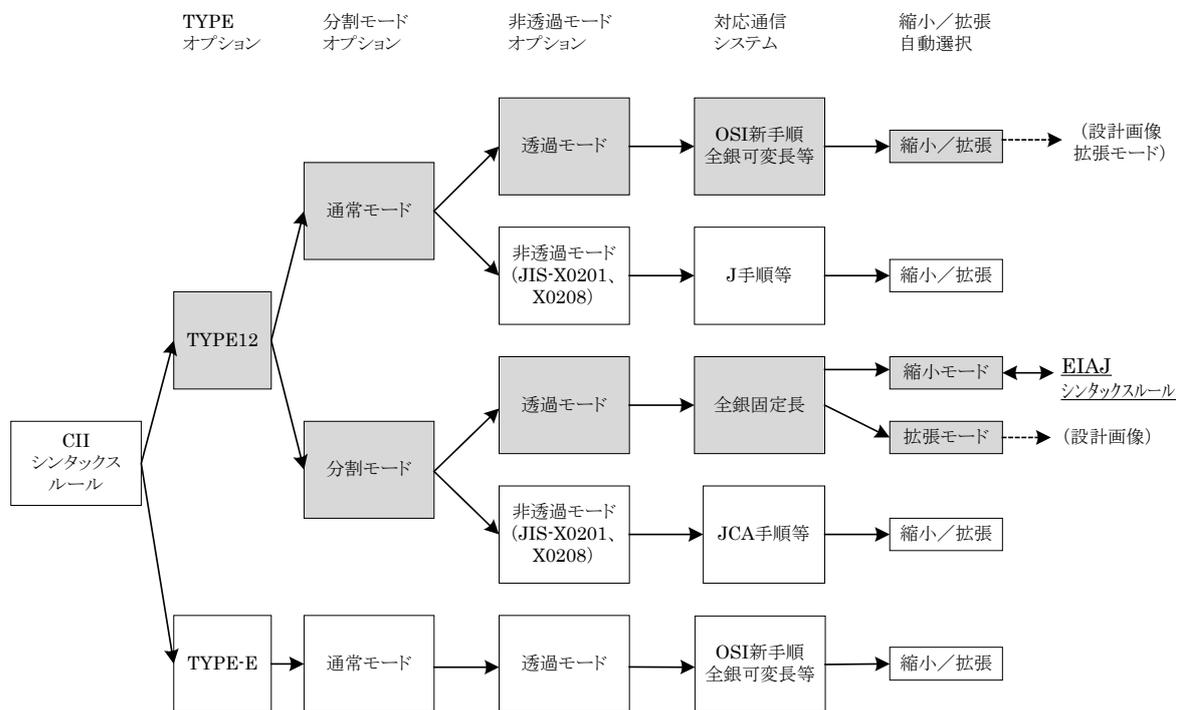


図 0-1 CII シンタックスルールのオプションと通信システムとの関係

注) 網かけ内が CII トランスレータの標準的サポート範囲

[CI-NET は、TYPE12 (透過モード、拡張モード) の上に構築されている。通信手順の種類および可変長 (通常モード) か固定長 (分割モード) については、事前に接続相手先と協議の上決定する。TYPE-E は、当面 CI-NET では対応しない。]

2.1. TYPE12(通常モード)

図 0-2 の上段の構造で、CII シンタックスルールの基本形である。その交換の階層は、図 0-3 で、示される。メッセージグループ・ヘッダーとメッセージグループ・トレーラーは、それぞれ一つの 251byte の固定長レコードに収容され、一つのメッセージが一つの可変長レコードに収容される。

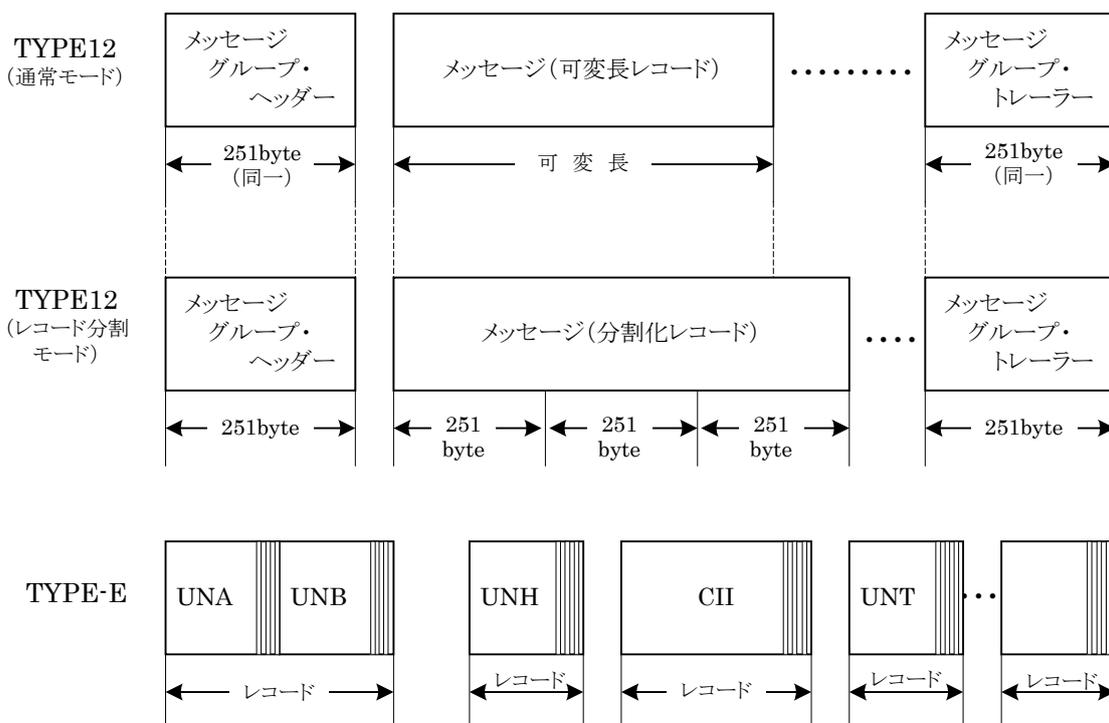


図 0-2 TYPE12 (基本形、分割モード) 及び TYPE-E の伝送形態

2.2. TYPE12(分割モード)

図0-2の中段の構造であり、基本形式(通常モード)と基本的には同一で、交換の階層も通常モードと同じく図0-3で表せられる。しかし可変長レコードが取り扱えない通信システムに適合するよう、一つのメッセージは複数の251byteの固定長レコードに收容される。このモードの縮小モード(後述)の時は、EIAJシンタックスルールと互換性(同一)がある。

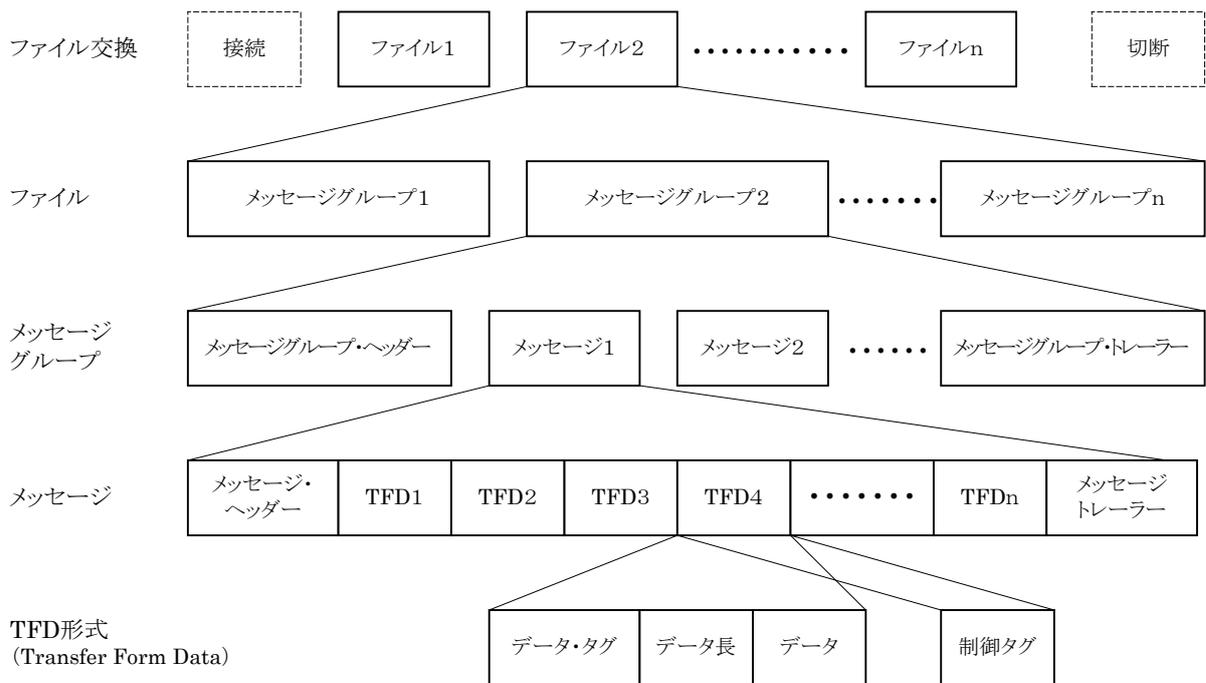


図0-3 交換の階層 (TYPE12)

[CI-NETは拡張モードのため、EIAJシンタックスルールとは互換性がない。]

2.3. TYPE-E

[当面 CI-NET では対応しない。]

図0-2の下段の構造である。基本形式のメッセージグループ・ヘッダーが、ISO9735のUNA及びUNBセグメントに置き換えられ、メッセージグループ・トレーラーが、UNZセグメントに置き換えられている。そして、メッセージは、メッセージ・ヘッダーがUNHセグメントに置き換えられ、メッセージ本体はセグメント・タグ(CII)がセットされる以外はTYPE12のメッセージがそのまま用いられ、UNTセグメントが追加される(図0-4参照)。このことにより、UN/EDIFACT電文(ISO9735でコーディングされている)と同一のネットワークでEDIを実施することができる。TYPE-Eの交換の階層は、ISO9735の交換の階層と同一である。UNAセグメントとUNBセグメントは一つの可変長レコードに格納され、他のセグメントは、一つのセグメントが一つの可変長レコードに格納される。

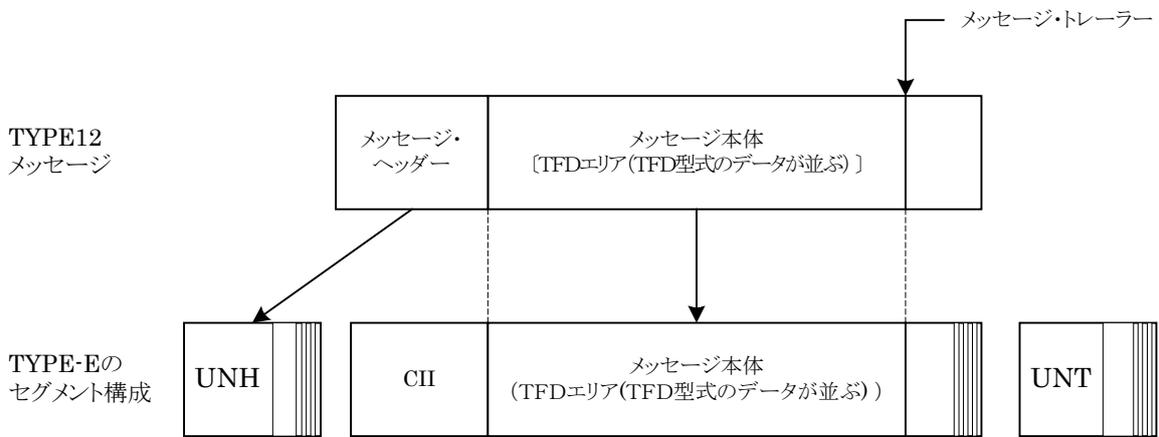


図0-4 TYPE12メッセージのセグメント化

3. 縮小モードと拡張モード

CII シンタックスルールでは、データエレメントは TFD (Transfer Form Data) 形式で、伝送される。TFD は、データエレメントに、データタグ及びデータ・レングスタグ (レングスタグ) が追加されたもので、図 0-5 のフォーマットである。一つのメッセージは、この TFD を必要数集めて構成され、例えば、1 通の注文書/請求書を表す。

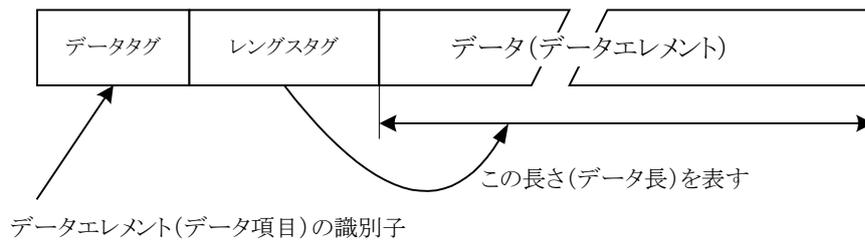


図 0-5 TFD の構造

『データタグ』とは、データエレメントの意味や属性を表す ID であり、その値は、標準メッセージ及びデータエレメント・ディレクトリー (データ項目一覧表) 上で、項目 No. (整理番号) として表現される。データタグには縮小形式 (239 種のデータエレメントを表示できる) と拡張形式 (61439 種のデータエレメントを表示できる) があり、CII シンタックスルールでは、メッセージ長を短縮するために最適な使い分けが行われる。この使い分けをコントロールする制御子を、拡張モード指示子と呼ぶ。

TFD エリア中の拡張モード指示子 (X'F0') の左側を縮小モード領域、右側を拡張モード領域という (図 0-6 参照)。縮小モード領域中の TFD には縮小モードのデータタグが使用され、拡張モード領域中の TFD には拡張モードのデータタグが使用される。TFD エリア中に拡張モード指示子がない時は、すべて縮小モード領域となり、TFD エリアは EIAJ シンタックスルールと同一になり、互換性の確保にも活用される。



図 0-6 縮小モードと拡張モード (メッセージ本体)

[CI-NET は拡張モードである。これらの処理はトランスレータが行うため、ユーザーは、意識する必要はない。]

4. 非透過モードオプション

[CI-NET では当面使用しない。]

このオプションは、J 手順等の非透過モードの通信回線を使用する時に用いる。CII シンタックスルールは、透過モードの通信回線用に設計されているため、非透過モードの通信回線を使用すると一部のデータが通信制御のキャラクターと衝突しデータが伝送できない。非透過モードオプションは通信制御キャラクターとの衝突を避けるための対策を追加するオプションである。但し、このオプションを設定するとデータ長が長くなる。したがって、透過モードの通信回線を用いる時は、このオプションを使用しない。

5. 文字コード

CII シンタックスルールでは、JIS-X0201 及び JIS-X0208 を標準の文字コードとする。特に、メッセージグループ・ヘッダーとメッセージグループ・トレーラーでは、英数字とブランク以外の文字の使用は禁止され、文字コードも JIS-X0201 の使用が義務づけられる。TYPE12 のメッセージについては、ローカル協定に基づくローカル文字の使用が可能であるが、推奨できない。JIS-X0208 (JIS 第1水準、第2水準漢字) は、メッセージ中の TFD のデータ部 (データエレメント) でのみ使用できる。

また、TYPE-E では、メッセージ (CII セグメント) も含めてすべてのセグメントについて、JIS-X0201、JIS-X0208 の文字コードを使用しなければならない。JIS-X0208 (JIS 第1水準、第2水準漢字) は、CII セグメント内でのみ使用できる。

6. トランスレータ

6.1. トランスレータのアウトライン

送信用のトランスレータは、オプションの設定で、TYPE12、TYPE-E のどのメッセージも作成することができる。また、次の条件の内のどれか1つ（拡張モード）を検出するまで、縮小モードでメッセージを作成する。

- ① 240 以上の値を持つデータ・タグの検出
- ② 明細番号付マルチ明細の検出

すなわち、縮小／拡張モードを自動的に設定する。一つのメッセージ中で以上の条件が成立しない時は、メッセージ全体が縮小モードで作成される。この時 EIAJ シンタックスルールと完全に互換性のあるメッセージになる（TYPE12 の時）。

受信用のトランスレータは、TYPE12 及び TYPE-E のメッセージに加えて EIAJ シンタックスルールのメッセージでも、すべて自動的に検出し、同一の変換テーブルを用いてメッセージの解釈を完全にできる。

また、トランスレータには文字コード変換機能が含まれ、漢字の JIS 第 1、第 2 水準をカバーする。文字コードの変換は、必要に応じてバイパスできるオプションが設けられる。

トランスレータに関しては、別途資料『トランスレータ導入ガイドライン』を参照されたい。

6.2. モデル・トランスレータ

トランスレータは、EDI システムにとって、最も重要な要素である。CII シンタックスルールの大きな特徴の一つは、トランスレータをあらかじめ考慮して設計されていることで、本シンタックスルールが期待するトランスレータの構造や機能があらかじめ決められている。この標準トランスレータを、『モデル・トランスレータ』と呼ぶ。

トランスレータの仕様を標準化する場合に、最も困難な事項は、一般的な API（アプリケーション・インタフェース）の標準化である。API は、ユーザーのコンピュータ・システムの構成や EDI システムの構成に応じて様々な形態があり、通常汎用的な仕様を定義することは難しい。そこで、業務処理システムとのデータの受渡しをすべてファイルで行い、トランスレータへの起動／停止などの指令（コマンド）を手動で与える、実質的に API のないトランスレータを設定する。このトランスレータは、いわば架空のトランスレータであり、単なる設計ガイドであるが、ユーザー環境に応じた機能を追加することで（API の変更等）、実用的なトランスレータになる。従って、モデル・トランスレータは、様々なベンダーが CII トランスレータを開発する時見本となるものである。

モデル・トランスレータを参考にしてベンダーがトランスレータを開発することで、異なるベンダーが開発したトランスレータの組み合わせでも問題なく EDI のデータ交換が可能になる。

CII シンタックスルール 1.11 および 1.51 (抜粋)

モデル・トランスレータは、コンピュータの機種によらず同一であるのが原則であるが、メインフレームに実装されるトランスレータとパーソナル・コンピュータ (パソコン) に実装されるトランスレータとが、同一の性能/機能を保持するというわけにはいかない。そこで、EDI 本来の目的であるデータ交換に問題が生じない範囲で、パソコン用トランスレータでは、機能の簡略化が行われる。

従って、モデル・トランスレータは4種存在する。すなわち、

- ① メインフレーム用モデル・トランスレータ
 - a. データ送信用
 - b. データ受信用
- ② パソコン用モデル・トランスレータ
 - a. データ送信用
 - b. データ受信用

である。図0-7は、メインフレーム用モデル・トランスレータ (送信用) の構成例である。

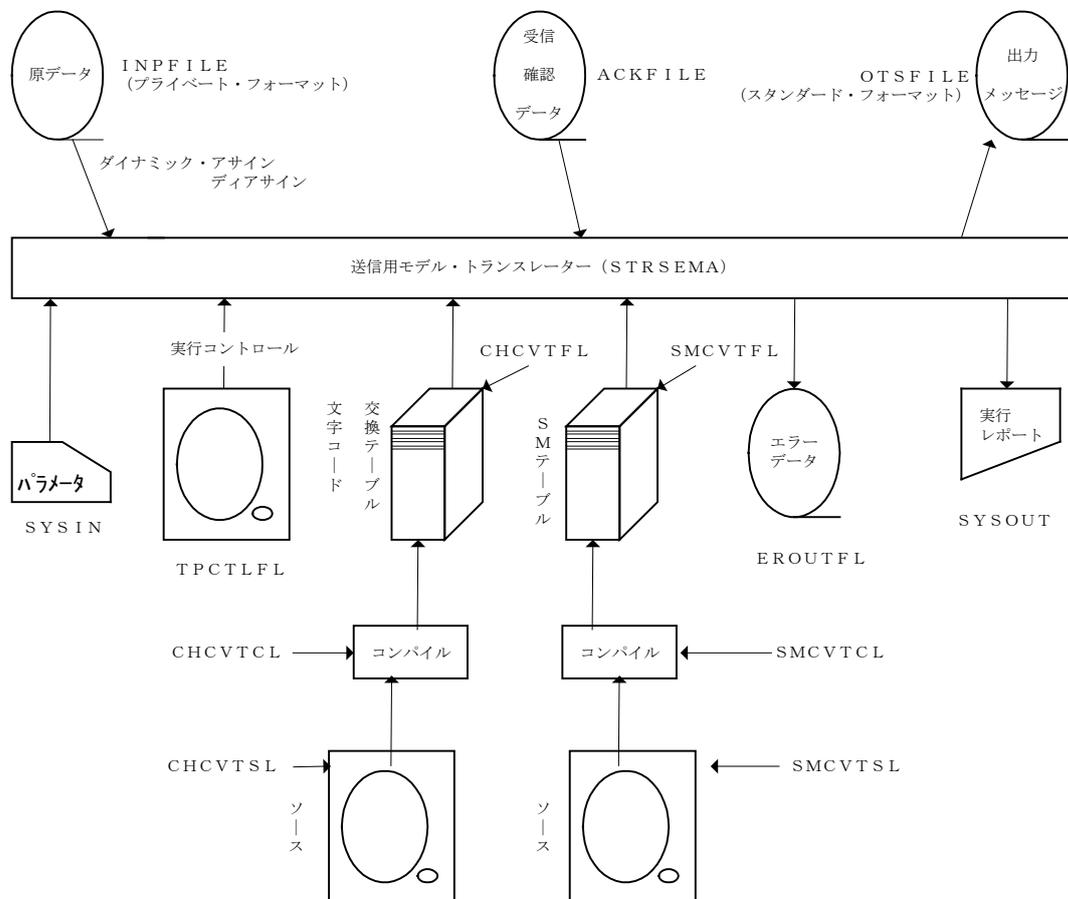


図0-7 送信用モデル・トランスレータの構成 (メインフレーム用)

7. CII シンタックスルールによるシステムの構築

CII シンタックスルールは、EIAJ シンタックスルールの上位互換の規格であるため、EIAJ 標準によるシステムとの共存を図るための特別な工夫は、通常、不要である。以下では、この状況について説明を行う。この説明のために、一つの仮定を行う。それは、EIAJ 標準メッセージには、当分の間、項目 No.240 以上の項目と、N、K属性のデータエレメントの導入が行われたいということである。もしこの仮定が成り立たない時は、EIAJ シンタックスルールそのものが CII シンタックスルールに改訂される時であるから、特別な工夫は、当然、不要になる。

図0-8の状況を設定する。EIAJ 標準を用いている業界（E 業界）の他にA、Bの2つの業界がある。E 業界は、早くから EIAJ 標準による業界内 EDI を実施している。A 業界が新たに E 業界と EDI を実施することになったが、そのための標準メッセージ（SM）は、項目 No.240 以上の項目と、N、K属性のデータエレメントは導入しないで作成された。E 業界側の企業は、既に使っている EIAJ トランスレータを使用することになったが、A 業界側の企業は、新規のシステムなので、CII トランスレータを使用することになった。

その後さらに、B 業界も新たに E 業界と EDI を実施することになったが、こちらの SM は、B 業界の強い要望もあり、K 属性（漢字）のデータエレメントを導入することになった。幸いなことに、B 業界と EDI を行う E 業界側の企業は比較的小数の大企業だったので、既に使用していた EIAJ トランスレータに加えて CII トランスレータを追加することにした。ごく一部の企業では、すべて CII トランスレータに変更した。B 業界は CII トランスレータを導入した。

このような EDI の進展が、さらに、A 業界と B 業界の EDI も構築させることになったが、両業界とも CII トランスレータを導入済みであり、スムーズに EDI が構築された。

以上の過程は、CII シンタックスルールの上位互換性が完全にカバーしており、ユーザー（各企業）は、シンタックスルールの違いに関する考慮は不要である。

尚、EIAJ トランスレータとの互換性等については、別途資料『トランスレータ導入ガイドライン』を参照されたい。

[CI-NET ユーザーが建設産業内で使用する限りは、EIAJ 標準との互換を意識する必要はない。]

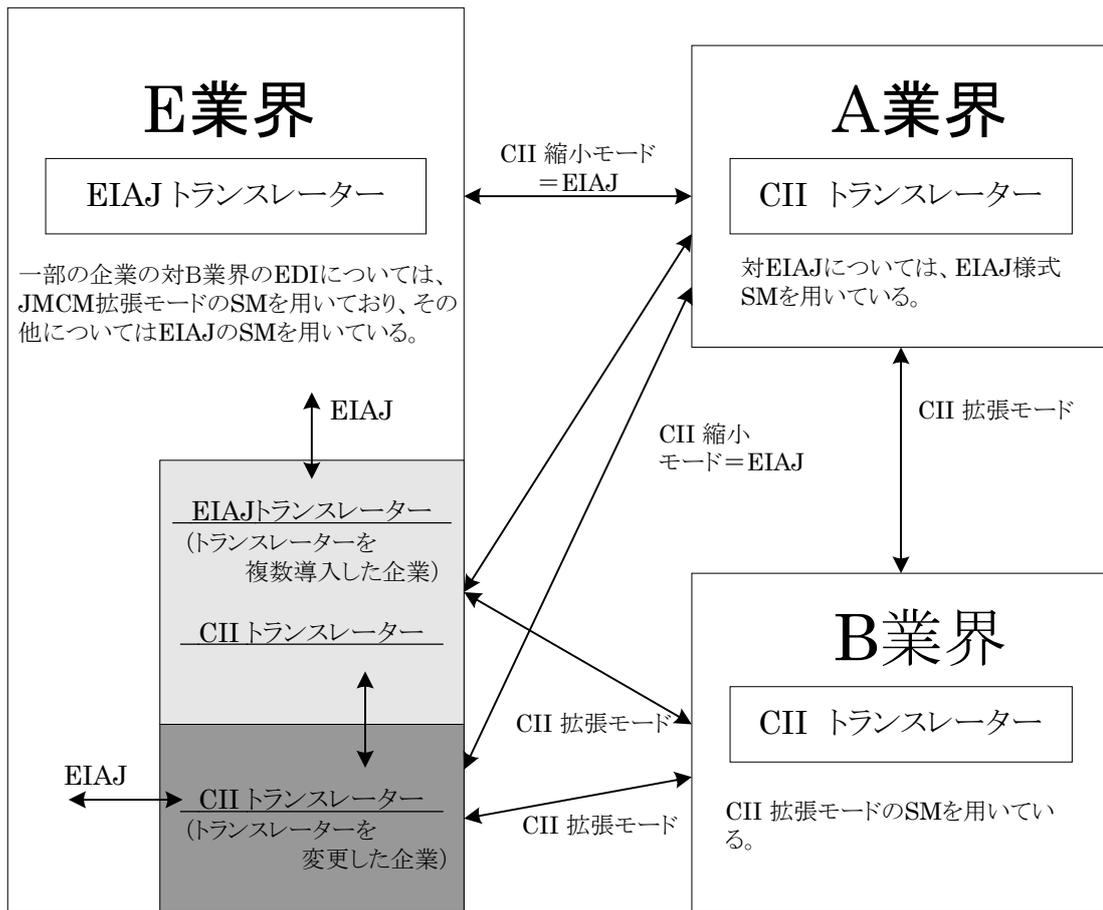


図0-8 E I A J シンタックスルール CII シンタックスルールの共存

8. TYPE-E の応用

[当面 CI-NET では対応しない。]

TYPE-E は、最近増加してきた UN/EDIFACT をサポートする EDI ネットワーク (海外に多い) を活用するための形式である。但し、TYPE-E は ISO9735 に準拠したメッセージではあるが UN/EDIFACT の標準メッセージ (UNSM) には準拠していない。TYPE-E から UN/EDIFACT のメッセージを生成するために、CII-UN/EDIFACT コンバーターが必要である。当分の間、現実の業務ではそのような必要性はないと考えられるが、もし必要であれば技術的に可能であり、UNSM の第 1 バージョンが確定し日本国内サブセット制定後に、CII (TYPE-E) -UN/EDIFACT コンバーターが開発されることになろう。但し、この日本国内サブセットは、漢字項目を始めとする多くのローカル規定が含まれた、通常の UNSM サブセットとはかなり異なるものとなることが予想される。

Ⅱ 詳 細

『CII シンタックスルールの詳細』

CII シンタックスルール 1.11 および 1.51 (抜粋)

Ⅱ 詳 細

1. キャラクターセットと文字コード

1.1. キャラクターセット

CII シンタックスルールでは、8bit 文字と 16bit 文字（漢字）が使用できる。表 1-1 は、CII シンタックスルールで使用可能な 8bit 文字の一覧表である。これ以外の文字は原則として使用できないが、ローカル協定にローカル文字の使用も不可能ではない。

16bit 文字は、別途資料『CII シンタックスルール漢字コード表』を参照のこと。

[CI-NET ではローカル文字（例えば外字）の使用は原則として不可。]

1.2. 文字コード

文字コードは、原則として JIS-X0201 (8bit 文字、表 1-1 にコードを示す) と JIS-X0208 (16bit 文字) を用いる。しかしながら、ローカル協定により、ローカルな文字コードを用いることも不可能ではない。

表 1-1 8bit 文字コード表

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	A	B	C	D	E	F
0																
1																
2	SP	!	"	#	\$	%	&	'	()	*	+	,	-	.	/	
3	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	:	;	<	=	>	?
4	@	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O
5	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	[¥]	^	_
6	'	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o
7	p	q	r	s	t	u	v	w	x	y	z	{		}	—	
8																
9																
A		。	「	」	、	・	ヲ	ア	イ	ウ	エ	オ	ヤ	ユ	ヨ	ツ
B	一	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ
C	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ
D	ミ	ム	メ	モ	ヤ	ユ	ヨ	ラ	リ	ル	レ	ロ	ワ	ン	ゝ	°
E																
F																

(注) コードは、Hex 表示、縦軸は、上位 4bit、横軸は、下位 4bit 網掛けの部分は使用禁止

1.3. メッセージグループ・ヘッダーとメッセージグループ・トレーラーのキャラクターセットと文字コード

メッセージグループ・ヘッダーとメッセージグループ・トレーラーでは、表 1-2 に示す 8bit 文字のみ使用可能で、かつ、文字コードは JIS-X0201 を用いなければならない。ローカル協定によるローカルコードの使用は許されない。

この処置は、オープンな EDI ネットワークにおいて、確実なデータ交換（行き先のコントロール）を行うために必要である。

表 1-2 メッセージグループ・ヘッダー及びメッセージグループ・トレーラーの文字コード表
(8bit 文字コード)

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	A	B	C	D	E	F
0																
1																
2	SP															
3	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9						
4	@	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O
5	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z					

(注) コードは、Hex 表示、縦軸は、上位 4bit、横軸は、下位 4bit
網掛けの部分は使用禁止

2. CII シンタックスルールの詳細(TYPE12)

以下の記述では、8bit を 1byte と記述し、X'1A'は、Hex 表示を表すものとする。又、誤解を避けるために、例えば、キャラクターCはC(=X'43')のようにHex表示を併用する。又、図示されたフォーマット中の値は、すべてHex表示とする。さらに、特に断らない限り、バイナリーとは、符号無2進数とする。

2.1. 定義

2.1.1. 固定長データエレメント

右側のブランクの省略を行わない、データ長が常に固定されている文字列データエレメントである。CII シンタックスルールでは、メッセージグループ・ヘッダー、メッセージグループ・トレーラー及びシステム運用電文のみで用いられ、使用可能な文字セットと文字コードは、表2-1で示される。

2.1.2. 可変長データエレメント

数値データの左側のゼロあるいは文字列データの右側のブランクの省略を行うデータエレメントである。このデータエレメントは、メッセージ内のTFDエリア中で、TFD形式データ構成要素として用いられる。以下の4種がある。

(1) 数値データエレメント (9 属性)

最大 30 桁以下の数字列で、『0』～『9』までの数字だけで構成される数値データエレメントである。後述するTFD形式では、有効桁より左側にある『0』を省略することができる。すなわち『00123』と『123』は同一の意味とする。小数点は暗示的に示され、小数点以下の桁は、整数部に有効桁がある時は省略できない。

例えば、小数点以下が 4 桁である場合、『00123 (=0.0123)』は『123』と同一の意味になるが、『10000』は『1』と同一の意味にはならない。本データエレメントでは 8bit 文字を用いる。

(2) 数値データエレメント (N 属性)

最大 30 桁以下の数字列で、『0』～『9』までの数字、正負符号(『+』及び『-』)及び小数点(『.』)で構成される数値データエレメントである。正負符号及び小数点は桁数に含めない。

正負符号は、常に数字列の先頭(左側)になければならない。『+』符号は省略することができる。正負符号と最も左側にある有効桁との間にある『0』を省略することができる。すなわち、『-00123』と『-123』は同一の意味とする。小数点は、『.』で明示される。小数点以下の桁については、最も右側にある有効桁よりもさらに右側にある『0』を省略することができる。従って、『12.2100』と『12.21』は同一の意味とする。小数点が省

CII シンタックスルール 1.11 および 1.51 (抜粋)

略された時は、整数となる。『.123』や『-.012』等の表現も許される。本データエレメントでは 8bit 文字を用いる。

尚、受信用トランスレータでは、空白とゼロを同等に扱うケースがあるが、これは、ローカルな拡張オプションである。

(3) 8bit 文字列 (X 属性)

最大 32767 文字の 8bit 文字で構成される文字列データエレメントである。後述する TFD 形式では、最も右側にある空白以外の文字よりもさらに右側にある空白を省略することができる。例えば、『△△ABC△△△△』と『△△ABC』は同一の意味である。

(4) 16bit 文字列 (K 属性)

最大 16383 文字 (32766byte) の 16bit 文字で構成される文字列データエレメントである。本文字列内に、8bit 文字を含めることはできない。本文字列では、最も右側にある空白 (16bit 文字の空白、以下同じ) 以外の文字よりもさらに右側にある空白を省略することができる。

例えば、『△△構文規則△△△』と『△△構文規則』は同一の意味である。

(5) 年月日 (6 桁または 8 桁の数字列 : Y 属性)

西暦年月日を表す数値である。本規格は、CII シンタックスルール 1.11 をサポートしているトランスレータで用いることが可能であるが、CII シンタックスルール 1.10 をサポートするトランスレータでも、Y 属性のかわりに 9 属性 (変換テーブル上での定義) を用いることで、西暦 1951~1999 までは、正常に動作する。2000 年以後は、CII シンタックスルール 1.11 をサポートしているトランスレータでなければ、誤動作する可能性が大きい。

① 6 桁表現と 8 桁表現がある。

② 6 桁表現は Y (6) と表記し、1951 年~2050 年までの年月日を表す最大 6 桁の YYMMDD 形式 8bit 数字列である (小数点記号や正負記号を含まない)。伝送時に左側のゼロを省略することができる。

③ 8 桁表現は Y (8) と表記し、0100 年~9999 年までの年月日を表す最大 8 桁の YYYYMMDD 形式 8bit 数字列である (小数点記号や正負記号を含まない)。伝送時に左側のゼロを省略することができる。

尚、0000 年~0050 年までは 2000 年~2050 年と解釈され、0051 年~0099 年までは 1951 年~1999 年と解釈される。すなわち、0025 年=2025 年とされ、0091 年=1991 年とされる。

④ 属性 Y (6) と Y (8) は、数字列であり、左側のゼロを省略することができる。すなわち、TFD 形式においては、Y (6) 属性のデータ Y (8) 属性のデータ共に、最大長がそれぞれ 6byte、8byte の可変長である。

⑤ Y (6) と Y (8) は、1951 年~2050 年までの間を表現する時は、完全に互換性があり、同一の形式として扱う事ができる。

(6) 補足 1

(Ver. 1.7) 20190930

標準メッセージ上では、(1) から (4) までのデータエレメントの属性と桁数の表示を、表 2-1 のように行う。

(7) 補足 2

数値データ内でのブランクは原則として使用禁止であるが、受信トランスレータでは、たとえ数値の途中に存在しても、エラー扱いにせず『0』と見なす。

表 2-1 CII シンタックスルールのデータエレメントの標準メッセージ上での表現方法

データ・タイプ			標準メッセージ、 データエレメント・ ディレクトリーでの表 現	データ例	備 考
文字データ	8bit 文字例 (JIS X0201)	X 属 性	X (n) n:最大長(byte 数)	例) X (8) の時 ABCDEFGH	長さは、byte 数で表 す。 EIAJ シンタックスル ールと同一である。
	16bit 文字例 (JIS X0208)	K 属 性	K (n) n:最大長(byte 数)	例) K (10) の時 産業と情報	長さは、byte 数で表 す。漢字文字数の 2 倍に なる。
数値データ	固定小数点 正 数 (JIS X0201)	9 属 性	9 (n) , 9 (n) V (m) n : 整数部の桁数 m : 小数部の桁数	例) 9 (5) の時 23456 例) 9 (3) V (2) の時 23456 (小数点は、4 と 5 の間)	9 (5) V (0) と 9 (5) は同一の意味である。 EIAJ シンタックスル ールと同一である。
	浮動小数点 数 (JIS X0201)	N 属 性	N (n) , N (n) V (m) n : 整数部の桁数 m : 小数部の桁数	例) N (5) の時 -23456 例) N (4) V (2) の時 -2345.6	N (5) V (0) と N (5) は同一の意味である。
	日 付 (JIS X0201)	Y 属 性	Y (n) n は 6 又は 8	例) Y (6) の時 YYMMDD タイプ 930331 例) Y (8) の時 YYYYMMDD タイプ 19930331	西暦日付である。

2.1.3. TFD 形式データ 1(データエレメント)

メッセージ内の可変長データエレメントは、TFD (Transfer Form Data) 形式で表現しなければならない。

データタグ (データ識別 ID)、データエレメント長 (データ長) 及び可変長データエレメントで TFD 形式データを構成する (図 2-1 参照)。

- ① データタグは、メッセージ内でのデータエレメントを識別する。通常、標準メッセージ及びデータエレメント・ディレクトリーの整理番号が用いられる。
- ② データエレメント長は、直後のデータエレメントの長さを byte 数で表す。
- ③ データエレメントには、2-1-1 で示した省略ルールが適用できる。

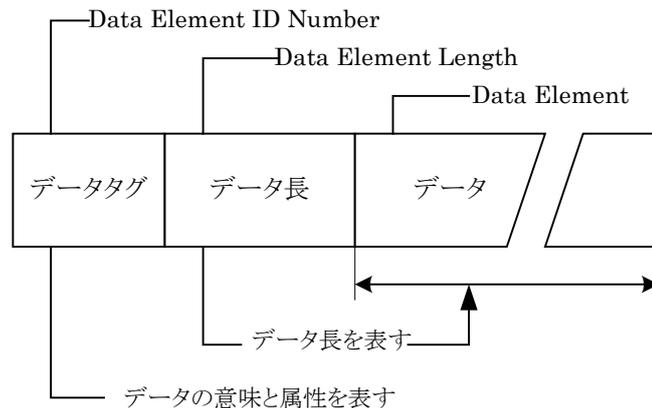


図 2-1 TFD 形式データ

(1) データタグ

データタグには、縮小モードと拡張モードがある。メッセージ内には、TFD 形式のデータを格納する TFD エリアがあり、TFD エリア内の拡張モード指示子の左側が縮小モード、右側が拡張モードになる。TFD エリア内の拡張モード指示子がない時は、TFD エリア全体が縮小モードとなる (図 2-2 を参照)。縮小モードでは、データタグは 1byte の符号無バイナリーの数値となり、1~239 の範囲の数値でデータエレメントの識別子を表す。拡張モードでは、データタグは 2byte の符号無バイナリーの数値となり、1~61439 の範囲の数値でデータエレメントの識別子を表す。この数値 (データタグの値) には、通常、標準メッセージやデータエレメント・ディレクトリーの整理番号 (項目 No.) を用いる。

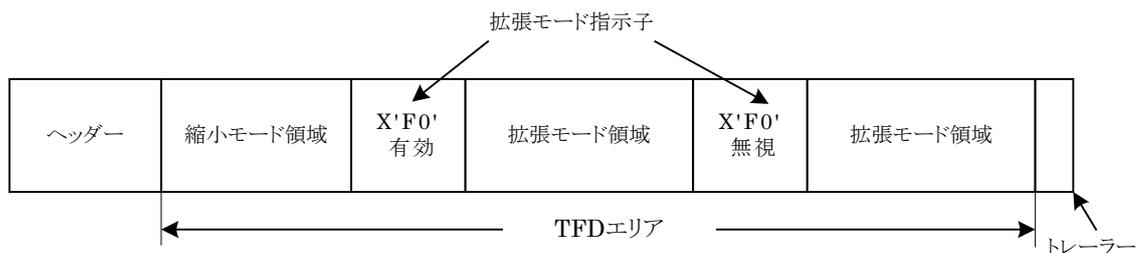


図 2-2 メッセージ内の TFD エリアにおける拡張モード指示子の機能

(2) データ長 (データエレメント長)

データ長は、直後のデータエレメントのデータ長を byte 数で表す。1~239byte までのデータエレメントの長さは、1byte の符号無バイナリー数値で表す。240~32767byte までのデータエレメントの長さは、データ長拡張子と 2byte の符号無バイナリー数値を用いて表す(図 2-3 を参照)

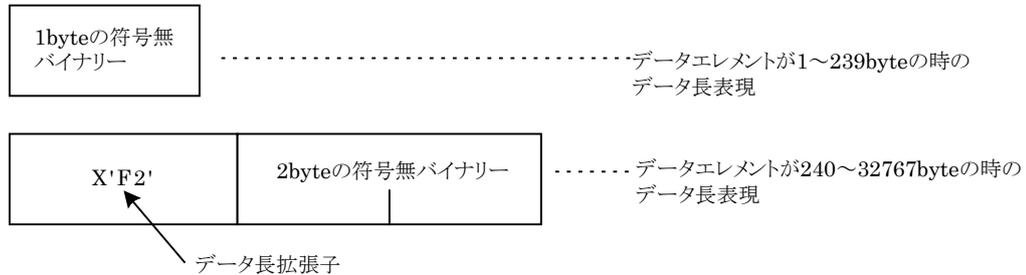
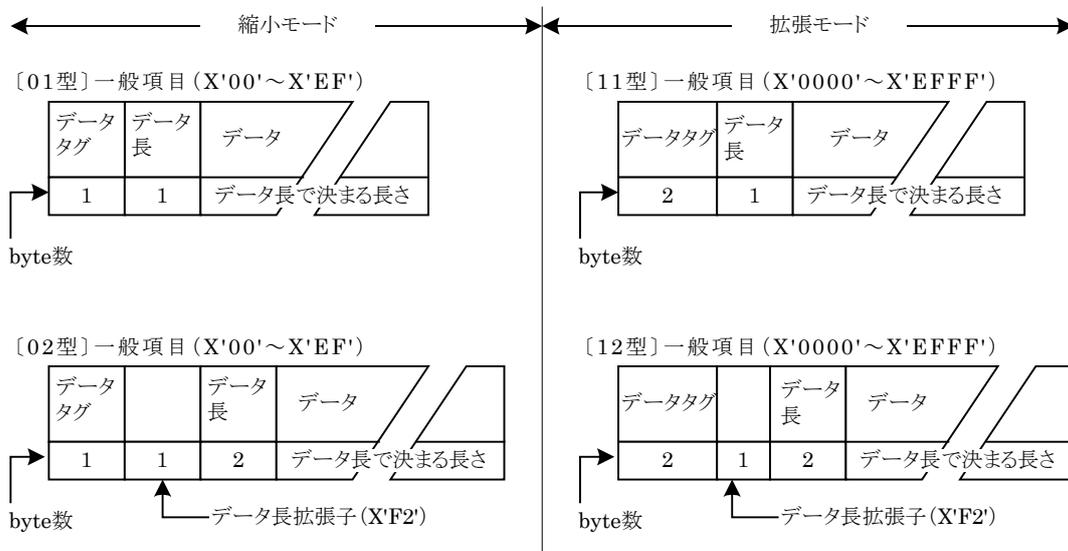


図2-3 データ長(データエレメント長)の形式

(3) TFD 形式データ 1 のまとめ

TFD 形式データ 1 は、データタグが縮小モードと拡張モードの 2 種類あり、データ長も通常形式と拡張形式の 2 種類があるので、両者を組み合わせることにより、合計 4 種類ある。

- ①縮小モードデータタグ+通常形式データ長... (01 型 TFD である (図 2-4 の 01 型))
- ②縮小モードデータタグ+拡張形式データ長... (02 型 TFD である (図 2-4 の 02 型))
- ③拡張モードデータタグ+通常形式データ長... (11 型 TFD である (図 2-4 の 11 型))
- ④拡張モードデータタグ+拡張形式データ長... (12 型 TFD である (図 2-4 の 12 型))



注) () 内は、データタグ (項目 No.) の値の範囲を示す。

図 2-4 TFD 型式データ 1 の構造

2.1.4. TFD 形式データ2(TFD 制御子)

TFD 制御子は、メッセージの TFD エリア内の各種モードをコントロールする。制御子は、常に 1 byte の符号無バイナリーの数値（データタグ：制御タグとも言う）で構成され、制御データを持つ場合と持たない場合がある。例えば、拡張モードにおけるマルチ明細ヘッダーは、制御データとして 1 byte の明細番号を持つ（図 2-5 及び 2-3-5 を参照）。



図 2-5 マルチ明細ヘッダーの構造（拡張モード）

2.1.5. TFD エリア

一つ又は複数の TFD 形式データ 1（データエレメント）と一つ又は複数の TFD 形式データ 2（TFD 制御子）で、TFD エリアを構成する。TFD エリアは可変長データエレメントの集合体である。

TFD エリアの最後部（TFD エリアの終わり）には、TFD-END 指示制御子『X'FE'』を置かなければならない。TFD 制御子『X'FE'』は、メッセージ・トレーラーを兼ねる。

2.1.6. メッセージ

一つのメッセージ・ヘッダー、一つの TFD エリア及びメッセージ・トレーラーでメッセージを構成する。メッセージ・ヘッダーは、常にメッセージの先頭に置き、次いで、TFD エリアを置かなければならない。メッセージ・トレーラーはメッセージの最後部に置かれ、TFD エリアの最後部に置かれる TFD 制御子『X'FE'』で代用される（兼用される）。

2.1.7. メッセージグループ・ヘッダー

メッセージグループ・ヘッダーは、固定長データエレメントで構成される全長 251byte の固定フォーマットの文字列である。

2.1.8. メッセージグループ・トレーラー

メッセージグループ・トレーラーは、固定長データエレメントで構成される全長 251byte の固定フォーマットの文字列である。

2.1.9. メッセージグループ

一つのメッセージグループ・ヘッダー、一つ又は複数のメッセージ及び一つのメッセージグループ・トレーラーで、メッセージグループを構成する。メッセージグループ・ヘッダーは、常に、メッセージグループの先頭に置き、次いでメッセージを置き、最後部にメッセージグループ・トレーラーを置かなければならない。

2.1.10. 交換

一つ又は複数のメッセージグループで、一つの交換を構成する。一つの交換とは、一回の通信システム上の接続に相当し、一つの交換に含まれるすべてのメッセージグループは、その交換では、通信システム上の一つの発信地から一つの着信地に送信される。

2.1.11. レコードとファイル

コンピュータ・システムにおける補助記憶装置の論理的管理単位をファイルと呼び、個々のファイル内の論理的かつ機械的分割単位をレコードと呼ぶ。

但し、ここで言うレコードは、一般的なコンピュータのOSにおけるレコードの概念とは、必ずしも一致しない。OSによっては、レコードが存在しないこともある。

CII シンタックスルールでは、ファイル内の論理的分割単位をレコードとしており、コンピュータのOSにおけるレコードの概念と一致する場合もある。しかしながら、一致しない場合でも、処理上の問題点があるわけではなく、OSにおけるレコードとは切り離したプロセスを構築することが可能である。

2.1.12. 格納構造

メッセージグループのファイル/レコードへの格納方法を、格納構造と呼ぶ。

(1) 交換単位の格納構造

一つの交換は、一つのファイルに格納する。

(2) メッセージグループの格納構造

一つのメッセージグループを一つのファイルに格納してもよいし、複数のメッセージグループを一つのファイルに格納してもよい。しかし、一つのメッセージグループを複数のファイルに格納してはいけない。

(3) メッセージグループ・ヘッダーとメッセージグループ・トレーラーの格納構造

一つのメッセージグループ・ヘッダー及び一つのメッセージグループ・トレーラーは、それぞれ一つの 251byte のレコードに格納しなければならない。

(4) メッセージの格納構造

一つのメッセージは、一つの変長レコードに格納するか、一つ又は複数の 251byte の固定長レコードに格納しなければならない。前者を通常モード、後者を分割モードと呼ぶ。分割モードにおいて、メッセージの長さとレコードの長さが合わない時レコード上の余りの部分は、空白で満たさなければならない。

2.2. メッセージグループ・ヘッダー

[メッセージグループ・ヘッダーに設定された内容に従って、実際にデータが伝送される。CI-NET で設定を規定している内容もあるので、「第4章 第2節 2 CII シンタクスルール」も参照のこと。]

メッセージグループ・ヘッダーは、TYPE12 で用いられるヘッダーで、図2-6の251byte長の固定フォーマットである。メッセージグループ・ヘッダーは、1-3項で示すキャラクターセットと文字コードで表現しなければならない。

一つのメッセージグループ・ヘッダーは、一つの251byteのレコードに格納しなければならない。

TYPE 12 (251byte)

分割区分	レコード区分	運用モード	発信センターコード		発信者コード	受信センターコード		受信者コード	BPID			リザーブ	情報区分	第1トータル項目No.		フォーマットID	リザーブ
			所属VANコード'	発信センターコード'		所属VANコード'	発信センターコード'		機関	サブ機関	版			1	2		
1	1	1	12	12	12	12	12	12	4	2	2	12	4	3		2	10

↑ byte数

(メッセージグループ・ヘッダーの続き)

作成日付時刻	リザーブ	シンタクスIDバージョン	拡張モード	分割モード	文字コード		非透過	第2トータル項目No.		リザーブ
					8	16		1	2	
12	12	6	1	1	1	1	1	5	5	89

↑ byte数

(EIAJシンタクスルールでは、定義されていない部分)

図2-6 メッセージグループ・ヘッダーのフォーマット

- ① 分割区分 (文字 1 byte : 0 (=X'30'))
TYPE12 のヘッダーかトレーラーであることを示す。
- ② レコード区分 (文字 1 byte : C (=X'43'))
TYPE12 のメッセージグループ・ヘッダーであることを示す。
- ③ 運用モード (文字 1 byte)
1 (=X'31') の時テスト・データを表す。0 (=X'30') または△ (=X'20') の時通常のデータを表す。
- ④ 発信センターコード (キャラクターセットと文字コードは、表1-2を参照)
 - a. 所属 VAN コード (文字 12byte)

- b. 発信センターコード (文字 12byte)
- ⑤ 発信者コード (文字 12byte)
 キャラクターセットと文字コードは、表 1-2 を参照。
- ⑥ 受信センターコード (キャラクターセットと文字コードは、表 1-2 を参照)
 - a. 所属VANコード (文字 12byte)
 - b. 受信センターコード (文字 12byte)
- ⑦ 受信者コード (文字 12byte)
 キャラクターセットと文字コードは、表 1-2 を参照。
- ⑧ BPID (キャラクターセットと文字コードは、表 1-2 を参照)
 [CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5 を使用する場合は CINT0115 とする。]
 - a. 機 関 (文字 4 byte)
 ユニークな、標準メッセージを管理する機関を表すコード
 - b. サブ機関 (文字 2 byte)
 大分類管理コード (標準メッセージ管理機関が管理するコード)
 - c. 版 (文字 2 byte)
 バージョン番号 (標準メッセージ管理機関が管理するコード)
- ⑨ リザーブ (文字 12byte)
 将来の拡張エリア (all ブランク (=X'20'))
- ⑩ 情報区分コード (文字 4byte)
 情報の種類を表す。キャラクターセットと文字コードは、表 1-2 を参照。
 [標準ビジネスプロトコル Ver.1.5 を使用する場合は、「第 3 章 第 2 節 3.1.3 情報区分コードリスト」を参照。]
- ⑪ 第 1 トータル項目ナンバー (文字 3 byte×2)
 後述⑦の『拡張モード』に縮小がセットされている時ハッシュ・トータルに使う項目を指定する。項目 No. (データ・タグ値) が 239 以下の 9 属性または N 属性の項目を指定する。2 つの項目を指定できる。ブランクを指定すると、ハッシュ・トータルを行わない。キャラクターセットと文字コードは、表 1-2 を参照。
- ⑫ フォーマット ID (文字 2 byte)
 EIAJ シンタックスルールとの互換を保つため、以下の値とする。
 - a. TYPE12 通常モード (非分割モード)10 (=X'3130')
 - b. TYPE12 分割モード.....11 (=X'3131')
 - c. TYPE12 受信確認電文.....20 (=X'3230')
 尚、透過/非透過モードの区別は本コードの値に影響しない。分割モードについては⑩を参照
- ⑬ リザーブ (文字 10byte)
 将来の拡張エリア (all ブランク (=X'20'))
- ⑭ 作成日付時刻 (文字 12byte)

CII シンタックスルール 1.11 および 1.51 (抜粋)

メッセージグループの作成日付時刻 YYMMDDHHMMSS。文字コードは、表 1-2 を参照。

⑮ リザーブ (文字 12byte)

将来の拡張エリア (all ブランク (=X'20'))

⑯ シンタックス ID バージョン番号 (文字 6 byte)

シンタックスルール管理機関およびリリース・バージョン番号を表す。キャラクターセットと文字コードは、表 1-2 を参照。

⑰ 拡張モード (文字 1 byte)

[CI-NET は拡張モードである。]

ブランク (=X'20') または S (=X'53') の時、縮小モード (EIAJ シンタックスルール互換モード) を表し、E (=X'45') の時、拡張モードを表す。文字コードは、表 1-2 を参照。

このエリアが縮小にセットされている時はメッセージが縮小モード (EIAJ シンタックスルール互換モード) であることを示し、拡張にセットされている時は、メッセージが縮小モードか拡張モードのどちらかであることを示す。

通常、EIAJ シンタックスルール互換モード (縮小モード) とする時はブランク (=X'20') とし、それ以外の時は E (=X'45') とする。

⑱ 分割モード (文字 1 byte)

ブランク (=X'20') または M (=X'4D') の時、分割モードを表し、S (=X'53') の時、通常モード (レコード分割無し) を表す。文字コードは、表 1-2 を参照。

通常、EIAJ シンタックスルール互換モード (分割モード) とする時はブランク (=X'20') とし、非分割モードにする時は S (=X'53') とする。

⑲ 文字コード

メッセージをコーディングしている文字コードの種類を表す。文字コードは、表 1-2 を参照。

a. 8 bit 系 (文字 1 byte)

ブランク (=X'20') または S (=X'53') の時 8 bit 系文字が JIS-X0201 であり、P (=X'50') の時それ以外を表す。

b. 16bit 系 (文字 1 byte)

ブランク (=X'20') または S (=X'53') の時 16bit 系文字が JIS-X0208 であり、P (=X'50') の時それ以外を表す。

尚、EIAJ シンタックスルールではこのエリアは定義されていないので、いかなる値を設定しても、通常の EIAJ トランスレータに対して効果を持たないが、JIS-X0201、JIS-X0208 を指定する時にはブランク (=X'20') を用いる方が望ましい。

⑳ 非透過モード (文字 1 byte)

ブランク (=X'20') または S (=X'53') の時、透過モードを表し、M (=X'4D') の時、非透過モードを表す。文字コードは、表 1-2 を参照。非透過モードについては、図 2-6 を参照。

尚、EIAJ シンタックスルール互換モード (透過モード) とする時は、ブランク (=X'20') にする必要がある。

⑳ 第2 トータル項目ナンバー (文字 5 byte×2)

[CI-NET では第2 トータル項目ナンバーは空白とする。これは主に以下の理由による。

- ・この機能は従来、CI-NET ユーザーに全く利用されていない。
- ・この機能は、CII シンタックスルール Ver.2.10 以降では廃止されている。このため、Ver.2.10 以上に対応した市販トランスレータの多くでは、この機能を備えていない。]

⑰の『拡張モード』に拡張がセットされている時、ハッシュ・トータルに使う項目を指定する。9 属性またはN属性の項目を指定する。2つの項目を指定できる。空白を指定すると、ハッシュ・トータルを行わない。また、⑪の第1 トータル項目ナンバーは指定があっても、無視する。文字コードは、表 1-2 を参照。

尚、⑰の『拡張モード』に縮小がセットされている時は、このエリアを空白にしなければならない。

㉑ リザーブ (文字 89byte)

将来の拡張エリア (all 空白 (=X'20'))

2.3. メッセージ(可変長)の構造(TYPE12)

一つのメッセージは、メッセージ・ヘッダー、TFD エリア、メッセージ・トレーラーで構成され、一つのトランザクション、例えば1通の発注書に相当する。又、通常モードでは、一つのメッセージは一つの変長レコードに格納し、分割モードでは、250byte (分割識別子を除く) ずつ単純に分解して、これに分割識別子を付加した 251byte の固定長レコード (250byte 未満の時は空白を右側に追加して 250byte の 1レコードにする) に格納する。レコードへの格納方法を除けば、通常モードと分割モードは同一の構造である。以下では、通常モードのメッセージの構造を説明する。

2.3.1. メッセージの全体構造

図 2-7 の構造である。TFD エリア (Transfer Form Data Area) は可変長であり、この中に TFD 形式のデータが収容される。TFD 型式データの構造は、2-1-3 及び 2-1-4 を参照。

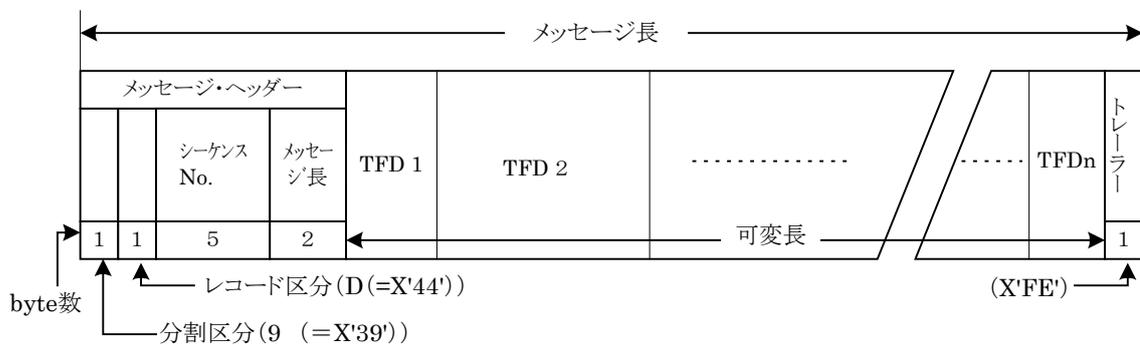


図 2-7 メッセージの全体構造

2.3.2. メッセージ・ヘッダーの詳細

- ① 分割区分 (9 (=X'39'))
メッセージを収容したレコードの分割識別子
- ② レコード区分 (D (=X'44'))
メッセージを収容したレコードであることを表す。
- ③ シークス No. (数値 5 桁アンパック型式)
メッセージを収容したレコードの昇順の 5 桁のシークス番号である。メッセージグループ・ヘッダー・レコード直後のレコードの値は 1 で、以後 1 ずつ増加する。文字コードは表 2-1 を参照。
- ④ メッセージ長 (数値 2 byte バイナリー型式)
メッセージを収容したレコードの先頭から、トレーラーの手前までの全長を表す。トレーラーはこの長さに含まれないことに注意する。
メッセージグループ・ヘッダーで透過モードが設定されている時は、数値の最大値は、32767

である。これより長いメッセージの時は、このエリアの値を 32896 (X'8080') とし、『2-3-5』で示すメッセージ長指示子によって、メッセージ長を表す。メッセージ長指示子を用いる場合は、メッセージ長指示子は、図 2-7 の TFD1 の位置におかなければならない。

メッセージグループ・ヘッダーで非透過モードが設定されている時は、このエリアの値を 32896 (X'8080') とし、『2-3-5』で示すメッセージ長指示子によって、メッセージ長を表す。メッセージ長指示子を用いる場合は、メッセージ長指示子は、図 2-7 の TFD1 の位置におかなければならない。

2.3.3. TFD エリア(Transfer Form Data Area)の詳細

TFD エリアは、TFD 形式データ 1 (2-1-3 参照) 及び TFD 形式データ 2 (2-1-4 参照) で構成する。

TFD エリアは常に縮小モードに始まり、拡張モード指示子が出現した時点で拡張モードに切り換える。この拡張モードは、同一メッセージグループ内の次のメッセージの TFD エリアに影響しない。拡張モードで終わったメッセージの次のメッセージの TFD エリアは、再び縮小モードで始まる。

拡張モード指示子が TFD エリアにない時は、TFD エリア全体が縮小モードであり、さらに、メッセージグループ内のすべてのメッセージの TFD エリア全体が縮小モードの時メッセージグループ・ヘッダーの『拡張モード』が『S』になる。メッセージグループ内にひとつでも拡張モードのメッセージが存在する場合は、メッセージグループ・ヘッダーの『拡張モード』は『E』にしなければならない。通常の CII トランスレータ (送信用) では、『拡張モード』の初期値を『S』とし、拡張モードのメッセージを作成した時点で、『拡張モード』を『E』に変更する。

TFD 形式データは、常にタグ (データタグ又は制御タグ) で始まる。縮小モードの時、データタグは 1 byte のバイナリー数値であり、拡張モードの時、データタグは 2 byte のバイナリー数値である。制御タグは、縮小/拡張モードによらず常に 1 byte のバイナリーの数値である。データタグか制御タグかは、タグの最初の 1 byte の値によって決定される。この 1 byte の値が 240 (X'F0') より小さい時データタグであり、240 (X'F0') 以上の時制御タグである。

制御タグは、TFD エリアのモードや繰り返し構造のコントロールを行う。そこで TFD 制御子とも呼ぶ。すなわち、データタグや制御タグ (TFD 制御子) は、CII シンタックスルールの最も重要な要素であり、このため、CII シンタックスルールはタグ方式と呼ぶ。

TFD エリアを参照する時は、必ずエリアの先頭 (左端) から参照しなければならない。エリア左端には、必ず、データタグか制御タグが存在する。

2.3.4. TFD の省略

一つのメッセージに含めなければならない TFD (データ項目) は、標準メッセージによって規定される。しかしながら、実際の業務で必要とする TFD (データ項目) が、標準メッセージによって規定される TFD (データ項目) よりも少ないことがある。このような時、不要な TFD (データ項目) を省略することができる。TFD 形式データ 1 (一般データ項目) の省略について

は何らの制限もない。さらに、数値がゼロの数値 TFD や内容が all ブランクの文字列 TFD は、一般的に省略可能である。

TFD 形式データ 2 (TFD 制御子) については、一般に省略できない。しかしながら、マルチ明細制御子 (マルチ明細ヘッダー、改行マーク及びマルチ明細トレーラー) は、条件により省略できることがある (2-3-7 参照)。

2.3.5. TFD 制御子の機能

TFD 形式データ 2 は、TFD 制御子と呼ばれ、TFD エリアのコントロールを行う。TFD 制御子は、1 byte のバイナリーの数値であるが、ある種の TFD 制御子は制御データを保持する。制御データは固定長である (図 2-8 を参照)。

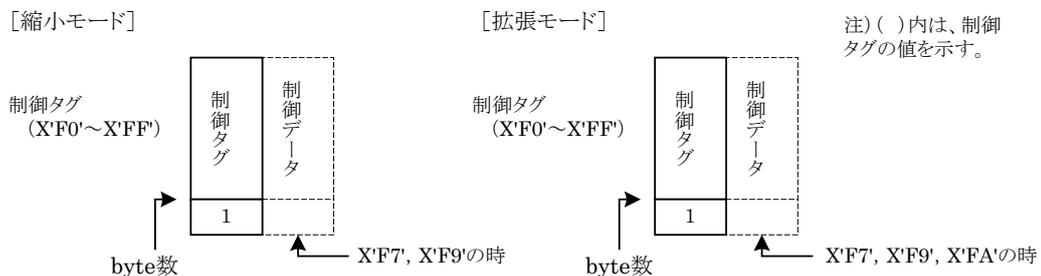


図 2-8 TFD 制御子の構造

(1) 拡張モード指示子 (240=X'F0')

TFD エリアに、この制御タグが出現すると、それより右側の TFD エリアは、拡張モードになり、拡張モードの TFD が存在すると見なす。拡張モード指示子が同一の TFD エリアに複数個存在する場合は一番左側の拡張モード指示子が有効で、それ以外は無視する (図 2-9 を参照)。

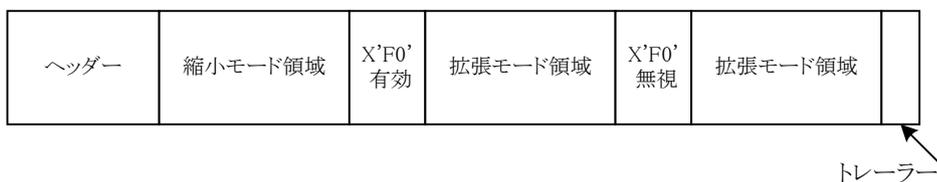


図 2-9 TFD エリアにおける拡張モード指示子の機能

(2) データ長拡張子 (242=X'F2')

データ長が 240byte 以上の時、これを付加することで、データ長が 2 byte で表現されていることを示す。この拡張子は、常に、データタグの直後でデータ長エリアの直前になければならない。

データ長の直前にデータ長拡張子 (X'F2') が付加することで、データ長の最大長が、32767byte まで拡張される。通常のトランスレータは、データ長が 240byte 以上になると自動的にデータ長拡張子 (X'F2') を付加し、データ長を 2 byte で表現する。

尚、単一項目のデータ長が 240byte 以上の時は、縮小モードでも、EIAJ シンタックスルールとは互換性がない。

(3) メッセージ長指示子 (247=X'F7')

メッセージ長指示子はメッセージ長を表す制御タグであり、制御データとして 7 byte のメッセージ長を保持する。この制御タグは、TFD エリアの先頭 (左端: 図 2-7 の TFD1 の位置) にある時のみ有効で、その他の場所に存在する時はエラーである。7byte のメッセージ長は、メッセージ・トレーラー (データセグメント・セパレーター (TYPE-E の時)) を除く、メッセージ長を表す。メッセージ長は、十進キヤラクター表現である。

メッセージ長指示子を用いる時は、メッセージ・ヘッダーのメッセージ長エリアを X'8080' にするとともに、メッセージ長指示子の長さ 8byte 分メッセージ長を増加させなければならない。メッセージ長指示子は、以下の時に用いる。

① 透過モードの時 (TYPE12)

メッセージ長が、32776 (byte) ~9999999 (byte) (メッセージ長指示子の長さ 8byte を含む) の時、図 2-10 に示すように用いる (メッセージ長が 9 (byte) ~32767 (byte) の時は、メッセージ・ヘッダーのメッセージ長で表す)。

② 非透過モードの時 (TYPE12)

メッセージ・ヘッダーのメッセージ長エリアを、X'8080'にし、図 2-10 に示すように用いる。メッセージ長は 17 (byte) ~9999999 (byte) (メッセージ長指示子の長さ 8byte を含む) が許される。

メッセージ長指示子を含む TYPE12 メッセージは、縮小モードであっても、EIAJ トランスレータでは解読不能になる。

③ TYPE-E の時

メッセージ長が、32776 (byte) ~9999999 (byte) (メッセージ長指示子の長さ 8byte を含む) の時、メッセージ長エリアを 99999 として、メッセージ長指示子により、データ長を表す (詳細は、3-3-2を参照)。

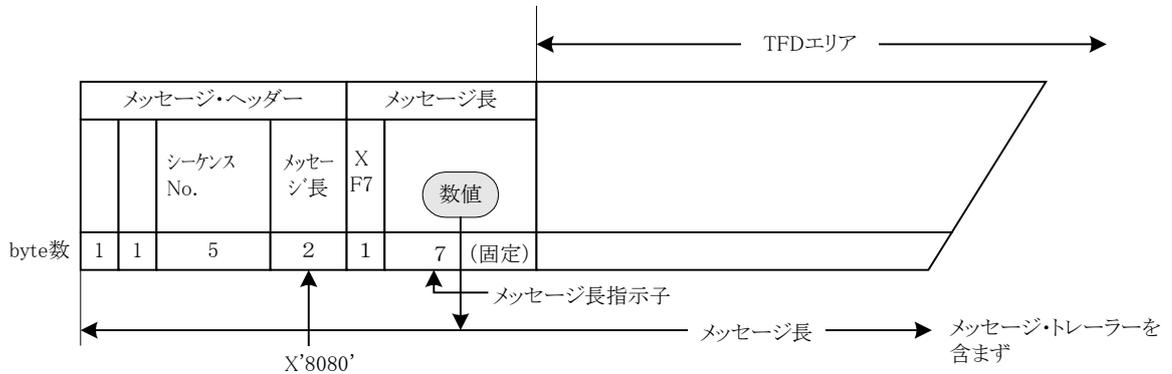


図 2-10 TYPE12 におけるメッセージ長指示子の使い方

(4) バイナリーデータ補正子 (248=X'F8')

TYPE12 の非透過モードの時、この補正子の直後の 1byte のバイナリーデータが、補正されていることを示す。補正の方法は、2-6を参照。バイナリーデータ補正子は、以下のケースの時のみ有効である。

- ① 縮小モードで、データタグ (1 byte) の直前にある時
- ② 縮小モードで、データタグ (2 byte) の直前、データタグ第 2 byte の直前にある時
- ③ 縮小/拡張モードで、レングスタグ (1 byte) の直前、データ長拡張子付レングスタグ (2 byte) の直前と第 2 byte の直前にある時

(5) インターナルセグメント指示子 (249=X'F9')

メッセージ本体内の TFD エリア内の任意の TFD の集合を、『インターナルセグメント』と定義する。インターナルセグメント指示子は、インターナルセグメントの区切りを示す (3-6も参照)。

① インターナルセグメントは、インターナルセグメント指示子 (X'F9')、マルチ明細ヘッダー (X'FA')、改行マーク (X'FB') およびマルチ明細トレーラー (X'FC') で区切られる TFD の集合である。

② マルチ明細におけるセグメント

マルチ明細のセグメントは、インターナルセグメントであり、一つの明細内にインターナルセグメント・セパレーターを設けることで、二つのインターナルセグメントに分割することも可能である。

この制御タグは、1 byte の明細番号を持つ。明細番号は、1～9 と A～Z までの 35 種類であるが、オプションとして 156 種類にすることもできる (3-6 を参照)。すなわち、一つのメッセージ内に最大 35 種類 (もしくは 156 種類) のインターナルセグメントを設定できる (3-3-2 を参照)。インターナルセグメントはオプションであり、トランスレータの処理になんらの影響も与えない。送信用トランスレータではオプション指定によって、インターナルセグメント指示子を挿入する。一方、受信用トランスレータでは、インターナルセグメント指示子を、単純に読み飛ばす (無視する)。

標準メッセージ上でインターナルセグメントを設定し、このセグメントと UN/EDIFACT におけるセグメントの構造を一致させることにより、TYPE-E と UN/EDIFACT との間の相互互換が可能になる。

尚、インターナルセグメント指示子を含む TYPE12 メッセージは、縮小モードであっても EIAJ トランスレータでは解読不能になる。

(6) マルチ明細ヘッダー (250=X'FA')

この TFD は、マルチ明細ヘッダーを表し、マルチ明細の始まりを示す (2-3-7 を参照)。

拡張モードの時は、この TFD 制御子は 1 byte の制御データを保持し (図 2-8)、マルチ明細の番号を明示する。一つの標準メッセージ内に 2 つ以上のマルチ明細がある時、この番号を用いて、明示的に、それぞれのマルチ明細を区別する。明細番号は、1 (=X'31')、2 (=X'32')、・・・、9 (=X'39')、A (=X'41')、B (=X'42')、・・・、Z (=X'5A') までの 35 種である。

尚、縮小モードの時はマルチ明細の番号の明示はなく、明細番号は常に『0』として扱う。例えば、縮小モードの時にマルチ明細が始まり、その明細が終わる前に拡張モードへ移行した時は、ゼロ番のマルチ明細として認識する。

通常送信用トランスレータは、明示的明細番号付マルチ明細を TFD エリアに組み込む時、拡張モードに移行させる。

(7) マルチ明細改行マーク (251=X'FB')

マルチ明細の 1 行の終わりを示す (2-3-7 を参照)。

(8) マルチ明細改行トレーラー (252=X'FC')

マルチ明細の終わりを示す (2-3-7 を参照)。

(9) トレーラー (メッセージ・トレーラー) (254=X'FE')

TFD エリアの終わりを示す。メッセージの終りでもある。メッセージ・トレーラーを兼ねる。

(10) その他

TFD 形式データ 1 のデータエレメントのデータ長は、縮小形式の時、最小 1 byte、最大 239 byte であり、拡張形式の時、最小 240 byte、最大 32767 byte である。いずれの場合も、0 byte は許されない。

2.3.6. データタグと項目 No.

標準メッセージやデータエレメント・ディレクトリーでは、設計やメンテナンスの合理化のために、データエレメントに整理番号を付け、項目 No.とする。CII シンタックスルールでは、この項目 No.と TFD 形式データ 1 のデータタグの値を一致させることにより、トランスレータの変換テーブルの運用を効率化させる。従って、新しい項目を標準メッセージやデータエレメント・ディレクトリーに追加する時は、ある規則に従って、その追加項目の項目 No.を定める。この規則を、項目 No.割当計画と呼ぶ。表 2-3 は、支援センターが推奨する割当計画である。

表 2-3 項目 No. 割当計画

データタグの値						データ長 自身の長 さ	項目 No. の割当 (意味及び機能)
拡張モード			縮小モード				
Hex	Dec	長さ	Hex	Dec	長さ		
0000	0	2	00	000	1	1	使用禁止
0001 ～ 00EF	1 ～ 239	2	01 ～ EF	001 ～ 239	1	1 又は 2	一般項目 (8bit 文字、16bit 文字) の項目 No.を表す。(9,X 属性のデータのみ使用し、データ長エリアが 1byte (項目データ長が 239byte 以下) の時、EIAJ 標準との互換性領域)
00F0 ～ EA5F	240 ～ 59999	2	無効	無効	無効	1 又は 2	一般項目 (8bit 文字、16bit 文字) の項目 No.を表す。
EE48 ～ EFFF	61000 ～ 61439	2	無効	無効	無効	1 又は 2	使用禁止 (リザーブ、但し、X'EF00' (=61184) ~ X'EF0F' (=61199) までは、設計画像データ識別子)

2.3.7. データの繰り返し (繰り返しルール: 表型式データ)

同一メッセージ内の TFD エリアでは、同一のデータタグ値を持つ TFD 形式データ 1 の TFD (データ項目) を 2 個以上含めることは原則としてできない。同一のデータタグ値を持つ TFD 形式データ 1 を複数個含めるためには、繰り返しルールを用いる。

(1) 単独項目の暗示的繰り返し

同一のデータタグ値の TFD を単純に複数個並べることで、同一メッセージ上で、同一項目を複数個伝送できる。この場合、同一項目 (TFD) を隣り合うように並べ、送信側と受信側でメッセージ内での項目の順番の管理を、厳密に行わなければならない。この方式は運用ミスを起こしやすく、推奨できない。なるべく、セグメント化する。

(2) マルチ明細

いくつかの TFD (データタグ値は、それぞれ異なる) を集めてセグメントとし、セグメント単位で明示的に繰り返しを行うもので、表型式データの伝送に適用する。セグメントは一つの TFD で構成してもよい。

図 2-1 1 のように、最初のセグメントの先頭にマルチ明細ヘッダー、セグメントとセグメントの間に、改行マーク、最後のセグメントの終わりに、マルチ明細トレーラーをセットする。また、必要に応じて各セグメント内の任意の TFD を省略できる。同一セグメント内のすべての TFD が省略された時は、改行マークだけが残される (図 2-1 2)。

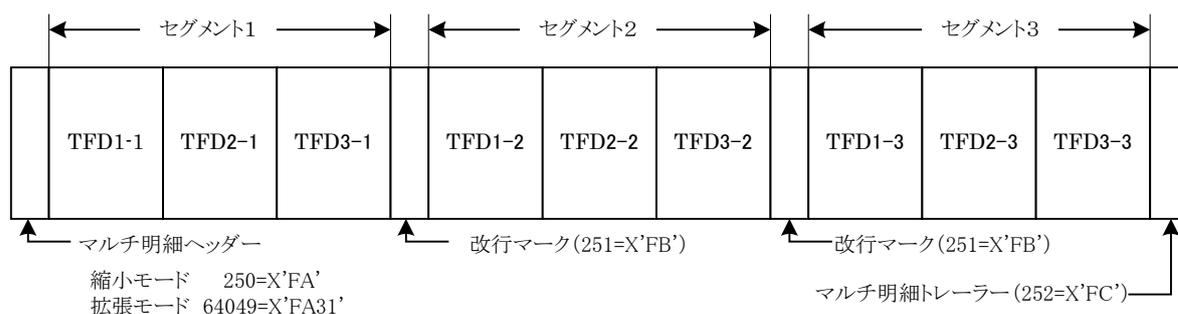


図 2-1 1 マルチ明細

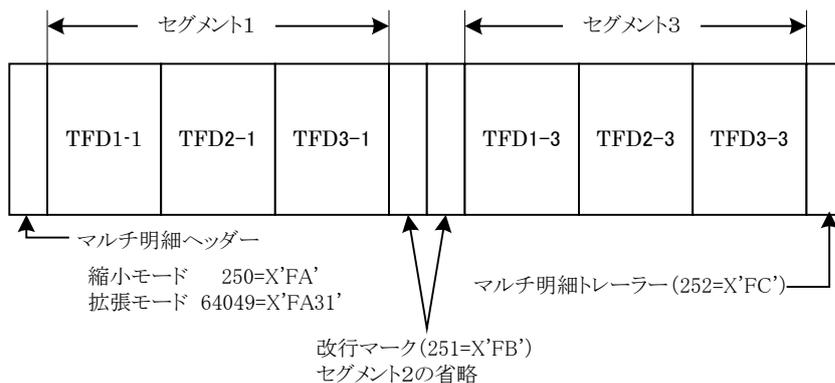
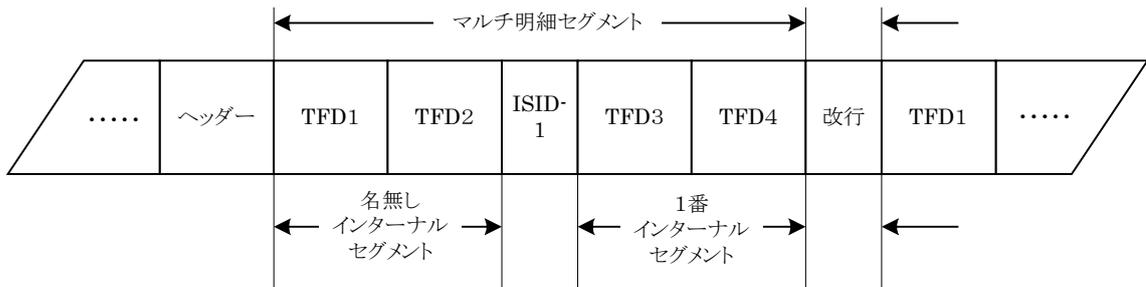


図 2-1 2 マルチ明細 (図 2-1 1 の TFD 1-2, TFD 2-2, TFD 3-2 が省略された時)

マルチ明細のセグメントの中にインターナルセグメント指示子を含めることもできる (図 2-1 3)。インターナルセグメント指示子は、マルチ明細のコントロールには何らの影響も与えない。



注1) ISID-1: インターナルセグメント識別子 (明細番号「1」)
 注2) 図の名無しインターセグメントに名前を付けるためには、TFD1の左側にインターナルセグメント識別子を挿入する。

図 2-13 マルチ明細内のインターナルセグメント

(3) マルチ明細の複数化

縮小モードでは、暗示的にマルチ明細の複数化ができる。この場合、図 2-14 に示すように、左側のマルチ明細の省略を行う時は、少なくともマルチ明細ヘッダーとマルチ明細トレーラーは残すことが望ましい。

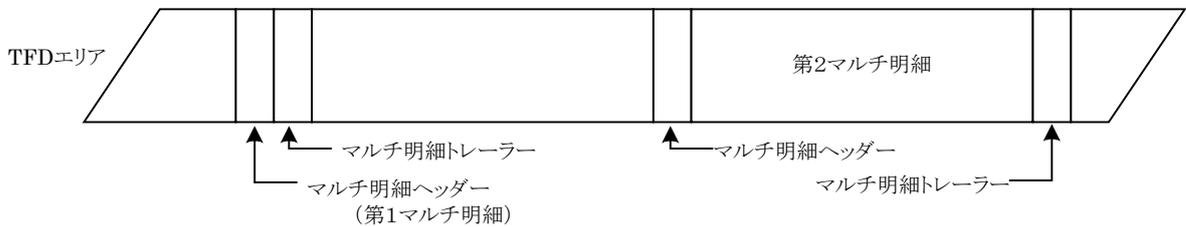


図 2-14 縮小モードにおけるマルチ明細の複数化

拡張モードでは、マルチ明細の番号によって明示的にマルチ明細の複数化を行う。この場合、任意のマルチ明細が省略可能である (図 2-15 参照)。

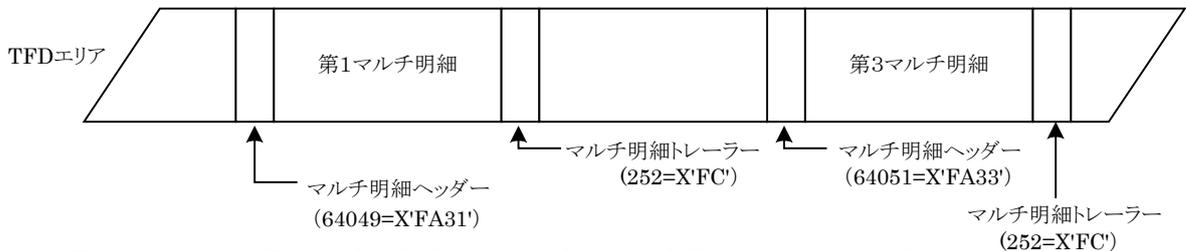


図 2-15 拡張モードにおけるマルチ明細の複数化 (第 2 マルチ明細の省略)

(4) マルチ明細のネスト化 (拡張モード)

拡張モードでは、マルチ明細のネスト化ができる。図 2-16 に示すように、3 次元以上の表型式データで用いる。各レベルでのマルチ明細ヘッダーの明細番号は、異なる番号を用いる。また、任意の TFD、セグメントおよびマルチ明細の全体を省略できる。しかしながら、レベル 2 のセグメントが省略されない場合、レベル 1 のセグメントのマルチ明細へ

ッダーとマルチ明細トレーラーは省略しないことも可能であるが、このことによって誤動作する受信用トランスレータもある。一般的に $n < m$ の時、レベル m のセグメントが省略されない場合、レベル n のマルチ明細ヘッダーとマルチ明細トレーラーを省略しない時は、注意を要する。

縮小モードでのマルチ明細のネスト化は、禁止する。多くの送信用トランスレータは、明細番号無のマルチ明細によるネスト化を検出した場合、自動的にエラー処理を行う。

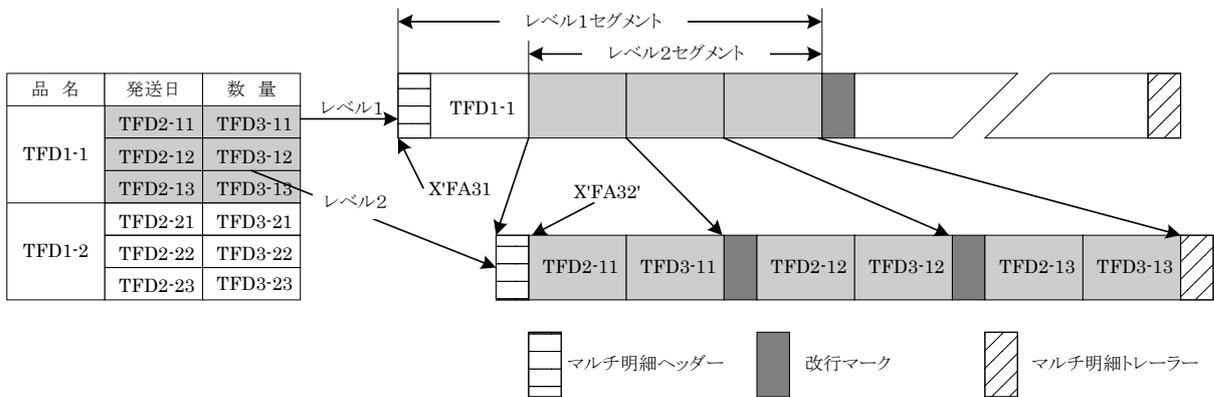


図 2-16 マルチ明細のネスティング

2.3.8. 縮小／拡張モードとマルチ明細の関係

(1) マルチ明細中での拡張モードへの移行

縮小モード中の明細番号無マルチ明細の途中で、拡張モードへ移行した時はそのマルチ明細は、『0』番の明細番号付マルチ明細と見なす。

(2) 拡張モード中の明細番号無マルチ明細

拡張モード中では、明細番号無マルチ明細ヘッダーの使用は許されない。従って、拡張モード中に明細番号無マルチ明細が出現した時（トランスレータの変換テーブルでこのような指定のケースがある）は、強制的に『0』番の明細番号を付加する。従って、拡張モードの『0』番マルチ明細と縮小モードにおけるマルチ明細は、同一明細として取り扱う。

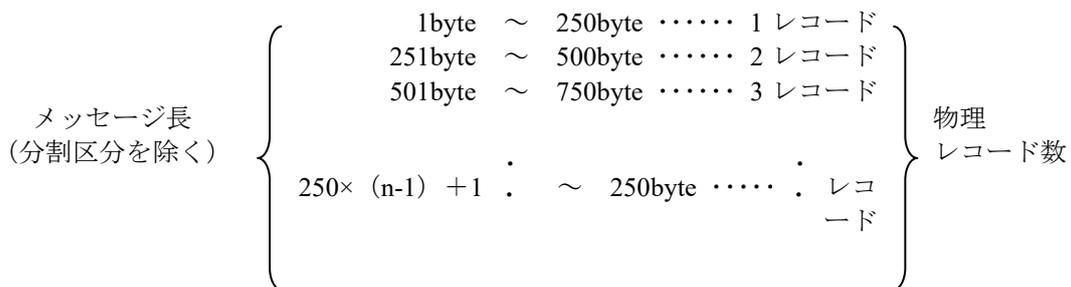
2.3.9. メッセージ・トレーラー

TFD エリアの終わりを示す TFD 制御子（1 byte の数値（254=X'FE'））で、一つのメッセージの終わりをも示す。メッセージ・トレーラーを兼ねる。

2.4. メッセージの格納構造(TYPE12 分割モード)

TYPE12 の通常モードでは一つの可変長のメッセージを一つの可変長レコードに格納する。一方、分割モードでは一つの可変長メッセージを 250byte ずつに分割して、1 個あるいは n 個の 251byte の固定長レコードに収容する。すなわち、分割モードの時はメッセージの内容自体は同一で、論理レコードへの格納方法が異なる。

レコードの分割は、以下のように行われる。



分割されたメッセージ (250byte) の左先頭に、分割区分 (1 byte) を追加した 251byte のデータを分割化レコードとする。分割区分は、レコードの順番チェックと最終レコードの検出のために、次のように付番する。文字コードは、原則として JIS-X0201 である。

1 (=X'31') → 2 (=X'32') → → 8 (X'38')

→ 1 (=X'31') → 2 (=X'32') → → 5 (=X'35') → 9 (X'39') (最終レコード)

つまり、1, 2, 3, の順で 8 まで行き、ふたたび 1 から 8 まで番号を付ける。1 ~ 8 までの繰り返しである。そして、最終レコードは、常に 9 を付ける。図 2-17 は、4 つに分割された例を示す。最終レコードの右余白には、ブランク (=X'20') を満たす。

尚、メッセージ長が 250byte 以下の時 (分割区分を除く) は、1 レコードに格納され、分割区分は、9=X'39' である。

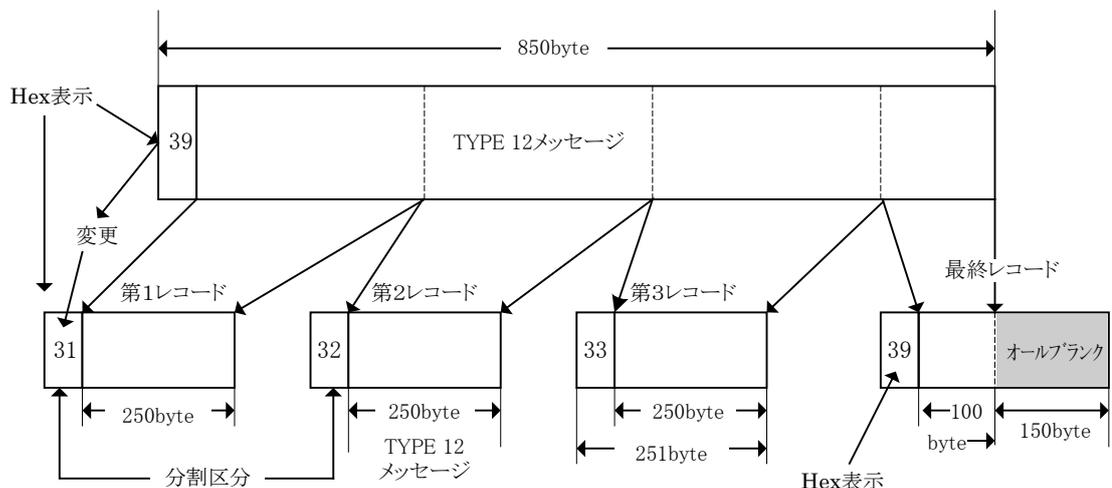


図 2-17 TYPE12 分割化固定長レコード (4 分割の例)

2.5. メッセージグループ・トレーラー

メッセージグループ・トレーラーは、TYPE12 で用いられるトレーラーで、図 2-18 で示す 251byte の固定フォーマットである。一つのメッセージグループ・トレーラーは、一つの 251byte 長のレコードに格納される。

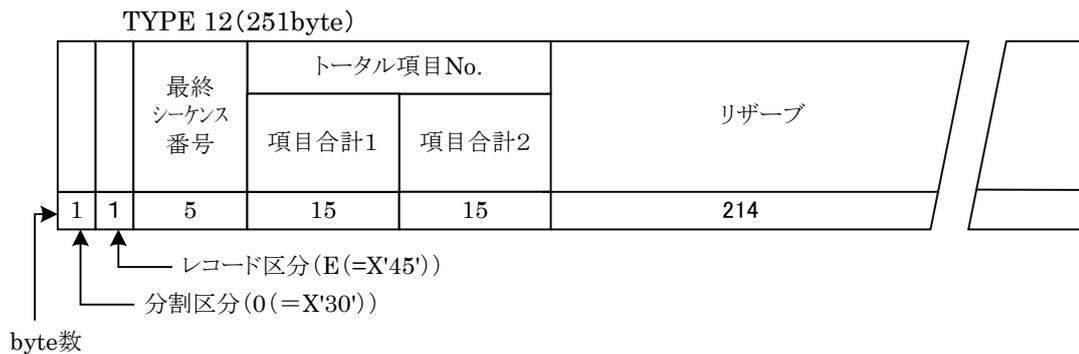


図 2-18 メッセージグループ・トレーラー (TYPE12)

2.5.1. メッセージグループ・トレーラーの詳細

- ① 分割区分 (0 (=X'30'))
ヘッダーもしくはトレーラー・レコードであることを示す。
- ② レコード区分 (E (=X'45'))
メッセージグループ・トレーラーであることを示す。
- ③ 最終シーケンス No. (数値 15 桁アンパック型式)
直前のメッセージのシーケンス No.である。すなわち、メッセージの数を表す。メッセージが 0 件の時は、0 になる。文字コードは JIS-X0201 を用いる。
- ④ トータル項目 No.
 - a. 項目合計 1 (数値 15 桁アンパック型式)
チェック用トータル数値 1、文字コードは、JIS-X0201 を用いる。
 - b. 項目合計 2 (数値 15 桁アンパック型式)
チェック用トータル数値 2、文字コードは、JIS-X0201 を用いる。
- ⑤ リザーブ (文字 214byte)
将来の拡張エリア (all ブランク=X'20')

2.5.2. チェック用トータル数値の算出方法

[CI-NET では、トータル項目 No.によるチェックは行わない。理由は「2-2 メッセージ

CII シンタックスルール 1.11 および 1.51 (抜粋)

グループヘッダ「第 2 トータル項目ナンバー」に加筆した注釈を参照。]

メッセージグループ・ヘッダーで指定された項目 No. (データ・タグ値) の数値データをメッセージ中から取り出し、全体の桁数が 15 桁より小さい時は、左側に 0 を必要な数だけ追加し全体の桁数が 16 桁以上の時は、16 桁以上をカットして 15 桁にして、加算する。和が 16 桁以上になる時は、その都度 16 桁以上をカットして 15 桁にする。一つのメッセージグループ内にある指定された TFD の数値 (データ部) の総計を、チェック用トータル数値とする。項目 1 と項目 2 それぞれ独立に計算する。

メッセージグループ・ヘッダーの拡張モード指示子で、縮小モード (ブランク又は S) が設定されている場合には、第 1 トータル項目ナンバー・エリアに設定された 3 桁の項目 No. (データタグ) で示される TFD のデータ部の数値を用いてチェック値を計算し、拡張モード (E) が設定されている場合には、第 2 トータル項目ナンバー・エリアに設定された 5 桁の項目 No. (データタグ) で示される TFD のデータ部の数値を用いてチェック値を計算する。

計算に用いる数値は、TFD 形式における数値データをそのまま用いる。N 形式の数値データの時は、正負の符号と小数点を無視して用いる。特に、N 形式において送信用のトランスレータの不具合により、省略可能な右側の LSB にゼロが存在する場合がある (図 2-19)。この場合はゼロを無視しないで計算を行う。

ブランク (=X'20') または 0 (=X'30') の項目 No. が指定された場合には、項目合計については、チェック用トータル数値を算出せず 0 (=X'30') とする。

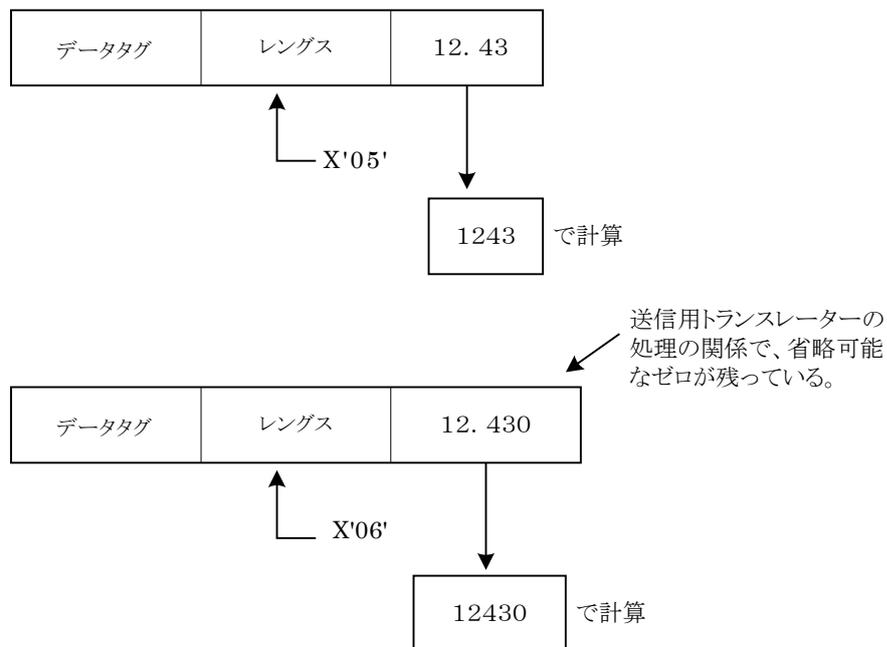


図 2-19 N 形式データにおけるトータル・チェック値計算用の数値

CII シンタックスルールにおけるチェック用トータル数値の算出方法は、EIAJ シンタックスルールにおけるそれとは異なるので、縮小モードにおいて互換性を持たせるためには、9 属性で小

数点以下の桁数が 3 桁で定義されているデータ項目を、第 1 トータル項目ナンバー・エリアに設定しなければならない。

CII シンタックスルール 1.11 および 1.51 (抜粋)

2.6. 非透過モード時の文字コードの変換およびバイナリーデータの補正

【省略】

3. CII シンタックスルールの詳細(TYPE-E)

【省略】

4. システム運用電文フォーマット

システム運用電文は、データ交換に係わるシステム運用を円滑に行うためにあるメッセージであり、受信確認メッセージとゼロ件メッセージの2種類がある。

受信確認メッセージとは、業務メッセージの受信済ステータスを、業務メッセージの受信者から送信者へ知らせるメッセージであり、このメッセージの発信は、業務上の約束の成立を意味しない。例えば、発注メッセージの受信済ステータスをこのメッセージで送信者へ通知しても、発注契約は成立しない。受信確認メッセージは、システム上の電文受信が成立したことを、送信者に伝達するものである。

ゼロ件メッセージは、受信者に対して、送信すべきメッセージ件数がゼロ（無）であることを伝達するために用いるメッセージである。

4.1. 受信確認メッセージの確認(TYPE12)

TYPE12 の受信確認メッセージの構造を、図 4-1 に示す。

以下に、TYPE12 の受信確認メッセージの詳細を示す。文字コードは、JIS-X0201 を使用する。

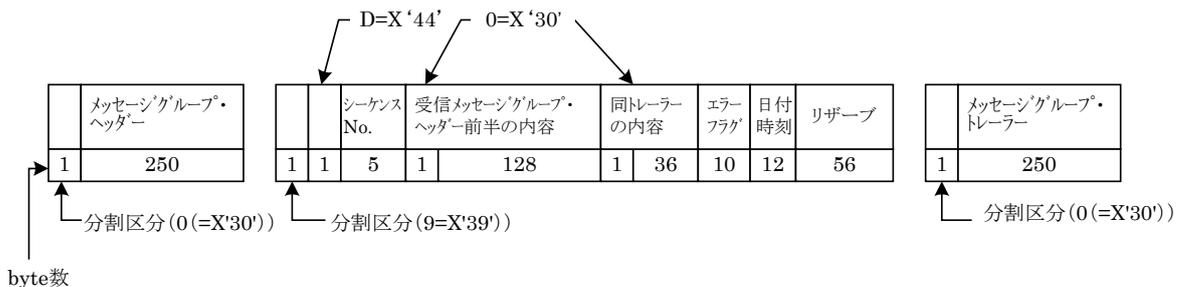


図 4-1 TYPE12 の受信確認メッセージ

① メッセージグループ・ヘッダー (文字 251byte)

図 2-6 と同一の固定フォーマット

a. 情報区分コード (文字 4 byte)	9001 (=X'39303031')
b. トータル項目ナンバ (文字 3 byte×2)	all ブランク (=X'20') (ハッシュ・トータル無)
c. フォーマット ID (文字 2 byte)	受信確認電文 20 (=X'3230')
d. その他の項目	図 2-6 と同一内容

② 受信確認メッセージ (文字 251byte)

a. レコード区分 (文字 1 byte)	データレコード (受信確認メッセージ) であることを示す (D (=X'44'))。
b. シーケンス No. (数値 5 byte)	通常、00001 (=X'3030303031')
c. 受信メッセージグループ・ヘッダーの内容 (文字 129byte)	受信に成功したメッセージグループ・ヘッダーの分割識別子～作成日付時刻までの 129byte のコピー
d. 同トレーラーの内容 (文字 37byte)	受信に成功したメッセージグループ・トレーラーの分割識別子～トータル項目 No. (項目合計 2) までの 37byte のコピー
e. エラーフラグ (文字 2 byte×5)	受信側で、受信用トランスレータでメッセージグループを処理した時発生したエラーのエラーコードをセットする。受信用トランスレータで検出したエラーのエラーコードを検出順に最大 5 個までセットできる。エラーコードは、表 4-1 を用いる。 all ブランク (=X'20') か all ゼロ (=X'30') の時、エラー無とする。
f. (作成) 日付時刻 (文字 12byte)	当該受信確認メッセージの作成時刻 (YYMMDDHHMMSS タイプ)
g. リザーブ (文字 56byte)	将来の拡張エリア (all ブランク (=X'20'))

③ メッセージグループ・トレーラー (文字 251byte)

図 2-18 と同一の固定フォーマット

a. 最終シーケンス番号 (数値 5 byte)	通常、00001 (=X'3030303031')
b. トータル項目 No. (数値 15byte×2)	all ブランク (=X'20') (ハッシュ・トータル無)
c. その他の項目	図 2-18 と同一内容

尚、受信確認メッセージは、一組のメッセージグループ・ヘッダーとメッセージグループ・トレーラーの中に、複数個入れることも可能である。

表 4-1 受信確認電文で表示されるエラーコード

エラーコード	エラー内容
△△ (ブランク)	エラーなし
00	エラーなし
01	取決め以外の情報区分コード (トランスレータの構造によっては、出力されない)
02	メッセージグループ・ヘッダーが見つからない
03	メッセージグループ・トレーラーが見つからない
04	シンタックス ID の不正
05	分割区分シーケンスエラー
10	未定義制御タグの検出
11	不正データタグ検出
12	マルチ明細ヘッダーが実行形式 SM テーブル上にない
13	マルチ明細トレーラーが実行形式 SM テーブル上にない
14	固有側 (標準側) の繰り返しが標準側 (固有側) 繰り返しを超えた
15	データのレングスが最大値を超えた
16	チェック・サム項目の値が数値でない
17	数値変換の項目の値が数値でない
18	標準側データ長が固有側データ長より大きい
19	レコード区分が D でない (メッセージが見つからない)
20	過大レコード長
21	メッセージ・トレーラー (X 'FE') がない
22	負のデータ有り (9 属性の時など)
30	シーケンス No. が昇順ではない
31	チェック・サムの数値がメッセージグループ・トレーラー上の数値と一致しない
32	実行形式 SM テーブルサーチ不能
33	不正文字コードの検出
34	非透過モード時のメッセージ長不正
35	縮小モード中のマルチ明細のネスト、もしくは拡張モードマルチ明細ヘッダー有り
36	Y 属性 (日付) データの不正
40	UNA セグメントの不正
41	UNB セグメント無し
42	UNH セグメント無し
43	UNT セグメント無し
44	UNZ セグメント無し
99	その他のエラー

4.2. 受信確認メッセージの構造(TYPE-E)

【省略】

4.3. ゼロ件メッセージの構造

ゼロ件メッセージは、図4-3に示すように、TYPE12については、メッセージのない(0件)メッセージグループ・ヘッダーとメッセージグループ・トレーラーの対である。

TYPE12のゼロ件メッセージでは、メッセージグループ・ヘッダー及びメッセージグループ・トレーラーの中のトータル項目 No.を、すべて空白(=X'20')としてハッシュ・トータル・チェックをバイパスし、さらに、メッセージグループ・トレーラーの中の最終シーケンス番号をゼロ(メッセージ無)とする。

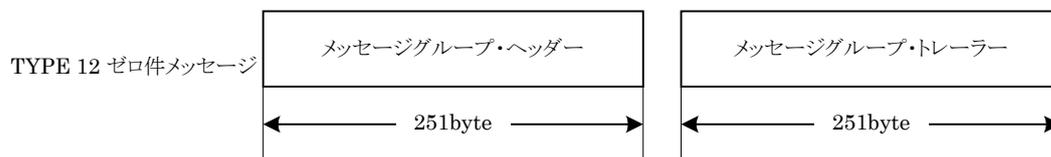


図4-3 ゼロ件メッセージの構造

5. 設計画像 EDI 用拡張仕様

[ここで「設計画像データ」と表示されているデータは、CI-NET で「技術データ」と定義しているデータと同義である。]

本拡張仕様は、設計画像 EDI 用に、CII シンタックスルール 1.11 に設計画像データ格納機能を追加したものである。拡張された CII シンタックスルールは、バージョン 1.51 として区別される。バージョン 1.51 は、TYPE12、通常/分割モード、透過モード、拡張モードの延長上で定義される。図 5-1 のように、設計画像データオプションが追加され、このオプションの無い規格がバージョン 1.11 である。

また、バージョン 1.51 は常に拡張モードとして定義される。

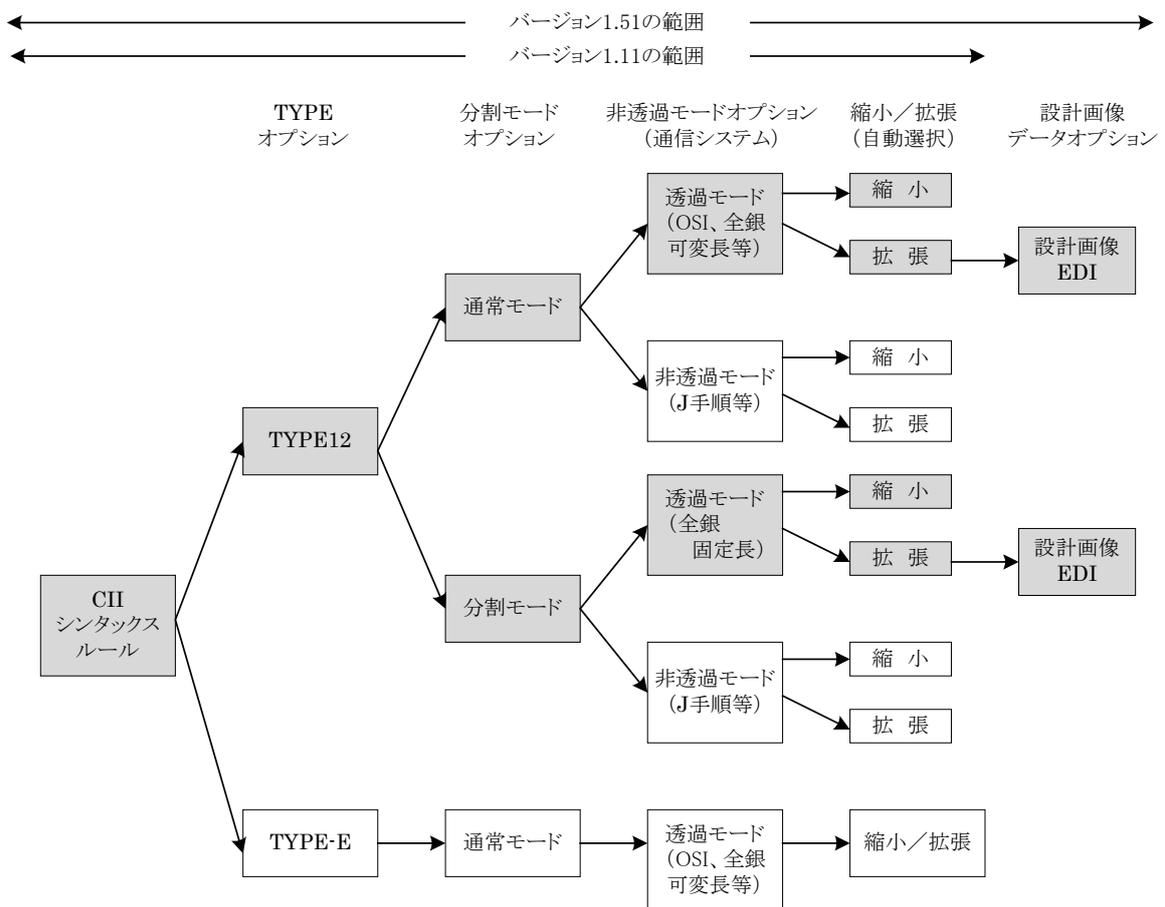


図 5-1 CII シンタックスルールの 1.11 と 1.51

CII シンタックスルール 1.51 は CII シンタックスルール 1.11 を完全に包含している。以下では、CII シンタックスルール 1.51 によって拡張された部分の仕様を記述する。

5.1. メッセージ／設計画像データと交換の階層

CII シンタックスルール 1.51 では、新たに『設計画像データ』が定義される。設計画像データはメッセージと同等の位置づけを持っており、メッセージグループは、メッセージと設計画像データで構成される。メッセージと設計画像データを任意にメッセージグループに含めることができ、メッセージグループは以下の3種が存在可能となる。また、交換の階層は、図5-2のようになる。

- ① メッセージだけのメッセージグループ (従来のメッセージグループに相当)
- ② メッセージと設計画像データの混在
- ③ 設計画像データだけのメッセージグループ

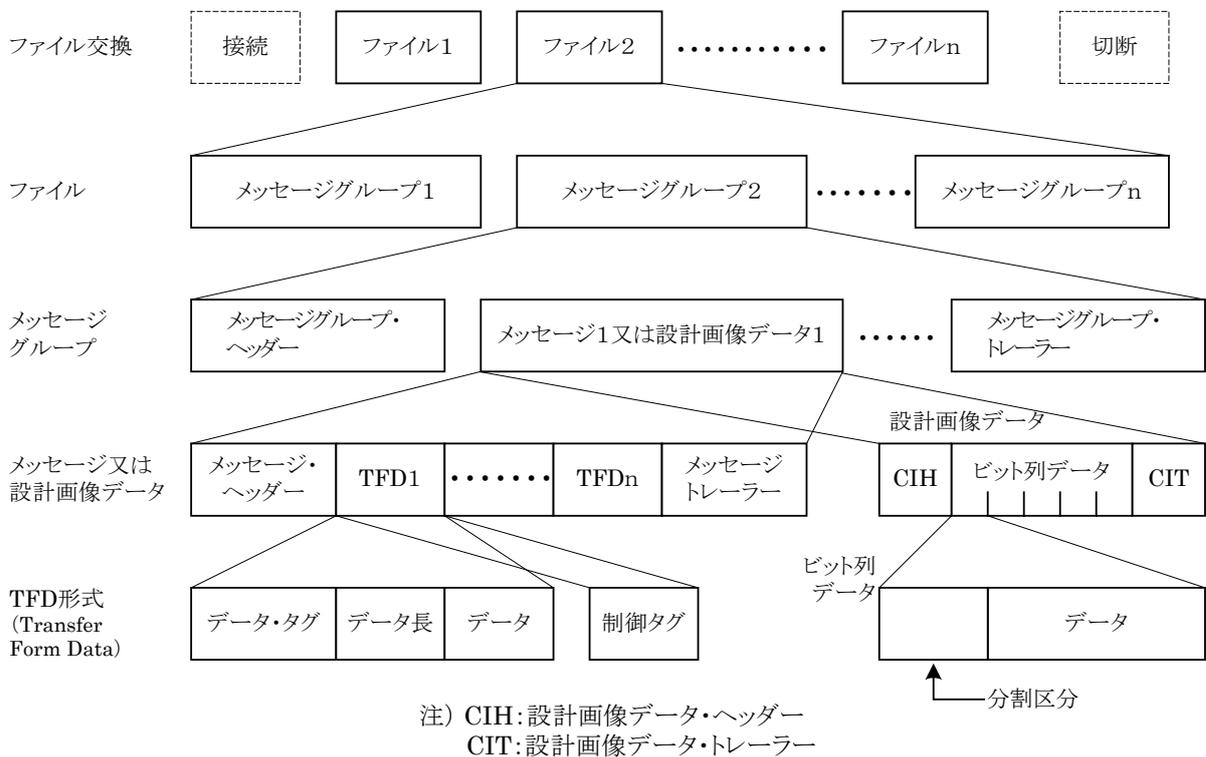


図5-2 CII シンタックスルール 1.51 の交換の階層

- ① 分割区分 (1 byte : X'40')
- 設計画像データのヘッダーかトレーラーであることを表す。
- ② ヘッダー表示 (1 byte : X'48')
- 設計画像データのヘッダーであることを表す。
- ③ シーケンス No. (5 byte : 数字 (文字コードは JIS-X0201 (表 1-1 参照)))
- メッセージヘッダーのシーケンス No. と同一の意味をもっており、メッセージヘッダーと設計画像データ・ヘッダーを区別せずに、1 から 1 つずつ昇順に付番する。
- ④ 番号 (4 byte : 数字 (文字コードは JIS-X0201 (表 1-1 参照)))
- 同一メッセージグループ内で、設計画像データとメッセージの論理的関係を示す『番号』で、同一の『番号』を持つ設計画像データとメッセージが論理的関係にあることを表す。尚、メッセージ内では、タグ番号'EF00 (=61184)' の TFD が、この『番号』の項目になる。番号の値そのものは運用で決めるが、通常必要な範囲においてユニークでなければならない。
- ⑤ ファイル識別名 (80byte : 文字 (文字コードは JIS-X0201 (表 1-1 参照)))
- 設計画像データをローカルに保存するときのファイル名で、左詰めにセットし余りはblankで満たす。ファイル名そのものは運用で決めるが、通常必要な範囲においてユニークでなければならない。
- ⑥ フォーマット識別名 (32byte : 文字 (文字コードは JIS-X0201 (表 1-1 参照)))
- 設計画像データそのもの (ビット列データ) のフォーマットを表す識別名で、左詰めにセットし余りはblankで満たす。識別名そのものは運用で決める。
- ⑦ 圧縮識別名 (32byte : 文字 (文字コードは JIS-X0201 (表 1-1 参照)))
- 設計画像データそのもの (ビット列データ) のデータ圧縮方法を表す識別名で、左詰めにセットし余りはblankで満たす。識別名そのものは運用で決める。

5.3.2. ビット列データのフォーマット

ビット列データは設計画像データの本体である。ビット列ではあるが、伝送単位は 8bit (1 byte) 単位である。251bit のような 8 の倍数でないビット列は扱わない。

ビット列データのフォーマットは、通常モード時と分割モード時で異なっており、通常モード時は 32001byte、分割モード時は 251byte の固定長フォーマットになっている。

図 5-4 にフォーマットを示す。尚、ビット列データそのもののフォーマットについては、本シンタックスルールで規定されない。運用で決定する。

- ① 分割区分 (1 byte)
- ビット列データであることを示す。(X'41'~X'48'のシーケンスの繰り返し、最後のレコードは、X'49')
- ② データ
- 設計画像データそのものである。シンタックスルール上は、単純なビット列である。

CII シンタックスルール 1.11 および 1.51 (抜粋)

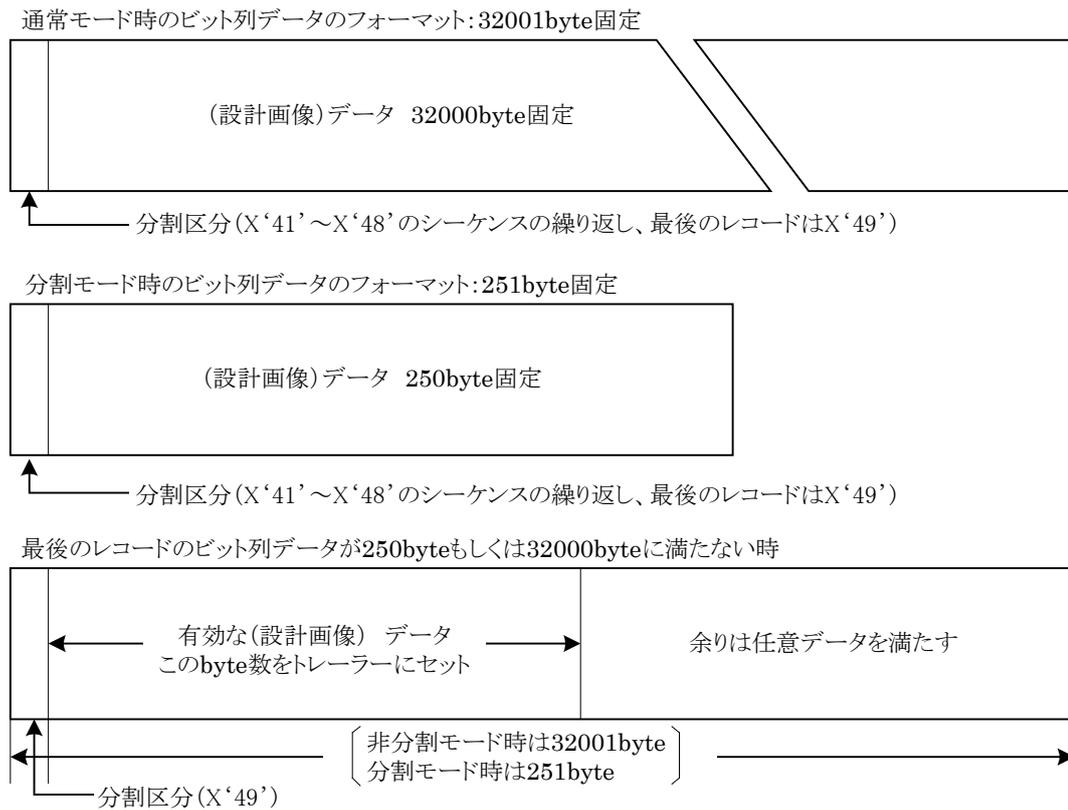
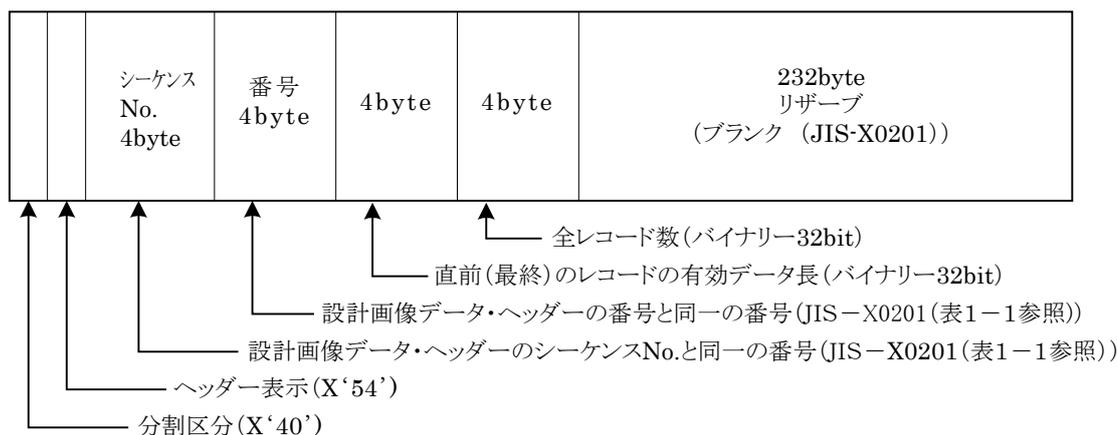


図5-4 ビット列データのフォーマット

5.3.3. 設計画像データ・トレーラーのフォーマット

設計画像データ・トレーラーは、251byte の固定フォーマットで図 5-5 の構造である。

- ① 分割区分 (1 byte : X'40')
設計画像データのヘッダーかトレーラーであることを表す。
- ② ヘッダー表示 (1 byte : X'54')
設計画像データのトレーラーであることを表す。
- ③ シーケンス No. (5 byte : 数字 (文字コードは JIS-X0201 (表 1-1 参照))
設計画像データ・ヘッダーのシーケンス No. と同一の番号とする。
- ④ 番号 (4 byte : 数字 (文字コードは JIS-X0201 (表 1-1 参照))
設計画像データ・ヘッダーの『番号』と同一の番号とする。
- ⑤ 直前 (最終) のレコードの有効データ長 (バイナリー32bit)
ビット列データは、格納構造にしたがって複数の固定長のレコードに分割して格納される。この場合、一般的に最後のレコードに端数のデータが発生する。有効データ長は、その端数の長さを表している。数値の 1 が 1 byte に相当し、以下、2 が 2 byte に、n が n byte に相当する。
- ⑥ 全レコード数 (バイナリー32bit)
設計画像データは、格納構造にしたがって複数の固定長のレコードに分割して格納する。全レコード数は、そのレコード数を表す (設計画像データ・ヘッダーと設計画像データ・トレーラーを含む)。



注) 全レコード数とは、一つの設計画像データのレコード数 (ヘッダーとトレーラーを含む)

図 5-5 設計画像データ・トレーラーのフォーマット

5.4. 設計画像データの格納構造

設計画像データは、通常モード時も分割モード時も固定長であり、下記のように格納する。(図5-6参照)

(1) 通常モード時

設計画像データ・ヘッダー (251byte) と設計画像データ・トレーラー (251byte) は、それぞれ一つの可変長レコードに格納する。そして、ビット列データは、32001byteの固定長データを一つの可変長レコードに格納する。

(2) 分割モード時

設計画像データ・ヘッダー (251byte) と設計画像データ・トレーラー (251byte) は、それぞれ一つの固定長レコードに格納する。そして、ビット列データは、251byteの固定長データを一つの固定長レコードに格納する。

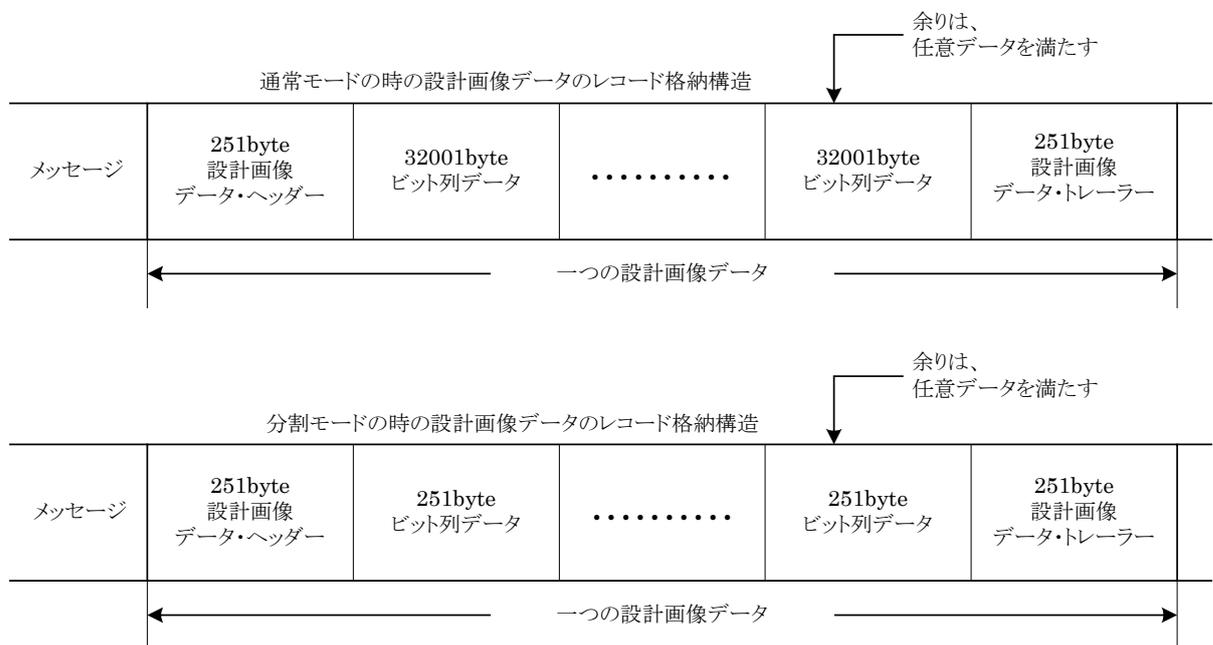


図5-6 設計画像データの格納構造

(3) 分割区分のシーケンス (各レコードの最初 1 byte)

- ① 設計画像データ・ヘッダー.....X'40'
- ② ビット列データ.....X'41'~X'48'の繰り返しシーケンス
最後のレコード (設計画像データ・トレーラー直前のレコード) は、X'49'
- ③ 設計画像データ・トレーラー.....X'40'

5.5. 設計画像 EDI 専用データタグ番号

【省略】

5.6. 補 足(トランスレータにおける設計画像データ指示子の位置づけ)

5.6.1. 送信側トランスレータ

- ① 変換テーブルには、設計画像特殊 TFD が通常のデータ項目と同様に定義される。
- ② 変換テーブルで示されるローカルエリアには、設計画像データに関する情報が記述される。
- ③ 設計画像データは、一つのデータで一つのファイルを構成するのが望ましい。この場合は、『ファイルアクセスに関する記述』は、ファイル名のみでよい。そうでない場合は、ファイル名とアクセスキーの記述が必要になる。
- ④ 通常のトランスレータでは『番号』を自動採番(昇順)する。『ファイル識別名』『フォーマット識別名』『圧縮識別名』『ファイル名メモ』『任意メッセージ』は、ユーザーが適当な値を設定しなければならない。
- ⑤ 変換テーブルには、メッセージパス機能が必要である。即ち、通常はメッセージと設計画像データ混在で生成するが(最小のメッセージは、設計画像特殊 TFD のみとなる)、パス機能によりメッセージの作成を抑止する。

5.6.2. 受信側トランスレータ

- ① 変換テーブルには、設計画像データ指示子が通常のデータ項目と同様に定義される。
- ② 変換テーブルで示されるローカルエリアには、設計画像データに関する情報が、受信メッセージ(設計・画像データ)から展開される。この情報は通常、メッセージの方から展開される。
- ③ 『ファイルアクセスに関する記述』は、トランスレータが自動発生し、ユーザー側にその値を通知するエリアとなる。
- ④ 『ファイルアクセスに関する記述』は、受信した設計画像データを書き込むファイルを指示する
- ⑤ トランスレータが『ファイルアクセスに関する記述』を自動発生する方法として、以下に示すような複数の方法の中から、ユーザーが選択できるようにする。
 - a. あらかじめ、ファイル名列をトランスレータに与え、その中からトランスレータが自動選択する。
 - b. プレフィックス(数文字)をトランスレータに与え、トランスレータがそれに4桁の番号を追加し、ファイル名とする。
 - c. ファイル名をトランスレータに与え、アクセスキー(数字6桁程度)をトランスレー

CII シンタックスルール 1.11 および 1.51 (抜粋)

タが『000001』から昇順に付番する方式 (メインフレーム向き)。

- ⑥ 設計画像データをファイルへ書き込むとき、メッセージ関係とは別のユーザーインターフェイスエリアを用意しておき、ここへ、ハンドリングした設計画像データのヘッダー情報をおとす。

III 附属資料

【省略】

CII シンタックスルール 1.11 および 1.51 (抜粋)

III 附属資料

【省略】

CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.7

2019年9月 発行

編集・発行 一般財団法人 建設業振興基金

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-2-12
虎ノ門 4 丁目 MT ビル 2 号館

TEL : 03-5473-4573

FAX : 03-5473-4580

E-mail : ci-net@kensetsu-kikin.or.jp

URL : <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/>

不許複製

CII シンタックスルール 1.11 および 1.51 (抜粋)

本資料を利用する場合あるいはソフト等を開発し販売を行う場合（製品の販売を目的とした開発）は、事前にご相談ください。

CI-NET標準ビジネスプロトコル Ver.1.7

2019年9月30日 発行

【禁無断転載】

発行 一般財団法人 建設業振興基金

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-2-12
虎ノ門 4 丁目MTビル2号館

tel. : 03-5473-4573

fax. : 03-5473-4580

e-mail : ci-net@fcip.jp

URL : <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/>